

JICA横浜 海外移住資料館

研究紀要

16

2021年度

論文

複数の移住・移動と「家族」からみるアメリカ・センサス：
1860年のサンフランシスコにおける諸史料の検証

菅(七戸) 美弥

「ワカマツ・コロニー」以後の人の移動とネットワーク
—柳澤米子を中心に—

北脇 実千代

田中貞吉再考 —日本人ペルー移住とラテンアメリカの富源— (中)

柳田 利夫

研究ノート

Locating Shipwrecked Persons in the Discussion to “Open” Japan
日本「開国」をめぐる議論にみる人の移動について

小澤 智子

資料紹介

戦後カナダ移住に関する基礎史料 —外務省外交史料館所蔵史料—

飯野 正子
高村 宏子
原口 邦紘
木野 淳子

【第二回 JICA 海外移住懸賞論文 最優秀賞】

異境での戦時体験を記録して
— マリオ・ボテーリョ・デ・ミランダと岸本昂一を事例に —

ソアレス モッタ フェリッペ アウグスト

【第二回 JICA 海外移住懸賞論文 優秀賞】

ディアスポラ・ナショナリズムとしてのカチマケ抗争再考：
バストスとレジストロの比較を通じて

柴田 寛之

はじめに

独立行政法人国際協力機構 横浜センター 海外移住資料館は、ハワイを含む北米及び中南米地域を中心に、日本人の海外移住の歴史や日系人・日系社会についての資料の展示、資料収集・保管、教育普及、調査研究を行っています。

『研究紀要』は当館の調査研究活動の一環として、海外移住に関する知識を広く普及することを目的に発刊しており、海外移住資料館の展示だけではお伝えしきれない海外移住・日系社会の各テーマについてより深い研究の成果を発表するものです。

本号では、論文3編、研究ノート1編、外交史料館所蔵史料の紹介1編、及び第二回 JICA 海外移住「論文」及び「エッセイ・評論」募集における「論文部門」の最優秀賞と優秀賞の論文2編を掲載することができ、移住に関する多岐にわたるテーマを掘り下げる内容となっております。

2021年度も、前年からのコロナ禍の影響が続く一年になりました。一方で、オンラインによる講演会やイベントの実施（計13回）、バーチャルでの資料館の展示紹介など、環境の変化に合わせた発信に工夫を重ねてまいりました。

また、昨年より取り組んできた開館20周年（2022年）に向けた常設展示室のリニューアルも、本紀要を監修頂いている学術委員の先生方をはじめ多くの学識経験者のご指導を受け完成いたしました。本リニューアルにより展示内容の一層の充実や、バリアフリーの推進、展示手法の改善（多言語化、体験/体感/参加型、音声ガイド等の導入）が図られたと考えます。

今後も日本人の海外移住及び日系社会の足跡や、日系人の国内外での活躍、日本との繋がりを多くの方に知って頂くべく、展示、資料収集、教育普及及び調査研究活動を推進していく所存です。

引き続きご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

2022年3月

JICA 横浜センター 海外移住資料館
館長 中根 卓

『研究紀要』第16号の発刊によせて

海外移住資料館『研究紀要』第16号が、多くの方々のお力添えを得て完成いたしましたので、お手元にお届けいたします。当資料館の調査・研究・広報の成果が、ここに掲載されておりますので、ご覧ください。当資料館の目的である「海外移住と日系人社会に関する知識の普及」と「移住に関する資料・情報の整備と提供」を達成するための努力がこのような形で達成されたわけで、それを、皆様と共有でき、関係者一同、大変うれしく、誇らしく思っております。みなさまのご協力、ご尽力に、深く感謝いたします。

学術委員会が中心となって立ち上げ、今年度、進行してきました学術研究プロジェクトは、以下の3つです。それぞれの研究概要は、本号の190～191ページに記されていますので、ご参照ください。

- 1 個人記録と移民史記述に関する多角的検討
- 2 海外移動・移送と「絆」の視点からみるグローバルヒストリー
- 3 日系カナダ人の経験を通してみる戦後の日加関係

コロナ禍の影響のもと、最近では現地調査が叶わないなど、研究プロジェクトの活動も大きな変化を余儀なくされましたが、どのプロジェクトも、オンラインでの研究会や講演会を実施するなど、知恵を絞り、テクノロジーの助けを得て、活発に活動してきました。そして、多様な側面から「移住・移動」について研究を深め、その成果を外部的に向けて発信しています。またプロジェクトが、その活動の一環として収集した貴重な史資料を整理し、今後さらなる研究に役立ててもらおうべく、昨年度に続き、当資料館に寄贈した例もあります。これらの例からわかりますように、これらのプロジェクトが、いろいろな形で成果を一般の方々にじかに伝える役割を果たし、今後、当資料館のアーカイブの充実に貢献することは確実です。今号の『研究紀要』には、上記プロジェクトの成果の一部が、論文や研究ノートとして掲載されています。加えて、本号には、JICA 海外移住懸賞論文の最優秀賞と優秀賞を得た論文2編も掲載されております。移住研究への深い関心が示されている立派な成果です。

『研究紀要』に掲載された成果が海外・国内の関連諸機関との連携につながる例や、研究過程におけるそれら諸機関との協力の例も多々みられます。これも海外移住資料館の目的の一つであり、喜ばしい発展です。今後も、このような連携がさらに広がり深まっていくことを願う次第です。

この『研究紀要』が読者および関係者のみなさまのご支援を得てさらに成長し、これを通して、海外移住資料館の重要な活動の一端が、より多くの方に認識・理解していただけますよう、願っております。

飯野 正子
海外移住資料館学術委員会委員長
(津田塾大学理事・名誉教授)

研究紀要

〈目 次〉

はじめに
『研究紀要』第16号の発刊によせて

中根 卓
飯野 正子

論 文

- 複数の移住・移動と「家族」からみるアメリカ・センサス：
1860年のサンフランシスコにおける諸史料の検証 1
菅(七戸) 美弥
- 「ワカマツ・コロニー」以後の人の移動とネットワーク
— 柳澤米子を中心に — 29
北脇 実千代
- 田中貞吉再考 — 日本人ペルー移住とラテンアメリカの富源 — (中) 49
柳田 利夫

研究ノート

- Locating Shipwrecked Persons in the Discussion to “Open” Japan
日本「開国」をめぐる議論にみる人の移動について 105
小澤 智子

資料紹介

- 戦後カナダ移住に関する基礎史料 — 外務省外交史料館所蔵史料 — 131
飯野 正子
高村 宏子
原口 邦紘
木野 淳子

【第二回 JICA 海外移住懸賞論文 最優秀賞】

- 異境での戦時体験を記録して
— マリオ・ポテーリョ・デ・ミランダと岸本昂一を事例に — 153
ソアレス モッタ フェリッペ アウグスト

【第二回 JICA 海外移住懸賞論文 優秀賞】

- ディアスポラ・ナショナリズムとしてのカチマケ抗争再考：
バストスとレジストロの比較を通じて 171
柴田 寛之

学術研究プロジェクト一覧 190

Journal of the Japanese Overseas Migration Museum

CONTENTS

Preface
On Publishing the Journal of the JOMM Suguru Nakane
Masako Iino

Articles

The Impact of Migrations and the Definition of “Family”
on Collection of U.S. Census Data:
Insights from the 1860 Census and Other Primary Sources 1
Miya Shichinohe-Suga

Transnational Mobility and Network after the “Wakamatsu Colony”:
The Life of Yoneko Yanagisawa in the U.S. and Japan 29
Michiyo Kitawaki

Reconsidering Teikichi Tanaka — Japanese Emigration to Peru
and Latin America as Sources of Wealth 49
Toshio Yanagida

Research Notes

Locating Shipwrecked Persons in the Discussion to “Open” Japan 105
Tomoko Ozawa

Review on Scholarly Materials

The Documents Relating to the Japanese Emigration to Canada
after World War II, in the Collection of the Diplomatic Archives, MOFA ... 131
Masako Iino
Hiroko Takamura
Kunihiro Haraguchi
Junko Kino

[Grand Prize (Scholarly Research), JICA Essay Competition (2021)]

Recording the War as Experienced in a Foreign Land: On Mário Botelho de
Miranda and Kishimoto Kōichi. 153
Felipe Augusto Soares Motta

[The Runner-up Award (Scholarly Research), JICA Essay Competition (2021)]

Manifestation of Diaspora Nationalism Revisited:
Rethinking *Kachi-make* conflicts
through the comparison between Bastos and Registro 171
Hiroyuki Shibata

List of academic research projects 190

〈論 文〉

複数の移住・移動と「家族」からみるアメリカ・センサス： 1860年のサンフランシスコにおける諸史料の検証

菅（七戸） 美弥（東京学芸大学・教授）

〈目次〉

はじめに

1. アメリカ・センサスとは
2. サンフランシスコにおける複数の移住・移動の交差
3. 二つのセンサスと「家族」としての病院
4. サンフランシスコにおける調査員の「家族」

終わりに

キーワード：アメリカ・センサス、死亡統計、移住・移動、サンフランシスコ、センサス上の「家族」

はじめに

今から約10年前に第23回アメリカ・センサスが行われた際、人気のコメディショー「サタデー・ナイト・ライブ」で、センサス調査を題材としたスキットが放送された。センサス調査員をティナ・フェイ、おそらくはニューヨークと思われるアパートの住人をベッティ・ホワイトが演じた。舞台は、2010年センサス未提出者へのフォローアップ調査時のやり取りであった。最初から最後まで調査員と住人との会話はちぐはぐで、住人がどこまで本気でどこまで調査員を冷かしているのか分からないところに面白さがあった。放送から10年以上経過した今でも、スキットが視聴出来る動画サイトには、多くの視聴者から爆笑したという感想とともに、センサス調査員経験者からまさに私の調査時と同じ、とのコメントが寄せられている¹。

Q: この住居には何人が住んでいますか？

A: ゼロ。

Q: [困惑して] あなたはここに住んでいないのですか？

A: あら、私を含めて？じゃあ、3人よ。

Q: 次のどれがあなたを表していますか？ホワイト、エイジアン、ヒスパニック、パシフィック・アイランダー・・・

A: あら、パシフィック・アイランダー、それをもらってみるわ。それからラムをケチらないでね。

Q: あなたの姓はなんですか？

A: [舌を巻いてRの音を強調して] バラーフィンガーよ。

Q: どうつぶりますか？

A: スミス。

Q: あなたの名はなんですか？

A: [舌を巻いて R の音を強調して] バラーフィンガーよ。

Q: どうつづりますか？

A: リー。

Q: [困惑して] バラーフィンガー・バラフィンガーでリー・スミスとつづるのですね。

まあいいでしょう、この住居に一時的に住んでいる人はいますか？

A: フラッヒー、プリンセス、ティガー、ソックス……。

Q: それは人で、猫ではないですね？

A: 知る方法なんて実際ないわよ。膝に載って私を見上げる大きな目を見てみると、これは絶対にファーコートを着たホームレスの男じゃないか、と思っているんだけどね。

このように台詞中の調査する側／される側のやり取りによって、調査員の忍耐強い説明にもかかわらずセンサス側の質問が全く理解されないこと、誤解に基づく回答をそのまま記載せざるを得ないことが分かる。加えて、このスキットはセンサスをめぐる様々な本質的な問いも放つ。例えば、「パシフィック・アイランダー」をカクテルの一種だとする誤解は、この「人種」分類が、この場合比較的高齢の女性にとって耳慣れない専門用語であることへの風刺である。また、猫の名前を列挙した後でその猫は「絶対にファーコートを着たホームレスの男じゃないか、と思っているんだけどね」と女性は付け加える。まさにそうしたホームレス風の男性の登場で、この疑念は事実なのだと分かるところが、スキットの話の落ちになっている。これは「世帯主」がすべての「居住者」を伝えるとき、人間だけがカウントされているとは限らないのではないか、なぜならばペットも家族の一員に含めるのが自然だと思う人もいるだろうから、との問いとも解釈することが出来る。

また、本稿に直接かかわってくるのは、「世帯」（ないし本稿が扱う時代のセンサスの用語では「家族」）への調査は、「世帯主」を通じた回答に依拠していたという、単純でありながら重要な事実である。このスキットでは世帯に「3人」住んでいるとの世帯主による回答を記入せざるを得なかった。紙面やパソコン上でセンサスに回答する現代（そしてこのスキットにある未回答者へのフォローアップ調査）でも、また訪問時に回答していた時代においても、センサスとは、家族の長／世帯主の回答に多くを依存するほかなかったのである。

さらに、聞いた音のまま書くことがセンサス調査の基本形であるから、スキットでは舌をまいた発音の「バラフィンガー・バラフィンガー」との姓名のスペリングを調査員は問う。それに対して全く異なる「リー・スミス」との名前が澄ました顔で返される。こうした調査員と回答者の間のやり取りは、初耳であったりスペルが難しかったりする名前の表記をどう処理するのか、という問題として本稿に直接かかわってくる。本稿が扱う 1860 年の調査員にとって日本人や中国人の名前のつづりは「バラフィンガー・バラフィンガー」と同じかそれ以上に、難しかったであろう。スキットと同様のやり取りは、1860 年多くの移民と調査を行ったアシスタント・マーシャルとの間で広範にみられたものだったと考えられる。

筆者は拙稿において、調査票に記載された結果を史料としてそこでの「肌の色」や記載の特徴の全体像をみてきた²。本稿では 1860 年の第 8 回センサス時を主たる対象とし、「家族」を切り口として、中国人や日本人をめぐる調査とその背景を明らかにしていきたい。彼ら／彼女らの多くは、通常の意味の家族ではなく、大人数で身を寄せ合って、また病院等の施設に居住（入院）していた。1860 年のサンフランシスコにおける日本人、そして中国人がどのような「家族」に生きていたのか、その記録を明らかにしていく。加えて本稿では、サンフランシスコに独自の調査実態がみられる背景に対し

て、調査員の物語の側から迫ってみたい。

1. アメリカ・センサスとは

ところで、アメリカ・センサスとは、連邦下院議員の議席と直接税の配分のベースとなるべく、合衆国憲法で定められたものである。以下、重要かつ基礎的なセンサスに関する事実について整理する。憲法第1条第2項第3節は「下院議員および直接税は、連邦に加入する各州の人口に比例して、各州の間に配分される・・・各州の人口とは奉公人を含む自由人の総数をとり、課税されないインディアンを除外し、その他全ての人々の5分の3を加えたもの」となっていた。ここから、建国当時「奉公人」という白人の間の不自由な身分が憲法に反映されていることが分かる。また曖昧な「その他全ての人々」とは、実際には奴隷を指しており、紆余曲折を経て決まった「5分の3」という妥協の数字（つまり100人の奴隷は60人と数える）が、南部の下院議員の数を上乘せすることとなった。

1790年の第1回センサス以降、基本的な調査項目は、世帯主の名前に加えて、「肌の色」、性別、年齢である。これらは、下院議員と直接税に加えて、国力（特に兵力）の重要な要素とされた白人・男性・成人を抽出する基礎データであった。ただし、センサスの結果は連邦下院議員の議席配分に使われ続けた一方で、直接税についてはほとんど実施されない空文であった。また、本稿にとって重要なのはセンサスが対象としたのは常住人口であって、移民、帰化市民、一時滞在等であるかどうかは無関係であったことである。それゆえに、合衆国船員病院に入院していた咸臨丸の水夫がカリフォルニア州にて1860年のセンサスに記録され、1870年には留学生であった新島讓がマサチューセッツ州で記録に残ったのである。

1849年センサス法の下で行われることとなった1850年の第7回センサスからは、世帯全員の名前、年齢、性別、「肌の色」の質問項目が並ぶようになった。この第7回センサスは、「社会統計」をはじめ「死亡統計（モータリティ・スケジュール）」等の多様な統計と個人への調査が開始されたことで、近代センサスの萌芽と位置づけられる。1840年までは「家族の長」の名前だけ記載されて、それ以外の人々の名前や年齢は記載されなかった。そこでは名前が、家族の単位の事実上の区分となっていた。1850年からは新たな項目で「訪問順の建物」と「訪問順の家族」によってそれぞれ番号が付けられて、その区分のなかで個々人の属性がもれなく調査されるようになった。よって、何が「家族」として扱うべき「単位」であるかを周知させる必要があった。実際の調査時には一定の混乱があったとみられて、建物は一緒でも屋根裏の場合には別の家族とみなすこと、また病院や駐屯地の場合には一番左側にそれが分かるようメモを書くこと等の指示が出された。

センサスの関与主体とセンサスの表象

1790年の第1回から1870年の第9回まで、センサス調査は、マーシャル（連邦保安官）が採用するアシスタントが調査員として各世帯を訪問し調査を行っていた。マーシャルとは、言わば各州における連邦の代理人であり、法執行官として任務遂行にあたり、マーシャルは地元で直接でも、連邦法執行機関から一時的な形でも、マーシャル補（保安官補）を雇うことが出来た。10年に1回のセンサスにおいても、マーシャルは何人でもアシスタントを雇うことが出来たので、1790年の初回センサス時、マーシャルは13名であったが、アシスタントの数は全米で650名に上った。1850年、マーシャルが任命するアシスタントは3,231名、1860年にはその数が4,417名となった。初期のセンサス調査にあたった人物の要件は、文字が書け、地元の地理に詳しいことであった。加えて、地元からの信頼があることも望まれた。1880年からは1879年3月3日成立した第10回センサス法によって、調査

員 (enumerators) が担当することになる³。

本稿が対象とする 19 世紀半ばに、アシスタントは回答者に対して質問して記録し、間違いがないか本人の前で確かめることになっていた。「肌の色」に関しては繊細な事項であり目視で行われていたが、いずれにせよ、短い時間内での調査を行っていた。後述するように、マーシャルは自らが任命した各管轄地区のアシスタントの記録をチェックする義務があった。そして、連邦のセンサス・オフィスは、各州から上がってきた調査票の束を、調査票の情報が正しいか漏れがないかチェックし、数え上げ、地区、市、郡、州レベルで製表し、統計を公表する役割を持った。パトリア・コーヘンは、連邦司法管轄区のマーシャルがセンサスをつかさどることで、家族や資産について正直に答えることをためらう事例があったと考えられる、と述べた⁴。センサス実施に際して、真実をあえて答えない回答者の防御ともいべき姿勢や回答拒否があったとの指摘は興味深い。事実センサス調査員に対して回答側の反応としては、協力・恭順だけではなく、反発・誤解・偽装といった緊張関係もはらむものであった。以下にみるように、本稿が対象とする時代の絵画や風刺画に描かれたのも、一般的で理想化された家族像だけでなくセンサス調査員との間の協力、誤解、緊張関係であった。新聞の挿絵等には、調査員によるプライバシーの侵害や権威主義的な態度がしばしば表象されていて、1860 年の『サタデー・イヴニング・ポスト』に掲載された挿絵はその典型例である。

図像 1 1850 年センサスと「家族」



出典：Taking the Census (1854) by Francis William Edmonds, Public Domain.

Taking the Census はその名の通り、センサス調査時の光景を描いたもので、調査する側／される側の緊張関係や風刺が描かれてはいない。1850 年当時調査を行ったのはマーシャルに任命されたアシスタントであったが、この絵では成人の調査者のアシスタントとみられる少年が同伴していることが興味深い。アシスタントのアシスタントといったところであろうか。調査の記録を残している帳簿が大きめでしっかりしたものであり、少年が別の小さ目のノートとペンを持って差し出している。また、家族構成は両親と子どもが 4 人だが、椅子に頭を少しもたげている人物は、使用人なのかかもしれない。ただし杖や帽子が床に放ってあったり、壁の棚も何やら雑然としたりしてそれほど裕福な家の雰囲気ではない。乳児を抱いている母親の後ろで 3 人とも何か悪戯をしようとしているような含み笑いをしていて、3 人全員が兄弟だと考えるほうが自然であろう。よって一般的な家族を訪問した

センサス調査の光景として描いたものとしてとらえるのが妥当であろう。子ども4人兄弟だとして家族6人を家族の長が数えているとしたら、指を追っているのはやや大げさな仕草である。年齢を数えているのかもしれないし、資産価値を計算しているのかもしれない。いずれにせよ、牧歌的でありながら具体的な調査の光景が浮かび上がるものである。

図像2 1860年センサスと「家族」



出典：U.S. Census Bureau, *Twenty Censuses: Population and Housing Questions, 1790-1980* (Washington, D.C.: GPO, 1979), p.6.

The Great Tribulation のキャプションには「私は、あんたらのうち、聾啞者、白痴、狂人、盲人の数、囚人の数、あんたら全員の年齢、特に年寄りの女性と若いレディーが何歳なのか、それから老紳士が何ドルの価値があるかを知りたいだけです！」とのアシスタントの台詞が書かれている。目深に被った帽子の下の不敵な笑みと共に、乱暴に質問を言い放つアシスタントの態度への批判が込められている。乱暴な言葉使いのキャプションが、質問項目の内容そのものがプライバシーを侵害し無礼なものであるのかを浮き彫りにする効果を持っている。個々人の障がいの状態や犯罪歴、そして女性の場合年齢、資産の多寡にかんする質問は無礼で許しがたいととらえられていたことが分かる。家族のリアクションからは「キヤー」という悲鳴が聞こえてくるようである。こうした調査員の粗野で失礼な態度と質問項目の中身そのものに対する、家族のショックや反発がセンサス調査を受ける人々の「大いなる試練」として描写されている。まさに調査員と回答者の緊張関係を描いた絵画である。

調査員に関する先行研究

ところで、センサスに関する先行研究は膨大であるが、そのなかで調査員自身の経歴、家族、ネットワーク—調査員の物語—は十分に叙述されているとは言えない。ここではまず、サンフランシスコにおけるセンサスと中国人移民に関係する数少ない先行研究を展望することとしたい。

例えば、サンフランシスコにおける売春に従事したと思われる中国人女性に関する先駆的な研究のなかで、ルーシー・チェン・ヒラタは以下のように述べる。1870年センサスの場合、調査員側の言語の壁によって、職業を質問せずに想像したのではないかと、また、中国人女性も本当に売春婦だったとしてもおそらくはそのように回答しようとはしなかったのではないかと⁵。ヒラタの論考は、アメリカ生まれの中国人の子どもが売春宿に居住していたかどうか、1860年、1870年、1880年と経年的な推移を提示している⁶。調査票のデータベース化よりも前に書かれた論文であり、どのようにデータを抽出したのかが示されていないため、ここで提示された結果を再検証することが出来ない。ただし、おそらくはマイクロフィルムの調査票をつぶさに検証したのであろう。

より最近では、ジョージ・ペッファーが、二人の調査員の個人的背景からサンフランシスコのチャイナタウンでの異なる記載の理由を探っている。ペッファーによれば、中国人の名前に関して、正しい記録を行ったのは、ヘンリー・C・ベネット (Henry C. Bennet) であった。ベネットは自分が住む地区であることから、ボランティアを見つけて、通訳として働いてもらったのではないかと。住民であったこととおそらくはアシスタントのおかげで、ベネットはマーティンよりも正しく、アーを姓の前に付けた。一方で、ウィリアム・マーティン (William Martin) による記録は、その杜撰さの点で、ベネットとは好対照であったという。マーティンは、イングランド生まれで、金鉱近くに移住した。ネヴァダ郡で、南北戦争時まで、奴隷制度撤廃のための新聞を発行するようになった。中国人女性の流入に対しては強い反感を持っていた⁷。このようにペッファーは、推測も交えつつ調査員の背景から同じ地区の調査実態の違いに迫っている。ただしこれはセンサス調査の全体像と個々の事例の双方を検討したものではない。また移住についてはマーティンがイングランドからの移民であることが焦点化されるが、国内外の移住・移動の重なりを丹念にみているわけではない。よって、本稿ではセンサス上の「家族」とその場、そして調査員と調査員の文字通りの家族に新たに光を当て、国内外を問わず複数の移住・移動がみられた1860年のサンフランシスコを対象とし、中国人や日本人移民に対する独自の調査実態がみられた理由や背景の検証を行っていく。

センサス上の「家族」の定義の変遷

次に、センサス上の「家族」の定義の変遷について整理をしておこう。1850年から「家族」の全員への調査が開始されると同時に、センサス上の「家族」の定義が示された。ここでの「家族」とは1940年になってから使われる「世帯」と同じ意味を持つ言葉であった。1850年のマーシャルへの指示にみられるセンサス上の「家族」の定義は以下の通りである。

家またはその一部に単身で居住、数名で一緒に居住のどちらであっても、単一家計によって支えられ、他の同様の環境に住む人々から独立していることを家族という。自活して単身で他から離れて住む未亡人も、共通の主のもと200名が共同で住む場合も、ともに家族として数えられる。ホテル、刑務所、駐屯地、病院、救貧院または同様の施設の住人・収容者は、一つの家族とみなされる⁸。

このセンサス上の「家族」には、妻や夫や子どもがいる一般的な意味の家族だけではなく、寮や病

院、救貧院等が含まれた。当然ながら一時滞在者も含まれるホテルも「家族」として位置付けられたことが注目される。一般的な家族とは異なるセンサス上の「家族」とは、屋根、食卓、家計を共有する単位、場所のことであった。「家族」の全員に対して調査を行う際に、誰を「家族」として区分し、数えるべきかについて、センサス上の「家族」が具体例とともに提示されたのである。雨露を凌げる場所であれば掘っ立て小屋であっても、豪邸であってもそれは「家族」という場所であり、屋根は「家族」の物理的な中核であったといえる。そうした「家族」の住人には、奴隷はもちろんのこと、住み込みの使用人、単身の未亡人、孤児、貧困者がいた⁹。多くの人々が居住する場—「家族」—には救貧院、孤児院、病院、寮等が含まれ、血縁によってつながらない家族のリアリティが、初回 1790 年センサスから調査票に反映され続けたのである。

1860 年センサスは南北戦争勃発の 8 か月前に開始。センサス統括官のジョセフ・G・ケネディには、1861 年 3 月に就任したエイブラハム・リンカン大統領を始めとして、北軍の勝利に貢献するための様々な統計の提供要請があった。1862 年、ケネディ指揮下のセンサス・オフィスが「戦争に関する統計」を直接提供することを連邦議会は承認し、センサス・オフィスは専門スタッフを陸軍省に提供したのだった。1860 年センサスのオフィシャル・レポート発行は 1864 年までかかり、南北戦争後の 1866 年に最終レポートが出された。ただし上述の通りセンサスの実施は 1860 年のため、センサスの項目は奴隷と自由の身分に別れていた。この 1860 年センサス上の「家族」の定義は、1850 年からほとんど変化はなかったが、定義とマーシャルの義務、修正等に関する指示について確認しておこう。

ホテル、刑務所、駐屯地、病院、救貧院または同様の施設の住人・収容者は、複数の借家または明らかに異なる家族がいる場合を除き、一つの家族とみなされるべきです¹⁰。

繰り返しになるが、実際に現地の世帯に赴いて調査を行うのはアシスタントであり、1860 年にはその人物の任用の際の詳しい注意が書かれていた。そのうち番号 2、8、12 の中身は以下の通りである。

2 アシスタントの資格—あなた自身の安全、省の名誉、そして政府の信用のために、あなたはアシスタントとして賢明、温厚で、信頼に足り、知識があり、活発な男性を任命することが不可欠である。一人一人が地区または下部地区の居住者であり、人々をよく知っているべきである。外国語がある程度話されているところでは、彼らの言語でそのような人々とコミュニケーション出来るアシスタントを任命することは非常に重要である。きれいな文字を書かない人を任命してはならない。中略

8 センサスをやり直す義務—調査が大変な不注意で行われたり、または明らかに誤った調査が下部地域で行われたりしたという証拠に疑いの余地がない場合、不必要に遅れることなく再調査を行うことはあなたの義務となる。中略

12 調査結果の検査—法律の第 5 条には、各アシスタントの調査結果を慎重に調べ、法令に従って作業が実行されたことを確認することが義務付けられている。検査では、アシスタントが下部地区のあらゆる地域を訪問し、指示に従って調査表を埋めたかどうかを確認すること。・・・遅滞なく誤りを訂正したり省略をしたり、郡の書記官に提出した写しを訂正するのは、アシスタントの責務である¹¹。

こうした注意は1850年よりも詳しいものである。こうした指示が、1850年の調査を行ったアシスタントの一部の職能の低さ、評判の悪さ、つまりはマーシャルの責任を詳細かつ明確にすることが必要となった事情を物語る。各地にみられたアシスタントの無思慮や乱暴さの一断面が前述の1860年の風刺画に描写された。一方で、上記の指示を無視したり雑な調査を行ったりするアシスタントをマーシャルがすべて管理することは難しかった。しかし、本稿が対象とするサンフランシスコでの調査は、入念で統一された調査がみられた場所の一つである。その理由を以下、移住・移動と「家族」を切り口に探っていこう。

2. サンフランシスコにおける複数の移住・移動の交差

まず、移住についてみると、1850年からの10年間で、アジア太平洋からの移民は3万6,080名、そのうち中国人が圧倒的多数で3万5,933名。第2位は日本であるが、1850年代はゼロ、1860年代の10年間に日本からの移民は138名のみであった¹²。加えて、表1にあるように、1821年から1860年の40年間では、中国人移民の数は41,443名であった¹³。アジアからの移民、太平洋を渡ってくる移民のほとんどが中国人であったことが分かる。

表1 移民の出身国：1821-1860年

中国	41,443
アジア	27
ペルシャ	22
トルコ	170

出典：U.S. Census Office, *Eighth Census* (1860) より筆者作成。

表2 全米・加州に居住する中国他出身者

	全米	カリフォルニア
アジア	1,231	346
中国	35,565	34,935
トルコ	126	13

出典：U.S. Census Office, *Eighth Census* (1860) より筆者作成。

次に1860年のカリフォルニア州を対象として、人種・エスニック別の統計を国内移住と移民統計との重なりをみていこう。カリフォルニア州において人口が多い郡は、上から順にサンフランシスコ郡5万6,802名、サクラメント郡2万4,142名、エルドラド郡2万562名、ユバ郡1万3,608名であった¹⁴。

表2にあるように、中国人は1850年に州に昇格したばかりのゴールドラッシュに沸くカリフォルニア州に集中したため、州内では差別措置が1850年代初めには早くもみられはじめた。一方で、国

が特定されない「アジア」やトルコ出身者はそもそも数が全米において少なく、カリフォルニアに集住していたとは言えなかった。

1860年のカリフォルニア州の人口をアメリカ生まれ、外国生まれの別でみると、最も多いのが中国の34,935名で、アイルランド生まれの33,147名よりも多い。3位がプロイセンやバイエルン等を合わせたドイツで21,646名。すべての外国生まれの合計は140,528名で、アメリカ生まれ(ネイティブ)が233,466名であった。そのうちカリフォルニア州生まれが最も多く77,707名だったが、そこには子どもだけでなく、ネイティブ・アメリカンも含まれた。出身地を州別にみると、28,654名がニューヨーク州出身者で最も多い。本稿の関心からみて興味深いのは、南部からはミズーリ州の14,002名、ケンタッキー州の7,020名に次いで、テネシー州が5,197名でヴァージニア州の5,157名を若干しのいでいたことである¹⁵。カリフォルニア州では、ゴールドラッシュ以降、移民のみならず他州からの流入者が多く、また他州出身者のなかでは北部が優勢であったが、高南部出身者もミズーリ州、ケンタッキー州、テネシー州など、人種奴隷制が存続していた地域からの出身者も決して少数ではなかった¹⁶。ただし、移住したのは白人が圧倒的多数であり、例えばサンフランシスコにおける「自由カロード」の人口は、アメリカ生まれと外国生まれを合わせても、「ブラック」が503名で、そのうち男性338名、女性が165名であった。「ムラトール」が673名、そのうち男性448名、女性が225名であった¹⁷。サンフランシスコは、全米の大都市の中でも黒人人口の少なさが突出していた¹⁸。

レポート上で中国人を意味した「アジアティック」の人口が最も多いのはエルドラド郡の4,762名であり、州人口に占める中国人の割合も23.2%と群を抜いて高かった。その他の郡での中国人の人数は、サンフランシスコ郡では2,719名(4.8%)、ユバ郡は1,781名(13.1%)、サクラメント郡は1,731名(7.2%)であった¹⁹。貴堂嘉之が述べるようにサンフランシスコは即席の都市化が進んでいたが、男女比でみると男性が圧倒的に多い「ホモソーシャル」な社会でもあった²⁰。

サンフランシスコにおける中国人への記載の特徴

1860年のセンサス・レポートによれば、サンフランシスコ全体の中国人人口は2,719名(男性2,313名、女性406名)と計上されていた²¹。1860年センサスでは、1850年にはなかった郡内の地区(ディストリクト)が細かく設定されるようになった。第4地区(南がクレイ、北はパシフィック、西はラーキン、東はカーニーの各通りに囲まれた地区)は拡大しつつあったチャイナタウンを含んでおり、中国人が多かった。拙著が示したように、中国人への「肌の色」欄の記載では、「モンゴリアン」を示す「mon」ないし「mong」が圧倒的多数で、2,430件中2,401件(98.6%)であった。「肌の色」だけでなく、サンフランシスコでの調査はおしなべて丁寧で、しかも統一されていた。職業欄の記載については、第4区では「ギャンブラー」や「阿片ディーラー」と書かれ、それらに対してメモ等注記は残されていなかった。「商人」「コック」「ホテルの主人」「労働者」も前後して職業欄にみられたので、決めつけずに質問をして回答を引き出していたことが分かる²²。こうしたサンフランシスコでの記載は「Chi」が散見されたサクラメント郡やユバ郡のそれとは対照的である。次節からは、1860年の咸臨丸の水夫への記録をこうした全体像の中に再配置しつつ、新たに死亡統計を史料としてセンサス等の史料と照合していく。さらに、サンフランシスコにおけるこうした記録の背景にあると思われる調査員個々と家族の物語に迫ることとしたい。

1860年センサスと咸臨丸の水夫

1860年センサスと咸臨丸の水夫にかんする検証を始めるにあたり、まずは国務省が作成した表を見てみることにしよう²³。これは1年毎に各国または地域からの移民の統計をまとめたものであり、

このうち筆者が日本と中国を取り出したのが表3である²⁴。

表3 日本と中国からの移民：1861-1880年

年	日本	中国	年	日本	中国
1860	--	5,467	1870	48	15,740
1861	1	7,518	1871	78	7,135
1862	--	3,633	1872	17	7,788
1863	--	7,214	1873	9	20,292
1864	--	2,975	1874	21	13,776
1865	--	2,942	1875	3	16,437
1866	7	2,385	1876	4	22,781
1867	67	3,863	1877	7	10,594
1868	--	5,157	1878	2	8,992
1869	63	12,874	1879	4	9,604

出典：U.S. Census Bureau, *Historical Statistics of the United States, Colonial Times to 1970*, Bicentennial Edition (1975) より筆者作成。

中国に比べて日本からの移民の数は圧倒的に少数であるということが表3からも分かる。徳川幕府末期の開港後というタイミングで統計に上がった日本人の数としては、例えば1866年に7名、1867年に67名、1869年に63名である。このような数字は、1866年の曲芸団、1867年の留学生や召使、そして1869年のサクラメント近郊の「ワカマツ・コロニー」への移住者等の動向と重なる部分がある。興味深いのは、この移民統計に表れた1861年の日本出身のたった一人の移民が誰であるか、という点である。海外移住資料館の展示では、最初の「日本移民」は「サンフランシスコに1861年1月～3月に上陸した20～25歳の男性召使い」と書かれているが、それ以上の説明はない²⁵。1860年の遣米使節団は外交使節であったからであろう、「移民」からは除外されている。本稿が検討する、合衆国船員病院に入院したためセンサスに記録が残った咸臨丸の水夫も同様に、この「移民」統計には入ってはいない。

1861年の「最初」の「移民」の属性が外交官の「男性召使い」であったとすれば、海外渡航自体は日本側からみて「合法」なものであった。1868年の幕府による海外渡航解禁以前は、外交官の従者であれば海外渡航が許されていたからである²⁶。アメリカへの「移民」としてカウントされている人物が、そのような外交官の召使の可能性はあるだろうか。1861年、アメリカ公使館には江戸にタウンゼント・ハリスがいて、海外移住資料館の展示にある同年1月はちょうど、ヘンリー・ヒュースケンが暗殺された月である。1858年に神奈川駐在領事として赴任したJ・W・ドア(Dorr)はオーガスティン・ハード商会の代理人を兼ねていたが、そうした兼務の事例は多くみられた。ジョセフ・ヒコも領事館員であると同時にハード商会の社員であった²⁷。どの外交官の召使であったのか、その後日本に戻ったのか、それとも帰国せずに狭義の「移民」となったのか。この点については、引き続き検証を続けていくこととしたい。

3. 二つのセンサスと「家族」としての病院

日米条約批准書交換のため米海軍のポーハタン号に搭乗して渡米した万延元年の遣米使節団の随艦船が咸臨丸であった。軍艦奉行木村喜毅以下百数名は、ジョン・M・ブルック艦長以下の力を借りて1860年3月17日にサンフランシスコに到着した。使節団への注目は、サンフランシスコ市長のH. P. テッシュメーカー (Teschmacher) や市民からの歓迎についてのものだけではなく、後述するように水夫の入院や死亡にまで向けられていた。

拙稿で明らかにしたように、センサスに初めて記録があった日本人は、合衆国船員病院における咸臨丸の水夫であった。拙稿では彼らの名前等についてセンサス調査票と日本側の史料との照合を行った。また、木村以下咸臨丸の使節団は、5月8日にサンフランシスコを出港、日本へ向かったため、6月1日から開始されたセンサスの対象にならなかったことも指摘した²⁸。家族を焦点化する本稿においてもその定義を示したように、1860年のセンサス上の「家族」のなかにはホテル、病院、救貧院等が含まれていた。この「家族」という場所に新たに注目すると、木村や勝海舟が当初滞在したのはインターナショナル・ホテルで、住所はカーニー通り848番地、場所はチャイナ・タウンの東側の第1地区に位置した²⁹。3月後半に咸臨丸が修理に入ってからサンフランシスコとは異なり喧噪から離れ牧歌的な雰囲気のスラノ郡ヴァレホにある宿舎に仕官と水夫が2棟に分かれて滞在した。文倉平次郎が後に入手した、水夫政太郎によるヴァレホの写生図に描かれたのは、2棟とも立派な官舎である³⁰。

サンフランシスコ第1地区には他にもホテルがあり、例えば「ウェスタン・ホテル」には国内外出身の水夫が数名滞在していて、その記録が残されている³¹。ここでの調査を行ったアシスタントはE・C・パーマーであった。さらに第1区での調査票には、「家族」の具体的な場所として「ホテル」だけではなく、「下宿」や「蒸気船」のメモが追記されていた。「ホテル」に滞在する宿泊者、「下宿」に住む住人が「家族」として含まれたのは定義からみて当然といえば当然である。しかしここでは「蒸気船」に寝泊まりする水夫も含めて、人々がまとまって滞在・居住する単位として「家族」を特定するメモが残されていたのである。サンフランシスコの第1地区のアシスタント、パーマーによる、こうした細かな「家族」への調査実態からすれば、センサス実施日に咸臨丸でポーハタン号の使節団がインターナショナル・ホテルに滞在していたならば、彼らの記録もセンサスに残っていた可能性がある。

一方で、いわゆる通常の家族と同じように、病院や救貧院は「家族の長」である院長や施設長が調査員であるアシスタント訪問時の調査に回答していた。船員病院には病気の水夫たちだけでなく、付き添いや見舞いが出入りしていた。また、アメリカの入院食が病身にはきつかったからであろう、食事の差し入れも行っていった。そうした記録を整理してみると、まず3月20日、航海中から病気であった源之助と富蔵の衰弱の度が増し、船員病院への入院が決まった。その際には、看病人として幸吉と伊三郎、吉岡勇平(勤番)、赤松大三郎(教授方手伝い)、牧山修卿(医師)が付き添った。その夜には粥その他病院食用等を小永井五八郎(公用方)、木村宋俊(医師)が持参した。3月21日には長尾幸作(木村従僕)と水夫一人が病気のため根津欽次郎(教授方)、小永井五八郎、中浜万次郎(通弁主任)が付き添い、病院に行った。ここで二人が入院したかどうかは不明である。また4月6日には現地で喧嘩さわぎを起し梅毒の治療も受けていた半次郎を入院させた。その際松岡盤吉(教授方)と中浜万次郎が付き添った。4月15日、全快の吉之助が退院。その際には、病院見舞いの吉岡、牧山等は吉之助及びポーハタンの病人一人を引き取り、サンフランシスコから船で夜中に戻った³²。この間、病気が治った水夫は数名いたとのことである。病院での手厚い看護と清潔さについて、退院した水夫

(名前は不明) は以下のように述べている。

病院は病症に応じ食事薬用の手当万端行届き、七日毎に敷布団を取替へ又肌着其他洗ひたる品と取り換える・・・病院は桑港の海辺にありて大家屋なり、一と間一七〔〕八人位又は一〇人位居て三階建てなり³³。

4月21日には峯吉が入院。5月1日には、水夫8人熱病のため午後から永井が船員病院に赴いた。木村や勝ら一行の帰国数日前の5月3日には勝、小野、牧山、中浜が船員病院に見舞いに行ったという。史料に明らかに出てくる入院した水夫の名前は、源之助、富蔵、吉之助、半次郎、峯吉である。センサス調査票には、そのうち峯吉“Mi Mea Chick Kee”(21歳)が記載されているので、リストは彼の入院の4月21日以降に作成されたものと分かる。ただしその時までには、源之助と富蔵は亡くなっていた。このように病院には病人と看護人が入れ替わり訪れていた。そして見舞いには食べ物の差し入れも許されていた。

拙著でも触れたように、名前については、上述の峯吉や栄吉の“A Chie Chee”のように日本語名と照合できるものもあれば、出来ないものもある³⁴。富蔵も“Tom Kil Shon”で十分に対応している。しかし“Githon Zeac”が、後に亡くなる源之助だとすると、かなりつづりが離れていて対応関係にあるとは断定できない。冒頭に紹介した、コメディショーに風刺された現代のセンサスの調査現場でのやり取りは、19世紀のセンサス調査現場でも大問題であった。当然ながら1860年に、日本人や日本の物の表記はアメリカ人にとって初めてのことであった。木村が作成した名刺では咸臨丸の表記は“Candinmarrah”であったが、新聞記事中の英語表記は“Kandinmarrah”や“Candinmarrah”等、各記者が聞いた通りであったためか、統一されていなかった³⁵。

また、センサス調査票に記載されたのは、おそらくは病人ばかりではなかった。文倉によれば、心細く思う病人が看護人として同僚の付き添いを願ったが、規定の看護師でなければ許可が出ないところを、特別に看護人を病人とみなすことで入院が許された、という³⁶。“Ku Chee Go Ke”の場合、職業は「水夫」であるが、他に比べて44歳と年齢が高い点が際立っていて、これは付き添いの人物の名前の可能性がある。

入院した水夫の死亡を知らせる記事には、センサス調査票や死亡統計記載のタイミングと病院入院・退院のズレを照合するための重要な情報が盛り込まれている。例えば3月24日付『デイリー・アルタ・カリフォルニア』紙に「咸臨丸号の日本人船員のひとりが木曜日亡くなった。・・・彼は市内の船員病院の敷地内に埋葬される予定である」と書かれていた³⁷。続く4月4日には『サクラメント・デイリー・ユニオン』紙において、咸臨丸の日本人水夫が亡くなった、との記事が掲載された³⁸。1860年5月26日付『デイリー・アルタ・カリフォルニア』には、日本人の世話をしていた貿易商チャールズ・ブルックスからの情報として、9名が病院から退院したが、帰国の船に乗るほどには回復していないこと、次の日本に出航する船で帰国できそうなこと、そして一人の葬儀がブルックスの指示によって執り行われたことが掲載されている³⁹。そして、1860年8月17日の栄吉を始めとする水夫達の帰国の際の記事には、ブルックスの尽力により亡くなった一人を除き9名の水夫が箱館に向けて出航したことが書かれている⁴⁰。

センサス実施日の6月26日より前に3人が亡くなっていたことについては、1860年6月1日に終わる一年間分のセンサスの死亡統計にも記録が残っている。サンフランシスコの死亡統計全体からは、高齢者よりも子どものほうが多く掲載されていることが一目瞭然である。この時代、多くの子どもが幼少時に命を落としていたことがすぐに見て取れる。その中で、成人ばかりの船員病院の死亡者

の平均年齢は明らかに高い。また、死亡統計のなかで、病気であった期間の記載がないのは船員病院だけであった。ただし、その理由については「病院にそのような記録が残されていなかったため」だとする調査員によるメモが付記されていた⁴¹。本人の怠慢ではないとの弁明がこうしたメモに残されていた。これは、船員病院からいつからいつまで入院していたのかについての情報を得られなかったことを意味する。この点は、咸臨丸の水夫についての記録が特別なものであるかどうかの判断材料になりえるものであるので、後述する。

また、センサスとこの死亡統計とでは、水夫たちの名前のスペルが若干異なっていることが判明した。それぞれの出身と日本語名は、塩飽水夫の源之助、塩飽水夫の富蔵、そして長崎火焚の峯吉で、死亡統計のほうが、より日本語の名前の表記に近くなっていた。船員病院に該当する頁の死亡統計の記載は、リーヴァイ・ソロモンによるものだが、ここでは、死亡月3月の“Gen No Stacke” 27歳、同じく3月の“To Mes Sho (Tho)” 40歳、5月死亡の“Me No chick Kee” 21歳が、病院での死亡者リストの最後に書かれている。ただし“Gen No Stacke”の“Stacke”の“tac”の上に修正線が引かれて“U”と書かれているようにもみえる⁴²。亡くなった二人のうち、峯吉についてはセンサスの“Mi Mea Chick Kee”とのつづりとの間に、大きな違いはない。“Tom Kil Shon”よりも死亡統計の“To Mes Sho (Tho)”のほうが富蔵に近くなっている。“Githon Zeac”が源之助だとすると隔たりが大きい。が、“Gen No Stacke”であれば、ほとんど音が該当する。いずれも、「肌の色」は“mon”である。ちなみに船員病院の死亡統計には24名分の亡くなった職業“Seaman”の記載があり、職業名もセンサスの“Mariner”とのズレがみられた。さらに、墓碑銘に英語で記載される名前をみると、その表記と逝去日は、文倉によれば以下の通りである⁴³。“GIN-NO-SKI”は1860年3月22日、“TOME-TZO”が3月30日、“MIE-NAY-KEE-TCHEE”が5月20日。墓碑銘の場合、音節の間にハイフンが加わっていることが特徴的である。死亡統計にしても、墓碑銘にしても、それぞれ塩飽水夫の源之助、塩飽水夫の富蔵、そして長崎火焚の峯吉いずれも日本語の名前の表記に近くなっている。故郷に戻ることなく亡くなった水夫の名前の表記には、英語力が抜きんでていた中浜万次郎であろうか、通訳が介在した可能性が指摘できるだろう。

繰り返しになるが、病院や救貧院は「家族の長」である院長や施設長がアシスタント訪問時の調査に回答していた。船員病院の場合、調査日は6月25日と26日にわたって行われていた。初日は、院長以下病院関係者の後に他の入院患者が続いた。6月26日にいったん看護師である女性が挟まった後に、咸臨丸の水夫が記録された。上述の新聞記事が正しいとすると、水夫たちは5月26日に退院していたので、6月26日には船員病院に彼らは残っていなかったことになる。しかも亡くなっていた水夫3名も記録に含まれていることから、調査員リーヴァイ・ソロモンに対して「家族の長」である院長ないし看護師が、入院した咸臨丸の水夫全員のリストを渡したという可能性が考えられる。センサスと死亡統計を比較するとこの可能性はいっそう強くなる。例えば3月に亡くなったニューヨーク出身の「C・アームストロング」(20歳)や、峯吉と同じ5月に亡くなったメリーランド州出身の「A・ウイルソン」は、死亡統計の船員病院部分にだけに掲載されていた。船員二人の「肌の色」欄は黒人を示す「B」であった。ところが6月25日に行われたセンサスには彼らについての記載がないのである。このとき船員病院全体で黒人は3名しか入院していなかったので、一般のセンサスから二人が欠落していることは明らかである。「アームストロング」と「ウイルソン」は富蔵や峯吉と同じ、入院患者のうち死亡したひととして記録がある。よって、センサス実施日の6月25日ないし26日までに既に亡くなっていた人物は、咸臨丸の3名以外、通常のセンサスには含まれていないとみられる。別言すれば、調査2日目の6月26日に、咸臨丸の水夫だけが特別扱いされて、亡くなった人物と既に退院した人物双方が含まれるリストが渡されたのではないだろうか。日本人以外の入院

患者の情報は、6月25日時点のものであったのだと思われる。これらが、死亡統計との比較によって新たにみえてきたことである。

また、拙稿では、1860年のセンサスにはサンフランシスコ周辺でもう一人の「日本生まれ」の記録が残っていたことを指摘した。サンフランシスコ第7地区に一人で居住していた「ピーター・カウン（Peter Counne）」は「ジェームズ・リネン（James Linen）」職業「サロン所有者（prop.）」の世帯の「使用人（サーヴァント）」で、30歳⁴⁴。この人物は、明らかに生まれた場所が日本と書かれているが、「肌の色」欄は「M」である。病人の世話のため残留していた、長崎の浦出身の惣八（35歳）が帰路の支度をしながら、住み込みの使用人として働いていた、あるいは、咸臨丸の水夫で脱走したとされる人物である可能性に言及した。以下、この点について再検討を行ってみよう⁴⁵。

まず、水夫の脱走が咸臨丸出航の前日、5月8日の出来事であったとすると、第7区でセンサスが実施されたのは6月26日で、メア島からサンフランシスコの第7区に移動していたとしても、時間的にはつじつまが合う。ただし、「ピーター・カウン」は「ムラトール」を意味する「M」と分類されており、他の咸臨丸の水夫への「Mong」との記載とは明らかに異なっている。この点について、本稿における調査員個人とその家族、ネットワークの観点から再照射するならば、ジョン・ウィリアムズは、後述するようにマーシャルの義理の弟で、職業は「マーシャル補」と書かれた人物である。彼は高南部出身者であり、奴隷・自由の双方の身分の「ブラック」や「ムラトール」への区別に馴染んでいたであろう。しかも、同じ調査票上の「ポート・オー・プリンス」（現在のハイチに位置する）生まれの女性、「サラ・A・ハンコック」（30歳）と男児（6ヶ月）を「M」と記載していた。「ハンコック」の職業は「シャツ・メーカー」であった⁴⁶。その翌日6月27日には、近隣の中国生まれの職業「洗濯屋」の男性に対しては「Mong」と記載していた⁴⁷。

またサンフランシスコにおける「自由カラード」の人口を、外国生まれでみると、「ブラック」で72名、そのうち男性58名、女性が14名であった。「ムラトール」で88名、そのうち男性63名、女性が25名であった⁴⁸。このように、外国生まれの「ムラトール」はサンフランシスコに63名しかおらず、そもそもの「黒人」人口が少ないなかで、一層目立つマイノリティであったといえるだろう。マーシャルの義理の弟で、マーシャル補として統括するような立場の人物の「肌の色」欄の前後の記載には首尾一貫しないところは管見の限りみられなかった。よって近隣で中国人には「Mong」と区別していたテネシー出身のウィリアムズが、「ポート・オー・プリンス」出身の人物に対して記入した「ムラトール」を意味する「M」を日本人に当てはめたとはいえないのではないかと。現時点ではそのようにみているが、この人物が日本人ではないとすると1860年に日本生まれの「ムラトール」という人物像は、一層謎めいたものになる。

加えて残留したもう一人水夫は塩飽出身の吉松（40歳）であった。水夫たちの帰国時の8月17日付の『デイリー・アルタ・カリフォルニア』をみるならば、船員病院からの退院後はメア島でロバート・B・カニンハム提督が彼らに対して最善の世話をした、という⁴⁹。そうであれば、サンフランシスコではなく、ソラノ郡のヴァレホが住所にあたるメア島でも何等かのセンサスの記録が残された可能性がある。事実、咸臨丸の修理中彼らはメア島に滞在し、サンフランシスコとの往來をしばしば行っていた。ここでのアシスタントは34頁から35頁にかけての海軍工廠をセンサス上の「家族」として区別していた。彼はメア島海軍工廠での記録であることを明記していたほか、職業の区別も詳細であり「インディペンデンス号、海軍工廠、メア島」とその乗組員を「家族」として区切る記載をしていた⁵⁰。調査が行われたのは7月13日で、残された日本人水夫らの帰国よりも前の日付である。そこではカニンハム提督とデービッド・マクドゥガル提督補とが並んで記載されていた⁵¹。咸臨丸関係の記録にしばしばみられる「番船インディペンデンス号」も、艦長M・ビーゼルの名前につ

いてもここでの記録に残っている⁵²。ビーゼルは「S・B・ビッセル (Bisell)」、ニューヨーク州出身、50歳の「米国海軍コマンド」としてである⁵³。「家族」の定義に含まれるホテルもすぐ近くに区別されていて、そこには船に関係する様々な職業の若い男性が滞在していた⁵⁴。

このように海軍軍人が多い工廠のある場所で、残留した咸臨丸水夫が中国人のなかに紛れたという可能性は小さいと思われる。小さなヴァレホの町で、日本人使節団が「パナマに向かう次の航行に備えて修理、補充されるまでの一週間、メーア島では毎晩アメリカ人よりも日本人の頭数の方が多かった」⁵⁵というほどであった。よって歓迎行事が行われたこと、日本人使節の随伴船が修理されていたこと、日本人が海軍施設に滞在していたことを調査員は知っていたであろうから、中国人移民と日本人を混同した可能性はおよそ考えられない。ただし、念のためこの地の調査票を生まれた場所で「中国」で検索すると、3名の男性がヒットした。まず、20歳で職業「コック」の「リー・ヒ (Lee Hi)」が白人男性の「家族の長」と同居していた⁵⁶。加えて、職業が「洗濯夫」の「アー・ヒ (Ah Hi)」と同「コック」の「アー・チック (Ah Chick)」が二人で住んでいた。それぞれ25歳と31歳⁵⁷。彼らの年齢は20歳、25歳、31歳であり、看護人の惣八は35歳、吉松は40歳だったので、若干の年齢差がある。また、名前も明らかに中国人のものであり、さらには職業も水夫ではないため、中国人に紛れた可能性はないと思われる。このようにタイミングと場所の双方の観点から、船員病院以外に日本人の記録が残された可能性が高いのはヴァレホではないか、と思われたが、それを実証する調査票の記録は見当たらなかった。よって、看護のため残留した日本人は調査漏れとなったか、船員病院の名前が判読出来ない5名に含まれたか、のどちらかであろう⁵⁸。

いずれにせよ、センサス上「家族」とみなされる場、すなわち合衆国船員病院に入院していたからこそ、アメリカ・センサスに咸臨丸の水夫の詳しい記録が残った。通常では絵画にも描かれたように、調査員が玄関よりも中に入り、家族全員を目にすることもあったが、病院等の施設での調査実態は異なっていた。特に病院の場合、病院長などの「家族の長」が口頭で伝えたというよりも、入院患者のリストが提出された。先述の通り、咸臨丸の水夫には見舞いだけではなく、看病の付き添いも病人として扱われる形で入院が許されていたという。そのほかにも食事への配慮がなされ、粥その他病院食の差し入れもしばしば行われていた。日米親善の一つの形がこうした特別扱いになっていた。咸臨丸の水夫以外の入院患者は「家族の長」である院長から最新の情報が伝えられたのであろう。しかし調査票と死亡統計の二つのセンサスの史料は、6月26日のセンサス実施時点には、退院していたか、または亡くなっていた水夫の3人も含めたリストが伝えられた、という非常に特別な形であった可能性を強く示唆している。

4. サンフランシスコにおける調査員の「家族」

ここからは、これらの記載をした調査員個々の物語に迫ってみよう。まず、チャイナタウンのあった第4区と、日本人水夫が入院していた合衆国船員病院のあった第9区を担当した、リーヴァイ・D・ソロモンについてである。職業は「クラーク」で、テネシー生まれの19歳であった。第9区での調査は1860年6月1日から7月17日で、全地区中最も早く行われた。彼が日本生まれの咸臨丸水夫の「肌の色」を「mon」と記載したのだった。この病院の調査票に記載された調査日は、1860年6月26日であった。中国人が集住していた第4区の調査期間は1860年6月18日～8月15日であった。

第8区、7区、そして第3区の途中から担当したジョン・H・ウィリアムズは、職業「US マーシャル補」で、テネシー生まれ、28歳。ウィリアムズの第8区での調査期間は1860年6月2日から6月18日、第7区の調査期間は1860年6月16日から7月9日、そして第3区途中からの調査期間は1860年8

月3日から8月6日までであった。彼が咸臨丸の水夫以外の「日本生まれ」(第7区)への調査を行った人物である。

今回明らかになったのは、リーヴァイ・D・ソロモンとジョン・H・ウィリアムズが第9区に居住していて、二人にとっての「家族の長」は職業「US マーシャル」のペリン・L・ソロモンであったことである。マーシャルであるソロモンは、1822年ケンタッキー生まれで、1860年センサス時に39歳。所有する不動産資産10,000ドル、個人資産15,000ドルで近隣でも資産が多い方であった。妻は、マリア・L・ソロモンで、テネシー生まれの24歳。3歳と1歳の娘がいた⁵⁹。ペリンにとってリーヴァイは21歳年下の弟であった。図像3と4が家族の調査票の図像史料である。

加えて1850年のセンサスにさかのぼると、マリアの旧姓はウィリアムズで、上述のジョン・H・ウィリアムズの妹に当たることが判明した。二人はノースカロライナ州出身の農家、アレクサンダー・ウィリアムズとテネシー州出身のマーサ・Lを両親に持ち、ケンタッキー州との州境にあるテネシー州サムナー郡第4地区に居住していた。18歳のジョンが長男で、兄弟姉妹は8名いた。ジョンの職業は父と同じ「農家」であった⁶⁰。さらに同年のセンサスで、テネシー州サムナー郡第5地区で、当時28歳のペリン・ソロモンがノースカロライナ州出身の父ウィリアム・ソロモン(52歳)の家族の一員として記録されていた。つまり、1860年にセンサスを取り仕切ったマーシャルとその妻、義理の弟は、1850年にはテネシー州サムナー郡の隣接地区に居住していたのだ⁶¹。これらの人々は、1850年時点での隣接する地区で旧知であった可能性が高いように思われる。ちなみに1860年にサムナー郡の全人口は226,639名で、そのうち白人が14,227名、奴隷が7,700名、自由黒人が103名であった。自由黒人のうちブラックが60名、ムラトールが43名という内訳であった⁶²。

ウォルター・ダーハムによる『ボランティヤ・フォーティーナイナーズ』は、テネシー州出身者がカリフォルニアのゴールドラッシュとカリフォルニアのその後の政治にどのような影響を与えたか、検討したものである。そのなかでペリン・L・ソロモンは、マーシャルに任命される前はトゥオルミ郡のシェリフで「公平な姿勢をもつ人物」として信頼されていたと言及されている⁶³。誰にとってどのような公平な姿勢であったのかについては、ソロモンに関する史料を今後検証していくこととしたいが、南部出身者であるソロモンの人種観の一端を示すエピソードがある。それは、1850年9月に成立した逃亡奴隷法にかかわる事件をめぐるものであった。1850年以降1861年まではマーシャルが逃亡奴隷を逮捕し、所有主まで戻す役割を担っていたため、カリフォルニア州で、逃亡奴隷アーチャー・リーの裁判が行われた際、このソロモンが登場することとなった。サンフランシスコ郡判事のトーマス・W・フリーロンがリーの釈放を命じた。その直後に、マーシャルであるペリン・L・ソロモンが法廷に現れ、合衆国巡回裁判所司法委員であったジョージ・ジョンストンが発行した令状でリーを逮捕した⁶⁴。ソロモンは1858年5月6日、民主党のジェームズ・ブキャナン大統領からカリフォルニア州の北部地区のマーシャルに任命されていた。1861年夏には大統領が共和党のリンカンになったため解任された。解任後しばらくして1863年9月に41歳で亡くなっている⁶⁵。死因は現在のところ不明である。

ペリン・L・ソロモンは、センサス調査を実弟リーヴァイ・ソロモン(第4,9区)と「US マーシャル補」である義理の弟ジョン・H・ウィリアムズ(第3,7,8区)に依頼した。家族への調査は、第9区の担当でリーヴァイ・ソロモン自身が記入していた。よって、兄は「US マーシャル」、兄の結婚相手の弟が「US マーシャル補」、そして自分は「クラーク」との厳密な職階/序列が職業欄には反映された。このほかの調査担当者についての調査を進めたところ、この家族のみならず、サンフランシスコのアシスタントの多くがテネシー出身であったことが判明した。センサス調査を実行するアシスタントは、マーシャルが任命することが出来たので、ペリン・L・ソロモンが自分の弟と義理の弟を始めとして、

図像3 ペリン・L・ソロモンの家族 SF 第9区

SCHEDULE 1. Free Inhabitants in *9th Dist San Francisco*, in the County of San Francisco, State of California, enumerated by me, on the *17th* day of July, 1860. *Per Solomon's Ass't Marshal*.
Post Office *San Francisco*.

No.	Name	Sex	Age	Color	Profession, Occupation, or Trade of male persons, with age and length of time in the locality.	Years or Months in State		Place of Birth, Naming the State, Territory, or Country	Whether deaf and dumb, blind, insane, idiotic, pauper, or convict
						From	To		
1281	P. & Solomon	M	39	W	2nd Mar. Sch	1100	1000	Ny	✓
1282	Maria L.	F	22	W				France	✓
1283	Mattie A.	F	3	W				Cal	✓
1284	Mary J.	F	1	W				"	✓
1285	Levi G.	M	19	W	black	500		France	✓
1286	John H. William	M	23	W	Deputy, U.S.M.	1500		"	✓
1287	Oliver Ogil	M	18	W	Servant			Md.	✓
1288	Mary	F	31	W				"	✓

出典：Population Schedule of U.S. Census, District 9, San Francisco, California, 1860, p.169.

図像4 ペリン・L・ソロモンの家族 SF 第9区 該当部分

1281	P. & Solomon	M	39	W	2nd Mar. Sch	1100	1000	Ny	✓
1282	Maria L.	F	22	W				France	✓
1283	Mattie A.	F	3	W				Cal	✓
1284	Mary J.	F	1	W				"	✓
1285	Levi G.	M	19	W	black	500		France	✓
1286	John H. William	M	23	W	Deputy, U.S.M.	1500		"	✓
1287	Oliver Ogil	M	18	W	Servant			Md.	✓
1288	Mary	F	31	W				"	✓

出典：Population Schedule of U.S. Census, District 9, San Francisco, California, 1860, p.169.

同郷者を優先して指名したことが分かる。

他のアシスタントをみると、表4にあるように、第1,2区の担当はE・C・パーマーで、本人は第4区居住。サウスカロライナ州出身の27歳、職業「センサス・マーシャル」、個人資産500ドル。パーマーの家族へのセンサスはマーシャルの実弟リーヴァイ・D・ソロモンが8月15日に行っていた。ここで、「センサス」が付いた「マーシャル」とはソロモンと同じ一時的なアシスタント職のパーマーによる自称である。ソロモンの実兄が文字通りの「マーシャル」であったため、厳密な職階を自分の職業名「クラーク」として反映させたのとは対照的であるが、修正はみられず、自己申告をそのまま掲載した形である⁶⁶。おそらくは「センサス」がつくことでアシスタントの意味になると理解したからであろう。

パーマーが第2区から調査を開始し、第1区のセンサス調査を終えたのが8月15日。偶然にもこの日まで、彼は格上げした自称の「センサス・マーシャル」だった。1860年のサンフランシスコ第1区は、咸臨丸の随員が宿泊したインターナショナル・ホテルがあった場所であることは既に触れた通りである。「蒸気船」などの「家族」の場を特定したのもこのパーマーであった。彼はサンフランシスコの死亡統計の冒頭の記載も行ってた。パーマーは後の1870年には職業が「郵便局クラーク」で、6,000ドルの個人資産を持つようになっていた。加えて、ヴァージニア出身の妻リアスとその母サラ（60歳）と妹20歳も同居していた⁶⁷。南北戦争数年後の1870年センサスにおける大家族の様子からは、戦争の影響が大きかったヴァージニアから妻の家族をカリフォルニアに呼び寄せた可能性が示唆されるように思われる⁶⁸。

第3区途中までを担当したのが、ジョン・L・ベル。本人も第3区に居住し7月2日に自らを含めた家族への調査を行っていた。そこで記載されたのが、テネシー出身の33歳、職業「アシスタント・マーシャル」、個人資産なし、である。この自称「アシスタント・マーシャル」とは、パーマーとやや異なり、まさに公的に正しいタイトルであった。ベルと同年齢の「外科医」のニューヨーク出身の男性が「家族の長」であり、ヴァージニア州出身の31歳の「ポニー・エクスプレス・エージェント」も同居していた⁶⁹。ポニー・エクスプレスは開通したばかりで、その第一便が1860年4月3日にミズーリ州セントジョゼフを出発し、10日後の4月14日にサンフランシスコに到着していた。ここでは専門的技術がある「医者」や「ポニー・エクスプレス・エージェント」といった職業の30歳代前半で独身の3人が、新天地で「家族」を構成していたことが分かる。第5,6区を担当したおそらくS・ローキンは、姓がローキン以外にラムキンともサムキンとも読め、いずれの姓でも調査をしたものの、彼のプロフィールは現在のところ不明である。そして第7,8区及び第3区の途中から担当したのが、上述の通り、マーシャルの義理の弟であるジョン・H・ウィリアムズであった。よくみられる名前のため、出身州と生年が前後も含めて合致する人物に限定すると、1866から1867年の有権者登録簿に掲載された、アメリカ生まれの34歳の「簿記係（ブックキーパー）」がおそらく本人の記録だと思われる⁷⁰。センサス時の細やかで丁寧な記録と流麗な筆致から適任の職種ではある。第4区と9区を担当した、リーヴァイ・ソロモンもマーシャルであった兄が41歳で亡くなったことが関係しているのかどうか現時点では不明であるが、その後のライフヒストリーを追うことの出来る史料が管見の限り見つからない。リーヴァイの実父であるウィリアム・A・ソロモンは76歳で1874年にテネシー州で亡くなったとみられ、義理の姉マリア・ソロモンは1910年に75歳の時にカリフォルニア州ソノマで亡くなったが、肝心のリーヴァイのその後は現在のところ不明である⁷¹。

第10,12区はアルバートG・キンボールが担当した。第8区居住で、やはりテネシー州出身、43歳。職業「クラーク」、個人資産はなかった。ここでの調査は表4の通りウィリアムズ。妻もテネシー州出身で、テキサス州生まれの17歳と15歳の子どもと、1歳の子どもはカリフォルニア州生まれと書かれている⁷²。キンボールはその後の1870年センサスにも記録があり、「RE（おそらくは不動産の略）のクラーク」として安定した生活をしていることがうかがえる⁷³。1899年6月22日の死亡記事には、1851年にテネシー州からカリフォルニア州に来たパイオニアで、州内でよく知られた人物と紹介されていた。加えて死亡記事には、1879年まではサンフランシスコ近隣に住み、その後亡くなるまでロサンゼルスに住んでいたと書かれていた⁷⁴。テネシーからカリフォルニアへというだけでなく、子ども二人がテキサス州で生まれているので、途中テキサスに移住したのであろう。国内移住の複数経路がうかがわれる人物の好例だといえるだろう。

第11区の担当はジョン・フェレルで、第1区居住、やはりテネシー州出身の30歳。職業「弁護士」、不動産資産は650ドル、個人資産6,000ドルであった。加えてテキサス州出身の妻レベッカの

不動産資産が3,000ドル、個人資産も1,500ドルであった。マーシャルのペリン・ソロモンの個人資産15,000ドルほどではなかったもの夫妻合わせるとそれなりの資産を持っていた⁷⁵。また、フェレルの家族への調査がE・C・パーマーによって行われたのは8月3日であり、彼が7月2日から始めた第11区の調査終了の翌日であった。わずか一日とはいえ、任務終了後であったので、フェレルはセンサスの調査に携わるマーシャルのアシスタントではなく、職業を本業である「弁護士」と申告したのではないか。このようにサンフランシスコにおける調査の正確さとは、アシスタント本人たちへの調査とその回答にも表れたのだった。

表4 サンフランシスコのセンサス・アシスタント

名前	担当地区・頁・調査期間	居住地・職業・資産等
E・C・パーマー	第1区(1～125頁) 7月19日～8月15日 第2区(1～253頁) 6月1日～7月17日	第4区居住、サウスカロライナ出身、27歳、職業「センサス・マーシャル」、個人資産500ドル、後に郵便局員
ジョン・L・ベル	第3区途中まで(1～79頁) 6月22日～8月3日	第3区居住、テネシー出身、33歳、職業「アシスタント・マーシャル」、個人資産なし
リーバイ・ソロモン	第4区(1～124頁) 6月18日～8月15日 第9区(1～170頁) 6月1日～7月17日	第9区居住、テネシー出身、マーシャルの実弟
S・ラムキン? ローキン?	第5区(1～80頁) 6月23日～7月23日 第6区(1～76頁) 6月1日～6月22日	?
ジョン・H・ ウィリアムズ	第3区(80～88頁) 8月3日～8月6日 第7区(1～121頁) 6月16日～7月9日 第8区(1～92頁) 6月2日～6月16日	第9区居住、テネシー出身、マーシャルの義理の弟
アルバート・G・ キンボール	第10区(1～195頁) 6月1日～7月27日 第12区(1～36頁) 7月28日～9月2日	第8区居住、テネシー出身、43歳、職業「クラーク」、個人資産なし
ジョン・フェレル	第11区(1～75頁) 7月2日～8月2日	第1区居住、テネシー出身、30歳、職業「弁護士」、個人資産6,000ドル

出典：Population Schedule of U.S. Census, San Francisco, California, 1860

より筆者作成。

既述の1860年のマーシャルへの指示にあるように、「賢明、温厚で、信頼に足り、知識があり、活発な男性」で「地区または下部地区の居住者であり、人々をよく知っている」人物であれば、マーシャルはアシスタントを自由に指名出来た。そこで、ペリン・ソロモンはサンフランシスコにおけるアシスタントのうち7名中少なくとも5名を、若い弟と義理の弟を含むテネシー出身者で固めた。「きれいな文字を書かない人を任命してはならない」との条件を、彼ら全員が十二分に満たしていたことは調査票史料から明らかである。そればかりか、「家族」の単位を厳密に区別し、よくみられる「寄宿舎」だけではなく、サンフランシスコという土地柄から「蒸気船」も「家族」に含めるという徹底ぶりであった。また、家族の子どもが「双子」であることを注記するなど、過剰というべき記載もみられた⁷⁶。一方で、マーシャル自身は現場でのセンサス調査を担当することはなかったが、2週間に一度調査の進行や中身をチェックすることになっていた。よって、「US マーシャル補」である義理の弟が実際の調査の中心的役割を果たしていたのであろう。また、日本人が入院していた合衆国船員病院の調査は、通常のセンサスと死亡統計ともに、マーシャルの21歳下の実弟によるものであった。そして同居の兄マーシャルと兄の再婚相手の弟であるマーシャル補は拡大家族のメンバーであった。弟と義理の弟が持ち帰った調査票のチェックに際しては、3人の間で通常以上の細かな情報のやり取りがあったと考えるのが自然であろう。つまり、屋根と食卓を共にする場所というセンサス上、かつ、文字通りの家族のメンバーがサンフランシスコにおけるセンサス調査の責任者であり中心人物であった。彼らの間では、おそらくは食卓を囲みながら頻繁に情報が共有されていたと考えられる。このように、中国人への「肌の色」欄の記載が市全体でこれほどに統一された理由は、マーシャルの家族を核とするテネシー出身のアシスタント達の間で情報が共有されていたためではないかと考えられるのである。

終わりに

今日までアメリカ・センサスを題材としたコメディショー、絵画、風刺画には、一般的・理想化された「家族」像とセンサス調査員との間の協力、誤解、緊張関係が描かれ続けてきた。いわゆる一般的な家庭では、調査員は玄関ないし家の中に入り家族全員を目にすることもあった。それとは異なり、センサス上の「家族」とみなされる施設や病院等における調査員と回答者のやりとりは間接的なものであったと思われる。日本人の名前については、初めて聞く名前が異なる形で記載され、日本人の漢字名に特定出来ないものもある。それは冒頭に示したコメディショーに再現されるように、現代までセンサスの現場のリアリティであり続けている。

1860年センサス実施日にセンサス上の「家族」と分類される合衆国船員病院に入院していた咸臨丸の水夫は通常のセンサスだけでなく、センサスの死亡統計にも初めて記録があった日本人である。彼らは一時滞在者であったが、センサス上の「家族」とみなされる病院に入院していたからこそ、咸臨丸の他の水夫や随行員とは異なり記録が残されることとなった。本稿では、同じセンサスの記録であっても合衆国船員病院と死亡統計とで名前が異なるつづりで記載されていたことを明らかにした。加えて死亡統計全体をつぶさにみることで、他の亡くなった患者とは異なり、日本人水夫については、6月26日のセンサス実施時点には、既に亡くなっていた人物と退院した人物双方が含まれるリストが渡された可能性を提示した。

1850年に自由州として出発したものの、カリフォルニア州では逃亡奴隷法の扱いで激しい議論が起こった。中国人のマイノリティ化が急速に進むなか、同州では太平洋を渡ってきたハワイ王国出身の「カナカ」、さらには先住民も全米で最も多かった。そうした多人種・エスニック社会カリフォル

ニアにおいて、1860年に中国人の「肌の色」が「モンゴリアン」として統一されていたのがサンフランシスコであった。「モンゴリアン」には合衆国船員病院に入院中の咸臨丸の水夫も含まれた。本稿ではセンサス調査員の物語を切り口に、丁寧でかつ統一された記載の理由について光を当てたところ、船員病院への調査はマーシャルの実弟リーヴァイ・ソロモンによるものであったことが分かった。それだけではなく、リーヴァイからみてマーシャルである兄とマーシャル補の兄の再婚相手の弟の3人は、拡大家族として同居していたことも判明した。しかもサンフランシスコの調査員の多くはテネシー州出身者であった。マーシャルのソロモンが1860年センサスに際してテネシー州出身者を多く任命したのだった。よってセンサス調査に際してはそうした家族を核とする同郷者ネットワーク間の情報共有があったと考えるのが自然である。通常以上の細かな情報のやり取りがあったことが、正式な「肌の色」の分類として1870年に「チャイニーズ」が採用される前の1860年に、サンフランシスコの中国人、日本人への「肌の色」の記載が「モンゴリアン」に統一されていた理由の一つだったのではないかと考えられるのである。回答する側だけでなく、調査する側も複数の移住・移動をしていたのだが、調査時には同郷者であることが記載の統一を生み出したと思われる。

このようにセンサス調査票史料を、調査する／される側のそれぞれの物語から見ていくと、センサスが国内外の移住・移動の交差という背景のもと行われるという、一見当たり前の事実がより具体的かつ個々の事情に寄り添う形で浮かび上がる。サンフランシスコは中国人移民が多く集住していたと同時に、南部からも多くの移住者が押し寄せていた土地であった。今回の調査員は、なかでも高南部のテネシー出身者であったが、カリフォルニア州の北部地区の責任者であるマーシャル、ペリン・ソロモンの父は、もともとノースカロライナ出身であった。このように移住とは国内外の複数の移動の重なりで成り立っている。そしてアメリカ・センサスはこうした国内外の移住・移動をするひとつと、それは狭義の「移民」だけではなく、時として咸臨丸水夫のような外交使節団のメンバーをも含む、居住／滞在するひとへの網羅的な10年に一度のスナップショットである⁷⁷。アメリカ・センサスを単純なナショナルな物語では描くことが出来ないゆえんがここにある。

註

- ¹ Census Taker vs. Old Lady – SNL, https://www.youtube.com/watch?v=fb11eJ_zAB8, accessed on October 26, 2021.
- ² 菅（七戸）美弥「日本人移住史とセンサス史のリンケージ：1860-1870年」『JICA 横浜海外移住資料館研究紀要』12（2018年3月）：1-21頁、および『アメリカ・センサスと「人種」をめぐる境界個票にみるマイノリティへの調査実態の歴史』勁草書房、2020年。
- ³ Margo J. Anderson, *The American Census: A Social History*, 1st edition (New Haven: Yale University Press), 1998, p.242, 及び U.S. Census Bureau, *Measuring America: The Decennial Censuses From 1790 to 2000* (Washington, D.C.: GPO), 2002, p.55.
- ⁴ Patricia Cline Cohen, *A Calculating People: The Spread of Numeracy in Early America* (New York and London: Routledge), 1999, p.215.
- ⁵ Lucie Cheng Hirata, “Free, Indentured, Enslaved: Chinese Prostitutes in Nineteenth-Century America,” *Signs*, Vol. 5 (1), Autumn, 1979, p.24.
- ⁶ *Ibid.*, p.23.
- ⁷ George Anthony Peffer, *If They Don't Bring Their Women Here: Chinese Female Immigration*

- before Exclusion* (Urbana and Chicago: University of Illinois Press), 1999, pp.92-94.
- ⁸ U.S. Census Bureau, *Measuring America*, p.9.
- ⁹ そうした場所での関係性には自由黒人女性と奴隷男性といったものもみられた。
- ¹⁰ *General Instructions in Taking the Eighth Census*, 2. Families.
- ¹¹ Ibid.
- ¹² U.S. Department of Homeland Security, *2018 Yearbook of Immigration Statistics* (Washington, D.C.: U.S. Department of Homeland Security, Office of Immigration Statistics), 2019, p.6.
- ¹³ Census Office, *Statistics of the United States, (including mortality, property, &c.,) in 1860; Compiled from the Original Returns and being the Final Exhibit of the Eighth Census* (Washington, D.C.: GPO), 1866, Introduction, p. lii.
- ¹⁴ Census Office, *Population of the United States in 1860; Compiled from the Original Returns of The Eighth Census* (Washington, D.C.: GPO), 1864, p.28.
- ¹⁵ ただし、テネシー州からの移住先としては、ミズーリ、アーカンソー、テキサス、イリノイの各州が上位4つに挙げられていて、カリフォルニア州は含まれていない。Ibid, p.xxxiv.
- ¹⁶ Ibid, p.34.
- ¹⁷ Ibid, p.28.
- ¹⁸ Douglas Henry Daniels, *Pioneer Urbanites: A Social and Cultural History of Black San Francisco* (Berkeley and Los Angeles: University of California Press), 1991.
- ¹⁹ Census Office, *Eighth Census* (1864), pp.27-28.
- ²⁰ 貴堂嘉之『アメリカ合衆国と中国人移民 歴史のなかの「移民国家」アメリカ』名古屋大学出版会、2012年、226頁。
- ²¹ Census Office, *Eighth Census* (1864), p.29.
- ²² 拙著『アメリカ・センサスと「人種」をめぐる境界』、275-276頁。
- ²³ 小澤智子「新聞報道にみる初期の移動——横浜からハワイ・サンフランシスコへ」海外移住150周年研究プロジェクト編『遙かなる「ワカマツ・コロニー トランスパシフィックな移動と記憶の形成」』彩流社、2019年、82頁に掲載。「移民」に関する定義や日米の政策の変遷については、同、81-82頁。
- ²⁴ U.S. Department of Commerce, Bureau of the Census, “Part 1, Chapter C: International Migration and Naturalization (Series C 89-331), Immigrants, by Country: 1820 to 1970—Con.” *Historical Statistics of the United States, Colonial Times to 1970, Bicentennial Edition, September 1975*, pp.99, 108-109, https://www.census.gov/library/publications/1975/compendia/hist_stats_colonial-1970.html, accessed on October 4, 2021.
- ²⁵ JICA 海外移住資料館の展示による。
- ²⁶ 阪田安雄「不平等条約とアメリカ出稼」同志社大学人文科学研究所「海外移民とキリスト教会」研究会編『北米日本人キリスト教運動史』PMC 出版、1991年、659-662頁。上白石実「明治維新期旅券制度の基礎的研究」立教大学史学会『史苑』73, no.1 (2013年1月) 166-167頁。小澤、前掲論文、63頁。
- ²⁷ 小澤、前掲論文、63-64頁、*The China Directory for 1861*, 1/1 (Hong Kong: A. Shortrede & Co.), 1861, pp.38, 47.
- ²⁸ 前掲拙著『アメリカ・センサスと「人種」をめぐる境界』、299-307頁。
- ²⁹ 咸臨丸についての書物は数多あるが、文倉平次郎『幕末軍艦咸臨丸』（昭和13年版の再刊）、中公文庫、1979年が決定版である。インターナショナル・ホテルについては宮永孝『万延元年の遣

- 米使節団』講談社、2005年、34頁。咸臨丸のリストについては、http://kanrin-maru.org/kanrin_material/1860_crew/crew_list_for_usa.html, 2021年10月1日最終閲覧。
- ³⁰ 文倉、前掲書、210頁。
- ³¹ Population schedule of U.S. Federal Census, District 1, San Francisco, California, 1860, p.83.
- ³² これらの病院への見舞いや出入りについては文倉、前掲書、189、192、265、270、273、282-283頁。
- ³³ 同、271頁。
- ³⁴ 1859年に中浜万次郎が編纂した英語辞典『英米対話捷徑』をつぶさに検証するならば、これらの名前のつづりには一定の法則に従っていた可能性もある。センサスと移住をめぐる歴史を超えるため、本稿では可能性を示すにとどめる。『英米対話捷徑』の原典が収録されているのは乾隆『ジョン万次郎の英会話』ジェイ・リサーチ出版、2010年。
- ³⁵ 文倉、前掲書、257頁。
- ³⁶ 同、271頁。
- ³⁷ *The Daily Alta California*, March 24, 1860.
- ³⁸ *Sacramento Daily Union*, April 4, 1860.
- ³⁹ *The Daily Alta California*, May 26, 1860.『奉使米利堅紀行』の中には木村の記述で看病人2人と合計10名が残ったと書かれている。木村喜毅「奉使米利堅紀行」、日米修好通商百年記念行事運営会編『万延元年遣米使節史料集成』4 風間書房、1961年、145頁。
- ⁴⁰ *The Daily Alta California*, August 17, 1860.
- ⁴¹ Morality Schedules of U.S. Federal Census, 1850-1885, 1860, San Francisco, California, pp.1-19.
- ⁴² Ibid., p.10.
- ⁴³ 文倉、前掲書、242-244頁。
- ⁴⁴ Population schedule of U.S. Federal Census, District 7, San Francisco, California, 1860, p.42.
- ⁴⁵ 前掲拙著『アメリカ・センサスと「人種」をめぐる境界』、304-305頁、宮永『万延元年の遣米使節団』、298-305頁。
- ⁴⁶ Population schedule of U.S. Federal Census, District 7, San Francisco, California, 1860, p.42.
- ⁴⁷ Ibid., p.46.
- ⁴⁸ Census Office, *Eighth Census* (1864), p.33.
- ⁴⁹ *The Daily Alta California*, August 17, 1860.
- ⁵⁰ Population schedule of U.S. Federal Census, Vallejo, Solano, California, 1860, pp.34-35.
- ⁵¹ Ibid., p.35.
- ⁵² 例えば文倉、前掲書、261頁。
- ⁵³ Population schedule of U.S. Federal Census, Vallejo, Solano, California, 1860, p.34.
- ⁵⁴ Ibid., pp.28-29.
- ⁵⁵ Arnold S. Lott, *A Long Line of Ships: Mare Island's Century of Naval Activity in California* (Annapolis: United States Naval Institute, 1954), pp.58-62.
- ⁵⁶ Population schedule of U.S. Federal Census, Vallejo, Solano, California, 1860, p.6.
- ⁵⁷ Ibid., p.14.
- ⁵⁸ 調査漏れについては前例もあり、中浜万次郎は1850年にアメリカにいたものの、移動中か鉾山のキャンプにいて調査漏れとなったとみられる。宮永孝『ジョン・マンと呼ばれた男―漂流民中浜万次郎の生涯』集英社、1994年、130-134頁。
- ⁵⁹ Population schedule of U.S. Federal Census, District 9, San Francisco, California, 1860, p.169.

- ⁶⁰ Population schedule of U.S. Federal Census, District 4, Sumner, Tennessee, 1850, p.9.
- ⁶¹ Population schedule of U.S. Federal Census, District 5, Sumner, Tennessee, 1850, p.10.
- ⁶² Census Office, *Eighth Census* (1864), p.467.
- ⁶³ Walter T. Durham, *Volunteer Forty-Niners: Tennesseans and the California Gold Rush* (Nashville and London: Vanderbilt University Press), 1997, p.144.
- ⁶⁴ Brian McGinty, *Archy Lee's Struggle for Freedom: The True Story of California Gold, the Nation's Tragic March Toward Civil War, and a Young Black Man's Fight for Liberty* (Guilford, Connecticut: Lyons Press), 2019, chap 6, 特に p.76.
- ⁶⁵ *California, U.S., County Birth, Marriage, and Death Records, 1849-1980*, p.106.
- ⁶⁶ Population schedule of U.S. Federal Census, District 4, San Francisco, California, 1860, p.118.
- ⁶⁷ 1850年のヴァージニア州のトンプソン家は両親と兄弟姉妹が8名いて、センサス調査票には53歳の父フィリップの職業は「農家」で不動産資産が1万ドルであった。Population schedule of U.S. Federal Census, District 29, Kanawha, Virginia, 1850, p.25.
- ⁶⁸ Population schedule of U.S. Federal Census, Ward 12, San Francisco, California, 1870, p.137.
- ⁶⁹ Population schedule of U.S. Federal Census, District 3, San Francisco, California, 1860, p.45.
- ⁷⁰ *California, U.S., Voter Registers, 1866-1898*, p.142.
- ⁷¹ *California, U.S., Death Index, 1905-1929, Surnames R-Z*, p.220.
- ⁷² Population schedule of U.S. Federal Census, District 8, San Francisco, California, 1860, p.14.
- ⁷³ Population schedule of U.S. Federal Census, Oakland, Alameda, California, 1870, p.182.
- ⁷⁴ *The Los Angeles Times*, June 22, 1899, p.14.
- ⁷⁵ Population schedule of U.S. Federal Census, District 1, San Francisco, California, 1860, p.91.
- ⁷⁶ *Ibid.*, p.77.
- ⁷⁷ 本稿では移住・移動に焦点を当てて論じてきたが、当然ながら移住しない、または移動させられる人々の様々な「家族」のリアリティもアメリカ・センサスは映し出し続けてきたことは言うまでもない。

<引用文献>

1次史・資料（英語）

California, U.S., County Birth, Marriage, and Death Records, 1849-1980.

California, U.S., Voter Registers, 1866-1898.

California, U.S., Death Index, 1905-1929, Surnames R-Z.

Edmonds, Francis Williams. *Taking the Census*. Public Domain.

General Instructions in Taking the Eighth Census, 2. Families.

Morality Schedules of U.S. Federal Census, 1850-1885, 1860, San Francisco, California.

Population schedule of U.S. Federal Census, District 29, Kanawha, Virginia, 1850.

Population schedule of U.S. Federal Census, District 4, 5, Sumner, Tennessee, 1850.

Population schedule of U.S. Federal Census, District 1, 3, 7-10, 12, San Francisco, California, 1860.

Population schedule of U.S. Federal Census, Vallejo, Solano, California, 1860.

- Population schedule of U.S. Federal Census, Oakland, Alameda, California, 1870.
Sacramento Daily Union.
The China Directory for 1861. Hong Kong: A. Shortrede & Co., 1861.
The Daily Alta California.
The Los Angeles Times.
 U.S. Census Bureau, *Historical Statistics of the United States, Colonial Times to 1970*. Bicentennial Edition, Washington, D.C.: GPO, 1975.
 U.S. Census Bureau, *Twenty Censuses: Population and Housing Questions, 1790-1980*. Washington, D.C.: GPO, 1979.
 U.S. Census Bureau, *Measuring America: The Decennial Censuses From 1790 to 2000*. Washington, D.C.: GPO, 2002.
 U.S. Census Office, *Population of the United States in 1860; Compiled from the Original Returns of The Eighth Census*. Washington, D.C.: GPO, 1864.
 U.S. Census Office, *Statistics of the United States, (including mortality, property, &c.,) in 1860; Compiled from the Original Returns and being the Final Exhibit of the Eighth Census*. Washington, D.C.: GPO, 1866.
 U.S. Department of Homeland Security. *2018 Yearbook of Immigration Statistics*. Washington, D.C.: U.S. Department of Homeland Security, Office of Immigration Statistics, 2019.

1 次史料（日本語）

- 木村喜毅 1961 「奉使米利堅紀行」、日米修好通商百年記念行事運営会編『万延元年遣米使節史料集成』4 風間書房。

研究書（英語）

- Anderson, Margo J. 1998. *The American Census: A Social History*. 1st edition. New Haven: Yale University Press.
 Cohen, Patricia Cline. 1999. *A Calculating People: The Spread of Numeracy in Early America*. New York and London: Routledge.
 Daniels, Douglas Henry. 1991. *Pioneer Urbanites: A Social and Cultural History of Black San Francisco*. Berkeley and Los Angeles: University of California Press.
 Durham, Walter T. 1997. *Volunteer Forty-Niners: Tennesseans and the California Gold Rush*. Nashville and London: Vanderbilt University Press.
 Hirata, Lucie Cheng. 1979. "Free, Indentured, Enslaved: Chinese Prostitutes in Nineteenth-Century America," *Signs*, Vol. 5(1), Autumn, 3-29.
 Lott, Arnold S. 1954. *A Long Line of Ships: Mare Island's Century of Naval Activity in California*. Annapolis: United States Naval Institute.
 McGinty, Brian. 2019. *Archy Lee's Struggle for Freedom: The True Story of California Gold, the Nation's Tragic March Toward Civil War, and a Young Black Man's Fight for Liberty*. Guilford, Connecticut: Lyons Press.
 Peffer, George Anthony. 1999. *If they Don't Bring Their Women Here: Chinese Female Immigration before Exclusion*. Urbana and Chicago: University of Illinois Press.

研究書・論文（日本語）

乾隆 2010『ジョン万次郎の英会話』ジェイ・リサーチ出版。

小澤智子 2019「新聞報道にみる初期の移動——横浜からハワイ・サンフランシスコへ」海外移住150周年研究プロジェクト編『遙かなる「ワカマツ・コロニー」トランスパシフィックな移動と記憶の形成』彩流社、59-135頁。

上白石実 2013「明治維新时期旅券制度の基礎的研究」立教大学史学会『史苑』73, no. 1、163-188頁。

貴堂嘉之 2012『アメリカ合衆国と中国人移民 歴史のなかの「移民国家」アメリカ』名古屋大学出版会。

桑井輝子 1995『外国人をめぐる社会史—近代アメリカと日本移民』雄山閣。

阪田安雄 1991「不平等条約とアメリカ出稼」同志社大学人文科学研究所「海外移民とキリスト教会」研究会編『北米日本人キリスト教運動史』PMC出版、628-703頁。

菅（七戸）美弥 2018「日本人移住史とセンサス史のリンケージ：1860-1870年」『JICA 横浜海外移住資料館研究紀要』12、1-21頁。

菅（七戸）美弥 2020『アメリカ・センサスと「人種」をめぐる境界 個票にみるマイノリティへの調査実態の歴史』勁草書房。

文倉平次郎 1979『幕末軍艦咸臨丸』（昭和13年版の再刊）、中公文庫。

宮永孝 1994『ジョン・マンと呼ばれた男—漂流民中浜万次郎の生涯』集英社。

宮永孝 2005『万延元年の遣米使節団』講談社。

インターネット史・資料

Census Taker vs. Old Lady – SNL. https://www.youtube.com/watch?v=fbI1eJ_zAB8, accessed on October 26, 2021.

U.S. Department of Commerce, Bureau of the Census. “Part 1, Chapter C: International Migration and Naturalization (Series C 89-331), Immigrants, by Country: 1820 to 1970—Con.” *Historical Statistics of the United States, Colonial Times to 1970, Bicentennial Edition, September 1975*, https://www.census.gov/library/publications/1975/compendia/hist_stats_colonial-1970.html, accessed on October 4, 2021.

幕府遣米使節随伴艦 咸臨丸乗組員名簿。 http://kanrin-maru.org/kanrin_material/1860_crew/crew_list_for_usa.html, 2021年10月1日最終閲覧。

The Impact of Migrations and the Definition of “Family” on Collection of U.S. Census Data: Insights from the 1860 Census and Other Primary Sources

Miya Shichinohe-Suga (Tokyo Gakugei University)

Over the decades, census takers and residents have interacted with each other in many diverse and varied ways — sometimes cooperatively, but other times with misunderstanding or tension. Not only have policy makers and historians taken note of this fact, but American popular culture has also long portrayed it through cartoons and other caricatures, television, and artistic paintings. A 2013 skit on the popular American television comedy *Saturday Night Live* made clear to all the very human element in the enterprise of collecting personal information for census.

This article focuses on two elements of the 1860 Census because these elements greatly affected what the enumerators actually recorded on the manuscripts:

- 1) The broad definition of “family” (or household) in the 1860 census; and
- 2) Multiple population migrations that shaped the characteristics of both residents to be counted and census takers themselves.

In many so-called typical homes, census takers went to the front door or inside the house and saw the entire family. However, in multi-resident facilities, such as hospitals, the interaction between the enumerators and people to be counted as one “family” was much more indirect and attenuated.

My research has found that mariners of the Japanese battleship *Kanrinmaru* hospitalized in 1860 at the U.S. Marine Hospital in San Francisco, were the first Japanese recorded in the U.S. Census. Examination of U.S. Census population and mortality schedules along with primary sources from Japan shed light on the distinctive manner in which the enumeration of these mariners was conducted.

With respect to the impact of multiple population migrations on the census, my research investigated the backgrounds and personal histories of the census takers themselves and explored reasons for the particularly uniform and thorough recordings in San Francisco census districts. The Census Marshal of Northern California, Perrin S. Solomon, originally hailed from Sumner County, Tennessee. Solomon’s younger brother Levi recorded the population schedules for the U.S. Marine Hospital in San Francisco containing the first Japanese to appear in the U.S. Census.

keywords: U.S. Census, Mortality Schedules, migrations, San Francisco, “Family”

〈論 文〉

「ワカマツ・コロニー」以後の人の移動とネットワーク — 柳澤米子を中心に —

北脇 実千代（日本大学・准教授）

〈目次〉

1. はじめに
2. 生い立ち
3. サンフランシスコ福音会
4. 医学の道へ
5. 日本でのキャリアと交友関係
6. おわりに

キーワード：柳澤米子、ワカマツ・コロニー、移動性、帰国者、女性医師

1. はじめに

2019年6月6日から9日にかけて、アメリカ合衆国のカリフォルニア州プラーサーヴィルで「ワカマツ・コロニー」の150周年祭が開催された¹。1869年に日本からアメリカに移住した移民集団を記念した行事である。日本を起点とした移民に関する研究において、プロイセン出身のヨハン・ハインリヒ・シュネルとともに集団で初めてアメリカ本土に移住したとされてきた「ワカマツ・コロニー」であるが、1871年ごろにシュネルが失踪したことで消滅し、その実態は長いあいだ不透明なままであった²。そして不透明であるがために、逸話的な語りが先行していくことになる。最たる例が、「おけい」であろう。現在の福島県会津若松市からシュネルとともにアメリカへ渡ったとされ、移住先のプラーサーヴィルで19歳という若さで亡くなったこの「おけい」をめぐる言説は、悲劇のヒロインとして語り継がれ、日米双方で象徴的な存在となった。その経緯は、東栄一郎によって検証されているが、「おけい」は、アメリカの日本人移民社会において、「出稼ぎ」を目的としない移住の「パイオニア」として位置づけられ、公的な記憶の構築に重要な役割を果たすことになる。また同時に、帝国主義下における日本人の「海外発展」の始まりを象徴する女性として語られていくことにもなった（Azuma 2008: 1200-1206、東 2014: 157-195、Azuma 2019: 224-230）。

筆者も参加した共同研究プロジェクトは、この「おけい」がいたとされる曖昧模糊とした「ワカマツ・コロニー」を正面から捉え、さまざまな角度から検証した。「ワカマツ・コロニー」をグローバルな人やモノの流れのなかに置くことを主眼としたそのプロジェクトにおいて、筆者は、「ワカマツ・コロニー」消滅後に日本へ帰ってきた人物に焦点を当て、日本を出発して渡米して終わりとはならなかった人々の移動の継続性に着目し、その後の足跡をたどった（海外移住150周年研究プロジェクト編）。本稿は、プロジェクトで明らかになったことをふまえつつ、「ワカマツ・コロニー」の一員であった夫婦、柳澤佐吉となみ子の子供にあたる柳澤米子の生涯を追いながら、「ワカマツ・コロニー」以後の人の動きを追うことを試みる。

19世紀後半の日本からアメリカへの人の移動について語る際、1868年に横浜からハワイに渡った

「元年者」と1869年にカリフォルニアへと渡った「ワカマツ・コロニー」の次は、1885年以降の「官約移民」も含めた「出稼ぎ労働者」の語りへと移る傾向にある。政府および移民会社が仲介してまとまった数の人々が日本を起点として動いたからであるが、「出稼ぎ労働者」は男性単身者が多く、女性ならびに家族単位での移動が注目されるのは、1907-8年の「日米紳士協約」以後に急増した「写真花嫁」からとなる。本稿は、「一世」「二世」と語られてきた日本人移民史のなかで、女性や家族単位の移動・移住に関する検証が少ない時期を、集団移住の「パイオニア」と位置づけられた「ワカマツ・コロニー」に関わりのあった人物、柳澤米子の人生から検証していく試みでもある。

「写真花嫁」で顕著になった女性の移動・移住だが、それまで皆無だったわけではない。やはり大きく注目されるのは、留学生としての移動であろう。明治維新後の19世紀後半の日本を起点とした海外への移動性をみると、女性に関わる研究を概観すると、津田梅子や山川捨松など留学生に焦点が置かれることが多く、その方面では研究も蓄積されている（高橋2002、佐々木2020他）。また、「あめゆきさん」とも呼ばれた性労働者として海を渡った女性に関する研究も進展しつつある。とくに性労働者の移動は、東アジア、東南アジアも含め、多方向に及んでいたことが明らかとなっている（嶽本：42-77、Oharazeki：16-36）。一方で、単身者だけでなく、家族単位の移住も実際にはあった。たとえば、先に挙げた「元年者」にも、夫婦単位での移動・移住者が含まれており、148名中、女性が6名、子供が1名いたとされている（Van Sant：106-107）。また、外務省の渡航記録においても、「妻」という記載が散見され、明治維新直後の移住から夫婦単位の移住者がいたことが示されている³。柳澤米子の国境を越える移動は、従来注目されてこなかった19世紀後半の家族単位の移動・移住の一形態ともいえる。

1869年に移住した柳澤米子の両親である柳澤佐吉となみ子の足跡がかりうじて歴史の記述に残るのは、この夫婦が、1877年にサンフランシスコで立ち上げられたキリスト教系団体である福音会のメンバーだったという経緯もある⁴。阪田安雄らが出版した『福音会沿革史料』において、娘の柳澤米子も含めた家族三人の名前を認めることができ、短い期間ではあるが、柳澤家のアメリカでの生活を垣間見ることができる。先に挙げた共同研究プロジェクトにおいても、筆者は、この『福音会沿革史料』から始め、移民社会で発行された日本語の新聞、カリフォルニアで発行された英語の新聞などを手がかりに、柳澤家の足跡を辿った。その際は、「ワカマツ・コロニー」の一員であった柳澤佐吉となみ子に焦点を当てたが、本稿は、娘の米子に視点を移したものとなり、歴史の主流な語りのなかでは注目されてこなかった人々の移動に留意しながら、一個人の人生に焦点を当てることで、国境を越えた人々の移動をマクロな視座から検証することを目的とする。米子は人生の前半をアメリカのカリフォルニアで暮らし、その後は東京を拠点として生活した。「ワカマツ・コロニー」の次の世代にあたる柳澤米子が、日米が交錯する生活空間のなかで、どのような人生を築いたのかを検証することで、当時の人々の移動性もあわせて考察する。

2. 生い立ち

まずは、柳澤米子の生い立ちを概観したい。柳澤米子は、アメリカに移住した柳澤佐吉の娘という視点からか「二世」と称されることも多い。たとえば、カリフォルニアで発行された日本語新聞のなかにある英語の紙面において、米子は、最年長の「二世」として紹介されている（*New World Daily News, Japan-California Daily News*）。また、一方で、1898年に日本で発行された雑誌の記事では、「文学士 柳澤よね子 廿五年前東京に生れ、九歳の時両親に従つて米国に到り・・・」と紹介されており、どこで生まれたのかに関して、情報が錯綜していることがわかる。（「文学士 柳澤よね子」：129）。

この点に関して、厳密にいうと、米子は日本生まれであった。柳澤米子の生い立ちを確認するにあたり、ジャーナリストの四至本八郎が東京の米子の自宅で行ったインタビューが参考になる。四至本は、早稲田大学を卒業後に渡米し、20年ほどアメリカで暮らした後に、日本に帰国した人物であった（海外日系人大会：27、四至本 1934：288）。日本でしばらく居住した後、メキシコにも行くなど、四至本自身が移動を重ねていく人物ともいえるが、その四至本が著書『日系市民を語る』のために1934年に行ったインタビューの記事が、アメリカのサンフランシスコで発行されていた新聞『日米』において掲載された⁵。そのインタビューで四至本は、「従来の史実では、あなたが明治6年桑港生まれとなつてゐますが真実でせうか」と米子に単刀直入に尋ねて確認している。四至本の質問に対して米子は、「明治6年生れは生まれですが、桑港生まれではありません。でも桑港生まれと云つても同様のものがあるんです」と始め、父佐吉とともにアメリカにいた母親が、自分を妊娠していることがわかった後、日本で出産するために日本に帰国したのだと語っている。そして、程なくして東京の九段下で自分が生まれ、母親は、その2、3ヶ月後には米子を連れて渡米したという（四至本 1934年6月24日）。妊娠中の身でありながら、また帰途に着く際には、生後2、3ヶ月ほどの乳児を抱えながら太平洋を渡ったことを考えると、安易な旅ではなかったであろうと推察される。

このインタビューによると、母親のなみ子ならびに米子の移動はこの時だけではなかった。米子は、自身が6歳のときも妊娠中の母親とともに帰国したと語る。先に1873年（明治6年）に生まれたと語っているのが、1879年ごろであろうか。一時帰国をして神奈川県藤沢市に滞在し、母親は男児「仙太郎」を出産したという。そして、その後も男児が二人生まれ、「母は分娩の為その都度帰国してゐたのです」と米子は語っている。この米子の語りに従うと、「その都度帰国」ということで、母子で何度も日米を往復したということになる。ただし、父親の柳澤佐吉は、1870年代に日本の内務省で樹芸掛として働いた記録があるため、母子だけでなく、佐吉も含めた家族単位の移動もあった可能性もある（朝比奈：11）⁶。

残念ながら、母親の妊娠・出産が移動を重ねる契機となったものの、いずれの男児も夭逝したために、米子は兄弟に恵まれなまま成人となった。おそらくそのためか、柳澤姓を生涯使用する選択をしている。この米子の語りから、家族で移動する形態においても、定住だけが道筋ではなく、国境を越えた移動が繰り返される状況が19世紀後半からすでにあったことが改めてうかがえる。柳澤家には移動を可能にする経済的余裕があったと思われるが、日本に住むか、アメリカに住むかという居住の選択が主体的に行われていたといえる。しかも母親であるなみ子自身も主体的に移動を重ねている点は、女性の移動性という点でも注目に値する。

国家間を移動してきた暮らしのなかで、米子はその狭間で揺らぐ思いをつぎのように発言している。

アメリカの空気で妊娠して育つたので、私の名も米国に因んで『米』とつけられた訳です。厳格な意味ですと日系市民でないかも知れませんが、私はいはゆるアメリカ生れと云つてよいのです、当時市民権をとるのは何でもなかつたのですから市民となつて置けばよかつた、と思はぬでもありません（四至本 1934年6月24日）。

アメリカに住む日本人に市民権が付与されるかどうかの判断は、1922年の小沢孝雄裁判によって明確に規定され、日本から移住した人々は「帰化不能外国人」となった。日本で生まれた者は、「自由な白人」ではないとされ、アメリカの市民権の境界の外に置かれることになる（Ichioka: 210-226）。言い換えれば、それ以前は、市民権が付与される可能性もあり、法的な市民権の境界は曖昧な部分があった。人種の境界が微妙に変動するなかで、市民権を得ることができた日本人も実際にいた（高村

: 95-134)。そのような状況下で、1903年までの20年以上をアメリカで暮らしてきた米子にとって、移民制限をはじめとして国境管理が厳格になっていき、市民権を取得することも難しくなるような20世紀のアメリカの状況は予測していなかったのかもしれない⁷。また一方で、アメリカ市民となっておけばよかったという言葉は、日本における生活の暮らし辛さを示唆しているといえよう。

3. サンフランシスコ福音会

四至本のインタビューにおいて、米子は、「私は桑港のチャイナ・ミッションで六つの時にギブソン牧師から母と共に洗礼を受けまして、聖名をユナとつけられました」と語っている（四至本 1934年6月24日）。ちょうど母親が第二子を妊娠したころであろうか。米子が日米を往復したであろう時代のアメリカでの様子は、サンフランシスコの福音会の史料で垣間見ることができる。『福音会史料』に所収されている「初期の部（A）」では、1882年の「クリスマス祝会」の記録として、「唱歌、柳澤米子（幼女）」という記載が登場する。そして、1883年の記録として、婦人の会員が増えつつあることが言及され、「其中洗礼を受けて信徒の数に入りし者はギブソン氏に拠りて一々聖名を添へウレアンニー柳澤、メーリー吉田、アイダ岩松、ユナ柳澤、ミンニー吉田の如き姉妹等の輔けは会内を良く調整せしめたり」と記され、母親なみ子である「ウレアンニー」とともに、「ユナ」も紹介されている（阪田他：15）。同様に、「初期の部（B）」として収められている1881年6月4日以降の「福音会記録」においても、1882年11月18日の記録で、米子は登場し、「柳澤氏の令嬢讚美歌を誦す」と記載されている。また、12月16日の記録において、「今夜入会する者中村一吉氏外に柳澤妻君と子供兩人古川君の妻君と子供合計六人なり」と記述され、福音会に正式に加入したことがわかる。12月23日には「ユナ女の讚美歌」と記録されているため、上記の「クリスマス祝会」のことであろう（阪田他：44-45）。

このような記載からわかるように、柳澤家は、福音会に深く関わっていた。まだ集会場所を探している初期のころから関与しており、ようやく見つけた場所が「狭隘暗黒白昼尚燈火を要する」ような一室であったため、「柳澤佐吉氏二十五仙を奮発して蠟燭二挺を購ひて寄附せられし」と記録されている。積極的な関わりは、妻のなみ子も同様で、会が新たに寄宿室を設けるにあたり、なみ子が裁縫をして寝具を整えたことも記されている（阪田他：8-11）。集会が定期的に行われていたことがわかる「福音会記録」においても、冒頭の6月4日の集会の記録から、美山貫一の祈祷の後の演説者として佐吉の名前がある。その後も、佐吉は、祈祷する者として、時には、聖書の講義をする者として参加しており、福音会の会計も担当するなど、主要な人物としてしばらく活動した。

この福音会で形成されたネットワークは、米子の人生に大きな影響を与えていくことになる。四至本のインタビューにおいても、「当時、日本人が其ミッションのダウンセラで夜学を受けておりましたがその先生のジェムス・クリブランドさん家庭に預けられパウエル街のグランマースクールに通ひました。後ち、サンノゼに移り同地のグランマースクールからハイスクールを経て加州大学に入りました」と語っている（四至本 1934年6月24日）。福音会での活動において、米子の聡明さが際立っていたのかもしれないが、佐吉ら夫妻の意向もあるに違いない。子供への教育に対する関心が高かったのであろう。結果として、米子は両親と離れて暮らすことになる。

離れて暮らしながらも順調に人生が進んだように見受けられるが、1886年に、米子は悲劇に直面することになる。日本から移住してオークランドで造園業を営んでいた実の兄弟と暮らしていた母親なみ子が、逆恨みから日本人男性に殺害されてしまったのだ。この事件は、その悲劇性からか、地元で発行された新聞でも詳細に報道されており、新聞記事から、父親の佐吉は、当時カリフォルニア州

の別の場所で働くために離れて暮らし、「ユナ」、すなわち米子は、「13歳で、サンノゼのパシフィック大学の学校に通って」いたことがわかる (*San Francisco Chronicle*)。後年米子が受けたインタビューのなかで、母親の死は一切語られることはないため、胸に秘することに決めたほどの衝撃の大きさがうかがえるが、米子が受けた教育については、四至本のインタビューでの語りと一致している。パシフィック大学のなかに中等教育の学校も併設されていたのであろう。ここで報道されているパシフィック大学については、福音会の史料にも記述があり、日本から渡米した留学生が福音会に寄ることが多いとしたうえで、「王府ホブキンスのアカデミー、オレゴン及インディアナ両大学の三校は後に起りしパシフィック大学と共に当時本邦人を歓迎せしかば就て学ぶ者又少からず福音会は是学の諸校と関係を保ち多くの学生の為に就学の途を開きたり」としている(阪田他:9)。パシフィック大学は、メソヂスト派が設立した大学で、福音会と関係もあったため、米子の両親も安心していただに違いない。また、1871年にはカリフォルニア州で初めて男女の共学を実施するなど、リベラルな気風の教育機関だったともいえる⁸。

この福音会で得たネットワークは、日本に帰国した後も続いたようで、1934年のインタビューのなかでも、知人として「古い所では美山貫一さん、(パイオニア時代の桑港福音会牧師)は今鎌倉で老後を養はれてゐるし当時の伊達多中さんも京都に居られます」と語っている(四至本 1934年6月26日)。連絡を取り合っているということであろう。いずれの人物もインタビュー当時は、すでに日本に居住していたようであるが、アメリカならびにハワイを転住した人物であった。美山貫一は、サンフランシスコで福音会に関わった後に、ハワイへと転住してメソヂスト教会の設立に尽力し、その後、日本に帰国した(吉田 1983:147-179)。また、伊達多中との関わりは、さらに深いものであった。福音会で美山派と伊達・柳澤派という対立が起こった際、伊達・柳澤派が福音会を去ったことが記録に残されていることが示すように、父親の佐吉にとって伊達多中は同志のような存在であった(阪田他:16-17)。この伊達多中は、「ワカマツ・コロニー」が建設された地に訪れる機会があったようで、シュネルが去った後の様子をうかがい知る一つの手がかりとなる記録を残しており、「ワカマツ・コロニー」にも縁がある人物である(伊達:289-292)。また、伊達自身もサンフランシスコで柳澤と共にした後、日本に帰国し、その後、ハワイのオアフ島ならびにマウイ島へも移住し、日本人のための小学校の設置や日本人会の設立に尽力した(『やまと新聞』1903年7月20日、8月22日)。移住を繰り返していた伊達であるが、インタビュー時には、日本に居住していたということであろう。米子自身が日米間を移動した人物であったが、似たような経験を持つ人々とのネットワークがあったことが改めてわかる。

4. 医学の道へ

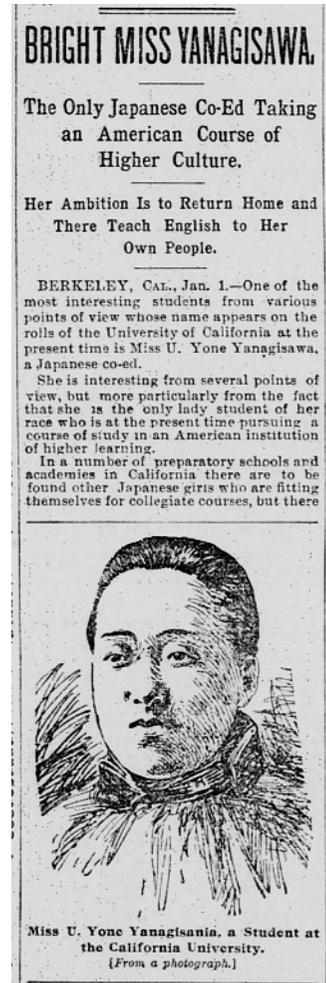
1930年代にアメリカの日本人移民社会が過去を振り返るにあたり、柳澤米子は、「ワカマツ・コロニー」に関わりのあった人物の娘というより、個人として注目されている。たとえば、1940年にサンフランシスコで発行された『在米日本人史』においても、福音会史料の記録にもとづいて「黎明時代」の移民として両親とともに名前が記載されている一方で、両親とは関係なく、カリフォルニア大学パークレー校の卒業生として名前が挙げられている箇所もある。パークレーについて説明されたその項目では、「初期邦人卒業生」として挙げられた14名のなかに、「柳澤ユナ(文科)千九〇一年(明治三十四年)」との記載で米子の名前がある(在米日本人会事蹟保存部編:30、749)。移民社会において、人種差別に抗する手段の一つとして教育に重きが置かれ、大学を卒業することが賞賛されるなか、米子は先達者であった。

しかしながら、この『在米日本人史』の記載には一部誤りがある。米子が「文科」を修めたのは、少し前の1898年のことであった。実は、米子は、大学在籍中の1896年に、地元の新聞『サンフランシスコ・コール』の取材を受けている。パークレー校にいる唯一の日本人女性として脚光を浴びたのだ。米子の肖像画も記載されたその記事によると、1895年8月に幼稚園から通っていたパシフィック大学から、カリフォルニア大学パークレー校の2年次へ編入したとされている(図1)⁹。また、東京で幼少期を過ごした後、アメリカでのビジネスに興味があった父親とともに、13年前にアメリカにやってきたとされている。記事には、米子が取材後に編集者宛てに書いた手紙も掲載されており、今は英語と歴史を勉強していて、将来は、日本で英語の先生になりたいと記している。つづけて、日本の女性たちへの熱い思いが語られており、日本人女性がアメリカで高等教育を受けることはとても恵まれていることであるとし、他の女性たちもぜひ自分につづいてほしいという願いも記している。また、日本は、発展しつつある国であるが、女子教育が男子と肩を並べるほどにならないければ、世界を先導する国にはならないと語るなど、日本の在り方や日本の女子教育への思いが強く出たものとなっている。さらに、同手紙には、学校では「かなりよそ者“quite a stranger”」だが、先生や学生もみな親切なので快適だと語るなど、自らを留学生のように位置づけてもいる(January 2, 1896)。10年以上もアメリカに居住していたにもかかわらず、自らを「アメリカ人」のように感じることができず、「日本人」というアイデンティティを強く意識せざるを得なかったのかもしれない。

米子は順調に学士号の取得に至る。1897年の『サンフランシスコ・コール』の記事では、翌年にパークレー校で学士号を取得する予定の学生の名前が記載されており、卒業予定者の一覧のなかに“Miss U. Y. Yanagisawa”の名前もたしかに記載されている。同記事には、「卒業生のうち少なくとも5分の2が女子学生」という小見出しもあり、大学を卒業する女性の増加が注目される時代であったことがわかる(November 20, 1897)。ただ増加が認められながらも、人口に比しての大学進学率自体は依然として低く、アメリカの18-21歳の女性人口のうち、大学への進学者は、1880年で1.9%、1890年で2.2%という微増の段階であった(坂本: 35-37)。すなわち、米子の学位取得は、女性の学士号取得者が極めて少なかった時代の偉業だったといえる。

英語の先生になりたいという夢が語られてはいたが、米子の学業はここで終わらなかった。医学部へと進学したのである。『在米日本人史』に記載されていた1901年という卒業年は、医学部を卒業した年であった。カリフォルニア大学が1902年に発表した医学博士取得者の名簿のなかに、1901年5月14日に学位が授与された者として、“Una Yone Yanagisawa, B.L. …Japan”の名前がある(University of California 1902: 379, 390)。当時、女性が医学部に進学すること自体が珍しい時代であり、しかも米子はアジア系の女性であった。そのため、この偉業も、注目を浴びることとなり、医学の学位取得から1年後となる1902年には、地元の新聞『サンフランシスコ・クロニクル』の取材も受け

<図1>



出典：San Francisco Call,
January 2, 1896.

ている¹⁰。米子とともに卒業した医学の学位取得者のなかで、女性は、米子を含めて4名のみという時代であった(Purdy)。当時、アメリカ全体をみても、医学部に在籍した女性は、男性在籍者数の5パーセント前後であった。女性が医学を勉強することへの偏見もあり、女子医学生を受け入れ自体も躊躇されるような状況下での功績だったといえる(Morantz-Sanchez: 232-265)。

その『サンフランシスコ・クロニクル』の記事では、米子の半生が語られているものの、母親は病気で早くに亡くなったとされ、真実が語られないところから始まる。父親は、残された娘に最高の教育を授けたいと考え、日本に女性医師がいなかったことから、娘を医者にするのがよいのではということで、「ギブソン博士」に相談したとされている。その結果、米子は、パシフィック大学で学ぶこととなり、11年間そこで学んだ後に、カリフォルニア大学へと移ったと説明されている。全体として、米子の業績を讃えるための記事ではあるが、父親の意向が説明され、米子の言葉がほとんど確認できない。大学時代の米子については、日本人の友人はほとんどいないが、11年間のパシフィック大学の生活によって、米子は「完全にアメリカナイズされているので、自分の国の人々に関わる必要がなかった」と述べられている。また、英語が完璧で、日本人であるという事実が隠れるほどだとも伝えている(Purdy)。中国および日本からの移動・移住者が多かったサンフランシスコでは、当時からアジアからの移民を「よそ者“alien”」と対置することで白人性が構築され、「アメリカ人」が定義されていた(Sueyoshi 27-30)。米子を賞賛すべき人物として述べる際、「アメリカ人」の枠組みにできるだけ沿うように述べられていることがうかがえる。

同記事では、米子が、医師になる資格を取得して1年経過したにもかかわらず、父親が経営するレストランで手伝いをすることに従事しているとも報じられ、サンフランシスコにおいて日本人の女性医師が活躍する場はないようだとも記事でも伝えられている。女性の医師というだけで活躍の場が限られたなかで、人種による壁が障害となったともいえる。当時はすでに日本から来た人々を排斥する運動、いわゆる排日運動が勢いを増しており、米子が住むサンフランシスコでも排日集会が開かれるほどでもあった(飯野: 26-30)。その影響もあったのであろう。米子自身も、診る人が周りにいないのだと記者に語っている(Purdy)。多くの日本人女性がアメリカにやってくるのは、1907-8年の「日米紳士協約」以降のことなので、米子を頼る人も少なかったのかもしれない。一方で、米子自身も、医師として働くことに躊躇していた面もあったのかもしれない。1934年の四至本のインタビュー記事において、米子が受けた教育について述べられている箇所があり、「文科の上に医科まで修得せしめたのは主として父の希望によるものである」とされており、『サンフランシスコ・クロニクル』の取材のときと同じような語りとなっている(四至本、1934年6月25日)。米子自身としても、ジェンダーや人種による差別を乗り越えてまで、アメリカで医師をとまでは考えていなかったのであろう。

結果として、柳澤米子と父親の佐吉は、日本へ帰国することを決断する。日本で医師をとという父親の思いを受けてのキャリア形成となっていたが、アメリカで永住するというよりも、日本へ帰国するという思いが父親には強かったといえるであろう。佐吉が経営していたレストランも繁盛していたようなので、経済的な余裕もでき、日本への帰国に対する思いも高まったのかもしれない¹¹。1902年発行の『殖民時報』に掲載された「『カリホルニア』州ニ於ける日本人の成功」と題された記事において、柳澤佐吉が成功者として紹介されており、そのなかですでに「然る後欧州を視察して日本に帰る積りなり」と明記されている(「内外雑報」: 28-9)。

また、実際に帰国へと行動を移すきっかけの一つとして、米子の結婚も挙げられるかもしれない。『殖民時報』の同記事では、「ゆな子の婿大屋要作も歯科医学士なるがこれも修行中は柳澤親爺の世話になりしや疑ひなく此外に尚二三人親爺の力にて大学を卒業させたりとなり」との記述もあり、1902年の時点で米子がすでに結婚していることがわかる(「内外雑報」: 28-9)。大屋は、アメリカ東部マ

サチューセッツ州にあるハーバード大学を卒業したとされているため、どの時点で佐吉が支援したのかなど詳細は不明であるが、自身が信頼する人物ということで米子との結婚の話も滞りなく進んでいったのであろう（柳澤 1908: 25）。ちなみに、米子と大屋は、同じ時期にカリフォルニア大学に通っていた記録が残っている。カリフォルニア大学の卒業生名簿に大屋の名前はないため¹²、学位の取得が目的ではなかったと思われるが、1900年に、薬学部の夏学期に在籍した学生として、“Oya, Yosaku . . . Oakland”と名前が記載されており、同名簿のなかには、医学部4年生として米子の名前もある（University of California 1901: 456-7, 464, 467, 473）¹³。親交を深めるきっかけになった可能性はあるだろう。

米子の夫となった大屋要作は、『在米日本人史』において、日本人移民社会が形成され始めるころに、カリフォルニア州のアラメダ市に在住した人物として紹介されている。おそらくハーバード大学に行く前のことであろう。学生の間で「校友会」が組織されたという記述の後、「翌一八九四年（明治二十七年）には三苦徹基、大屋要作、高橋千代吉等が渡米した」とある（在米日本人会事蹟保存部編：749-50）。アメリカに到着した際の乗船記録においても、大屋は、ベルジック号で1894年9月5日にサンフランシスコに到着とされているので、『在米日本人史』の記載と合致している。またその乗船記録から、大屋は、栃木県の出身で、19歳10ヶ月に学生として渡米したことがわかる¹⁴。三苦徹基も高橋千代吉も、サンフランシスコで発行された日本語新聞に長期に渡って名前が出てくることから、長くアメリカに住み続けたことが確認できるが、大屋要作自身は、米子とともに日本に帰国することから、10年ほどのアメリカ滞在となる¹⁵。『在米日本人史』に名前が刻まれているのは、一時期、歯科医として開業していたためであろうか。たとえば、1900年にオークランドで「歯科治療」を行う旨の広告が掲載されている（『桑港文庫』）。この歯科治療院は、1898年の時点ですでに開業されていたようで、サンフランシスコで刊行されていた雑誌『桑港の栞』には、「大屋歯科医さんの評判が仲々宜しいが桑港にも出張所を設けては如何ですきつと流行り升よ」といった声が寄せられている（『はかき集』）。実際、1903年には、場所をサンフランシスコに移して開業しており、「米国歯科医学士 大屋要作」として治療時間とともに広告が掲載されている（『太平新聞』）。おそらく、移転は、米子らがサンフランシスコに住んでいたことも関係しているであろう。

歯科医として開業し、地域に根差した診療を続けるなかで、大屋は、その地に住む日本人のためという思いも強かったとも思われる。先に挙げた『殖民時報』では、サンフランシスコのチャイナタウンでペストが発生した際、中国人への対応と同様に交通を遮断される措置が日本人にも取られたことに抗議して、在米日本人組織の理事として折衝にあたったとも記されている（『内外雑報』：27）。仮にアメリカに住み続けていたとしたら、サンフランシスコ地域に住む日本人のために活動する中心的な人物になっていたかもしれないが、大屋は、米子とともにアメリカの地を離れることになる。

5. 日本でのキャリアと交友関係

柳澤米子の帰国については、日本女医会が1962年に作成した「日本女医史年表」にも記載されており、1901年の欄に「柳沢米子米国加州大学医学部卒業（五月）」と記載された後、同年表の1903年の欄に「柳沢米子米国より帰国、歓迎会開く（一一月）」とある。おそらく、1903年の秋ごろに帰国したのであろう（秋山：303）。この年表が依拠したと思われる1937年作成の年表では、「日本女医会秋季例会を上野東照宮内に開く。出席十九名、ドクトル柳澤米子の米国談あり」とも記載されている（多川：9）。米子は、ここで初めて日本の女性医師らと交流を持つことになったと思われる。米子が日本で医師登録をした時代は、女性医師の裾野が広がりつつあるころであり、欧米で医学を学ん

だ後に帰国してきた女性もみられるようになっていた¹⁶。米子が日本において医師登録をしたのは、1904年6月のことであり、すでに日本で103人目の女性医師であった（三崎：285）。1908年に雑誌に掲載された紹介記事によると、「婦人科と小児科の開業を麹町区土手三番町に開き居らる」と説明されており、女性や子供のための医療に従事していたことがわかる（柳澤 1908: 25）。先に挙げた1902年の『殖民時報』の記事では、「実の娘ゆな子は小学校より順次正当の米国教育を受けて今現に文学士兼医学士なるに同女は今一度大学に入りて解剖学を専攻し」とあるため、日本に移住する直前まで医学関連の知識や技術の吸収に励み、満を持して日本で開業となったと思われる（「内外雑報」：29）。

一方で、夫の大屋要作も、歯科医として日本で活躍する。1909年に出版された『日本杏林要覧』に所収されている「歯科医籍」にも氏名が掲載されており、「東京府東京市麹町区」に「大屋要作【ドクトル廿八年十一月】 栃木平民、明治七年生●土手三番町一」とあるので、夫婦が揃って同じ場所で開業していたことがわかる（日本杏林社編：後編1）。また、1907年4月には、日本歯科医学会で理事に着任したという記録もあり、大屋は、日本の歯科医の間でも認められる存在であった（谷津：90）。さらに、大屋は、歯に関する記事を雑誌に寄稿するなどの社会的活動も行っていた。たとえば、1907年の雑誌『婦人と子供』には、「子供の歯」と題し、虫歯の予防は「両親の大責任」とし、永久歯への生え替わりなども親が注意すべきだと喚起している（大屋 1907a: 24）。歯科衛生に関する意識の低かった時代に、予防の概念を積極的に取り入れようとしたことがわかる。

歯科医師としての活動以外に、大屋は、アメリカ在住経験のある人々との交流も深めていた。たとえば、1911年に米友協会が発行した会史によると、1907年3月25日に協会が主催した北島亘の送別会に出席したことが記録されている。この米友協会とは、アメリカへの留学経験者らが、親睦を兼ねつつ、友好な日米関係の構築を目指して1898年に設立した団体であった。高橋是清や小村寿太郎など政界で活躍する面々が名を連ねるなか、会長は金子堅太郎であった。金子は、ボストンへの留学のために初めて渡米した際、「ワカマツ・コロニー」の一員だったとされる西川友喜とサンフランシスコで出会い、西川とボストンまでの旅を共にした人物である（高瀬：71-75）。蜘蛛の糸のような繋がりではあるが、「ワカマツ・コロニー」と少なからず縁のあった金子が会長をしていた組織において、北島亘は幹事をしており、大屋は、北島が欧米視察に向かうにあたり催された送別会の出席者26名のうちの一人であった。北島は、アメリカに10年以上住み、ハーバード大学等で神学を学んだ人物なので、大屋はハーバード大学で繋がりがあったのかもしれない（澤田：1-13, 211、小田：301-299(26-28)）¹⁷。

実はこの北島亘は、米子とも関わりのあった人物であった。米子は、東京において、医師業と並行しつつ、もしくは医師業以上に、英語教育に力を注ぐようになっていた。1908年に出版された『大日本婦人録』には、「大屋よぬ子」の氏名で、「ドクトル大屋要作氏夫人△国民英学会女子部講師△米国加州大学出身、文学士、医学士△麹町区土手三番町二七」と掲載されており、医師としての肩書きはない（婦人通信社編、223）¹⁸。この「国民英学会」は、1888年に磯辺弥一郎とアメリカ出身のフレデリック・イーストレイクによって設立された英語学校である。1890年にイーストレイクが去った後、1897年に会話専修科の講師として加わったのが、北島亘であった。北島は、アメリカ在住経験を活かして英語教員の職に就いたと思われる。程なくして日本銀行に入行しているので短期間の在職だったようだが、後に国民英学会に加わった北島の妻リリアンは、長く講師を務めることになった。米子が国民英学会に着任した時期は定かでないが、リリアンの同僚であったのは確かである。上記の『大日本婦人録』で記載された「女子部」は、経営上の都合から短命で終わったようだが、米子自身は、国民英学会にその後も所属しており、1918年に出版された磯辺の回想録において、「キタシマ

婦人」とともに現職の教員として「柳澤米」が掲載されている（磯辺：23-4, 42、小田：301-299(26-28)）。北島夫妻と家族ぐるみでの交流があったことは十分に考えられるであろう。

英語教師としてのキャリアは、この国民英学会だけでなかった。日本女子大学の第6代学長でもある上代タノが、日本女子大学英文学部に入学した1906年には、教授陣として「高橋一知、村井知至、松浦政泰、柳沢米、島田重祐、ミス・グリーン、ミス・フィリップス、ミス・ヒューズ」らがいたとされており、米子の名前がある（島田：8）。四至本とのインタビューのなかでも、米子は、知人を紹介するなかで「私も暫く関係してみました日本女子大学」という言葉を使用しているため、一定期間、教えていたのであろう（四至本 1934年6月26日）。大学が発行した『英文学科七十年史』には、歴代の教員の一覧に名前がないので、嘱託講師だったと思われる（日本女子大学70年史編集委員会：172-178）¹⁹。その後も、英語教師としてのキャリアは長く続いており、四至本がインタビューした1934年には、第一外国語学校で教えているとされている。この第一外国語学校は、上代タノの入学時の教授陣として名前が入っていた村井知至が設立した学校である。村井はアメリカでの留学経験が何度かあり、日米を行き来した人物であるが、日本女子大学で教鞭を執った際の縁があったのであろう（辻野：59-60）。

米子は、アメリカ在任時から語っていた、「英語の先生になりたい」という志を実現させており、初志貫徹ともいえるが、不満もあったようだ。アメリカにいる二世へのメッセージを四至本に促された米子は、以下のように語っている。

アメリカ生れで立派なアメリカ市民でありながら日本人顔なるが故にアメリカの会社や店では使ってくれない。さうかと云つて日本人社会では仕事は知れてゐるし日本に帰つて来たからと云つて、なかなか思はしい仕事はありませんからね。第二世を使つて見れば決して純粹のアメリカ人に負けないのですが、そこに人種的感情が加はつてゐるのす。日本ではたとへ仕事があつても給料が安くてアメリカの第二世は失望するでせう、それに日本ではまだ外国人と云へば有難がり大した人物でもないのに高い給料を払ひ日本人には同じだけ又はそれ以上の能率のあるものでも安い給料しか払はない。例へば英語の先生にしてもアメリカの第二世は決して外国人に負けません。それなのに第二世即ち日本人なるが故に、その外国人より、安く使はれてゐる始末です（四至本 1934年6月26日）。

米子のこの言葉は、二世へのメッセージというより、自身が置かれた状況を嘆いているようにも思われる。労働の対価に見合った支払いを要求している点など、権利意識も強く感じられる。アメリカでの在任経験があるからこそ、「日本人」の枠組みに囚われず、個を重視したグローバルな視点から思考しているともいえる。日本社会でもアメリカ社会でも個人の能力に応じた正当な評価を得ることができないという米子の忤怩たる思いが伝わってくる。

実は、米子の周囲には、いわゆる社会主義者と呼ばれるもしくは呼ばれていた人物も多い。「安く使はれてゐる」といった認識は、人種差別による不当な扱いを意識せざるを得なかったアメリカでの経験を経て、交友関係からも強化されたのかもしれない。たとえば、日本女子大学と第一外国語学校を通して交流があったであろう村井知至は、『社会主義』と題した著作があり、片山潜とも交流があったと考えられている人物であった（田中：166-168）。

さらに、社会主義者の山根吾一とも、夫の大屋要作を通して繋がりがあった。山根は、1890年ごろに3年ほどアメリカに滞在し、日本に帰国後は、北海道、そして台湾で新聞記者をするなど移動を

重ねた人物であった。台湾での記者生活を辞した後、片山潜が設立した「渡米協会」に加わり、協会が発行する雑誌『社会主義』を片山の再渡米を受けて引き継いだのが山根であった。その雑誌が渡米熱の高まりを受けて『渡米雑誌』と改題され、またその後、帰国してきた片山と不仲になり、『新渡米案内』そして『亜米利加』と名称が変更されていくなかで、大屋との交流が始まったようだ。山根吾一の評伝を著わした岡林伸夫は、大屋と山根を引き合わせたのは、サンフランシスコやハワイで発行された日本語新聞への寄稿経験もある増本義敏（河南）ではないかと推測している。山根は増本を『渡米雑誌』の主筆として迎えており、この増本を通して、アメリカから帰国したばかりの人々の記事が多く掲載されるようになったのではと岡林は推察する。夫の大屋は、山根が主宰する『渡米雑誌』をはじめとして何度か記事を寄稿しており、米子も『亜米利加』に「亜米利加の学校」と題した記事を寄稿している（岡林：17-21、247-9、293-5）。

これらの雑誌は、「立身出世」が難しくなった日本において、渡米による「成功」を、輝かしい道筋として提示するものでもあった。日本社会において、大屋も米子もアメリカで学位を取得して職業へと繋げている成功者であり、人々に日米間の移動を促すロールモデルであった（岡林：247-9、今井：320-333）。宮本なつきも検証しているように、雑誌には、女性が執筆した記事も含まれており、女性の移動・移住も奨励されていた（宮本：66-74）。その流れのなかで、米子も一役買ったことになる。米子が寄稿したアメリカの学校に関する記事は、小学校の様子や子供の生活に関する説明も含まれており、家族単位での移住も意識したものであったといえる（柳澤 1908: 23-25）。また、雑誌『亜米利加』は、ロールモデルになるべき人物の写真が表紙を飾ることも多く、11年12号の表紙には、大屋要作の写真も掲載された。写真の横には、「ドクトルメデシン柳澤米子婦人を妻とせるドクトルデンタルメデシン大屋要作君」と紹介されており、アメリカで学位を取得した米子のことも明記されている（図2）。

雑誌の寄稿者を見ると、先に挙げた「米友協会」のように、アメリカから帰国してきた人々のネットワークが日本において着実に形成されていたことがわかる。実際、山根吾一らを中心としたこのネットワークは、「米友倶楽部」という組織の立ち上げにも繋がっていく。この組織は、単に会員の交流を促すだけでなく、日米関係を憂慮したうえでの活動組織でもあった。1907年3月14日に発会式が行われたその「米友倶楽部」の発起人8名のなかに、大屋要作の名前もある。後に大屋は、評議員に選出されたうえで、幹事の役割も担う。男性中心の組織ではあったが、日米関係改善に向けた働きかけへの新たな賛同者を募る際の連絡先として大屋の自宅住所が掲載されており、米子も少なからず関わったのではないかと推測される（岡林：273-292）。

大屋を介したネットワーク以外に、米子自身も、キリスト教青年会（YMCA）及びキリスト教女子青年会（YWCA）などキリスト教を主軸とした交流も築いていたと思われる。たとえば、1904年に

<図2>



出典：『亜米利加』11年12号、1907年。

はYMCAの英語での例会にて、「クリスチャンの理想」と題したスピーチを行っており、翌年には、YWCAの機関誌である『明治の女子』にも記事を寄稿している（*Japan Times* 1904, 柳澤 1905）。また、1915年に東京のYWCAが主催したチャリティ・コンサートの告知記事において、それら社会事業活動を行う委員会の一員として米子の名前がある。その委員会には、新渡戸稲造や河井道も名を連ねており、ここでもグローバルな移動を重ねてきた人々とのネットワークがあったことがうかがえる（*Japan Times* 1915）。

カリフォルニアから東京に移住後、順調にネットワークが築かれてきたように思われるが、残念ながら、夫の大屋を介した交流は、長くは続かなかったと思われる。四至本が米子に行ったインタビュー記事によると、「降るほどあつた縁談の中でドクトル大矢^{マサ}氏がお眼鏡に叶つて婿となつて結婚後に携さへて日本に帰り開業してゐたが其後病死してしまつた」とあるためだ（四至本：1934年6月25日）。詳細は定かでないが、1909年発行の『日本杏林要覧』を最後に大屋の記録を見つけることができないため、おそらくこのころに大屋は亡くなったのではと思われる。日本歯科医学会の理事も、1909年6月に改めて選出されているものの、1910年の理事のなかに名前がない（谷津：91）。1907年8月発行の『亜米利加』に掲載された大屋の記事は、「私は凡そ一ヶ月ばかり前から病気に罹つた」という文章から始まるため、このあたりから体調を崩しがちだったのかもしれない（大屋 1907b: 21）。いつという確証は得られないが、四至本の記述に依拠するならば、比較的早い時期に亡くなったことが推測される。

夫が亡くなり、夫婦で開業していた医院も閉じたのだろうか。米子のキャリアは、英語教師が主となったようだ。1928年に出版された『日本紳士録』のなかに米子の名前があり、「英語教師、牛込、市ヶ谷甲良、二五」と記載されている（交詢社編：779）。また、英語教師以外に、翻訳者としても活躍していた。たとえば、デンマーク人のミュラー（J.P.Muller）によって執筆された健康に関する書籍（*The Fresh Air Book*）の翻訳がある。『裸体生活』と題された1911年発刊のその書の広告は『読売新聞』にも掲載されており、「本書は丁抹人ミュラー氏の簡易衛生法に就き其の大意を訳述したるもの」とし、従来の衛生法の誤解を解いたりするものなので、「衛生を重んずる者の一読に値すべき珍書なり」とされている（『読売新聞』）²⁰。米子の医学の知識も活かせる仕事であったともいえる。

さらに米子は、製薬会社である三共株式会社での嘱託社員としてのキャリアも築いた。当時の三共株式会社は、アメリカで科学者として成功していた高峰讓吉を初代社長とするなど、アメリカの知識や技術を取り入れることに注力しながら発展しつつあるところであった。1938年に出版された創業者の一人である塩原又策の回想書『三共思ひ出の四十年』のなかには、1915年の職員名簿の一部が掲載されており、「営業第一部」の「嘱託」として「柳澤米子」の名前が記載されている（高橋 1938: 41-2）。このキャリアも長く続いており、1934年の四至本のインタビュー記事においても、「柳澤女史は目下第一外国語学校の英語の先生を勤むる傍ら三共株式会社嘱託として」働いていることが述べられている（四至本：1934年6月26日）。医学の知識もあり、英語も堪能な米子は、欠かせない人材であったに違いない。

最後に、米子の住まいについて言及しておきたい。米子は、東京都内で転居しているが、その都度広い家に住んでいたと思われ、家族以外の者を滞在させることもあったようだ。たとえば、後年アメリカに8年ほど在住することになった女優の木村駒子は、1914年に出版した回想記において、青山女学院に通っていたころ、職業を得たいなら「女医」がよいのではと勧められ、「ドクトル柳澤米子の宅に同居することゝなつた。此の人は米国で生れて、文科大学と医科大学とを卒業した婦人であつた」と語っている（木村：50-52）。1905年ごろのことと思われるが、当時より渡米を強く希望していた木村にとっては、願ってもない居住環境だったことであろう²¹。また、1934年の四至本のインタ

ビュー時にも、「ミセス黒石」が娘とともに米子の家に住んでいるとされている。四至本は、「ミセス黒石は桑港生れドクター竹山洋五郎氏の姉さん、竹山裕嗣氏がお父さん、立派な日系市民婦人である。ブラジル時報社長黒石清作氏夫人トヨ子さんである。長女清子さん（第三世）をつれてブラジルから一昨年日本に来て、鷺谷日米支社主任の世話で柳澤女史の邸内の貸家に住んでゐる」と紹介している。サンフランシスコで生まれた黒石豊子は、夫の清作とともにアメリカからブラジルに渡った人物であり、黒石清作は、サンパウロで新聞『伯刺西爾時報』を創刊した人物であった。（四至本：1934年6月26日、半澤：90-91）。黒石豊子が、アメリカからブラジルへ、そして日本へと移動を重ねた人物であることが示すように、米子の居住空間自体が、グローバルに移動する人々を迎え入れ、交差する場となっていたことがわかる。

四至本がインタビューをした際、米子は「六十二の老婦人」と表現されている。インタビューでは、アメリカと日本の狭間で揺れる米子の複雑な思いが垣間見られるが、その後、日米関係は悪化の一途をたどり、戦争へと向かう。米子は、太平洋戦争勃発後の1942年3月10日に心臓麻痺のため亡くなった（『朝日新聞』）²²。日米間の人流のなかでネットワークを形成しつつ生きてきた人生だったが、最晩年は、国家間の人の往来も閉ざされ、英語の使用もままならなくなった状況だったといえる。

6. おわりに

柳澤米子は、四至本八郎とのインタビューにおいて、「私の父は、スネール一行に加はつて渡米したのですが、よく私が子供の時、父がエルドラドにゐて苦労したことを聞かされました」と語り、父親の佐吉と「ワカマツ・コロニー」との関係にふれている（四至本：1934年6月25日）。一方で、「ワカマツ・コロニー」消滅後に生まれた米子自身は、「ワカマツ・コロニー」を知らない、次の世代であった。その米子の人生をたどると、日米双方で高等教育を受ける女性がまだ少ないなかで、アメリカの大学を卒業し、文学の学位だけでなく医学の学位も取得するなど、華々しい成功を収めたことがわかる。米子は、その輝かしい業績とともに、アメリカから日本へと移住した。

1930年代には、多くのアメリカ生まれの「二世」が留学や就職のために日本に渡り、日米の「架け橋」として活躍することを期待されたが、米子はそのかなり前に日本に移動・移住した人物となる²³。いわば、先駆的な存在であった。日本に居住する前のほとんどをアメリカで過ごした米子にとって、日本での生活経験は、「二世」と似たような感覚だったに違いない。米子の人生をたどると、アメリカにいるときは日本のことを意識し、日本ではアメリカを強く意識しており、国家間の狭間で両面的な感情を抱いていたことがわかる。米子がアメリカを離れた後、アメリカ社会における排日感情は高まり、日本から移住した人々がアメリカの市民権を取得することも不可能になるとともに、「排日移民法」により長期の移住は困難となった。米子が語ったアメリカの市民権を取得しておけばよかったという思いは、瞬間に状況が変移したことを示唆するとともに、国と国とのあいだで揺れてきた複雑な感情が吐露されているともいえる。

米子が交流した人々は、アメリカをはじめとした海外での生活を体験した人が多く、東京を拠点としたグローバルなネットワークが形成されていた。国境を越えた移動や移住を繰り返した人々に関する研究は、近年蓄積されつつあるが、米子の事例や米子の交友関係をみても、経済的な制約はありながらも、何らかの契機で人は主体的に移動していることがわかる²⁴。また、米子の人生は、歴史の語りのなかで看過されがちであるが、移動を重ねた人々には、当初より女性も含まれていた事実も浮かび上がらせる。「ワカマツ・コロニー」が、「出稼ぎ」ではなく「永住」を目的とした最初の集団として語られ、最初の女性移民として「おけい」に関心が集中してきたが、米子の母のなみ子も「ワカマ

ツ・コロニー」の一員であった。そしてなみ子と、次世代にあたる米子は、その後、日米間の移動を繰り返す人物となる。米子の人生ならびに米子が築いたネットワークは、「ワカマツ・コロニー」が、永住を目的とした移住の始まりではなく、以降繰り返される移動・移住の始まりであったことを改めて気づかせてくれるといえよう²⁵。

註

- ¹ 150周年祭は、現在土地を管理しているNPO団体のAmerican River Conservancy (ARC)によって主催された。祭の詳細は、ARCのサイト内 (<https://www.arconservancy.org/wakafest150/>)にて確認することができる(2021年9月20日最終閲覧)。
- ² 菅(七戸)美弥や小澤智子が検証しているように、シュネルに関する情報は、1871年6月22日に目撃したという記録が最後となっている。「ワカマツ・コロニー」もこのころに消滅したと推測される(海外移住150周年研究プロジェクト編:51-2, 116、史・資料141)。
- ³ 共同研究において、菅(七戸)が、外務省記録「海外旅券勘合簿神奈川県之部」及び「於開港場免状相渡候航海人銘鑑」に依拠して作成した一覧表で確認できる。人の移動が、アメリカ合衆国だけでなくアジア地域やイギリス、オーストラリアなど多方向に渡っていたことも把握できる(海外移住150周年研究プロジェクト編:13-17、史・資料95-117)。
- ⁴ 『福音会沿革史料』以前としては、日本側の史料「於開港場免状相渡候航海人銘鑑 第一巻」に佐吉となみ子の名前があり、1869年に共に渡米したことがわかる(菅(七戸):341-3)。
- ⁵ 1939年に家族を帯同してメキシコに移住し、再び日本に帰国している(『日布時事』、海外日系人大会:27)。なお、四至本が連載した「在米同胞最古の二世 柳澤米女史と語る(1)~(4)」に対して、藤賀杉溪は、「柳澤米女史は在米同胞最古の二世?」と題した批判記事を3日にわたって展開しているが、本稿で他の史料とも照合しながら検証しているように、四至本のインタビュー記事は信頼に値するものと思われる。
- ⁶ 1883年に農商務省が発行した『第二回内国勸業博覧会報告書』から、1874年ごろに東京の「勸農局試験場」に柳澤佐吉がいたことがわかるが、実際いつからいつまで佐吉が日本に滞在したかは不明である(農商務省:112-113)。
- ⁷ 米子は、アメリカでの滞在年数を「廿五年間おりました」と総括している(四至本1934年6月24日)。弟が生まれるたびに日本に滞在した月日を合算すると約5年になるということであろう。
- ⁸ パシフィック大学のホームページに記載されている。<https://www.pacific.edu/about-pacific/history-mission> (2021年10月25日最終閲覧)。
- ⁹ 1898年に発行された雑誌*The Chautauquan*には、この肖像画のもとになったと思われる米子の写真が掲載されている。そこでも、米子は、アメリカの大学に通っている唯一の日本人女性として紹介されている(Bennett: 190)。
- ¹⁰ 1890年代、医学の学位は、1、2年相当で取得できるものであった。その後、制度が整えられていき、1920年ごろまでに博士号と同等のものとなった(Morantz-Sanchez: 243)。
- ¹¹ 1899年の『桑港の栞』の記事では、近隣にたばこ製造会社に移転してきたこともあり、「柳澤洋食店」が大繁盛している旨が伝えられている(『浮世』:29)。
- ¹² 1911年に出版された同窓生名簿を指す。一方で、米子の名前はたしかにあり、“Yanagisawa, Una Yone (Mrs. Oya), B.L.; M.D. 1901---Tokyo, Japan.”と記載されている。(University of California, 1911: 32,118)。

- ¹³ 大屋は、1900年に実施されたアメリカのセンサスにも名前があり、センサスの記録からも、オークランドに在住であること、ならびに医学生であることがわかり、情報も一致している。センサスの記録は、次の通りである。"United States Census, 1900," database with images, FamilySearch (<https://familysearch.org/ark:/61903/1:1:M9PQ-6QL>)、2021年10月6日最終閲覧。
- ¹⁴ 乗船記録は、次に依拠している。"California, index to San Francisco passenger lists, 1893-1934," database, Family Search (<https://www.familysearch.org/ark:/61903/1:1:CD65-HRW2:19> May 2020), Yosaku Oya, 1894、2021年10月7日最終閲覧。
- ¹⁵ たとえば、高橋千代吉は、1937年の記事において、カリフォルニア州のバークレー在住とされ、男6人、女5人の「子宝長者」として紹介されている。またその記事には、「十一人の子供が全部加太へ九人は既に卒業」という見出しも付され、子供の教育への献身的な姿勢が報じられており、アメリカの地に根差した生活の様子がうかがえる（『新世界朝日新聞』1937年6月9日）。三苦徹基については、オークランドの「日本銀行」で副頭取を務めるなどした後、ロサンゼルスに移住した。1941年には、長年アメリカに住んだ「パイオニア」として二世が選出している（『新世界』1909年5月2日、『新世界朝日新聞』1941年8月30日）。
- ¹⁶ 日本で初めて海外で医学を学んだ女性は岡見京（ケイ子）である。ペンシルヴァニア女子医科大学を卒業し、1898年に帰国して医師となった（佐々木2021:4-6）。
- ¹⁷ 大屋は、『米友協会会史』の巻末に付されている「現在会員名簿」369名、「死亡の部」35名のなかに名前がないため、正式な会員ではなかったと思われる（澤田：「現在会員名簿」1-8）。
- ¹⁸ 大屋姓が名乗られている珍しい資料となる。編集者の判断だったことも考えられる。米子は、生涯柳澤姓を使用しており、大屋も大屋姓を使用し続けている。
- ¹⁹ 日本女子大学との繋がりには、米子だけでなく、父親の佐吉もあった。飯田文子の調査によると、1902年の資料に、柳澤佐吉が日本女子大学の「西洋料理」を担当したことが記載されている。米子は1903年に日本に戻ってきたようなので、佐吉は、米子より早く帰国した可能性がある（飯田：20-22）。
- ²⁰ この書のタイトルは当時の人々にとって刺激的だったのであろう。もしくは、翻訳書としつつも米子の著作のように出版されたためかもしれない。1913年には、ほぼ同じ内容で、ミュラーの著作として、『日光浴空気浴と長命法』と改題されたうえで再出版されている。
- ²¹ まもなくして友人と渡米を画策して、いったん出身地の熊本に戻っているため、米子の家に居住したのは、短期間と思われる（藤田：21-23）。木村は、1917年に夫とともにアメリカへと渡り、8年ほど滞在した（大澤：3）。
- ²² 葬儀の告知広告が掲載されている。喪主は、「嗣子 柳澤武雄」となっており、子供がいたことがわかる。
- ²³ アメリカから来日した「二世」については、吉田亮による編著書をはじめとして、すでに多くの研究がなされている（吉田2016他）。
- ²⁴ 国境を越えて繰り返される移動や移住に関する研究について、貴堂嘉之は、「近年の歴史研究では、移民は決して片道切符を持って渡航したのではなく、出身国と米国を何度も往來するタイプが一般的で、またカナダや南米の移民国家や布哇などの往來、転航タイプも多かったことが明らかになっている」と述べている（貴堂：52）。また、人の移動は「一方通行」ではないことは、早くから桑井輝子も指摘している（桑井：7-14）。
- ²⁵ 本稿の校正段階において、ロサンゼルスで発行されている新聞『羅府新報』が、柳澤佐吉および米子の子孫が東京に在住している旨を報じ、保管されていた遺品に基づいて、彼らの人生をたどる記

事を連載した (<https://rafu.com/2022/01/new-discoveries-of-wakamatsu-colony/> 他、2022年1月30日最終閲覧)。筆者も、子孫にあたる山口香奈子氏との交流が始まったところである。今後、さらなる調査を進めていきたい。

<引用文献>

- 秋山龍三、日本女医史編纂委員会編、1962『日本女医史』、東京：日本女医会本部。
『朝日新聞』1942年3月13日、4面。
- 朝比奈貞良 1915『大日本洋酒缶詰沿革史』東京：日本和洋種缶詰新聞社。
- 東栄一郎 2014『日系アメリカ移民二つの帝国のはざままで——忘れられた記憶 1868-1945』飯野正子監訳、東京：明石書店。
- 飯田文子 2017「国際人教育の原点——伝統の調理実習」日本女子大学成瀬記念館編『成瀬記念館』32、19-28。
- 飯野正子 2000『もう一つの日米関係史——紛争と協調のなかの日系アメリカ人』東京：有斐閣。
- 磯田弥一郎 1918『国民英学会創立第三十周年回想録』東京：国民英学会出版局。
- 今井輝子 1984「明治期における渡米熱と渡米案内書および渡米雑誌」『津田塾大学紀要』16、305-342。
- 「浮世」1899『桑港の葉』4(3)、25-32。
- 大澤純子 2021「妻たちの女性運動と『宗教的なもの』——初期真婦人会を中心に」『真宗総合研究所研究紀要』38、1-21。
- 大屋要作 1907a 「子供の歯」『婦人と子供』7(9)、23-25。
—— 1907b「米国の気候と日本人」『亜米利加』11年8号、21-22。
- 岡林伸夫 2000『ある明治社会主義者の肖像——山根吾一覚書』東京：不二出版。
- 小田真裕 2016「図書館貴重コレクション『北島巨寄贈書』——ユニテリアン研究・ロータリークラブ研究のために」『大倉山論集』62、304(23)-288(39)。
- 海外移住150周年研究プロジェクト編 2019『遙かなる「ワカマツ・コロニー」——トランスパシフィックな移動と記憶の形成』東京：彩流社。
- 海外日系人大会60回記念誌編集委員会編 2020『海外日系人大会60回の歩み——昭和から平成そして令和へ』東京：海外日系人協会。
- 貴堂嘉之 2018『移民国家アメリカの歴史』東京：岩波書店。
- 木村駒子 1914『観自在術』東京：育成会。
- 糸井輝子 1995『外国人をめぐる社会史——近代アメリカと日本人移民』東京：雄山閣。
- 交詢社編 1928『日本紳士録』東京：交詢社。
- 在米日本人会事蹟保存部編 1940『在米日本人史』サンフランシスコ：在米日本人会。
- 阪田安雄・山本剛郎・飯田耕二郎・新井勝紘・吉田亮 1997『福音会沿革史料』東京：現代史料出版。
- 坂本辰朗 2000「津田梅子と女性の高等教育第一世代たち——一九世紀末のアメリカ合衆国における女性の高等教育支援運動」飯野正子・亀田帛子・高橋裕子編『津田梅子を支えた人びと』東京：有斐閣、28-47。
- 佐々木啓子 2020「戦前期女子留学者の渡航目的および派遣機関の動向について——高等教育機会と専門職位の獲得を求めて」『電気通信大学紀要』32、1-13。
—— 2021「女性医師のパイオニア、岡見京と吉岡彌生——海外留学による医師資格取得と、機関養成

- としての女医学校設立』『電気通信大学紀要』33、1-10。
- 澤田半之助編 1911『米友協会会史』東京：米友協会。
- 四至本八郎 1934年6月23-26日「在米同胞最古の二世 柳澤女史と語る(一)―(四)」『日米』各3面。
—— 1934『日系市民を語る』東京：章華社。
- 島田法子 2004「若き日の上代タノにみる明治期の女子教育——その展開と限界」『日本女子大学文学部紀要』53、1-14。
- 『新世界』1909年5月2日「日本銀行」5面。
- 『新世界朝日新聞』1937年6月9日「麦嶺の高橋家」3面。
—— 1941年8月30日「最長記録在米六十四年」4面。
- 菅(七戸)美弥 2020『アメリカ・センサスと「人種」をめぐる境界——個票にみるマイノリティへの調査実態の歴史』東京：勁草書房。
- 『桑港文庫』1900年3月25日8面。
- 『太平新聞』1903年10月9日1面。
- 高瀬暢彦 2003『金子堅太郎自叙伝第一集』東京：日本大学精神文化研究所。
- 高橋誠三郎編 1938『三共思ひ出の四十年』東京：高橋誠三郎。
- 高橋裕子 2002『津田梅子の社会史』東京：玉川出版。
- 高村宏子 2009『北米マイノリティと市民権——第一次大戦における日系人、女性、先住民』東京：ミネルヴァ書房。
- 多川澄子編 1937「日本女医50年史年表(草稿)」『日本女医会雑誌』77、付録1-43。
- 伊達多仲 1981「けいの墓に就て」木村毅『明治建設——エル・トラドおけい』の物語』東京：恒文社、289-292。
- 田中真人 1996「村井知至——『社会主義』以後」『キリスト教社会問題研究』45、166-175。
- 谷津三雄・吉井秀鏑・武田和久・渋谷幸男 1986「日本歯科医学会史(2)」『日本歯科医史学会会史』13(2)、90-93。
- 嶽本新奈 2015『「からゆきさん」——海外<出稼ぎ>女性の近代』東京：共栄書房。
- 辻野功 1978「同志社人物誌(42)村井知至」『同志社時報』64、58-60。
- 藤賀杉溪 1934年7月25-27日「柳澤米女史は在米同胞最古の二世?(一)―(三)」『日米』各3面。
「内外雑報」1902『殖民時報』97、20-34。
- 『日布時事』1939年2月4日、「貿易増進のためメキシコ赴任」5面。
- 日本杏林社編 1909『日本杏林要覧』東京：日本杏林社。
- 日本女子大学70年史編集委員会 1976『日本女子大学英文学科70年史』東京：ふたば工房。
- 農商務省 1883『明治十四年第二回内国勸業博覧会報告書第五区』東京：農商務省博覧会掛。
- 「はかき集」1889『桑港の葉』4(2)、19。
- 半澤典子 2015「ブラジル・ノロエステ地方における日本語新聞の果たした役割」『立命館言語文化研究』26(4)、87-101。
- 藤田富士男 1994「木村駒子の生涯——青春時代」『埼玉短期大学研究紀要』3、21-28。
- 婦女通信社編 1908『大日本婦人録』東京：婦女通信社。
- 「文学士 柳澤よね子」1898『家庭雑誌』119、129。
- 三崎裕子 2008「明治女医の基礎資料」『日本医史学雑誌』54(3)、281-292。
- 宮本なつき 2005「明治の渡米熱と女性たちの『亜米利加』像——渡米出版物から見た日本人移民女性史の一考察」『移民研究年報』11、61-80。

ミユラー 1913『日光浴空気浴と長命法』柳沢米子訳、東京：文昌閣。
 柳沢米子 1905 「日本の家屋」『明治の女子』1 (9)、8-10。
 —— 1908「亜米利加の学校」『亜米利加』12年1号、23-25。
 —— 1911『裸体生活』東京：文昌閣。
 『やまと新聞』1903年7月20日「プネ、日本人小学校の新設」2面。
 —— 1903年8月22日「中央日本人会の馬哇島遊説」2面。
 吉田亮 1983「移民社会とキリスト教——美山貫一のハワイ日本人移民伝導」『キリスト教社会問題研究』31、141-188。
 —— 2016『越境する「二世」——1930年代アメリカの日系人と教育』東京：現代史料出版。
 『読売新聞』1911年6月13日4面。

Azuma, Eiichiro. 2008. “‘Pioneers of Overseas Japanese Development’ : Japanese American History and the Making of Expansionist Orthodoxy in Imperial Japan.” *The Journal of Asian Studies* 67.4, 1187-1226.
 —— . 2019. *In Search of Our Frontier: Japanese America and Settler Colonialism in the Construction of Japan’s Borderless Empire*. Oakland, California: University of California Press.
 Bennett, John E. 1898. “The Japanese on the Pacific Coast.” *The Chautauquan* 26, 186-192.
 Ichioka, Yuji. 1988. *The Issei: The World of the First Generation Japanese Immigrants, 1885-1924*. New York: The Free Press.
Japan-California Daily News (Kashu Mainichi). June 26, 1934. “Oldest Nisei”
Japan Times. March 5, 1904. “Special Lecture Meeting.” p.3.
 —— . February 21, 1915. “Tokyo Y.W.C.A.” p.8.
 Morantz-Sanchez, Regina. 2000 (1985). *Sympathy and Science: Women Physicians in American Medicine*. Chapel Hill: University of North Carolina Press.
New World Daily News (Shin Sekai Nichinichi Shinbun). June 26, 1934. “Eldest Nisei In Japan Is 62 Years Old; 1st UC Grad.”
 Oharazeki, Kazuhiro. 2016. *Japanese Prostitutes in the North American West, 1887-1920*. Seattle: University of Washington Press.
 Purdy, Lillian E. June 22, 1902. “A Young Woman Pioneers Her way through a Medical School.” *San Francisco Chronicle*. p.11.
San Francisco Call. January 2, 1896. “Bright Miss Yanagisawa.” p.12.
 —— . November 20, 1897. “Two Hundred to Graduate.” p.11.
San Francisco Chronicle. November 8, 1886. “Jealousy and Rum.” p.3.
 Sueyoshi, Amy. 2018. *Discriminating Sex: White Leisure and the Making of the American “Oriental.”* Urbana: University of Illinois Press.
 University of California. 1901. *Register 1900-1901*. California, Berkeley: The University Press.
 —— . 1902. *Registers 1900-1901*. California, Berkeley: The University Press.
 —— . 1911. *Directory of Graduates 1864-1910*. California, Berkeley: University of California.
 Van Sant, John E. 2000. *Pacific Pioneers: Japanese Journeys to America and Hawaii, 1850-80*. Urbana, Chicago & Springfield: University of Illinois press.

Transnational Mobility and Network after the “Wakamatsu Colony”: The Life of Yoneko Yanagisawa in the U.S. and Japan

Michiyo Kitawaki (Nihon University)

This article explores the life of Yoneko Yanagisawa, daughter of Sakichi and Namiko Yanagisawa who resided in the “Wakamatsu Colony” in California for a couple of years after 1869, examining transnational mobility and networking after the time of the colony. Yoneko was born in Tokyo in 1873 and lived in California, and she eventually earned double degrees in English literature and Medicine from the University of California. She was an outstanding figure at the time since few Japanese women, and even men, had attained such academic success in the U.S. Her glorious achievements show that Yoneko successfully carved out her life, overcoming racial and gender discrimination in the U.S.

In 1903, Yoneko came back to Japan with her newlywed husband, Yosaku Oya, who also had earned a degree in dentistry in the U.S. Yoneko and Yosaku launched their medical and dental clinic in Tokyo and turned out to be role models especially for those who aspired to go to the U.S. In Japan, Yoneko steadily built up her career as an English teacher as well as a doctor, while working for a pharmaceutical company, establishing transnational networks with people moving back and forth between the U.S. and Japan.

Keywords: Yoneko Yanagisawa, Wakamatsu Colony, Transnational Mobility, Returnees from the U.S., Female Doctors

〈論 文〉

田中貞吉再考
— 日本人ペルー移住とラテンアメリカの富源 — (中)

柳田 利夫 (慶應義塾大学・名誉教授)

〈目次〉

はじめに

- 1 東京郵便電信学校時代
- 2 野戦郵便部長時代
- 3 条約改正交渉
- 4 探検家と移民取扱人
- 5 小括：探検家田中貞吉

キーワード：軍役夫、海外送金、移民取扱人、探検家、「東進論」

はじめに

前稿¹では、田中貞吉の生い立ちから、アメリカ留学、海軍省勤務、そして名古屋、富山での教師生活を経て再度上京し、通信省東京郵便電信学校教授に任じられるまでの経緯を素描することを通じて、田中が自らの生活戦略を構築してゆく過程について考察してきた。本稿では、東京郵便電信学校における田中の位置とその変化から、日清戦争期の野戦郵便部長としての生活、そして凱旋後、探検家として日本人の移住適地を求めて南米調査に旅立つまでの経緯を確認しつつ、「無資」「無学」の田中が、移民政策の立案者でもなく、移民事業へ投資する資本家でもなく、はたまた、自らの労働を提供するために海外に赴く移民としてでもない、それらの媒介者として、はからずも海外移住事業に関与してゆくことになる姿と、その背景とをまとめてゆきたいと思う。

1 東京郵便電信学校時代

1887 (明治 20) 年末、富山県尋常中学校を依願退職し、通信省官房雇²としての生活をはじめた田中貞吉が、1890 (明治 23) 年 3 月の東京郵便電信学校の設立とともに、その教授として一躍奏任官四等に遇されたことは既に述べた³が、ここで改めて、東京郵便電信学校設立の経緯とそこでの田中の位置づけについて、通信省内の教育施設の変遷をたどりながら少し振り返ってみたい。

1885 (明治 18) 年 12 月 22 日、内閣制度の採用と共に新設された通信省は、それまで農商務省管下に置かれていた駅通局・管船局、廃止されることになった工部省管下の電信局・灯台局を再編統合した組織として立ち上げられたが、初代の通信大臣に任命された榎本武揚は、明治 14 年の政変で官界を辞していた前島密を野村靖にかわる通信次官として迎える一方で、井上馨外相のもと条約改正事業にかかわり、次官青木周蔵との軋轢により外務省を離れていた栗野慎一郎を書記官として招くなど、有用な人材を集め、通信省の組織固めを進めていった。

他方、広汎な省務を担う中堅官吏養成の必要性も高まり、元工部省管下にあった通信分野について

は、1871（明治4）年、モールズ印字機の導入を契機に電信技術者養成のため設置された修技教場（1873（明治6）年に修技学校と改称）を工部省から引継ぎ、1886（明治19）年4月には電信修技学校としてその再編・強化を試みると同時に、郵便分野にかかわる中堅官吏養成組織の設立も喫緊の課題となっていた⁴。電信修技学校では、同校幹事を兼任した工部大学校電信科第四期生の通信五等技師判任官三等山川義太郎⁵が校長の事務を執ったが、官制上では依然「電機通信ノ學術ヲ教授スル所トス」とされていたように、専ら通信技術者養成のための組織という位置づけであった⁶。しかし、その1年ほど後、工部大学校電信科第一期生で工部大学校教授となり、通信省工務局次長を兼任していた志田林三郎の建議により、電信修技学校は廃止され、1887年6月に、志田自身が校長となって東京電信学校が設立されることになった。同校は、「電信事業上須要ノ學術及技芸ヲ教授スル所」とされ、「電信業務の何れの方面にも従事し得る電信界の所謂中堅人物をも養成するの必要を認め、電信修技学校を廃し、前者より遙に程度の高き東京電信学校」⁷が創立されることとなった。電信修技学校では幹事を含め教員は全員判任官の「教諭」であったが、東京電信学校では教官は「教授」・「助教」と改称区分されるとともに、前者は奏任官、後者は判任官とされ、工部大学校電信科を卒業した通信五等技師大井才太郎⁸を筆頭に、五等技師五十嵐秀助⁹、教授嘱託として工部大学校助教授の中野初子¹⁰等が教育に当たることになった。その後、五等技師鶴田暢¹¹、玉木辨太郎¹²、浅野應輔¹³、河喜多能達¹⁴、都筑秀房¹⁵、奥田義人¹⁶などが同校教授に任じられた。幹事には開校当初大井才太郎が就いたが、その後彼の洋行と非職により浅野應輔が引き継いでいる。このように、東京電信学校では、工部大学校の教官とその卒業生を教授陣の中心に迎え、そこに鶴田暢、都筑秀房といった現場での電信実務と教育経験を持つ技手で、電信修技学校教諭を兼任していた者が加わる形で、通信技術教育の質的向上と充実を図ると同時に、将来的な通信行政官吏養成をも視野に入れた教育が進められていったと言えよう。就学期間も正式に2カ年と定められ、教育内容も、英（仏）学、数学、物理学及化学大意、図学、電信学、電信技術、簿記の7科目が教授されるものとされていた¹⁷。また、具体的な経緯を明らかにすることは出来ないが、郵便事業についても、1888（明治21）年9月24日には、東京電信学校の卒業生や文官普通試験合格者を選抜して、郵便事務に関する要項を教授し、通信業務全般を担うことのできる中堅官吏養成を目指した別科が加えられることになった¹⁸。通信省そのものも、ほどなく文官高等試験制度が導入されたことも相俟って、大学教育を修めた学士たちが奏任官として入省してくるようになっていった。

この志田の思いのこもった東京電信学校を廃止して、1890年に新たに設置されることになったのが、田中貞吉が教授に任じられた東京郵便電信学校であった。「将来郵便電信業務ニ従事スヘキ者ヲ養成スル」機関として、これまでの通信技術主体から、既に志田時代に別科として開始されていた通信業務全般にかかわることのできる中堅官吏育成のため、郵便・通信それぞれの専門教育を並び行う学校として、また、中堅官吏として求められる知識・教養、人格を併せ持つ人物を育成するための組織という理念の下に再編されていったものであった。東京郵便電信学校創立について、当時通信次官であった前島密はその将来像を含め、次のように記録している。

郵便電信学校ハ新創セルニハ無之、従前設置シ有リタル電信学校ニ郵便ヲ合置シ、大ニ其規模ヲ拡張シタルニ有之候。是ハ、単ニ郵便官吏ヲ教ルノ必要ノミニ無之、将来ニ向テ拙者カ大ニ必要ト認ム他ノ一事由有之候次第二候。即チ、他日ハ各地ノ一等二等郵便局長ハ勿論、其他要地ニ執務スル者ハ皆、郵便ト電信ノ事務トヲ併セテ学ヒタル者ヲ用ルコトハ最モ肝要ナルヲ確認シタルニ因由致シ候。現今ノ如ク、郵便出身ノ者ハ電信ノ事ヲ知ラス、電信出身者ハ郵便ノ事ヲ知ラスシテ局長課長ト相成リテハ、甚タ完備ヲ欠キ、事業上不利ニ有之候。是ハ独リ一等二等局長ノミナラス、本省ノ者ニ於

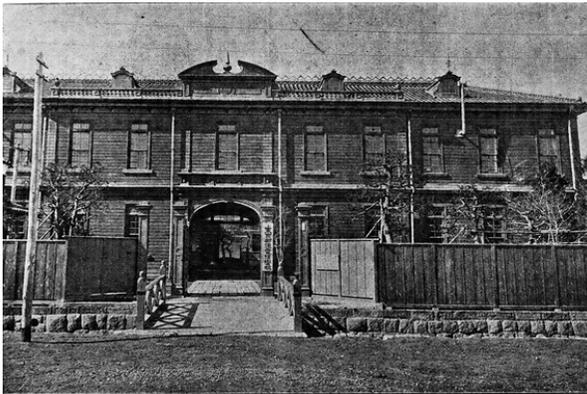
テモ同様ニ感スルコトニ御座候。故ニ、本省ノ局長等マテモ、往々ハ此学校出身ノ者ヲ用ルコトニ冀望致居候。

他日ハ、大学卒業生其他ノ高等教育ヲ受ケタル人相増候得ハ、彼等ヲ用ルヲ好シトスヘシトノ説モ有之候得トモ、通信専任ノ事ハ自ラノ特性アルモノニシテ、普通文官トハ異ナル所有之、又且青年時ヨリ他念無ク之レニ従事シ、之レヲ以テ其終身ノ業トスル者ニ非レハ、此事業ニ信切ナラス、苟モ信切ノ心ヲ欠キテハ、此事業ハ円満ニシテ公衆ニ満足ヲ与ルコトハ不相成候。近時ノ如ク、或ル情実ヲ以テ官吏ヲ任免シ、不慣ノ人ヲ以テ事ニ当ラシメテハ、本事業ハ甚シク紊乱ヲ生シ可申候。拙者ハ今ヨリ甚ク憂ル所ハ、他日政党ノ勢ニ因リ長官ノ頻々更迭アルニ至ラハ、何等ノ人物ヲ以テ此通信事務ニ当ラシムルヤヲ知ルヘカラストノ一事ニ有之候。故ニ、何々ノ局長及事務者ハ本学校出身ノ者ヲ以テ之レニ任ス、トノ制ヲ他日ニ立ツヘシトスヘシト決心致シ居候¹⁹。

創立当初甲科では「郵便電信政務ノ理義及其庶務ノ方法」を、乙科では「電機通信技術及郵便電信庶務ノ要領」が教授されるものとされていたように、甲科が「政務」、乙科が「技術」主体とされ、入学選抜にも甲科が「中学校卒業程度」、乙科が「それ以下」ということで、正規の学校制度との接合も意識されていた。授業科目として、甲科では作文、数学、簿記統計、物理化学、英語、仏語、地理、歴史、法律、経済、交通学、電機学、実務の13科目が、乙科では作文、数学、簿記、物理、化学、英語、図画、電機学、電信技術、郵便要領の10科目が設けられ、教授内容は東京電信学校のものから更に拡張された。学校長は、大臣官房書記官・奏任官一等の栗野慎一郎が兼務し、教授陣もまた一新された。創立後間もなく幹事を兼任することになる田中貞吉を筆頭に、和歌山から上京しほどなく通信属として迎えられ、実質的には官房付であったと思われる下村房次郎、帝国大学物理科を終え和歌山で教育界に入っていた岩淵醫、同じく帝国大学法科大学独法学科を終え試補から通信属となったばかりの池田十三郎²⁰など、工部大学校や東京電信学校とは無縁であった人物が新たに教授陣の中心を占めることとなった。工部大学校出身者としては、電信灯台用品製造所主任（五等技師）玉木辨太郎が兼任教授として留まり、また技手経験者からは、かつて電信修技学校大阪分校の筆頭教諭であった浜名敬信が非職監察官から改めて教授として迎えられた²¹。また、現場の実務経験を踏まえ電信修技学校時代から技術中心の教育に携わって来た技手兼任者の助教層は、実質的にそのまま東京郵便電信学校の助教として留まった²²。従って、省務全般を担える中堅人材育成により一層重きを置く形で制度設計が為されていったものの、新たに加えられることになった科目を除き、技術的側面に関する教育内容に大きな変化が加えられたとは考えられず²³、東京郵便電信学校の設立により生じた変化は、学校運営の中心となる教授層が、田中、下村、岩淵といったこれまでの工部省の系譜を引く電信修技学校や東京電信学校と直接関係を持たず、工部大学校出身者でもない人々によって占められたことと同時に、公的教育制度に基づく資格任用制度により入省してくることになる学士高等官とは別に、通信省の組織拡大の中で、現業部門はもちろんのこと将来的に政務を担当できる中堅官吏養成を省内で独自に実施するために、「普通学」²⁴教育が高等技術教育と並んで設置された点にあったと考えられる。前島の議論にも見られるように、藩閥に代表される情実人事や、議会開設によって生じてゆくことが懸念された政党人事等から距離を置き、省務を固有の使命感を持って支えてゆく中堅官吏の育成という理想が、東京郵便電信学校には托されていたと言えよう。そしてそれはまた、必然的に行政官と技術官、郵便と電信、奏任官と判任官、といった対抗軸とも複雑に絡み合いながら、学校創設時から省内に少なからざる波紋を広げることになった。

前島次官や栗野書記官の下で、東京郵便電信学校設立建議の中心となっていたといわれている下村房次郎と田中貞吉は、田中が英語を、井上は彼の考案による「交通学」を教授したが、両者共に、公的な

高等教育を受けた経験を欠くと同時に、直接間接に郵政業務にかかわる専門的な技術教育はもちろんのこと、現場での実務経験も持たなかった。また、帝国大学を卒業した学士岩淵醫や池田十三郎もまた、通信省の官吏としての経験をほとんど持たずに奏任官として東京郵便電信学校教授に就任している²⁵。東京郵便電信学校は、高等官の下で、実際の省務を支える中堅官吏養成のための省内教育組織の変遷という流れの中で、後の通信官吏養成所に繋がるものとして位置づけられると言えるが、同校設立に最も深く関わったとされる下村房次郎、田中貞吉、そしてその専門知識によって受け容れられた岩淵醫、池田十三郎らは、通信事業での現場に直接かかわる事務・技術教育ではない「普通学」を担当していた、実質的に郵便・電信業務に殆ど関わりを持たなかった人達であった。



校 学 信 電 便 郵 京 東
 図1 東京郵便電信学校正面(郵政博物館:郵政資料センター所蔵)

既に別稿で述べたように、田中貞吉は、海外の文明摂取に専心した明治期という時代背景もありその必要性が極めて高い技能であった英語力と、留学体験、愛知や富山における教員としての経歴が評価されての教授就任であり、田中自身は「英語」を担当していたが、工部大学校での外国人教師による教育を通じて、最新の電信技術習得と同時に英語などの外国語を身につけていた学士層²⁶、あるいは、志田のようにその上で更に官費による留学まで経験してきた人物²⁷の専門知識を背景として習得された語学力とは異なり、田中のそれは、具体的な通信・郵便業務にかかわる専門知識に接続し得る類いのもではなかったようにも思われる。また、下村の求めに応じて、田中は英書の翻訳や、下村が田中とも浅からぬ関係のある三省堂から刊行した『交通汎論』²⁸の英語訳等に協力を惜しまなかったものの、東京郵便電信学校在職の前後を通じて、通信業務に直接間接に関わる著作や論考の執筆や、欧米の業績紹介などを行った形跡もまた、管見の限りでは全く認めることができない。

教授就任の翌年、1891年末の12月8日、田中貞吉は正七位に叙され(下村も同日付で正八位に叙されている)²⁹、それから半年ほど後、1892年7月12日付で、通信事務官兼任を命ぜられ³⁰、はじめて省内で東京郵便電信学校教授・幹事職以外の職位を与えられた。しかし、田中が実際の事務を執り行う部局に配属されることはなく、大臣官房勤務とされた。ちなみに、下村房次郎もまたこの時、通信事務官兼務となっているが、本省郵務局に配属され、東京郵便電信学校二代校長を退いていた古澤滋局長の下で兼務する形になっていた³¹。

1893年3月22日には、非職を命じられた三代校長光妙寺三郎にかわり、田中は校長心得を命じられ³²、名実ともに東京郵便電信学校のトップに据えられ、着々と通信省内での地歩を固めていったかのように見える。しかし、同じ頃、東京郵便電信学校で学んだ広汎な知識を活かし管理(監理)業務を志向する東京郵便電信学校の卒業生たちと、彼等が現場での経験を積むことにより現業事務に精通することを望む配属先との間で少なからざる軋轢が生じており、学校そのものの存続についてすら議論される事態に立ち至っていた。1894(明治27)年7月卒業の甲科第三回卒業生の一人中村稲造は、配属先の大阪郵便電信局長熊谷薫郎との些か剣呑な会話を回想し、以下のように記している。

「お前さんは何んな仕事かしたい」

「成るべくは管理事務・・・」

「物、管理事務？」

生意気な奴だと云はぬばかりに鼻で僕をあしらっている。

「お前さんの先輩は皆んな現業だ。〇〇は小包で、〇〇は通送だ³³」

「皆んな役に立たぬ。給仕上りの方がマシだ」

形勢頗る不穩である。

「お前さんは現業の実習をしたかい」

「ハイ、学校で一通り致しました。郵便局も見学しました。しかし、押印や区分や、封印の如き熟練を要する事務は到底給仕に及びますまい」

「現業で役に立たぬ者が管理係をやれるかい」

「先輩のやうに一年も二年も同じ小包係におかれては、現業の一般を会得するのに十年もかかりませう。管理事務に付ては学習もしましたから、寧ろ初めからその方へ御廻しを願ひます」

僕の希望は現業を体験せずして直に監督事務をやらふといふ一片の書生論であつたが、K局長は後進を引き立てて立派な役人にする考慮はなく、学校卒業生を冷遇するを以て能事としたのであるから、僕は先輩をコキ卸された口惜しさに昂奮して、出鱈目の暴論が飛出したのであった。

「何？管理事務の学問をした！郵便局で学問は要らぬ。迅速で正確にやればよろしい。」

僕は断じて学問を鼻にかけはしなかつた。事実僕は鼻に掛けるほどの学問を遣つたのではないことを自覚していたが、K局長は変に誤解したらしくもある。

「私は学問を云為するのではありません。然し通信省が学校を設けたのには何かの理由があるでしょう。」

「俺は学校を設ける必要がないと思つとる」

「俺は学校無用論者だ。学校廃止論者だ」³⁴

既に40年近く前の出来事を回想しつつ記述した、中村の「物語」ではあるが、東京郵便電信学校卒業生と配属先との軋轢の一面をよく物語つていように思われる。中村は、徳富蘇峰の『国民の友』や、通信省参事官、神戸市長、東京高等商業学校長などを歴任した坪野平太郎と並んで、田中貞吉と下村房次郎を、人生においてもっとも感化を受けた人物として挙げ、同書のなかで田中や下村との交流を語っている。藩閥や私的な関係の影響力を色濃く残しつつも、帝国大学を頂点とした学歴を前提にした立身出世の回路が開かれていった時代において、様々な理由から実業教育の道を選択せざるを得なかつた若者達を鼓舞していった、東京郵便電信学校草創期の前島次官の理想や、同校教授たちによる直接間接の影響を伺うことができるようにも思われるが、東京郵便電信学校における些か理念先行の教育方針は、実際に卒業生が現場に配属されると、既に述べた様々な対抗軸を背景とした職場における彼等の姿勢、とりわけ、現場での実務を忌避し、管理職的な業務を希望するような意識が、少なからざる軋轢を引き起こすことになり、東京郵便電信学校の教育に対する失望と批判とを呼び起こすことになったようである。

既に基本的な電信技術教育などは地方局に委ねられ、現場に接続した形での実践的な教育も展開されており、他方、現実として通信業務の中堅を担う人材を育成してゆく必要性は高まるものの減少することはなかつたため、東京郵便電信学校の性格が志田による東京電信学校設立以前のような技術教育に限定されたものにたち戻ることはなかつたものの、簿記、統計、物理化学、地理、歴史といった通信業務と関わりあいの薄い科目がまず取り除かれることとなり、1893年夏には、それらの科目を

担当していた教授陣の更迭が、校長心得である田中の手によって進められることとなった。11月10日には第四代校長として、極めて異色の経歴を持つ通信官吏草間時福が任命され、実務重視の教育方針へと大幅な再編が試みられることとなり、翌1894年3月には校則の改正も実施された³⁵。

個々の事情については確認する術を持たないが、かつて、天津事件に際して田中と連名で「意見広告」を掲載した下村、岩淵は、ともにこの再編制期に学校を後にしている。下村房次郎は和歌山出身で、『南海新聞』でその筆を振るい、数々の出版物を通じて自らの見解を公にしていた。通信省設立と同時に通信省属として役所勤めを開始し、前島密次官、栗野慎一郎書記官の下で、東京郵便電信学校設立計画の実質的な立案・計画者と目された人物である。通信属としての在職時から、独自の交通論の普及に努めるとともに、東京郵便電信学校在職時には、地方で日常郵便業務の実質的な部分を支えていた三等郵便局長層への啓蒙活動を続け、学校退職後も、地方遊説を続け、三等郵便局長層にむけた講演活動を積極的に展開していた。これらのことは通信省在職中から私費で雑誌『交通』を刊行していたことにも表れている³⁶が、彼にとって、地方の郵便事務を実質的に支えながらも、公的な身分や保障の薄かった、かつての地方の名望家層を繋ぎ止めることこそ、中央行政機構の充実に劣らず、後進近代国家を支える根底となるものと考えたことによるようである³⁷。下村は、前述の省内の批判の高まる中、1893年7月31日には、通信省を依願退職し³⁸、雑誌『交通』の刊行³⁹と、その後、宿願とも言える日露通商貿易の樹立とに邁進することになる。下村は「自知」と号すると共に、さまざまな刊行物で自らにつき「無資」「無学」と再三繰り返している。「無資」はひとまず措くとして、「無学」はもとより文字通りの無学ではなく、公的な教育を受けていない、いわば「無学歴」の謂であり、むしろ彼の矜持を物語るものであろう。その意味では、おぼつかない「米国留学」の経験を持つ田中も、東京郵便電信学校に籍を置くことになる若者達もまた、近代的な教育制度・行政組織が整備されてゆく中で、そういった「無資」「無学」の一人であった。ちなみに、下村の「自知」「無資」「無学」に対して、田中は早くから自らを「萍」（浮草）に喩え、富山時代に既に「萍洋」、後に「如萍」と号した⁴⁰。

一方岩淵は、やはり、東京郵便電信学校の変革期、1893年8月8日説論を受け依願退職⁴¹した後、高知県尋常中学校、島根県第一尋常中学校、新潟県高田中学校、東京府立第一中学校などで教師生活を続け、一時病気療養のため教職を離れたが、1905（明治38）年に開校した私立麴町女学校校長に乞われて就任。以後、1936（昭和11）年に同校校長を勇退するまで30年以上勤務し、最晩年まで一途に教育者としてその生涯を捧げた人物であった⁴²。

田中は下村のような強固な理念や目的を持って多数の著作を刊行し、地方を積極的に講演して啓蒙活動を続けるといったことはなく、また、岩淵のように帝国大学学士として、地方・中央で職を得る途が開かれることもなかったが、東京郵便電信学校の設立と同時に奏任官四等に任じられ、主として大臣官房における調査等に従事していたとは言え⁴³、通信属として4年以上の本省勤務経験を持っていた下村や、帝国大学学士である岩淵を追い越し、職位上彼等の上に立つ事となり、不在がちな兼任校長に代わり、幹事（その後一時、校長代理）として学校運営の中心に置かれることになった。

時間的に多少前後することになるが、こういった東京郵便電信学校そ

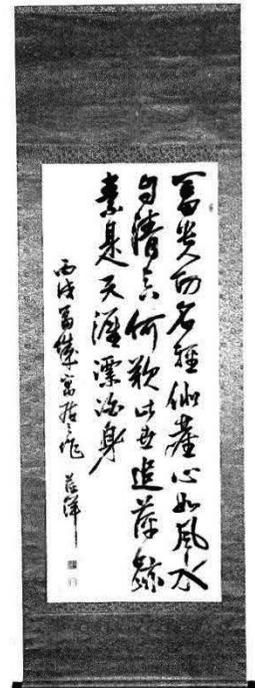


図2 富山県中学校長時代（1886）の田中貞吉の書。（富山県立富山高等学校所蔵）

のものの改組を待たず、1891年の大津事件をきっかけに、引責辞任した青木周蔵にかわり榎本武揚が外務大臣に就任すると、栗野もまたその榎本に乞われて、東京郵便電信学校長の職を退き通信省を離れ、条約改正交渉の再開を目指して1891年7月2日外務省取調局長として外務省に戻っていた。後任の二代目校長には、7月4日付で郵務局長兼郵便為替貯金局長の古澤滋⁴⁴が兼任としてその職に就いた。古澤は5ヶ月後の12月2日には早くも校長兼務を解かれ、三代校長には参事官の光妙寺三郎が兼任として就いた。病気がちの光妙寺三郎は既に述べたように1893年3月には非職となり、同日付で田中が校長心得に任じられている⁴⁵。しかし、田中が校長に任じられることはなく、既に述べたように、11月10日には、大臣官房参事官草間時福が四代目校長として兼務の形で就任してきた。この間、田中は幹事として校務の実質部分を担い続けていたものと考えられるが、下村も岩淵も依願退職の形で学校を去り、彼自身が招聘したという地理学助教の齋藤精輔もまた、辞書作成作業に専念するという理由で学校を去っていった⁴⁶。こうして幹事としての田中の周囲には、東京郵便電信学校創立時のメンバーは姿を消し、工部大学校卒業の学士と、現場でたたきあげられてきた技手の間に置かれ、学校の存続そのものを含めて大きな岐路に立たされることになったのである。

東京郵便電信学校時代の田中貞吉の言動にかかわる同時代史料は乏しく、史料的な裏付けを欠くが、通信省で編纂された『通信事業史』や通信同窓会による『通信教育史』といった後の記録によれば、下村が東京郵便電信学校創設にかかわる建議や制度設計に密接に関与していた事が明確に述べられているのに反し、田中のそれは極めて抽象的で稀薄である。また、田中のような海外での生活体験もなく、必ずしも語学力に恵まれていたとも思われない下村が、積極的に海外の文献を渉猟して彼独自の「交通学」を提唱し、東京電信学校時代に彼の著作が同校で採用され、東京郵便電信学校甲科では「交通学」が正式の科目として盛り込まれることになっていったのに対して、英語を含め教科教育における田中の貢献にかかわる記述は全くといって良いほど見ることができない。その一方で、通信省による『通信事業史』では、

氏（田中貞吉）は長州の人にして、深く吉田松陰に私淑し、乃木將軍とも爾汝の交りがあり、勝れたる人格者であって、而も博覧強記、最も外国語に精通していた。彼はよく天職を知り、正義と任侠の精神に富み、子弟を愛すること子の如く、校長に代って、能く通政育英の大任を果し、通信事業の上に創めて嚴密なる意味に於ける育英の基礎を築いた⁴⁷

と書かれており、また、通信省内の教育組織で教育をうけた同窓生自身が中心となって編纂された『通信教育史』においては、やはり東京郵便電信学校の開校に至る諸般の手配は栗野と下村の意図に依ったものとし、ほぼ『通信事業史』の記載を踏襲しつつ、田中については、郵便・電信吏員の教育拡充について栗野や下村とともに献策し、同校の基礎を固めたと抽象的に表現している他、田中の生い立ちからペルー移民送出にかかわり死去するまで、多くの誤りを含むものの、かなり詳細に記録されている。彼の人となりについて同書では、

田中はまことに温厚な君子人で、古武士の風格を持っており、斗酒なお辞さぬ酒豪で、思いやりが深く、生徒を心から愛したので、格別に慕われた。少年のころアメリカに留学しており、英語教師をしていたので、移民の開拓事業に関係を持つようになったときにも、得意の英語を自由にあやつったとのことである。東京郵便電信学校第四期以前の卒業生が中心となって、田中の高風を追慕して、同人の死後二十八年を経た昭和七年十月に記念碑を建立、その建碑式が挙行された。この式に参列した中村稻造⁴⁸は次のように述べている。

「吾々がより以上に感慨措く能わざるものは、先生がよき師であり、吾々がよき門弟であったことある。先生と吾々との間には尋常一般の師弟関係を超越したる温きものが流れていた。——先生は盃を含みつゝ、吾々に詩吟や英詩朗詠を教えられたこともある。松陰神社の祭典に随行したとき、白面の書生を品川（弥二郎）子爵に紹介せられたこともある。僕の如きは先生に親炙すること僅かに一年余に過ぎなかったが、先生が、正義、仁侠、真純の権化で男らしき偉丈夫であることを認識して敬慕やまなかつたものである。」⁴⁹

とあり、既にその著作の一部を紹介した、田中貞吉に傾倒していた中村稲造の記憶にもっぱら依拠しているものの、後年彼等の発起による記念碑建立など、田中貞吉という人物の人となり、そして東京郵便電信学校において彼が担った役割について考える上で、通信省の『通信事業史』と、同窓生を中心に編まれた『通信教育史』の田中にかかる記述の差異は示唆的である。

ちなみに、東京郵便電信学校では、教員・学生を含む自主的な組織として、学術講演会、英語会、同窓会、運動倶楽部といった集まりが学校の認可を受け公式に設けられていった⁵⁰が、それらのほとんどが何からの形で田中貞吉が関わったものであることも軽視できない⁵¹。とりわけ同窓会組織は、前述のように田中の死の28年後にその記念碑建立まで行っており、田中と学生達の交流についての中村による記述が、単なるノスタルジー溢れる美辞麗句ではなく、相応の実質を伴ったものであることが想像されるのであり、通信省官吏としては傍流としか言い様のない田中は、もっぱらその豪放磊落な性格により学生達からの信頼を得ることで自らの位置を築いていったようにすら見える。

2 野戦郵便部長時代

1894年9月29日、田中貞吉は、学校創設以来、校長心得時代を通算すれば4年半ほど兼任してきた幹事職を免ぜられ⁵²、池田十三郎が幹事兼任となった⁵³。この更迭について、1894年10月に刊行された『交通』91号には「東京郵便電信学校幹事」と題して、以下のような記事が掲載されている。

同校教授兼幹事田中貞吉氏は兼官を免ぜられ、通信属兼同校教授池田十三郎氏は幹事に兼任せり。同校々長は本省より兼任の制なれば、幹事の責任殊に重しとす。今此更迭を見るに至りしは、憶ふに学科改正の必要に出でしなるへし。池田氏は独逸法科を卒業せる学士にてあれば、適良の改正を交通行政上教育に見るに吾人の確信する所なり。又、前幹事田中貞吉氏は、明治二十三年創業以来幹事の職を兼ねて今日に至りし功労も亦減すべきにあらず。氏は教授専任となりて、教育は熱心従事せらるべきは、此亦吾人の確信せんと欲する所なり⁵⁴

『交通』の刊行に携わっていた下村ら編集者の二つ目の「確信」にもかかわらず、幹事職を解かれた田中が、その後、東京郵便電信学校での教育に「熱心従事」することはなかった。更迭の10日程後の10月8日には、東京郵便電信学校教授のまま第二軍郵便部長に任じられ⁵⁵、第二軍に従軍しつつ、遼東半島で軍事行動を展開する過程で各地に設置されていった野戦郵便局を第二軍司令部ないしその近隣の野戦郵便局の現場において統轄する立場に置かれることになったためである。以後、従軍中の田中は、東京郵便電信学校教授という通信省官吏身分のまま、第二軍司令部の指揮下に置かれることとなった⁵⁶。

日清戦争開戦当時から、大本営には野戦高等郵便部が置かれ、湯川寛吉通信書記官が野戦高等郵便長に任じられていた⁵⁷。湯川は、十分な準備期間のないまま、軍事郵便・為替・貯金等の制度設計に

尽力し、軍部と通信省との調整役の中心となって活躍していた。6月には釜山・仁川に出張し野戦郵便局設置事務を執行している⁵⁸。田中の「出征」と時期を同じくして、10月17日には、勅令第183号によって、「通信省部内ノ官吏ニシテ、本官ノ俣陸軍戦時特設ノ職務ニ従事スル者ハ、本属官庁ノ必要ニ応シ是ヲ定員外トシ、其ノ補欠ヲ為スコトヲ得」ることとなり⁵⁹、田中の不在中に、彼に代わる教授を置く道も開かれた。結論的に言えば、占領地の拡大に伴い、1895年3月30日、金州に占領地総督部が設置され⁶⁰、講和条約の締結により随時第二軍は日本へ引き揚げ、占領地総督部が残留部隊および組織の管理にあたることとなり、野戦郵便局勤務者もまた凱旋者を除く人員は占領地総督部へと引き継がれることになった⁶¹。田中貞吉も1895年5月15日付で第二軍郵便部長を免ぜられ、占領地総督部郵便部長事務取扱となり、金州での野戦郵便部勤務を続けることになった⁶²。そして、その5ヵ月程後の10月29日には、陸軍省から占領地総督部郵便部長（高等官六等）に任ぜられ⁶³公式に陸軍文官となり、通信省から離れると同時に、名古屋以来の教師としての生活とも別れを告げるようになった。一方、田中が公式に通信省を離れる2ヵ月半程前の8月16日には、大本営野戦高等郵便長を兼務していた湯川寛吉が、草間時福にかわり東京郵便電信学校校長の兼務に就いていた⁶⁴。

現場での実務経験に欠ける田中貞吉が、事実上初めての大規模な対外戦争である日清戦争における最前線で、しかも様々な制約が予想される野戦郵便制度そのものの草創期に、第二軍野戦郵便部長に任命された背景について史料的に確認することは出来ない。ただでさえ日増しに事務量の増加している国内の現場に余裕の人材の存在しない状況で、大臣直轄で現業部門から離れていた東京郵便電信学校の教授達が、高等官として野戦郵便にかかわる職務や、その後の占領地総督部や、臨時台湾電信建設部、臨時台湾灯標建設部といった部局に通信省から派遣されてはいたが、何れも相応の実務経験・知識、あるいは専門技術を身につけていた者達であり、田中はここでもかなり異質の存在であったと言わざるを得ない。既に紹介したように、第二軍に従った乃木希典や、野戦高等郵便長湯川寛吉との交友関係もあって、田中自身が自ら積極的に従軍を志願した可能性も棄てきれないが、確認する術を今は持たない。ちなみに、先発していた第一軍の野戦郵便部長には萩原良則が任命されていたが、萩原は、田中より2年早い1855（安政2）年生まれで、1872（明治5）年4月に電信寮に私費入学して以来、20年以上一貫して工部省、通信省の通信畑の中堅官吏として現業部門での経験を重ね、1889年7月長崎郵便電信局長に任ぜられ、1891年3月に奏任五等（正八位）で依願免職となり恩給生活を始めていた、文字通りたたき上げの通信官吏で、戦時郵便制度の起ち上げに際し、1894年7月29日、通信書記官として再任用されての野戦郵便部長任命であった⁶⁵。

日清戦争の際に初めて実施された軍事郵便は、前述の通信書記官湯川寛吉を中心に制度設計がなされ、1894年6月22日付で「軍事郵便規則」として制定されている⁶⁶。その後、12月8日付で「野戦郵便為替規則」、翌1895年4月15日には「野戦郵便貯金規則」が、といったように、戦争の展開に従って随時整えられていったものである⁶⁷。個々の野戦郵便局では、それぞれの現場において現実的な対応を迫られながらも、郵便から為替、貯金へとその業務範囲が拡大され、それに対応する職員が現役、非職、退職者などから撰抜され通信省から派遣された。現場においては軍の指揮下に置かれ事務を執り行ったが、局内業務を担う職員はともかく、最前線を含め、危険な戦場を郵便物を持って移動する郵便脚夫については、十分な人員を配置することができず、軍が雇い入れた軍役夫が脚夫として野戦郵便局にも配置されていた⁶⁸。

若干時間が前後することになるが、まず本稿にかかわる範囲で、ごく簡単に日清戦争における田中が従軍した第二軍の動きをまとめておこう。9月17日の黄海海戦の結果制海権をほぼ掌握したことにより、遼東半島の攻略を目指し宇品を出た第二軍は、10月24日には盛京省花園口に上陸を敢行

し11月6日には金州城を占領して司令部を設置、11月21日には旅順要塞の占領に成功している。この時、日本軍による民間人の虐殺が起こったとして海外メディアに報じられ、進行中の条約改正交渉に少なからざる影響を与えたことは周知のところである⁶⁹。他方、占領地民政統治のため、10月30日には安東県に民政庁が設置され、現地には知事として開戦時仁川領事で、後に、メキシコ公使、ペルー公使となる荒川巳次が派遣された⁷⁰。大本営はこの勢いをかって、12月14日には山東半島への展開（威海衛作戦）を最終決定し、翌1895年1月20日に作戦開始、2月12日の清國北洋艦隊の降伏、3月6日の営口占領、3月16日の澎湖島上陸等を経て、3月20日から下関講和談判が開始され、4月17日に講和条約が調印されたことになる。しかし、周知のように4月23日には独仏露公使が遼東半島の放棄を勧告するいわゆる三国干渉となり、遼東半島の放棄を受け容れた日本政府は、11月8日には遼東半島還付条約を締結し、最終的に遼東半島の引き渡しを実施され、撤兵が完了するのは年末も差し迫った12月27日のことであった⁷¹。

1894年10月8日付で第二軍郵便部長に任じられた田中貞吉は、10月16日には、第二軍に従軍した新聞記者や、日清戦争の貴重な記録写真を残すことになる亀井茲明⁷²等と共に、宇品港を出発したものと思われるが、幹事職離任から半月、第二軍郵便部長任命から僅か1週間で日本を離れたことになる。東京から広島（宇品）への移動も加味すれば、ほとんど時間的な余裕のない慌ただしい出発であった。ちなみに、大山巖大将を司令官に仰ぐ第二軍先発隊第一師団の歩兵第一旅団長は、田中と交友関係にあった乃木希典であるが、既述の中村稲造の著作には、彼が「仲夏某月」夏、麻布の田中の私邸を尋ねているときに、乃木が「出征の大命を拝されたので、別れを盟友に告げるべく来邸せられ」、深更にまで及んだ痛飲淋漓の場に同席した様子がこと細かく回想されている⁷³。

日本から遼東半島へ向かう船内において既に郵便業務は開始されていたものと思われるが、10月24日の第二軍の花園口上陸開始にともない、上陸地である花園口にまず最初の野戦郵便局が設置され、以後、金州方面に進軍するに従って随時金州街道に沿って坎子底、王家店、貔子窩と野戦郵便局が設置されていった⁷⁴。11月14日付で東京朝日新聞に掲載された特派員天野皎⁷⁵の「入清日記」4には、以下のように記録されている。

仏独に於て始めて野戦郵便を開きたるハ千八百七十年の役に於て、当時以て文明之進歩驚く可しと称せり。我邦に於ても平成其準備ありたれども、未だ実際に施行するの機を得ざりしが、此回の挙に於て始めて之を実施し、前にも記したる如く花園口より貔子窩に至る間に四局を開きたり。今日野外を散歩したるに、始めて干の印ある袷天を着たる脚夫の山坡を奔過するを見たり。我邦の文明を实地に使用する遺憾なしといふべし。又、其郵便局ハ何れも農家の不便なる所に設け、部長も脚夫も通吏も一所に事務を執り、今尚南極の一局（貔子窩と花園口との間に一日一回の発送を為す）より発送す。其機敏、実に驚くべし。野戦郵便部長ハ田中貞吉氏なり。（中略）貔子窩野戦郵便局の一遇を借りて記す⁷⁶

その後金州城、旅順口が占領下に置かれると、第二軍の野戦郵便局は第一局を金州、第二局柳樹屯、第三局雙太溝、第四局旅順口、第五局三十里堡となった⁷⁷。天野皎は更に、旅順から金州城へ凱旋する司令官一行に同行して遼江丸で大連港に戻った時のことについて

十二月一日（中略）此夜尤も驚きたるは、野戦郵便の敏捷なりき。船の大連湾に着するや、兎角する間に郵便の配達を受けたり。見れば本社の新聞若干枚と、村山上野二氏及び老萱山妻豚児の書なり。初め船の大連湾に達するや、柳樹屯なる野戦郵便局は、船中如何なる人物の乗組居るやを予知し

配達せしものと思はれ、予の乗り込み居るを知りしは、予輩は軍司令部に属し司令部に従て進退するを以て、本船には必ず乗込み居るを知りて斯く迅速に配達したるなり。蓋し、第二軍野戦郵便の進歩は、独逸と雖とも三舎を避くる所なるべし。万里遠征の客意外なる所に於て家書に接す。拱壁を得たる如し。蓋し、身此境を経たるもに非ざれば此情を解するは能はざるべし⁷⁸

と軍事郵便局の臨機応変で迅速な事務処理能力を称賛している。

12月23日には田中が執務していたと思われる金州城内の野戦郵便局（野戦郵便部）において郵便為替の業務も開始され⁷⁹、12月30日には第一軍との間の軍用電信も全通し⁸⁰、翌31日には野戦郵便もまた兩派遣軍間で接続された。年が明けて1月11日には、莊河にも野戦郵便局が設置されている。

野戦郵便局における為替業務開始について、軍から割り当てられた軍役夫を写真機材等の運搬などに自ら利用し、日常的に彼等と接触をしていた亀井は、読売新聞通信員越智修吉氏の雑記を参照しつつ以下のように記録している。

今日迄ハ此法ナキガ為メニ、軍夫ノ如キハ幾十金ノ儲金アルモ之ヲ故郷ニ送致スルニ由ナク、為メニ妻子ハ飢ニ泣キ活路ヲ失フヲ以テ、止ムヲ得ス作病ヲ拵ヘテ帰朝ヲ願フ者多ク、又、得ル所ノ金ハ、悉ク之ヲ賭博ニ費シ一錢ヲ餘サル者アリ。或ハ、一二ヶ月三千余金ヲ得タル者アルニ至ル。今ヤ此法ヲ設ケラレタルニ由リ、是等ノ弊害ヲ杜絶スルニ於テ尠カラザル効力アルベシ。現ニ金州城ノ如キハ、開始以來日々平均三千円以上ノ為替高ナリト云。因ニ記ス、野戦郵便取扱所ハ当分第一第二兩軍ニ各三ヶ所、漁隱洞ニ一ヶ所、都合七ヶ所ナレトモ、戦線ノ拡マルニ随ヒ増設セラルヘキ由ナリ⁸¹

亀井はこれに続けて、金州城内の野戦郵便部について、以下の様に記している。

野戦郵便部ハ金州城内ノ一民家ニ在リ。其家屋構造ノ如キ、固ヨリ官舎ノ風ナシト雖モ、頗ル富豪（目下宋慶ノ部下ニ在リ參謀ノ要職ニ居ルモノ此舎老翁ノ子息ナリト云フ）ノ住セシ所ナルヲ以テ、家庭ノ宏闊ナル、優ニ部員ノ団体ヲ容ル、ニ足ル。抑モ、郵便部ハ軍ノ直轄ニ属シ、田中貞吉氏はガ長トナリ、外ニ監督式名、事務員数名アリテ是ニ属シ、庶務ヲ整理シ、更ニ支局ヲ復州、營城子、旅順口、蓋平、熊岳城、金州ノ要地ニ置ケリ。而シテ復州ニハ、郵便吏一名、通送人四名、而シテ、金州局ハ其数多ク、郵便吏八名、通送人十三名ヲ置ケリ。野戦郵便ニ於テ集配ニ尤モ困難ナルハ、道路ノ險悪泥濘甚シキニアリ、故ニ、本土ヨリ送りシ郵便荷車ヲ用フル所ハ僅ニ金州營城子間ト、金州大連湾トノ二線アルノミ。而シテ、之ヲ運搬集配スルニハ、郵便夫（ハッピーハ紺地ニシテ襟ニ大日本帝國野戦郵便ノ九字ヲ白字染抜セシモノヲ着ス）二人ヲ以テ常員トナシ、其余ノ緒線ハ悉ク牛車ノカヲ籍ルト云フ。不便察スルニ餘リアリ。殊ニ、集配人ノ危険ナル、往々敗兵頑民ノ妨害狙撃ヲ蒙ルコトアリ。現ニ、脚夫某ノ如キハ、過般旅順口孟家庄ノ間ニ於テ此等ノ危険ニ陥リ、僅ニ身ヲ以テ免カレタルコトアリト。故ニ、脚夫ハ皆短銃刀剣ヲ携ヘ、護身ノ要具トナセリ。戦時非常ノ際、此等ノ便アル。殊ニ海ヲ渡リシ人員二十万余ニ近シ。一週一人一通ヲ出スモ、其数ノ非常ナル推シテ知ルベシ。故ニ、勢受収ノ制限ヲ為サル可カラス。此ニ於テカ、將校ハ月ニ四回ヲ限り、下士以下人夫ノ如キハ毎月二回ノ発信ハ許サルコト、ナセリ。為換取扱ハ毎日午前九時ヨリ午後二時マデナリト雖モ、発送ノ人日毎ニ増加シ、殊ニ酒舗商賈ノ如キハ頗ル多額ノ発送ヲ依頼シ、人夫ノ送金スルモノ亦尠カラスト云フ。其尤モ多額ニ達セシハ、十五日間三万六千円ヲ取扱ヒタリト云フ。而シテ、此等ノ集金ハ日毎ニ計算ヲ為シ、直チニ金櫃部ニ収ム。事務員ノ多忙察スルニ余リアリ。付言ス、当時彼我発着

ノ起点ハ字品、若クハ、馬関ヨリシ、清地ニ在リテハ大連湾、若クハ、旅順口ヲ經由シ、金州ニ出入スト云フ⁸²

11月6日に金州城を占領し、12日に行政規則が制定されたのと同時期にこの金州城内に設置された野戦郵便部は、亀井の残した写真（金州城内各部隊所在一覽図）にその位置が明記されている⁸³。

こうした野戦郵便局員の業務への果敢な健闘振りは諸種の同時代史料から伺うことができ、とりわけ最前線で郵便物の運搬に携わった郵便脚夫たちの武勇伝は処々に見る事ができるが、郵便部長としての田中についての言及も相応に確認できるものの、田中個人の業務上の貢献や活躍は、同時代史料からはほとんど窺い知ることができない。

1894年12月2日に、再三取り上げている大阪朝日新聞社の天野皎が

十二月二日 午前十時頃、柳樹屯に上陸せり。一行は驀地に金州に向ひしが、予は此地の知友を訪はんとて独り残りぬ。郵便局に至り田中部長を訪はんとしたるに、門前に漁夫の魚を籃にしたるを見る。広島を出てより生魚を見ざる四十余日。珍らしきまま諦視すれば鱈なり。鱈は予の尤嗜むもの、即ち五尾を四十銭にて購なひ、田中部長も又幾尾を購ふ。合せて之を煮て、以て午飯を喫す。四十余日始めて生魚、且つ嗜む所のものを食ふ。其味を知らざるまで貪食せり。遂に腹満て飯を喫する能はず。鱈腹といふ事は斯る時より始まりけん⁸⁴

といった、料理の才も備えていた洒落な天野による地口落ちの余談や、翌1985年1月5日にやはり天野が、有賀長雄と田中貞吉とつれだつて猟銃で鳩を仕留めた記事などが散見される⁸⁵が、戦地における郵便・為替・貯金といった業務内容ばかりでなく、占領地の拡大に伴う地理的な業務範囲の拡大の中で、田中がどのような事務・管理能力を発揮したのかについての記述は見出すことができない⁸⁶。その後、第二軍の山東省攻略に従い、大西庄、榮城縣、孤山後にも野戦郵便局が設置され、更なる地理的な業務範囲の拡大は続いた。ちなみに、1895年3月15日までに野戦郵便局で取り扱った為替は都合36,166度、金額は1,044,424円40銭7厘⁸⁷で、5月末の時点ではそれぞれ68,343件、2,005,503円75銭6厘に達していた⁸⁸。『通信事業史』によれば、1894年度における軍事郵便為替による扱い口数、送金額は、37,908口、1,092,111円73銭8厘、翌1895年度は、177,291口、4,940,284円60銭5厘であったという⁸⁹。一口あたりの送金額は、多少の差異はあるものの、ほぼ28円から29円前後であったことになる。海外移住者の送金額は極めて多様であり、この史料からは送金額度も不明のため、安易な比較は慎まなければならないが、日清戦争期の戦地からの送金は同時期のハワイからのそれに勝るとも劣るものでなかったようである⁹⁰。

第二軍の野戦郵便局は一時20カ所を超え、それら全てを郵便部長として田中貞吉が管掌していたことになるが、戦争の終結により、5月16日以降の第二軍の凱旋とともに、6月には九連城、鳳凰城、大孤山、貔子窩、柳樹屯、金州、旅順口、復州、蓋平、海城、營口の11カ所になっていたという。他方、寧ろ「戦闘」が激化していた台湾では、軍の駐留とともに台北、基隆、淡水、中歴などに



図3 金州野戦郵便局「日のもとの光あふれてもろこのの野にもひらかむしき鳴のみち」（『交通』100号附録）

も野戦郵便局が設置され、野戦郵便部長には田中の漢詩仲間であった土居通豫（香国）が任命されている⁹¹。土居もまた、当時名古屋郵便電信局長の要職にあり、通信省高等官の中堅として各地の郵便電信局勤務の経歴を持つ通信官吏であった。

11月には遼東半島の還付に関する条約にしたがい3ヵ月以内に撤兵することになり、1895年末迄に野戦郵便局は漸次閉鎖され、残務を担当していた局員も全員が帰国して占領地総督部郵便部下に置かれていた野戦郵便局は全て廃された。

田中貞吉が野戦郵便局勤務を続けている間、東京郵便電信学校では教授層が補充され、田中自身の教授の職位は保持されていたものの、事実上、田中は戻る場所を失ってゆく。1895年5月15日付で、占領地総督部郵便部長事務取扱となり、7月5日には事務打合せの為に大本営への出張を命じられ⁹²一時帰国を果たしている。しかし、10月29日、既に述べたように、陸軍省から占領地総督部郵便部長（高等官六等六級俸）に任じられ⁹³、田中は通信省を離れ東京郵便電信学校教授の職位は消滅することになった。占領地総督部は年末の12月25日には遼東半島か

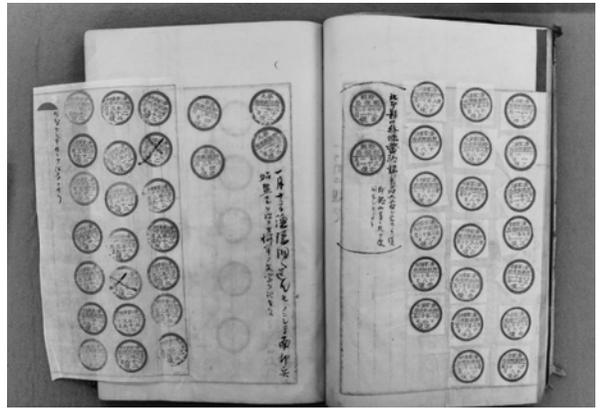


図4 第二軍野戦郵便局印（「野戦郵便器具関係事件留」BA-A70 郵政博物館：郵政資料センター所蔵）

からの撤退を完了しているが、郵便部は12月中旬には日本へ引揚げとなり、田中はその途次、12月13日付で、郵便事務打合せのため広島と神戸の郵便電信局への出張を占領地総督部より命ぜられている⁹⁴。年末の12月25日には、湯川寛吉、萩原良則、岩崎直英等他の野戦郵便部関係者とともに勲五等雙光旭日章と年金120円を授けられてもいる⁹⁵。翌年早々の1月11日には、占領地総督部より武功調査委員に任じられ、同月28日までその職務に就いているが⁹⁶、帰国後は事実上の非職状態に置かれたもののようで、6月30日、占領地総督部条例が廃止となった⁹⁷ことで自動的に免官となり、高等官官吏としての身分を失うことになった⁹⁸。

このように田中が通信省から陸軍省へと移った時には、占領地の放棄は既に決定しており、通信省より派遣されていた他の現役通信官吏が、凱旋後は再び省内の部局に復帰し、あるいは臨時台湾電信建設部などにおける職位を兼務していったのに対して、田中は日清戦争出征中に早晩消滅することになることが明らかであった占領地総督部へと転身し、占領地放棄作業の完了とともに官吏としての身分を喪失したということになる。田中の通信省から陸軍省への転身の意図や具体的な背景について、今は明らかにする術を持たないが、田中はその身分を失ったのち、定まった職をもたない不遇の時期を過ごすことになったようである⁹⁹。

出稼ぎ移民との出会い

初めての本格的な対外戦である日清戦争において、軍は主に兵站面の不足を補うため、運搬人夫などの「現地調達」とともに、官約移民募集にかかる経験を蓄積してきた地方行政組織、前近代からの連続性を持つ地域で各種の口入れ稼業に携わってきた人物、より組織的に労働者の斡旋に従事していた大倉組などを利用して、国内で軍役夫や大工職工等の募集を行ったが、兵站部門を中心とする軍内部における使役以外にも、田中の管轄する野戦郵便局に対しても、郵便脚夫の不足を補うために軍が雇い入れた軍役夫が割当てられており、田中や亀井など軍事活動に直接かかわらない従軍者に

とつてもまた、軍役夫の存在は身近なものであったと言える。既に、亀井茲明による軍役夫と野戦郵便局との関わりについての記録を紹介したが、田中貞吉が統轄していた第二軍野戦郵便部管下の野戦郵便局においては、軍人・軍属はもとより、軍役夫や大工・職工たちなどの出稼ぎ労働者にも、ハワイ・北米移民に適用された郵便為替による送金制度が援用されていた¹⁰⁰。野戦郵便局の場合には、軍人・軍属・軍役夫等に支給される現金の内、郵便為替を利用して本国へ送金されるものはそのまま軍の金櫃部に移され軍資金として利用され、国内の軍資金会計から請求に応じて国内で払い戻しがなされる仕組みになっており、物理的な現金の移動を削減し、費用とリスクとが軽減されるシステムになっていた。田中貞吉は、はからずも軍役夫や軍にかかわる商人達による送金業務に為替事務といった面から直接関与する立場に置かれることになった。また、直接的な因果関係は全くないが、1897年、乗船していた森岡真抜いのハワイ移民が上陸拒否され、その後1899年には同じ森岡真抜いの第一回移民をペルーへと運ぶことになる日本郵船所属の佐倉丸も、この時陸軍の借り上げ船として、第二軍にかかわる兵站輸送業務に利用されていた¹⁰¹。そして、彼がかつて乗り組んでいた金剛もまた、この時の作戦活動に参加していた。更に、豊島沖海戦や黄海海戦で海軍艦隊を指揮した、初代連合艦隊司令長官伊東祐亨は、1883（明治16）年5月に海軍兵学校の士官候補生とともに龍驤艦で太平洋を越え、練習艦として初めて南米のチリ、ペルーまでの航海を行った人物であった¹⁰²。むろん、野戦郵便部長としての田中貞吉が、かつて自分が乗船していた金剛はともかく、こういった幾重にも重なった歴史の偶然に気づくはずもなかった。

ところで、東京郵便電信学校甲科第二期生で岩手県出身の田鎖吉郎は、在学時は常に首席の座を争う優秀な学生であったが、1893年7月に甲科次席の成績で同校卒業後¹⁰³、書記八等として仙台郵便電信局に配属されていた¹⁰⁴。時期を明確にすることはできないが、彼は、現職のまま占領地総督部郵便部付を命ぜられ、田中野戦郵便部長の配下に置かれ¹⁰⁵、野戦郵便局における郵便・為替業務の現場での経験を蓄積していった。田鎖吉郎はその後逋信省を離れ、田中とともにペルー移民送出事業に参加してゆくようになる。また、田中や田鎖とともに、移民取扱人森岡真の社員として、ペルーの地で日本人移民の対応に忙殺されることになる、森岡真の養子森岡秀吉もまた、この時、田中と全く同じように、第二軍に従軍し、その後占領地総督部付として行動していた¹⁰⁶。

野戦郵便部長の田中貞吉の周囲には、軍役夫という海外出稼ぎ移民、彼等の海外からの送金、日本人商人、輸送船、更には、他ならぬ移民取扱人森岡真のもとで移民送出事業に直接かかわってゆくことになる人々等々、田中が日本人移民のペルー送出事業において、直接かかわりを持つようになるものが配置されていたことになる。田中貞吉自身がその事についてどれだけ意識的であったかについては、依るべき史料を欠きここで論じることはできない。しかし、自らの資本の投下先として、海外移民送出事業に乗り出してゆこうとしていた移民取扱人の目には、郵便・為替・操船などを主幹する逋信省の元高等官で、これまで述べてきた経歴を持つ田中貞吉の人脈と経験とは、その限りにおいて極めて有用なものとして映ったとしても不思議ではない。

3 条約改正交渉

ペルーとの条約改正

田中が逋信官房員として勤務をはじめたのは、初代逋信大臣榎本武揚の時代であった。榎本の経歴について改めて述べるまでもないが、東京郵便電信学校が創立される前年の1889年には、森有礼が憲法発布の儀式の際殺害されたこともあり、逋信大臣から文部大臣へと転身していたが、1891年の大津事件を切っ掛けにして5月29日に青木周蔵外相が引責辞任すると、その跡を襲い外務大臣と

なり¹⁰⁷、就任後移民課を設置する¹⁰⁸など、日本人の海外進出、自由貿易を積極的に推し進めるとともに、中座した条約改正交渉を再び軌道に乗せるべく努めた。既に述べた様に、7月2日には東京郵便電信学校校長の職にあった栗野慎一郎を取調局長として外務省に呼び戻し¹⁰⁹、翌年4月12日には条約改正案調査委員会を設置し、条約改正交渉を進めていった¹¹⁰。榎本自身は、第一次松方内閣の崩壊とともに8月8日には外務大臣を退き、条約改正交渉は陸奥宗光の手に委ねられたが¹¹¹、1893年3月11日に創立された殖民協会の会長となり、日本人の海外発展を推し進めるべく活動を続けていった¹¹²。

榎本とペルーとの関わりは、1874年領土交渉を兼ねて、駐露特命全権公使としてロシアに派遣され、ペルーとの外交問題となっていたマリア・ルス事件を日本側の勝訴とするロシア皇帝アレクサンドル二世の裁定を勝ち得た当時にまで遡るが¹¹³、その後、日本とペルーの間には、マリア・ルス号事件にもかかわったオスカル・ヘーレンによる日本人農業移民導入計画¹¹⁴や、高橋是清による日秘鉦山会社の試み¹¹⁵等々があったが、ペルーに限らず中南米諸国との間の政治経済外交関係が政府内で俎上に上ることはほとんどなかった。一方、殖民協会では、その創立当初から、東南アジア・オセアニアはもとより、メキシコ、ブラジルを中心に中南米における殖民事業の可能性も積極的に議論され、現地調査に派遣された根本正らによる報告が、例会における講演や、機関誌『殖民協会報告』を通じて公開され、ペルーに関しても、1893年9月に刊行された第5号で、1886年10月5日付の在秘米国領事の報告が紹介されている。同報告では、中国人契約移民や東部森林地帯の欧州移民についての記述の後、

将来、同国（ペルー）ノ秩序整頓シ、且ツ勞力ニ対シテ報償ヲ与フヘキ時機到来スルニ至ラハ、来住者ノ欲望ヲ遂ケシムルコト、白露ノ如キハ蓋シ他ニ其比ヲ見サルナリ。同国ハ、礦物及農産物ニ関シテハ無尽ノ財源タルノミナラス、氣候又種々ニシテ、且ツ企業ニ向テ開放スル広漠ナル沃野ノ存スルアリ。故ニ、数年間ハ多少ノ困難ニ遭遇スルハ免レ難シト雖ドモ、前述ノ時機必ス到着スヘキハ疑フヘカラサルナリ¹¹⁶

とペルーは「無尽の財源」として紹介されている。

1894年に刊行された第8号、第10号では、英国ペルービアン・コーポレーションが所有するペルー山東部森林地帯のペレネー地域の将来性を高く評価した同社探検委員クラークの編述になる「白露国中央地方探検報告」が連載されている¹¹⁷。英国ペルービアン・コーポレーションは1890年3月20日に登記された会社で、ペルーの債務を肩がわりする代償に、鉄道・グアノ・鉦山や、前述のペルー山東密林地帯の開発などの権利を得ていた組織であり、榎本が外相在任中の1892年には、社長のアルフレッド・デントと在英ペルー総領事が、会社所有の広大な原野山林地帯で使役するために「本邦ノ出稼人ヲ得度旨」大越成徳領事（在ロンドン総領事代理）に打診し、「殖民計画ニ関スル取調書二冊」を寄贈して来ていた。大越は、4月23日付で、贈られた取調書を添えその旨を外務次官林董宛て申進していた。この報告を受けた日本側も相応の関心を抱いたようで、林次官は、「東京吉佐移民会社ニウカレドニヤ出稼契約案、神戸日本明治移民株式会社米国出稼契約案及布哇出稼契約案」を添付し、ペルービアン・コーポレーション側の意向を探るべく「御会談相成其模様御報告相成度」との指示を9月10日付で大越領事に宛て書き送っていた¹¹⁸。

一方、榎本外相、そしてその後を襲った陸奥外相の下で条約改正交渉を進めていた日本政府は、在独英兼任公使青木周蔵の活躍により1894年7月16日に念願の条約改正をまず英国との間に実現し

ている¹¹⁹。米国においても、建野郷三公使の下で準備交渉が進められており、同公使の度重なる執拗とも言える要請により一度は条約改正商議・調印にかかわる全権委任状が発せられたものの、7月23日付で建野は更迭され、代わって栗野慎一郎が全権公使としてワシントンに派遣されることになった¹²⁰。8月27日にワシントンに着任した栗野慎一郎は、翌28日には大統領への信任状捧呈こそ叶ったものの、折悪しく夏期休暇に入る時期と重なったため、その後1ヵ月ほど公的にはほとんど為す事なく過ごしたのち、9月21日から本格的な商議を開始している¹²¹。米国側の人脈と報道操作を駆使して積極的な交渉を推し進め、奇しくも第二軍が旅順を陥落させた翌日の11月22日に米国との改正条約の調印を終えている。ちなみに、他の列強諸国との交渉同様、米国との間でも、治外法権や関税自主権にかかわる問題が議論されたことは言うまでもないが、それらが大きな障害となることはほとんどなかった。その一方で、「本邦（日本）駐劄米国公使ヨリ内密ニ本大臣（陸奥宗光）ニ開示セシ所ニ依レバ、同政府が最モ困難ヲ感居候トコロハ、夫ノ労働者ノ移住ニ制限ヲ加フル点」であり、この点については日本側も事前に、交渉の推移に対応して「別ニ移住民ノ制限ノ件ニ付特約ヲ訂結」する心積もりであった¹²²。実際の交渉でも、日米双方の国民の相手国における旅行や居住の自由を謳った「第一条第一項ニ関シ談判頗ル困難」となり、（日本人）移住民・労働者の制限について明記することを主張する米国側と、そのような言葉が条約中に現れることを「体裁上甚タ宜シカラ」ずとする日米双方の摺り合わせの末、最終的に第二条の末尾に、「但シ本条及前条ノ規程ハ、両締盟国ノ各方ニ於テ商業、警察及公安ニ関シ、現ニ行ハル、特別ノ法律、勅令及規則ニシテ、外国人一般ニ適用スヘキモノニハ何等ノ影響ヲモ及ホスコトナシ」と、米国側がその削除を求めた「外国人一般ニ適用スヘキモノ」を残す事で、事実上、米国が内政措置による日本人移民に対する制限を行う可能性を日本側が受容する形で交渉がまとまっている。また、日本国内における反応を危惧した陸奥外相は、当時滞在中の広島から在京的林董次官に対し急電を送り「日米条約決了ノ事実ハ公ニスルモ差支ナケレドモ、条約文中、労働移住民ニ関スル一項ハ、当分ノ中秘密ニセラルベシ」との指示を与えている¹²³。その後の条約批准の過程では、既に述べた旅順事件の報道がアメリカで公にされたことで先行きに更なる不安も生じたものの、個人的な人脈などを利用した栗野の対応も奏功して事なきを得、翌1895年3月21日にはワシントンで批准書の交換も行われた¹²⁴。

ところで、条約改正を機に、中南米諸国とも新たに条約締結を進める旨の請議を1894年3月23日付で了承されていた¹²⁵陸奥外相は、米国との条約改正を進めるため全権公使として派遣されることになった栗野慎一郎に対し、マリア・ルス号事件にかかわる外交交渉の際にペルーとの間で締結された日秘友好通商仮条約（1873年8月21日締結）の改正交渉も並行して進めるべく、8月1日付機密送第30号により以下のような指示を与えている。

今般英国トノ新条約弥ヨ調印相済候ニ付而ハ、他締盟各国トノ条約モ此際改正談判ニ着手可致筈ニ有之。然ルニ、秘魯国ニ対シテハ、彼我共ニ駐劄ノ公使無之、隨而差当リ開談之道無之候ニ付、便宜閣下ヲシテ同国ニ対スル談判ヲ担任セシムルコトニ相成候。就而ハ、同国ニ対スル帝国政府提案（条約案、議定書案、和英文各一通）及御送付候間、御赴任之上ハ時機ヲ見計ラヒ、華盛頓駐劄同国公使ニ向テ談判ノ端緒ヲ開カレ、閣下ト同公使トノ間ニテ談判相整ヒ調印ノ都合相付候様提議可被成。而シテ、弥ヨ其運ニ相成候節ハ、御申越次第全権御委任状可及御送付候¹²⁶

前述のように、夏期休暇のため米国との公的な交渉を進められずにいた栗野は、「中央及南米州ノ諸国ハ、亜米利加大陸以外ノ諸国ニ対スル国際関係ニ於テハ、可成合衆国ニ隨従スルヲ以テ一定ノ対

外政策ト為シ、自カラ進ンテ合衆国ト轍ヲ異ニスル地位ニ立ツコトヲ好マザルハ蔽フベカラザルノ事実ニ有之候（中略）合衆国ニ対シ正式ノ商議ニ着手スルノ時ヲ俟チテ、同時ニ、秘魯国ニ対シ商議ノ端緒ヲ開キ候ハ、御訓令ノ所謂時機ニ投スル所以ニ可有之ト見込ミ、本件ハ一時差控」¹²⁷えていたが、9月4日、新条約案をペルー側に伝達し、日本政府が可及的速やかに新条約締結を望んでいる旨通知すべしとの陸奥外相の電信による指示を受け¹²⁸、米国との交渉に先立ち、6日から在米ペルー臨時代理公使のホセ・イリゴエンとの交渉を開始している¹²⁹。一方、陸奥外相は、栗野からの交渉進捗にかかわる報告を待つことなく、条約改正商議と調印に関する全権委任状を奏請し13日付で下付されると、同日付でその委任状を栗野宛てに送付した¹³⁰。9月6日の会見以降何等進展が見られない中、日本からの全権委任状を受領した栗野は、再度イリゴエン代理公使と接触したが、ペルー国内の内乱のため「同国政府ハ多端之有様」で彼のもとに本国から具体的な指示は届いてはいなかった¹³¹。その後も、イリゴエン代理公使との接触は断続的に行われたものの、アンドレス・カセレス政権に叛旗を翻したニコラス・デ・ピエロラを中心とする革命軍の拡大もあってか、条約改正交渉に進捗がみられることはなかった¹³²。

11月22日に米国との新条約が締結されると、陸奥外相は、広島から東京の林董次官に指示し、この機を逸せずペルーとの交渉に着手すべしとの電信を12月10日付で栗野宛てに送付させている¹³³。これに対して栗野は、旅順事件の影響等で不安の残る米国上院での新条約批准とともに、ペルーとの条約改正についても最善を尽くすので心配なき旨即答してはいたが¹³⁴、ペルー本国からイリゴエン代理公使に対して具体的な指示も、商議調印のための委任状も延引しており、事実上ペルーとの交渉には何の進展も見られてはいなかった¹³⁵。翌年1月下旬に至り、イリゴエン代理公使への全権委任状は到着したものの¹³⁶、同代理公使の一時帰国もあり、交渉の再開は3月16日彼がワシントンに帰任するのを待たねばならなかった。

3月20日からイリゴエン代理公使との交渉が再開されると事態は一転し、翌日の米国との批准書交換を挟み、24日には早くもペルーとの新条約の調印を終えることができた。そこには、一刻も早い条約改正を望む日本政府側の強い意向があったことは勿論であるが、ピエロラを中心とした反乱軍により3月20日にカセレスが大統領辞任に追い込まれ、マヌエル・カンダモを首班にした暫定政府が樹立されたため、更迭・帰国命令が届くことを危惧したイリゴエン代理公使が、自らの手で日本との新条約調印を終えたいという強い意向を持っていたためでもあった¹³⁷。また、実際の署名日は24日であったが、既に22日の時点で、カセレスが20日に辞任し、暫定政府が樹立されていたことを承知していた¹³⁸栗野たちは、「秘魯国ニテハ目下政府員更迭ノ際ニ付、或ハ後日行違ノ生セシコトヲ慮リ、調印日付ヲ殊更ニ去ル廿日ニ繰上ケ」ることとした¹³⁹。

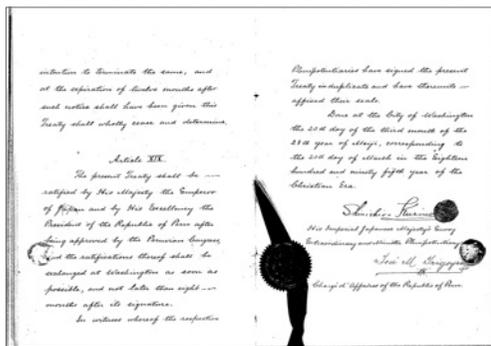


図5 日秘通商航海条約署名部分（国立公文書館所蔵）

それに加えて、批准書交換期限についても、ペルー国会は例年、独立記念日である7月28日に開会されることに鑑み、当初案の6ヵ月以内を8ヵ月以内（最終期限11月20日）に伸ばし、余裕を持たせるための修正も加えられた¹⁴⁰。

一方、ペルーのマヌエル・カンダモを首班とする暫定政府から直接政権交代の通知を受けた日本政府は、西園寺外務大臣臨時代理が、ペルー暫定政府の国際的な承認の有無と、新条約への影響について栗野へ電信で照会している¹⁴¹。栗野は、国際的な承認はないものの、各国とも「事実上の政府」として外交関係を維

持しており、新条約についても影響はないとの旨を在露公使経由で7月7日に回電している¹⁴²が、7月15日付の書簡で、既にイリゴエン代理公使も帰国し、新条約についての問合せもできない状況を伝えるとともに、「両国全権委員カー旦記名調印シタルモノヲ、猥リニ左右スヘキ理由無之ト存候。尤モ、右条約ニ対スル秘国ノ措置ニ関シテハ、今後注意ヲ怠ラサル積リニ有之候」とその成り行きを慎重に見守っている旨書き送っている¹⁴³。こうして、ペルー議会における新条約批准の審議開始を待つのみで、事実上ほとんど情報を得ることができないまま5ヵ月が経過していった。この間、米国の条約改正交渉を通じて栗野が個人的に強い信頼関係を築いてきていたウォルター・グレシャム国務大臣¹⁴⁴が5月28日に死去し、リチャード・オルニーがその後任となっていた。八方塞がりの状態に置かれた栗野は、「国務省ニ依頼シ、在秘米公使館ヨリ我条約ニ対スル秘国ノ措置ヲ探知スル外無之ト存シ、過日国務省ニ到リ、国務長官代理ニ等次官アデー氏（長官並ニ等次官共地方へ避暑中ニテ当府ニハ不在ナリ）ニ面会シ、（中略）在秘米国公使ニ訓令シテ秘政府ハ我条約ニ対シ如何ナル処分ヲナスヤヲ公然トナク問合せ」することを口頭で依頼し、8月2日付で同次官宛ての公文を作成、手交した。アデー次官は5日付で、在秘マッケンジー米公使へ既に指示を与えた旨¹⁴⁵の返書を栗野に送付している。それから10日程して、8月16日のワシントンポスト紙に、ニコラス・ピエロラがペルー新大統領に選出され、15日に国会も開会されたというリマ電が掲載されているのを見た栗野は、8月17日付でペルーのイリゴエン代理公使に書翰を送付し、早急に批准書交換を実現すべく尽力するよう改めて要請した¹⁴⁶。

しかしその後も、ペルー側からも米国側からも全く何の情報も得られないまま、更に2ヵ月ほどが経過し、その間、イリゴエン代理公使も更迭され、後任者の指名もないまま、批准書交換期限も残す所1ヵ月程になった。栗野は10月10日にはオルニー国務長官に会見し、これまでの経緯を改めて説明するとともに、然るべき対応策について同長官に相談した上で、直接ペルー外務大臣メリトン・ポラス宛て批准書交換について照会を行い、その後数度の電信の往復を経て、翌週ようやく新条約批准を国会に上程すること、ペルー側も既定の期限までに批准書交換が実現するよう努力する旨の回答を得ることができた¹⁴⁷。しかしながら、その後ペルー側からの通知は届かなかつたため、栗野は再度国務長官と相談の上、10月20日、批准書交換時期についてペルー側に照会したが、10月26日に至るまで回答を得ることができなかつた。このため、期限内の批准書交換を断念した栗野は、ペルー側に今後の措置について照会するとともに、「外交文書ヲ取替ハシ、modus vivendi（暫定協定）ニ因リ批准交換ノ期ヲ延ハシ、本条約ヲシテ其効力ヲ有セシムルコトハ聊カ疑ナキコト」として批准期限の延期により対応することを提案している。また国務省を通じて、このような遅延が生じたのは、ペルー側の新条約批准に対する躊躇や忌避、あるいは行政的な怠慢などによるものではなく、新条約文書が「同条約ノ調印者タル先キノ駐米同国代理公使之ヲ所持シ、秘国政府ニテハ先月（9月）末迄之ヲ受領シ居ラサリシ」ためであった事実も改めて明らかになった¹⁴⁸。10月26日の晩になって、ポラス外務大臣から、期限内の批准書交換が不可能である旨の返電を受け取った栗野は、翌27日、外交文書を取り交わすことで批准書交換期限を延長することを改めて提案しその返答を待った¹⁴⁹。

ペルー側からの批准が得られていない状況を受け、西園寺臨時代理外務大臣は、10月29日付で、栗野が提案した批准期限延長の交渉に入るよう回訓した¹⁵⁰。これに対して、栗野は、今国会において新条約が批准される可能性はない旨の電信がリマの在秘米国公使館から国務長官に宛て送られてきたことを改めて返電している¹⁵¹。

一方、栗野の提案に対して回答が齎されることはなく、ペルー側の意嚮を了解しかねた栗野は、「秘国外務大臣トノ往復電報写ヲ携へ、去ル三十一日国務長官ニ面会シ、従来ノ経歴ヲ詳陳シ（中略）

今一応國務長官ヨリ在秘米公使ニ電令シ、秘国政府ハ如何ニシテ本条約ノ義務ヲ履行セントスル積リナルヤヲ質サシメラル、」よう依頼したが、米国側からも殆ど情報を得ることは出来なかった。栗野はポラス外務大臣に返信を促す電報を送り、11月4日になって漸く改めて紙面で回答する旨の返電を得た。5日には、國務長官から在秘米公使よりの報告として、今国会で批准は不可能である旨、伝えられた¹⁵²。

条約批准期限も迫り、新条約を無効にしない為の期限延期提案についても見通しがつかない状況に置かれた栗野は、11月7日、米国國務長官を訪問し、それまでの米国側の厚意を謝するとともに、「折角締結シタル新条約モ無効ニ帰スヘキニ付、更ニ新条約締結ノ談判ヲ要スルモノト信スル旨」を述べ、同長官の同意を得た上で、「全ク本官一個ノ意見」として以下のように伝えた。

帝国カ秘魯ト条約ヲ締結シタリシハ、全ク明治五年マリヤルズ奴隸解放事件アリシカ為メニシテ、格別政治上又ハ商業上ノ必要アリシカ故ニアラス。殊ニ今日ニ至リテハ、既ニ二十余年ノ星霜ヲ経タリシニモ拘ラス、彼此ノ人民相互ノ版図内ニ居住スルモノ幾ト皆無ニシテ、両国ノ間ニハ直接貿易アルコトナケレハ、殊更ニ同国ト条約ヲ締結スルノ必要ナシ。乍去、帝国政府ニテハ、過般当米国ト締結シタル新条約ト同一ノ基礎ニ依リ諸外国トノ条約ヲ改正シ、新条約ヲ同時ニ施行スル計画ニ付、秘国トノ条約モ亦改正ヲ要スル所以ナリ。然ルニ、秘国トノ新条約スノ如ク批准ノ運ニ至ラス、旧条約ハ依然トシテ永ク其効力ヲ存スルトキハ、帝国政府ノ条約改正事業ノ上ニ不尠妨害タルニ付、今回秘国政府カ其当然ノ義務ヲ怠リ、新条約ヲ廢紙タラシムル上ハ、帝国政府ニ於テ、断然旧条約ヲ廢棄スルコト利益ナリト信スル」

多分に、更なる米国側の非公式な関与を求める意図を込めた発言とも考えられ、事実、國務長官の側からも「米国政府ハ、本件ニ付、及フ丈居中斡旋ノ勞ヲ執ルヘキニ付、兎ニ角、本官ヨリ依頼ノ書面差遣シ候様内話」があり、早速栗野は、非公式会談での依頼について改めて公文を認め國務長官に送っている。これに対して、國務長官は、在秘米臨時代理公使に適当な手段を講ずる旨訓令したと栗野に回答している。しかしながら、その一方で、日秘通商航海仮条約締結から20年以上に亘って、相互間の移民や貿易関係の実績がほとんどないペルーと条約改正交渉を進め、新条約を結んだのは、専ら英米との間の条約改正事業の完全を期すために過ぎず、「殊更ニ同国ト条約ヲ締結スルノ必要ナシ」とまで言い切り、あくまでも自分の個人的な意見であるとしながらも、ペルー側の緩慢な対応について、旧条約の破棄という極端な措置を執る可能性すら國務長官に対し栗野は口にしていた。この時、栗野の念頭には、1892年7月14日、ポルトガル総領事館の引き揚げを理由に、日本政府が日葡条約中の領事裁判権に関する条項を無効とする勅令を公布した¹⁵³、いわゆる「日葡条約廢棄事件」¹⁵⁴と、彼自身がその後、その事後処理に奔走した経験とが想起されていたのかも知れない。ポルトガルとの条約の一部破棄という強硬な措置について、栗野は晩年「日本当局者側でも、相手（ポルトガル）を弱小国と見縊つて、之を一つ槍玉にあげて、条約改正の血祭りにしようと思ふ様な野心もあつて」と率直に述べているが、ペルーとの新条約批准が遅々として進まない状況での、苛立ちとも思われるような発言には、栗野の米国高官との親密な関係や、アメリカ合衆国に対するナイーブとも言える厚い信頼と同時に、日清戦争を勝利した日本政府による、南米ペルーに対する評価がいみじくも露呈しているとも言えよう¹⁵⁵。

その後も、在秘米国公使からは何の連絡もなく、批准書交換期限を越え11月22日に、ポラス外務大臣からスペイン語の公信が届いたが、国会で新条約が批准される可能性のないことのみを伝え、栗野の批准期限を延長する提案については何等応えるところがなかった。栗野は本省への機密信の中

で、秘国外務大臣の返書について「其言フ処一トシテ取ルニ足ルモノナク」「実ニ奇怪ノ申分」と表現し、苛立ちを隠せなかったが、11月25日には再度、ポラス外務大臣に書翰を送り、新条約を無効にしないためには、公的な手続きを踏んで批准交換期限を延長する取りきめをするのが捷徑である旨あらためて伝え、ペルー側に延長期限についての選択を委ね、然るべき提案をするよう求めた。しかし、折悪しく内閣改造によりポラス外務大臣は11月30日付でその職を退き、後任にリカルド・オルティス・デ・セバーリヨスが任じられることになった¹⁵⁶。

それから1ヵ月後の12月28日付で、ようやくセバーリヨス新外務大臣から、翌年12月24日迄批准書交換を延期したい旨の提案が栗野の下に届けられた¹⁵⁷。栗野は、「条約ヲ締結シ、同条約中規定ノ期限内ニ批准ヲ交換スルコト能ハス、又タ、同期限内ニ何等措置ヲ執ラサル以上ハ、同条約ハ既ニ無効ニ帰シタルモノト看做サ、ルヲ得ス」との考えではあったが、年を越え1896年2月2日になってペルー側の提案を本省に電信しその諾否を打診した¹⁵⁸。これを受けた西園寺は、2月6日に、ペルー側の提案を承諾する措置を閣議上奏したうえで¹⁵⁹、同日付で栗野に対して、日本政府は批准書交換までの間、新税目を施行する権利を持つ、という条件で延期に同意する旨、栗野に回電した¹⁶⁰。これを受けて栗野は、2月15日付でペルー外務大臣に向け、日本政府の意向を伝達している¹⁶¹。

その後、栗野とペルー側で実務的な交渉が進められる中、4月7日、栗野は外務大臣の職に戻った陸奥から、唐突にイタリア駐在の内命を受け、一時は辞職して帰国することまで決意するが、陸奥の丁寧な説得を受け容れ、不本意ながら米国を後にすることになった¹⁶²。最終的に、ペルー側が再設定した批准期限である12月24日に、在米日本公使館において栗野の後任、星亨公使とフェデリコ・ベルグマン全権（紐育駐劄ペルー総領事）との間で批准書が交換され、ペルーとの条約改正事業は漸く完了することとなった¹⁶³。

なお、星公使は批准書交換の一週間後の12月31日に大隈外相に宛てた機密第30号の追伸で、「本官ハ之（ペルーとの新条約批准書交換）ヲ以テ南米諸国公使トノ親睦ヲ開始スヘキ幸機会ト存候間、去ル廿六日、秘露総領事、墨西哥、ブラジル、グワテマラ、智利、アルゼンタインノ公使夫婦ヲ当館ニ招待シ、晚餐ヲ供シ候」と中南米諸国との新条約締結に向けた活動をはじめたことを報告している¹⁶⁴。星が殖民協会創設にかかわった主要メンバーの一人で、種々の移民事業に関係を持った人物であったことは改めて言うまでもない。

4 探検家と移民取扱人

日清戦争を挟む、田中の東京郵便電信学校教授時代と第二軍野戦郵便部長（占領地総督部郵便部長）時代は、田中貞吉自身の人生にとってはもとより、日本人の海外移住の歴史においても大きな転換の時期であった。単純労働者の集団契約移民について言えば、地域の行政組織を巻き込んだのハワイに向けた官約移民から、1894年4月12日の移民保護規則（勅令42号）・1896年4月8日の移民保護法（法律70号）の公布に見られるように、移民取扱人を仲介者とする私約移民への転換期であった。渡航先についても、アジア近隣地域への様々な形態の移住者を通奏低音（南進論・北進論）としつつも、北米・ハワイから中南米への転換期であった。そしてまた、帰国を念頭に置いた出稼ぎ主体の移住から、後進資本主義国日本が大国を目指すための海外における拠点構築を見据えた殖民（定住移民）への大きな転換の時期でもあった¹⁶⁵。

探検家青柳郁太郎

将来に向けた総論としてはともかく、日本政府が中南米諸国への殖民事業について、積極的な関心を示すことはほとんどなかったが、殖民協会をはじめ、民間では、日本人の海外移住を糸口にした貿易の拡大・伸展を進めようとする動きが活発になり、探検家・冒険家と呼ばれる人々がその可能性を探る調査旅行を実施していった。探検・冒険の目的地は、東南アジア、オセアニアはもとより、中南米就中メキシコ・ブラジル、そしてペルーもまたその対象の一つとされていた。他の地域と比べると格段に少ないペルーへの探検家の一人が、後年、ブラジル拓殖株式会社によるイグアツペ移住地開設の中心となった青柳郁太郎であった。1867（慶應3）年に千葉県大喜多町に生まれた青柳は、北米滞在中にカリフォルニア大学の図書館で在外米領事の報告¹⁶⁶を目にして南米に関心を持つようになり、友人達の物心両面の協力を得て1893年3月サンフランシスコを出発、4月29日にカリヤオに上陸した後、ペルーで種々の調査を続け、その後、8月4日から19日にかけては、ペルーの富源と称されることになる東部森林地帯の現地調査を実施、かつて日本人移民の導入が計画され、実現寸前で日本側から一方的に渡航差し止めとなった曰く付きのオスカル・ヘーレンの所有になる農場や、ペルービアン・コーポレーションの所有するペレネー植民地を訪れている。9月22日には、北部ペルーのタララにあるロンドン石油会社を訪問した後ペルーを離れ、ほぼ5ヶ月をかけてのペルーでの現地調査報告を、1894年初夏帰国後、『秘魯事情』と題して自費で刊行している。青柳は「秘魯国は大和民族に向て最良植民地」であると結論づけ、ペルーへの日本人移民の可能性を次の様にまとめている。

本邦若し出稼を兼たる永住的移民法を設け以て事に従はば、独り邦内有余の貧困者を将来多望の新大陸に移し、比較的に大資本を要せずして大和民族勢力の区域を拓むるを得るのみならず（中略）吾移住民をして、初めの数年間先づ是等の甘蔗園に労働せしめ、其間各自幾分の蓄金を別途になさしめ、知らざる裡に種代農具及食料を備へ来るの方法を設け、而て、一方には予定の植民地に於て作物の選択及び培養の方法を研究して怠らずんば、時到来彼等を此処に移すに当り無益事に資本消費の通弊も免れべく、且大に本国より資金流出の額を減少するを得べきなり。被雇人として数年の労働後、心を永住に決し、新たに地を拓き家を成さんと欲する者二十人中一人に止ると仮定するも、二万の労働者を海浜農場へ送るときは、十年後に広き田畑を所持して独立農事に従ふ一千戸の大和民族をモンタニアの沃野に見出さん。即ち、吾輩が殖民の適地天下多しと雖とも、地の利、及び植民地に於ける土民の温順且競争心に乏しきこと、加之、移住民をして初に自ら其資本の幾分を稼ぎ得る便利等を備ふるにより、秘魯国は大和民族に向て最良植民地の一たるべきを信して疑はざる所以なり¹⁶⁷。

青柳は、自ら現地調査を実施した秘魯東部の森林地帯に、大資本を投入することなく「大和民族勢力の区域を拓むる」植民地を作り出すことが可能であるとして、「出稼を兼ねたる永住的移民法」を提唱している。まず海岸地域に散在する砂糖黍耕地への単純労働者として2万人の日本人移民を送り出し、数年の就労の後、農業経験と貯えた資金を持ち永住を決意する者が20人に1人現れれば、「十年後に広き田畑を所持して独立農事に従ふ一千戸の大和民族をモンタニアの沃野に見出さん」という。こういった労働移民として資金と経験を蓄積して、永住に移るという考え方は当時よく唱えられていたもので青柳独自のものではもちろんない。また青柳は、「南米は大和民族の新舞台にして、吾国は寧ろ文明を誘導すべき位置にあり¹⁶⁸」との認識を示し、地の利、契約労働による資本の蓄積の便宜とならんで、「土民の温順且競争心に乏しき」ことをその理由の一つに挙げていることは、その後の日本とラテンアメリカとの関係を考える上で見逃す事のできない点である。当時、日本人海外

拡張論の代表的論客志賀重昂は、「立国の成素の鞏固なる所へ移住することは止めにしたい（中略）立国の成素の軟弱なる所に向つて日本人がどしどしと移住したならば、即ち茲に新しい日本国が出来る」と殖民協会の主催する 1895 年 1 月 20 日の殖民講談会で主張していることと併せて、軽視することができない¹⁶⁹。

また、1894 年 11 月の『殖民協会報告』には「南游紀行附秘魯事情」と題して、「南米秘魯国探検者青柳郁太郎」の名前で刊本『秘魯事情』が、若干の表記の変更、表・地図類の差異に加え、アメリカからチャンチャマーヨに向かうまでの日記も併せた形で掲載されている。そこにはオスカル・ヘーレンに伴われて明治初頭にペルーに渡っていた伴龍との出会いが語られ、彼から種々の便宜を計ってもらっていたことが記録されている¹⁷⁰。11 月 19 日には殖民協会事務所で開催された評議会上に青柳も出席し、ペルー事情についての講話もおこない、その後も冒険家として調査を重ねてゆく。ちなみに青柳はこれと前後して、自著『秘魯事情』を殖民協会に寄贈し、高野周省という人物の紹介で入会を認められ、そのまま評議員となり、以後、殖民協会の主要メンバーの一人となってゆく。ちなみに、ペルー移民送出の先鞭をつけることになる森岡真は 1896 年 4 月に¹⁷¹、また田中貞吉は 1897 年 5 月に根本正の紹介で殖民協会に入会しているが、青柳や森岡がその後も会費納入を含め会員として殖民協会の活動に恒常的に関与していったのに対し、田中は入会当初 2 ヶ月分の会費を納入しただけで、以後、会費納入もなく¹⁷²、『殖民協会報告』の記事による限り、同協会の活動に関与した形跡をうかがうことはできない。

1894 年 12 月の『殖民協会報告』21 号では、青柳郁太郎による「南米社会の観察及希望」¹⁷³と題する論考も掲載され、南米は日本人が進出するのに適する条件があり、ことに日清戦争の勝利による日本人の勢いにも期待できるといった内容の主張が展開されている¹⁷⁴。このように、中南米諸国との条約改正・新条約締結交渉の進展と日本人の海外拡張とを結び付けた議論が、殖民協会に限らず民間で繰り返されてゆくようになっていった。

「中央亜米利加及び南米諸国との条約改正」と題する無署名の論説では、

今や日清戦争其歩を進め、帝国の威信を四海に布き得たるの時に当て、国民の對外膨張力を海を窮め陸を掩ふを發揮せしめざるへからざること一般の輿論となり、戦争終局を待ち、南米又ハ中央亜米利加に移民又ハ出稼を計画する人も多し（中略）政府は、遠からず南米及び中央亜米利加諸国と条約を締結し、大に殖民的輿論に添ふの意見ありと言ふ¹⁷⁵

と記されている。しかしながら、日清戦争前後の時点では、後進近代国家としての日本における資本蓄積不足という現実的な自己認識を背景に、欧米諸国との外交関係のあり方を摸索しつつ、自らのアジア周辺地域における位置づけに腐心していた日本政府が、中南米諸国への日本人移民送出や貿易関係の樹立に大きな関心を持っていたとは言いがたく、北進論・南進論に加え「東進論」¹⁷⁶が冒険家・探検家と呼ばれた人々の現地調査をもとに展開されたことと引き比べると、海外移民、就中中南米諸国への移民送出の可能性に向けた双方の眼差しにはかなり大きな温度差があったと言ってよいであろう¹⁷⁷。そして資本蓄積の絶対的不足という共通の認識に立ちながらも、従来の出稼主体の移住者送出を拡大しつつ、徐々に殖民へと繋げてゆくといった、青柳郁太郎のような「現実的」な議論が展開されていったものと考えられる。

移民取扱人森岡真

日清戦争期に明治初頭以来の懸案であった不平等条約改正事業が進展を見せる一方で、殖民協会を

中心に「大なる日本」を見据えた、日本の対外貿易拡大と、日本人の海外移住が議論される中、移民保護規則、移民保護法に則り、日本人の海外移住者送出を仲介する移民取扱人（いわゆる移民会社）が簇生してゆくことになる。その一つが、後にペルーへの契約移民送出の中心となる、移民取扱人森岡真であった。田中貞吉は、この移民取扱人森岡真のペルーにおける業務代理人として日本人移住者と関わる事になるが、まず本稿にかかわる範囲で、時系列に従い、森岡真の経歴についてまとめておくことにしたい。

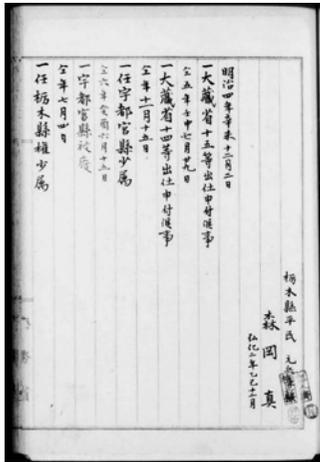


図6 森岡履歴書
(国立公文書館所蔵)

参考史料3として、森岡真自身による「履歴書」を翻刻したが、森岡真は、1845（弘化2）年12月生まれの豊岡県士族とされているものの、その幼少期についてほとんど知る事はできない。1871年12月に大蔵省十五等出仕として官吏としての生活を開始し、同年11月15日には宇都宮県少属に任ぜられ、1881年12月13日付で内務二等属として内務局事務取扱兼庶務局事務取扱に任ぜられるまで、9年強の期間を栃木県（就任当初は宇都宮県、宇都宮県は栃木県と合併し栃木県の一部となった）での勤務を続けている。その間、1878年11月に郡区町村編制法の施行により河内郡が発足すると、11月11日付でその初代郡長に任命され、1881年10月には天皇の東北巡幸の帰路宇都宮駅を通過する際には、郡長としてその随行者に対して案内をするなどの機会を得ている。また、その時期を明確にすることはできないが、栃木県平民を名乗るようになっていく。森岡は前述のように1881年末には東京に戻り、本省で内務局、庶務局、県治局での勤務を5年以上続けたが、1887年3月3日に鹿児島県島司に任じられ

転任すると、以後数年毎に、群馬、熊本、石川、富山各県を異動しながら書記官として勤務を続け、1893年11月4日、最後の任地となった岩手県で非職を命ぜられるまで、22年かけて十五等出仕から奏任官へと、官吏一筋で生活してきた人物であった¹⁷⁸。

非職となった森岡真は程なく上京し、12月12日、東京府赤坂区青山南町6丁目147番地の東京府平民川村傳藏という人物の自宅に無家賃で寄留を開始する。川村傳藏は、森岡真と同年生まれで、幕末期宇都宮藩に鬼怒川沿岸の開墾事業を申請して認可され、明治初頭には25町歩ほどの開墾に成功し、養蚕製糸業を興し女工200人程を抱える大嶋商舎という組織を運営していた人物であった。1881年に天皇の秋田・山形・北海道巡幸が決まると、県令藤川爲親は彼の経営する大嶋商舎への巡幸を上申する。天皇の巡幸はかなわなかったが、熾仁親王、参議大隈重信らの巡回を仰ぐ事となり、その御先導役を勤め、東北巡幸の帰路には、小山宿の行在所で天皇奉拝を許された人物であった¹⁷⁹。1882年2月15日には、河内郡長に任ぜられ、2年後の1884年6月10日には奏任官に叙されている。しかし、11月5日病気のため解職願いを提出、27日には一端は非職を命ぜられたが、翌1885年3月19日には復職を命ぜられ、最終的に郡長職の暇願が聞き届けられるのはその年の12月7日になってのことであった。その後、川村は1888年の年末12月26日に、事実上の名誉職である宮内省主猟官に任ぜられ奏任官四等に叙された。ちなみに彼もまた、森岡真と同様に栃木県平民を名乗るようになっていた。

おそらく、森岡真は栃木県書記官時代に、川村傳藏と知己となり、公私にわたる親密な交流を重ねたものと思われる。東京府の調査に依れば、非職となった森岡は、官吏への返り咲きを目的に任地の岩手県から上京し、川村の私邸に寄留したと言う。もっとも、彼の猟官運動は功を奏さぬまま¹⁸⁰、3ヵ月半ほど後の1894年3月28日辞表を提出し、3月30日付で非職岩手県書記官依願免本官となった¹⁸¹。

その後生活の途を摸索していた森岡に対して、川村傳藏の養子川村朝次郎の勧めでハワイへの移民幹旋業に乗り出すことになる。もちろん、その背景に免官の2週間後、4月12日に、移民保護規則が公布されたことがあるのは想像に難くない。森岡は移民取扱人としての認可を受ける為もあったのか、この時、栃木県下に2町5反9畝9歩の田地を買入れる。5月7日には従五位に陞叙されており¹⁸²、その4ヵ月程後、9月4日付で森岡真は移民保護規則に則り、東京府知事三宅安を経由して、内務大臣井上馨宛に、「重ナル目的ハ布哇国」とする移民取扱営業許可願を提出している¹⁸³。

森岡真からの申請を受けた東京府は、本人に対する直接の問合せを含め、森岡真に関する取調を実施し、「第一（薄資）、第二（無経験）ナルヲ以テ許可相成ラザル方可然哉」として「移民取扱営業願ノ件聞届ケガタシ」との指令案を添え、森岡の願書に、10月15日付の森岡からの答申書など東京府の取調調書を添えて内務省に進達した¹⁸⁴。しかし、内務参事官の久米金彌と水野鍊太郎から、

移民営業ノ許否ニ付テハ、法律上一定ノ標準ナク、一ニ行政庁ノ認定ニヨリテ之ヲ定ムベキモノナレハ、行政庁ハ随意ニ之カ許否ヲ決スルヲ得ヘキモノノ如キモ、一定ノ方針ナクシテ、其時ノ見込ニヨリ区々ニ之カ許否ヲ為スハ、行政上妥当ナラサルヘシ。殊ニ、営業ノ自由ヲ制限スルハ重大ナルコトナレバ、正当ノ理由ナクシテ之ヲ拒絶スルハ、甚宜シカラス。故ニ、主務局ニ於テ詳細ノ事実ヲ審査シ、予メ許否ノ標準ニ関スル内規ヲ定メ置キ、其内規ニ基キ許否ヲ決セラレシコトヲ望ム。本件ノ如キ、単ニ無資力無経験ノ理由ヲ以テ之ヲ不許可スルハ、穩当ナラスト信ス¹⁸⁵

という意見書が10月23日付で提出され、東京府から示された薄資、無経験という森岡に対する移民取扱営業不許可の理由は「穩当ナラス」という異議が出された。省内での再審議の結果、東京府から上げられていた不許可の指令案は採用されず、一転して許可が出されることとなった。この間、10月15日に、井上馨に代わって、同じ長州閥で、田中貞吉の箱根における学校計画にも協力をしていた野村靖が内務大臣に就任していた。一方、森岡真は、11月2日付で新たに内務大臣に就任したばかりの野村靖に宛て再度の許可申請を東京府知事三浦安経由で提出しており、この申請は即日東京府から内務省に上申されている。時間的な前後関係を明らかにすることはできないが、同日付で内務省警保局長小野元熙から外務省通商局長原敬に宛て、森岡真の営業許可通知も伝達されていた¹⁸⁶。

ちなみに、東京府の調査によれば、森岡真の資産は「田地二町五反九畝二歩ヲ有ス。此地価金六百三十円三十七錢一厘ナリ。右ノ外所有スル金額ハ、別ニ認ムヘキ証佐ナシト雖モ、概ネ一万円以上ナル趣」¹⁸⁷ということであり、森岡自身の答申書には、ハワイ移民等の営業に向けた流通資本として1,000名分8,000円の予算を計上するとともに、所有財産については田地の外に現金「貳万円」¹⁸⁸と、東京府による調査「一万元以上」（一万余ノ財産アリト云モ信疑明確セズ）との間には若干の差が見られるが、移民保護規則および同施行細則では、移民取扱人が地方長官に現金ないし国債証書により納付すべき保証金は1万円以上とされており¹⁸⁹、東京府側の上申案にある「薄資」という判断は妥当なものであったと思われるが、こうした些か混乱した経緯を経て、森岡真は、11月2日に移民取扱人としての営業許可を得ることになった¹⁹⁰。また森岡が納入すべき保証金は、最低限の1万円とされ、以後取扱移民の増員500名毎に更に5,000円を追加納付するという方針が翌年1月には決

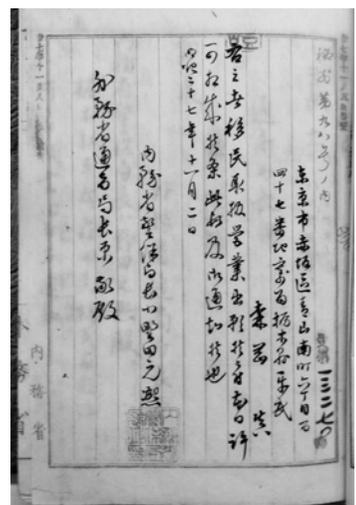


図7 森岡真移民営業許可下付通知(外務省外交史料館所蔵)

定されている¹⁹¹。もっとも、森岡真が東京市京橋区銀座3丁目21番地に森岡移民取扱所を開設し、実際にハワイ移民取扱営業を開始するのは、営業許可が与えられてから1年半以上が経過した、1896（明治29）年6月末のことになる¹⁹²。

移民取扱人営業許可を得てから実際に移民取扱業務を開始するまでのこの1年半ほどの期間の森岡真について、彼自身の口述による「失敗談」には以下のように記されている。

自分は明治26年に岩手県知事を罷めて民間の人となつたのである。元来自分は官界に居るのが好きな方で、仕えた内閣のためには人一倍の忠勤を抽んでた積りである。明治23年に熊本県から石川県へ内務部長として転任した時などは、松方内閣のために御用党の議員を拳として大に選挙干渉をやつたのだ。

自分が官界を退くに就ては、友人達から官吏を罷めて何をする積りか、財産もないのに何が出来ものかと非常に忠告を受けた。自分も何をやって見やうといふ見込が立たず、唯だ変った事を遣らうと思ひ、考へ込んで暫く遊んで居た。其中、27年6月に移民保護法が始めて発布になり、扱てはと思つて移民取扱人たらんことを願ひ出て、先登第一に之が許可を得た。

その当時日清戦争既に開始され、移民を海外に送る事が出来なかつた。ソコで他日移民上の経験にもと思つて、陸軍の軍夫請負をやつて見た。然るに、彼等何千人かの軍夫は愈々戦地へ行くと云ふので、殺気満々、開帆前に横浜の遊郭で大乱暴をやらかし、一時大に手古摺つた事がある。

其際又軍用レールの請負をやつて意外の失敗を招いた。其失敗と云ふのは、陸軍で16磅のレールが必要だといふので、請負者たる自分は横浜の外国人に注文を發した。所が、16磅のものはないが18磅ならばあるとの返答である。ソコで陸軍省へ行つて聞いて見ると、18磅でもよろしいといふから、今度18磅の注文した。然るに、後で18磅では不必要だといふ変更命令に接し、其れが為め、横浜の外人に4,000円の違約金を取られねばならぬ破目になつた。

約束の嚴重な外国人の事であるから、到底履行せずに済みさうもない、が兎に角事情を話して取消させやうと思ひ、横浜へ出掛けて行つて段々熟談の結果、自分が役人上りの素人である事が解り、漸つと取消して呉れた。そこで、何とか此の埋草に外人に儲けさせてやりたいと色々考案して、今度は鉄道のセメントを請負つた。

当時鉄道だけに100万樽以上のセメントが要るのである。然るに、内地出来のものは50万樽も覚束ない。是に於て、盛んにセメント請負の運動を始め、三井浅野を敵として、競争入札で70万円斗りの仕事を手に入れ、其れで前の外人に儲けさせ、自分も6万円ほど儲けたが、其時の苦心は却々尋常でなかつた。

右のセメントの中を横浜鉄道局の倉庫へ4,000樽入れて置いて、其倉庫が焼失した為めに納期におくれた事もある。此事に就て一つ話して置きたいのは、自分が外人の注意に依て外国の保険を付けて置いた一条である。元來、保険に就て我国人の知識は未だ浅薄を免れない。自分は仕事の上に於て保険の必要なる事を此時つくづく感じた。自分の付した保険金は、一樽6円宛であつたのだ¹⁹³

移民取扱人の認可は得たものの、日清戦争の余波を受けハワイ移住者取扱が困難となつたため、森岡は、陸軍の軍夫請負、軍用レールの請負、鉄道のセメントの請負など、それまでの役人生活とは縁遠い、いささか冒險的な仲介業を生業として来たことが語られている¹⁹⁴。「他日移民上の経験にもと思つて、陸軍の軍夫請負をやつて見た」という言葉の背後に、どのような経緯があつたのかを考えるための史料を見いだすことはできておらず、引用部分の冒頭にある「明治二十六年に岩手県知事を罷めて」云々からして、森岡の依願免本官は明治27年3月30日付、免官時の職位も岩手県書記官で、

移民保護規則と移民保護法との混乱や発布時期の錯誤などもあり、彼の口述をそのまま事実として受け容れることはできないが、彼が台湾総督府向けに大工職工や軍役夫を請け負っていたことを示す史料は、断片的ではあるが旧陸軍省記録の中に認めることができる。

願書

京都市柳馬場通松原上ル貳拾七番戸

山本覺太郎

三十四年

滋賀県滋賀郡大津町字鍛冶屋三十三番邸

田中舛之助

二十五年

(貼り紙) 現任 百人長 岸常一

麻田利兵衛

今般、台湾総督府ニ要スル大工職工貳百人請負御命令ニ相成、本月八日当地出發、該地工派遣為致候百人長式名ハ事故有之、請負人ニ於テ不適当ノ者ト認定候ニ付、前記之者ヲ百人長ニ採用シ、請負人ニ於テ費用自弁ノ上交代為致度候条御認可之上、其筋工御通報相成、乗船証御下付被成下度、此段奉願候也。

明治廿八年六月十九日 東京市赤坂区青山南町六丁目百四十七番地

請負人 森岡真 (印)

京都市新町通七条下ル東塩小路九十六番戸

請負人 安田八三郎 (印)

陸軍省經理局第三課長平澤道次殿¹⁹⁵

この史料は、移民取扱営業許可を得てから半年ほど経過した1895年6月19日付で、寄留先の川村傳藏宅を居所とした請負人森岡真が、京都在住の安田八三郎と連名で陸軍省に提出したもので、同月8日に台湾総督府向けに大工職工200名を送り出したが、その百人長として同行した岸常一と麻田利兵衛の二人に「事故」があり不相当であるため、それぞれ山本覺太郎と田中舛之助に「費用自弁」で交代する許可とそれに伴う便宜供与を願い出たものである。これを受けた經理局第三課長平澤道次は、6月21日、「台湾総督府職工派遣地ニ於ケル代理人」交代出願につき上申しており、職工た

ちの取り纏めと監督にあたる百人長を代理人と表記している。平澤は、裁可を受けた上で、翌22日付で森岡側に許可を通達したと思われる。

次に掲げる史料は、代理人が病気のため森岡側がその交代を出願したことにかかわる9月27日付の經理局長による上申である。決裁を受けそのまま許可されているが、森岡と安田による願書は經理局第三課に保管されたため「戦役日記」には綴じ込まれておらず、新旧代理人の氏名等については不明である。

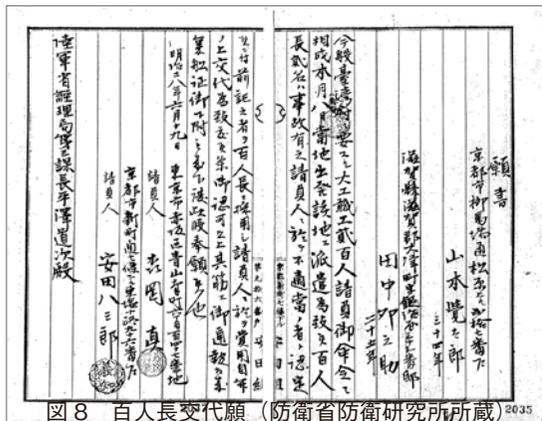


図8 百人長交代願 (防衛省防衛研究所蔵) 2035

台湾総督府用職工受負人森岡眞外名代理人交代ニ付願之件

台湾総督府職工受負人森岡眞及安田八三郎、代理人トシテ該地派遣之者病氣ノ為メ、自費ヲ以テ代人差遣出願之件ハ、必要ト認メ候条、願之通許可致度、此段上申候也。

追而、本文代理人ハ用船便乗等之件ハ、当局より直ニ其筋ヘ協議ニ及候。

明治廿八年九月廿七日

經理局長（公印）

別紙ハ当課ヘ留置候也

經理局第三課¹⁹⁶

森岡はまた、翌 1896 年 3 月 26 日付で東京市芝区公園第 5 号地 2 番を居所として、經理局第三課に宛て、病氣快癒の見込みのたない竹内理八に代え、中村勇之助を派遣する許可を願ひ出ている。

御願書

明治二十八年五月廿二日付ヲ以、台湾総督府付用大工職工式百名請負被仰付候ニ付、私共代理トシテ、竹内理八ナル者ヲ該地派遣為致置候処、疾病ニ罹リ該地ニ於テ全癒ノ見込無之ニ付、更ニ中村勇之助ヲ以テ代理為致度候間、乗船証御下付被成下度、此段奉願上候也。

東京市芝区公園第五号地式番

明治二十九年

三月廿六日 森岡眞（印）

陸軍省經理局

第三課御中¹⁹⁷

この願書を受けた經理局長は、同日付で上申し、裁決を受けた上で翌 27 日には森岡側に許可を通達したものである。これらの史料から、1895 年 5 月 22 日付で台湾総督府向け大工職工 200 名の請負を受命した森岡眞と安田八三郎は、6 月 8 日にはその送り出しを実施したが、6 月 19 日には早くも「不適格」であるとの理由で同行した百人長（代理人）2 名の交代が、また 9 月下旬および翌年 3 月 26 日にはそれぞれ病気を理由に代理人（代理者）の交代が行われていたことを読み取ることができる。

また、1895 年 8 月には「興友社 森岡眞」名義で軍役夫の請負を受命している。

御願

明治二十八年八月御命令ヲ蒙リ請負致候台湾軍役夫、拙者代理人百人長佐々木綱吉以下拾六名引率シ、明治二十九年五月七日台湾蘇澳ヨリ基隆ニ引揚之際、沿道兵站部閉鎖ニ付、給養ヲ受クルノ道ナク、自弁ヲ以テ旅行シタル糧食代、別紙証明書之通り有之候間、特別ノ御詮議ヲ以テ御下付相成度、此段奉懇願候也。

軍夫請負人

東京市京橋区三拾間堀三丁目式番地

明治三十年四月十二日 興友社 森岡眞（印）

陸軍大臣子爵高島鞆之助殿

（貼り紙）明治三十年六月四日支払命令 ろ第二四四二号ニ而命令済ニ候也

但証明書ハ引去候也 經理局第二課（印）¹⁹⁸

同姓同名の別人である可能性も皆無ではないが、森岡真が興友社¹⁹⁹名義（「阿部合名会社 興友社」の用箋使用）で請け負った軍役夫代理人百人長佐々木綱吉以下 16 名が 1896 年 5 月 7 日に蘇澳から基隆まで自弁で戻った際の糧食代の下付を、1897 年 4 月 12 日付で陸軍大臣高島鞆之助宛てに願い出たもので、同年 6 月 4 日付で支払い命令が出されている。なお、森岡の願書に添付されていた「別紙証明書」が経理局に留められたため、その詳細について知る事はできない。

日清戦争期に大陸・台湾に送られた兵站向け軍役夫、大工職工については、主に日清戦争時における「国民」のあり方などを廻る関心から、地域社会、地方行政機関との関わりや、大倉組に代表されるような労働斡旋業者、あるいは退役軍人や民権運動家による義勇兵運動などの関与に関する研究が蓄積されているが、移民保護規則、移民保護法により海外移民取扱の認可を受けた移民取扱人の関与や、軍役夫と海外出稼ぎ移住者との連続性についてはあまり関心が持たれては来なかったようである。軍役夫そのものが、個々の置かれた立場や状況によって様々な特殊性が内在しているとしても、当事者にとっては海外出稼ぎの一形態に他ならず、田中貞吉が野戦郵便局において取り扱うことになった彼等の「海外送金」もまた、ハワイ・北米における先例を踏まえて事務手続きが整備されていたことなどを考え併せる時、森岡の軍役夫、大工職工請負は、彼が目指したハワイ出稼ぎ移民取扱いと連続性を持った営業活動の一貫であったと見てよいように思う。軍役夫等として戦地に送付された労働者自身、平時には同じ移民取扱人の手で「海外」へ送り出されたであろう人々とかなり重なるものであったのではないかと考えられる。このことは、次に紹介するように、日露戦争期に再び軍役夫の請負が実施されるという情報を掴んだ移民取扱人たち（移民会社）が、軍役夫請負契約受命を志向して軍へ働きかけをした事実からも窺うことができる。また、出稼ぎ移民から殖民へ漸次展開し、移民と貿易の拡大によって大日本を建設するという、国家財政を圧迫しない現実的な殖民策もまた、これらの軍役夫の請負契約を軍に求めていった移民取扱人たちの側から、軍役夫を戦後は占領地に定着させるという文言となって積極的に表明されるようになっていた。

軍夫募集願

今後、万一軍夫御募集相成候節ハ、満韓移住ニ適當致候者ヲ撰ミ応募為致度志願仕候。不肖等ハ、多年移民事業ニ従事、既ニ数万ノ海外移民ヲ取扱、此般ノ經驗有之候ノミナラズ、全国何レノ地方ニモ募集機関ヲ有シ候間、此際、報国ノ寸心ヲ表シ、軍夫募集ニ尽力仕度、且ツ、平和回復ノ上ハ、直ニ渡航軍夫ヲ利用シ殖民ノ計画可仕志ニ有之候間、右志願御許容被下度、別紙相添、此段奉願候也。

明治三十七年二月三日

東京市京橋区山城町四番地

森岡真

東京市麴町区中六番町壺番地

満留善助

東京市赤坂区青山北町四丁目六十五番地

井上敬次郎

東京市京橋区明石町三十一番地

青柳郁太郎

東京市京橋区西紺屋町八番地

西直資

陸軍大臣寺内正毅殿

覚書

- 一、軍夫御募集ノ節、海外移住希望者中軍夫ニ適當致候者御採用相成候得バ、彼等モ子後ノ計ヲ思ヒ、別シテ正実ニ勉勵可仕、且、滿韓殖民ノ一端ト相成リ、兩便ナラント存候事。
- 一、移民会社ハ、全国ニ壹百有余ノ募集機関ヲ有シ候間、何時ニテモ多数ノ軍夫ヲ迅速ニ募集可仕候事。
- 一、現在二十九個ノ移民会社ハ、法規ニ依リ各参万円以上ノ保証金（合計約壹百十万円）ヲ政府ヘ予納致、其資本金総額ハ数百万円ニ達シ居候間、他日滿韓地方ニ於テ殖民事業経営ノ場合、現在資金ノ大部分ハ之ニ充用致サルベク候事。
- 一、軍夫ハ、其給料ノ内ヨリ予メ額ヲ定メテ野戦郵便局ヘ貯金致候様取計ヒ、之ニ由テ浪費ノ弊ヲ防キ、各自ノ移住資本金ヲ蓄積致サセ度存候事。

副申

軍夫募集出願ノ件ニ付御用ノ節ハ、不肖ヘ御沙汰被下度。追テ、別紙一覽表ハ為御参考添テ差出候也。

明治三十七年二月三日

東京市京橋区明石町三十一番地

電話新橋二四四〇番 青柳郁太郎

陸軍省御中²⁰⁰

この史料は、移民取扱人（移民会社）が、自分たちの海外移民送出経験と組織とを以てすればより迅速に軍夫請負対応が出来ることを理由に、陸軍大臣に対し軍夫募集受命を連名で願ひ出たものであるが、単にそれにとどまらず、海外移住希望者の中から満韓移住に適する者を軍夫として採用することで、戦後の「満韓殖民」事業にそのまま利用でき「兩便ナラン」と進言しているものである。また、29の移民会社の数百万に達する資本金と、彼等が政府に預託している110万円の保証金とを、「平和回復ノ上ハ、直ニ渡航軍夫ヲ利用シ殖民ノ計画可仕志」であるとして請負の受命を求めている。29名の「現在移民取扱人一覧表」を添えてこの願ひを提出したのは、森岡真を筆頭に、大陸殖民合資会社の満留善助、熊本移民合資会社の井上敬次郎、移民取扱人小見正孝の青柳郁太郎等、当時の移民取扱人を代表する面々であったが、とりわけ、森岡真と青柳郁太郎がこの請願の中心になっていたように見て取れる。青柳郁太郎は、移民取扱人小山正孝名義で働いていたと思われるが、「副申」に見られるように、この願書の事実上の事務窓口を担っていた²⁰¹。

また、この史料の「覚書」第4項では、「軍夫ハ、其給料ノ内ヨリ予メ額ヲ定メテ野戦郵便局ヘ貯金致候様取計ヒ、之ニ由テ浪費ノ弊ヲ防キ、各自ノ移住資本金ヲ蓄積致サセ度存候事」として、軍夫へ支払われる給料の一部を移住資金として野戦郵便局に預金させる考えであることも記されている。

ここに示されている「報国ノ寸心ヲ表シ」について、そこに「国民意識の生成」との関わりでどれだけ積極的な意味を見いだすかについては議論が分かれるところであろうが、「平和回復ノ上ハ、直ニ渡航軍夫ヲ利用シ殖民ノ計画可仕志」に至っ

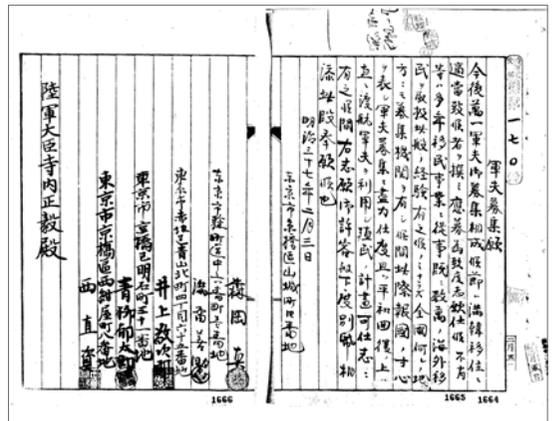


図9 軍夫募集願（防衛省防衛研究所所蔵）

ては、俄には信じ難いものの、青柳が『秘魯事情』や『殖民協会報告』の中で主張していた、出稼ぎ移民から殖民へという方法や、田中貞吉が野戦郵便局で身を以て経験したことどもが、日露戦争時における軍夫募集という局面でも、移民取扱人によって巧みに繋ぎ止められている事実は認めてよいように思われる。

最後に、1897（明治30）年1月24日付の東京朝日新聞に掲載された「朝鮮公使館内の賊捕縛の詳報」という見出しのついた長文記事の一部を紹介してみたい。前年末12月22日に、同公使館のボーイ頭を務めていた山口啓蔵という人物が、金庫に保管していた510円ほどの現金を盗み取り、そのうち200円を遊興費に使ったところで発覚し、逮捕されたという事件の記録であるが、山口の経歴について以下のような記述が見られる。

犯人の素性 犯人山口啓蔵（二十七）「前号に慶蔵（二十二）とあるは誤聞」は、茨城県真壁郡塩村大字羽鳥十五番地平民山口惣吉の次男にて、国許にては中等以上の生活をなし、面貌逞しく才智優れ、末頼もしき少年よといわれたり。去廿七年四月廿日、笈を負ふて出京し、神田錦町二丁目五番地下宿屋青木おとみ方に止宿して、将来何を修学して置いたら役に立つかと熟考の末、芝公園内なる郵便電信学校へ入学したしと思へども、同校は入学試験むつかしければ、先づ其の下稽古をせざるべからずと、神田辺の或私塾に入りて英数漢の三科を修むる事とせしが、聽て其年の冬期入学試験を郵電学校にて執行するにつき、受験者の一人と成てあらはれたる甲斐もなく、物の美事に落第せしかば、落胆の余り自棄を起して、芝神明の矢場を始め、吉原洲崎を浮れ廻り、国許へは学資といひなして仕送りの増額を請求し、平均一ヶ月二十円内外の金円を申し受けて、之を悉く遊蕩費に充てをりしかば、国許にて不審を起し、一昨年四月中、俄然帰国を促がし来りぬ。左れども、まだ是れといふ学問をも為し得ずして阿容々々帰国する時は人の笑いを招くべくに如ず、返事もせず打棄ておかんにはと、横着をかまへるたりしに、国許でも怒ったと見え、以来一文もよこさぬ様になりしかば、予て覚悟の上なれど、亦今更にまごつき出し、同県人なる日本鉄道会社員某を便つて王子停車場の駅夫となり、一月七円五十銭の給料を貰ひをりしが、少し尻が温まる持ち前のなまけ根性が起り、同所の銘酒屋藤村屋の女中お徳（十九）といふポッチヤリ肌打込んで、とうとう此方の物にすると、お徳も啓蔵の男振りに迷い込み夫婦約束の誓紙を書いて取り交し、物見遊山に手に手を取て浮れし爲め、啓蔵は勤めの上がおろそかになり、同年十月中雇ひを解れることになると、嫌でも東京へ帰らねばならず、泣の涙で又逢までの事をお徳と約束して、啓蔵は遂に同所を引揚げたり。（中略）当時世間は軍夫と成て命を的に戦地へ金儲けに行くものありければ、啓蔵もこれに習はんかとも思ひしが、イヤ待て暫時、若しもの事でもある時は夫れこそお徳が怨むであらう、泣くであらうと、恋路に心引されて思う様には身を処しかね、遂に、車夫となりさがりしに、彼是するうち、幸い二も折節便宜ありて、朝鮮公使館の抱へ車夫に世話する物ありしかば、本人は喜んで之を承引せり。是れ実に、昨年四月中の事にぞありける²⁰²

周囲からの期待を背に、成功を夢み「笈を負ふて出京」した「面貌逞しく才智優れ、末頼もしき少年」が、都会の生活の中で身を持ち崩し、最後は犯罪にまで手を染めることになったという、同時代人にとって、仄かな痛みを感じつつも、通俗道徳的な解釈により消費され、読後程なく忘れ去られていった、裏焼きされた「立身出世物語」の一つに過ぎないものであったものかと思う。読者の関心を引くための脚色が幾分か加えられていたのかも知れない。しかし、これまで述べて来た「無資」「無学」の田中貞吉の生活の軌跡を通してこの記事を読む時、そして、この若者自身が、成功を求めて地

方から都会へと移動してきた「移住者」に他ならなかったことに思いを致す時、東京郵便電信学校や軍夫といった存在が当時の人々にどのようなものとして想い描かれていたのかを考える上で、多くの示唆を与えてくれるように思う。

5 小括：探検家田中貞吉

占領地総督部郵便部長としての田中貞吉の直属下には、監査として通信属で東京郵便電信学校教授心得であった岩崎直英と、既に言及した、同校二期生として卒業後、仙台郵便電信局に配属されていた書記八級の田鎖吉郎の二人が配置されていた²⁰³。田中貞吉自身は1895年10月29日付で陸軍省文官に転身したが、岩崎と田鎖の二人は、その後も逓信省内に本官を持ちつつ、逓信省官吏として勤務を続けていたことになる。田鎖吉郎は仙台郵便電信局書記の身分のままであったが、岩崎直英については、文官高等試験委員の銓衡を経て、1895年8月3日、教授見習から教授へと昇格もしている²⁰⁴。

占領地総督部の撤収とともに、岩崎はそのまま東京郵便電信学校教授²⁰⁵として、田鎖吉郎は、本省通信局庶務課法規掛属²⁰⁶として、逓信省から派遣され凱旋した他の大部分の同僚たち同様、それぞれ逓信省内での本務に戻っていった。

他方、陸軍省に移ったものの、占領地総督部の廃止にともない官吏の身分を失った田中貞吉のその後の生活については、ほとんど確認する術を持たない²⁰⁷が、1897年5月に、殖民協会の中心的なメンバーで中南米探検家としても著名であった根本正の紹介で殖民協会に入会すると、その翌月の16日には、移民地情況視察を目的としたブラジル行き旅券の下付を受け²⁰⁸、その3日後の6月19日には、読売新聞に「見送り感謝広告」を掲載し²⁰⁹、移民事業視察を目的とした南米探検家として、21年ぶりに太平洋を渡り、ニューヨーク経由で南米へと旅立って行くことになった。その3か月程前の3月24日にメキシコに向け横浜を出航していった、いわゆる榎本殖民の一行は、5月19日には目的地エスキントラに到着しており、ブラジルに向け8月25日に土佐丸で出発する予定であった1500人の移民たちの準備も着々と進められていた。移民に先立ち、ブラジル公使として赴任する珍田捨巳公使等の一向もまた、6月18日、エンプレス・オブ・チャイナ号に乗船し横浜港を出発していった²¹⁰。その一方で、3月から4月にかけてハワイに向かった日本人移民が上陸を拒否され、日本へ送還される事件が生じ、森岡商会在佐倉丸で送出した移民も、4月19日にはそのまま横浜に戻って来ており、日本とハワイとの間の重大な外交問題へと発展していた。田中貞吉と珍田捨巳公使一行の見送り御礼広告が掲載された同日の読売新聞では、ハワイとアメリカ合衆国の合併条約調印に関する様々な記事がその紙面を飾っていた。

註

- 1 柳田2019。
- 2 交詢社『紳士録』第1版(1889)には、「田中貞吉 逓信大臣秘書官 麻布区我善坊町廿六」(253頁)と記載されているが、もとより、逓信省官制上の大臣官房秘書官(当時は、栗野慎一郎と若宮正音：『職員録』明治22年(甲)、301)の謂でないことは言うまでもない。雇員、傭人にかかわる研究蓄積については、石井滋2014、150-163参照。
- 3 柳田2019、52-53。
- 4 『逓信省第一年報』13-15。東京郵便電信学校1903、1-16。逓信省編1940a、610-23。逓信同窓

- 会 1984。小路 2014、517-550。三上 2007。
- ⁵ 1860 (安永 7) 年生まれ、埼玉県平民。工部大学校卒、電気学会第五代会長。飯能人物誌編さん委員会 1970。「山川博士略伝」『電気学会雑誌』53 巻、535。
- ⁶ 「商船学校電信修技学校官制」明治 19 年 4 月 16 日公布勅令第 19 号。「公文類聚・第 10 編・明治 19 年・第 29 巻」類 00275100、国立公文書館。
- ⁷ 通信省編 1940a,620-635。通信同窓会 1984、94-96。「東京電信学校官制」明治 20 年 5 月 20 日公布勅令第 14 号。「公文類聚・第 11 編・明治 20 年・第 29 巻」類 00316100、国立公文書館。
- ⁸ 1856 (安政 3) 年生まれ、三重県平民。工部大学校卒、電気学会第六代会長。榎本武揚通信大臣発伊藤博文総理大臣宛 1887 年 5 月 23 日付上奏書付属履歴書。「官吏進退・明治 20 年官吏進退 26・通信省 1」任 A00152100、国立公文書館。「大井博士略伝」『電気学会雑誌』44 巻、438。稲村徹元他編『大正過去帳：物故人名事典』東京美術、1973 年、310。白井喬二他編『日本逸話大事典』人物往来社、1967 年、681。
- ⁹ 1858 (安政 5) 年生まれ、山形県士族。工部大学校卒、工学博士。榎本武揚通信大臣発伊藤博文総理大臣宛 1887 年 5 月 23 日付上奏書付属履歴書。「官吏進退・明治 20 年官吏進退 26・通信省 1」任 A00152100、国立公文書館。「五十嵐秀助博士略伝」『電気学会雑誌』55 巻、536。古山 1919、147-150。
- ¹⁰ 1859 (安政 6) 年生まれ、佐賀県士族。工部大学校卒、電気学会第三代会長。「故前会長工学博士中野初子君小伝」『電気学会雑誌』34 巻、308。
- ¹¹ 1851 (嘉永 4) 年生まれ、長崎県士族。1871 年技術見習として工部省電信寮に入り、以後全国各地の電信局で勤務、現字機教授。1886 年 4 月 30 日、電信修技学校教諭兼任。1887 年 6 月 2 日、東京電信学校助教。11 月 22 日、通信五等技師叙任。榎本武揚通信大臣発伊藤博文総理大臣宛 1887 年 11 月 17 日付上奏書付属履歴書。「官吏進退・明治 20 年官吏進退 26・通信省 1」任 A00152100、国立公文書館。
- ¹² 1860 (万延元) 年生まれ、京都府士族。工部大学校卒、工部省電信局、通信省工務局勤務。榎本武揚通信大臣発黒田清隆総理大臣宛 1888 年 6 月 13 日付上奏書付属履歴書。「官吏進退・明治 21 年官吏進退 17・通信省」任 A00183100、国立公文書館。
- ¹³ 1859 (安政 6) 年生まれ、広島県平民。工部大学校卒、電気学会第四代会長。岩国出身の藤岡市助とは電子工学科第三期の同窓生。榎本武揚通信大臣発伊藤博文総理大臣宛 1887 年 10 月 13 日付上奏書付属履歴書。「官吏進退・明治 20 年官吏進退 26・通信省 1」任 A00152100、国立公文書館。「浅野博士略伝」『電気学会雑誌』60 巻、627。『工学博士浅野応輔先生伝』工学博士浅野応輔先生伝伝記編纂会、1944 年。
- ¹⁴ 1853 (嘉永 6) 年生まれ、熊本県士族。工部大学校卒、東京帝国大学教授。大蔵省 1899、811。
- ¹⁵ 1855 (安政 2) 年生まれ、東京府士族。1868 年給仕として民部官に入り、翌 1869 年「電信御創業ノ際通信取扱」仕丁として工部省へ移り、以後全国各地の電信局に勤務、1883 年現字機教授。1886 年、二等電信分局長。1887 年 12 月 24 日通信監察官奏任官六等。榎本武揚通信大臣発伊藤博文総理大臣宛 1887 年 12 月 23 日付上奏書及付属履歴書。「官吏進退・明治 20 年官吏進退 27・通信省 2」任 A00153100、国立公文書館。
- ¹⁶ 東京帝国大学法学部卒、法学博士、東京市長。岡田朋治『嗚呼奥田博士』非凡閣、1923 年。
- ¹⁷ 通信省編 1940a、628-29。
- ¹⁸ 「通信省告示第 161 号東京電信学校別科規則」『官報』1572 号、233。通信省編 1940a、630。通信同窓会編 1984、107。他方、別科設置に先立ち、1887 年 6 月 4 日には電信技術見習生取扱規

則が制定され、基本的な電信技術者教育は各地の地方局において実施されることとなった。通信省告示第107号。『官報』1178号、55-56。

- 19 宛先不詳前島密通信次官回答書（控え？）「郵便電信学校についての問合せに対する回答」。郵政博物館：郵政資料センター WA-A82。他方、東京郵便電信学校創立時の大きな人事異動、とりわけ志田工務局長（前東京電信学校長）の非職を廻る省内の混乱や技術官たちの不快感、不穏な挙動の兆候等についての「御忠告」に対し、前島は4月26日付で一連の処理が公正で的確なものであったとして、次のような弁明の記録を残している。「（前略）過般來、郵便電信学校長ノ任命、万国電信會議委員ノ選定、尚ホ引続キ、志田工務局長ノ非職、若宮秘書官ノ工務局長心得ヲ命セラレシ事等ニ付、其措置宜ヲ失ヒ、全ク偏頗愛憎ノ意ニ出テ、従前ヨリ電信事業ニ功勞アル者ヲ冷遇セルモノトナシ、技術官中不快ノ念ヲ抱クモノ多ク、憤懣激怒ノ末遂ニ不穩ノ挙動ヲ為サントスルノ兆候アリ、且ツ、其官ニ於テモ、前数件ノ処置ヲ正当ノモノト認メラレス、深ク電信事業ノ将来ヲ憂慮セラレ満腔ノ衷誠ヲ尽シ敢テ忌避スル所ナク謙々ノ議ヲ以テ小官マテ御忠告被下、懇篤ノ情愷切ノ意紙面ニ相溢レ感銘ノ至ニ不堪候。顧フニ右等数件ノ一時ニ湊合セシヲ以テ、其内情ヲ知悉セス専心一意電信事業ノ消長ニ注目スル諸氏斯ノ感想ヲ懷抱スルハ当然ノ義ニシテ（中略）前数件ハ一々特殊ノ理由アリテ、決シテ愛憎偏頗ノ処分ニアラサルノ概略ヲ陳弁可致候。

郵便電信学校長ノ任命 從來ノ電信学校ヲ郵便電信学校トナスノ議ハ、特ニ今日ニ生セシモノニアラス。郵便電信ノ事業ヲ合同整理スルノ必要ト共ニ起リタル事ニシテ、既ニ郵便電信学校トナス以上ハ、郵便電信孰レモ輕重ノ別ナキカ故ニ、従前ノ如ク電信一方ニ偏シタル工務局長ヲシテ之ニ兼任スルノ不可ナルハ申ス迄モナク、依テ（中略）百方苦慮ノ末、栗野氏ヲシテ之ニ兼任セシメラレタル義ニ有之候。（中略）

志田工務局長ノ非職 本件ニ至リテハ、小官モ之ヲ明言スルニ忍ヒス。其一身ニ係リ、已ヲ得サル事情アリト察セラルヘシ。大臣之ヲ非職トセラレハ、氏カ多年ノ勤勞ヲ思ヒ、且ツ博士ノ名譽ニ対シ頗ル寛典ノ処分ヲ施サレタルヲ以テ、電信事業上ニ就キテハ惜ムヘキノ極ナレドモ、亦如何トモスヘカラサルナリ。（中略）決シテ愛憎偏頗ノ処分ニ出テタルモノニアラス。況ンヤ、奸吏ノ佞弁ニ騙セラレ、大臣ノ聡明ヲ失ヒタルカ如キ事實ナキコトハ明瞭致シ候義ト存候。

（中略）同僚諸氏ヲ初メ、其他苟モ前数件等ニ就キ疑惑ノ念ヲ抱クモノアラハ、前陳ノ理由ヲ懇篤御弁明相成、本旨ノ所在ヲ知り、愈々其安固ノ念ヲシテ堅カラシメ、専心一意事業ノ整理ヲ期シ候様御盡力相成度、此旨特ニ申進候也。省内某高官（宛先が書かれていたと思われる部分が削除されている）宛前島密通信次官返信（控？）、明治23年4月26日付「意見書 郵便電信学校長の任命、万国電信會議委員の選定、志田工務局長の非職、若宮秘書官の工務局長^(註)心得に付」。郵政博物館：郵政資料センター WA-A24。

- 20 1870（明治3）年生まれ、長崎県士族。東京帝国大学法科大学独法学科卒業。1891年8月28日司法官試補、通信属。1892年7月19日東京郵便電信学校教授。『官報』2719号、226。7月20日通信省試補、大臣官房文書課兼電務局勤務。『官報』3019号、240。
- 21 1858（嘉永6）年生まれ、東京府平民。1869年、電信機伝習御用申付。工部省電信寮において各地の電信線敷設・巡見に通弁として出張。1873年、モールス並フランス機械教授申付。電信小手、技手を経て、1882年、現字機教授申付。1886年兼任電信修技学校教諭。榎本武揚通信大臣發伊藤博文総理大臣宛1887年12月23日付上奏書付属履歴書。「官吏進退・明治20年官吏進退27・通信省2」任A00153100、国立公文書館。
- 22 加藤紘、藤島長政、安田長秋の3名を除き、遠藤政之助、廣瀬正之、堀田幸次郎、小代為重、木村重蔵の5人の判任官技手教員はそのまま助教に任じられ、外部から地理学担当として田中貞吉

の縁故により、齋藤精輔が助教として加わることとなった。柳田 2019、53。

- ²³ 専任教授層を除き、現場教官の多くが事実上留任しており、少なくとも技術教育のレベルにかかわる変更は意図されていなかったように思われる。
- ²⁴ 『交通』64号、38-39。後に述べる下村房次郎や岩淵醫らの辞任に言及しつつ、「学校は普通学科を減らして特殊学科に集中する」方針であることが述べられている。
- ²⁵ 東京郵便電信学校を依願退職した岩淵醫は、和歌山高等師範学校の校長に招かれ、以後教育界で生活。池田は郵便電信学校からは離れるが、通信省内でキャリアを重ね、宇都宮郵便電信局長などを歴任、通信局長官となる。
- ²⁶ 大蔵省 1899、790-982。工部大学校における詳細なカリキュラム、学生の日課、担当教員、入学試験科目などの項を参照。
- ²⁷ 信太 1993。
- ²⁸ 「電信学校教科書交通地誌第一編」との副題が付されている。志田林三郎の序文に「我電信学校ノ教科書ト為シ両務兼修ノ料ニ充テ交通各般ノ関係如何ヲ知ラシメ以テ郵便電信合同ノ本旨ニ副ヒ理論実験並進ノ目的ヲ達スルニ資セントス」と記されている。下村 1889。
- ²⁹ 「通信省・東京郵便（電信）学校教授田中貞吉外 18 名新叙ノ件」。「官吏進退・明治 24 年官吏進退 12・叙位 5・司法省・農商務省・通信省」任 A00253100、国立公文書館。
- ³⁰ 『官報』2713号、153。通信事務官は、各局に属し事務を分掌する為、1890年6月に通信事務官（奏任官）として設置され、1891年7月に通信事務官と改称。1893年10月に一度廃止されたが、1896年3月、通信事務官として再設置。1897年3月に再度通信事務官と改称された。通信省編 1940a、39-41。
- ³¹ 『職員録』明治 24 年甲、365, 367。
- ³² 『官報』2917号、282。なお、1893年7月8日に挙行された、本科第二回卒業式に関する『交通』誌上の記事では、「田中貞吉校長」と記されている。『交通』62号、39-40。
- ³³ ここで「○○」と表記されているのは、第一回卒業生の稲沢八百吉と久坂百合熊のことで、それぞれ書記九等として大阪郵便電信局に配属されていた。ちなみに、1892年7月卒業の甲科第一期生 17 名について見ると、首席、次席の服部正一郎、杉本啓の二人は揃って本省通信局属八等、それに次ぐ横山菊次郎は長崎郵便電信局書記八等（その後ほどなく本省郵務局属八等）、山崎太郎が通信局属八等とおしなべて判任官八等、本省勤務を命ぜられたが、それ以外は、書記九等として各地の一等局へと配属されている。しかし 1893 年 7 月卒業の第二期生については、成績上位 3 名は八等官に任じられたものの、本省秘書課に成績 3 位の神田喜三郎が配属されたのを除き、首席の野崎淳（札幌）、次席田鎖吉郎（仙台）を含め、それ以外の全員が各地の一等局へと配属された。
- ³⁴ 中村 1931、52-54。
- ³⁵ 『官報』3112号、126。明治 27 年 3 月 21 日告示 74 号「東京郵便電信学校規則中改正」。『通信公報令達類編』第 8、54-55。通信同窓会 1984、140-141。
- ³⁶ 下村 1906、121。
- ³⁷ 「日本海に於ける日露航路拡張の急務」下村 1906、115-122。
- ³⁸ 『官報』3028号、13。
- ³⁹ 下村房次郎「創立一周年に際し所懐を述ぶ」『通信協会雑誌』13号、20-23。
- ⁴⁰ 1886（明治 19）年、田中貞吉は「富貴功名軽似塵、心如風水自清真、何歎此世追萍跡、素是天涯漂泊身。丙戌富城寓居之作 萍洋」なる書をものにしている。富山高等学校創校百周年記念事業

- 後援会 1985、口絵頁「初代校長田中貞吉の書」。
- 41 「東京郵便電信学校教授岩淵医依願本官被免ノ件」。「任免裁可書・明治26年・任免巻15」任B00015100、国立公文書館。
- 42 『東京朝日新聞』1937年4月12日、11。岩淵は、最晩年まで静観書院の中心であった細田謙蔵との関係を維持していた。
- 43 下村の官歴については、『改正官員録』明治16年上1月から明治26年甲5月まで参照。通信同窓会1984、121-122。
- 44 後に山口県知事時代に、ペルー移民からの帰国歎願書を受け、『中央新聞』を利用して森岡に対する強硬な批判を行ったため、森岡から告訴されている。『東京朝日新聞』1900年6月6日、2。
- 45 『官報』2917号、282。なお、光妙寺三郎は非職後、4月6日付で依願免本官となる。『官報』2928号、65。その後ほどなく死去。福井1993、103-128。衆議院・参議院1990、258。明治大学史資料センター2011、14-15。『官報』第2471号、明治24年9月22日。茶話主人1900、12-14。木戸1890。山口1998。
- 46 柳田2019、54-55。
- 47 通信省編1940a、632。
- 48 中村稲造は郵便科第三期生（1894年7月卒業）。卒業後、神戸郵便電信局、次いで大阪郵便電信局へ配属、書記九等。その後、母校に戻り助教として「事業規画法」を担当していた。東京郵便電信学校1903、131、145。
- 49 通信同窓会1984、125-6。
- 50 「学術講演会規則」「東京郵便電信学校英語会規則」「東京郵便電信学校同窓会規則」「東京郵便電信学校運動倶楽部規約」。東京郵便電信学校1903、169-178。通信同窓会1984、177-179。
- 51 『交通』33号、44。43号、41-42。
- 52 『官報』3382号、58。『交通』92号、40。
- 53 『官報』3382号、58。『交通』92号、40。
- 54 『交通』91号、44-45。
- 55 「第二軍郵便部長ヲ命ス 通信省」田中貞吉から芝区長川崎実宛1898年2月24日付身分証明願添付履歴書（参考史料1）。外務省記録「移民取扱人森岡真関係雑件」第2冊3.8.2.46、外務省外交史料館。
- 56 「第二軍司令部編制表」によれば、郵便部長は中尉・少尉相当官、高等官七等以下とされている。JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C06060013700、明治27年「戦時諸編制」（防衛省防衛研究所）。
- 57 湯川寛吉は、東京郵便電信学校創立と時を同じくして電務局試補として入省。田中が校長となって開設した東京郵便電信学校予備校静観書院の講師を勤めており、入省当初から田中とは個人的な関係ができあがっていたと考えられる。『交通』6号、29。8号、91。『職員録』明治23年甲、253。なお、「戦時大本営人名表」に依れば、野戦高等郵便部（長は中尉相当官）は、鉄道船舶運輸委員、野戦高等電信部とともに、兵站総監部運輸通信長官の下に置かれていた。JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C06021840900、軍務局より戦時大本営人名表配賦の件（防衛省防衛研究所）。
- 58 「兵站総監部陣中日記」明治27年6月7日条。JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C06062203700、明治27年6月「陣中日誌7兵站総監部27自6、5至9、3」（防衛省防衛研究所）。『読売新聞』1894年6月19日、2。

- ⁵⁹ 「公文類聚・第18編・明治27年・第10巻・官職門3・官制3（海軍省～貴族院衆議院）」類00681100、国立公文書館。補欠員の補充については、1895年3月26日公布勅令第21号、8月3日公布勅令第116号を参照。また、日清戦争期には復員後の所属部局への復帰について明確な規程は存在していないようであるが、1905年10月18日公布勅令第221号では「定員充実セルトキ」についての取扱が明文化されている。
- ⁶⁰ 「占領地総督部条例」1895年3月30日公布勅令第38号。「公文類聚・第19編・明治28年・第6巻・官職1・官制1・官制1（内閣～陸軍省）」類00719100、国立公文書館。
- ⁶¹ 1895年5月16日付総参命第32号、第一、第二軍司令官宛征清大総督命令、および、同日付総参命第33号、占領地総督宛征清大総督命令。JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C06062180200、明治28年4月1日～5月21日「野戦監督長官部事務日誌 第4冊」（防衛省防衛研究所）。
- ⁶² 田中貞吉履歴書（参考史料1）を参照。なお、金州半島兵站監督の陣中日記、明治28年5月16日条には、「当兵站部ハ自今占領地総督ノ指揮下ニ属セラル」との記述が見られる。JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C06062207900、明治28年1月23日至8月11日「陣中日誌」（防衛省防衛研究所）。
- ⁶³ 『官報』3708号、105。3714号、331。
- ⁶⁴ 『官報』3642号、194。これに先立ち、6月27日には、湯川の臨時台湾電信建設部事務官兼任が伊藤総理の親裁を得ている。「任免裁可書・明治28年・任免巻17」任B 00069100、国立公文書館。
- ⁶⁵ 黒田清隆通信大臣発伊藤博文総理大臣宛1894年7月28日付上奏書付属履歴書。「任免裁可書・明治27年・任免巻12」任B 00041100、国立公文書館。萩原は凱旋後、宇都宮郵便電信局長を勤め、正七位高等官六等に陞叙。「任免裁可書・明治29年・任免巻18」任B 00106100、「叙位裁可書・明治29年・叙位巻8」叙 00045100、国立公文書館。
- ⁶⁶ 軍事郵便物の無税を定めた1894年6月勅令第67号に先立ち、熾仁親王参謀総長と大山巖陸軍大臣の間で「軍事郵便規則」の作成協議が為され、黒田清隆通信大臣、西郷従道海軍大臣の同意を得て6月15日送乙第1134号として制定されていた。同時に、通信省は陸軍大臣の同意を得て「軍用郵便取扱細則」を制定した。その後、一部修正の上、1894年6月22日送乙第1217号により陸軍大臣名で改定送達された。なお、通信省側の財政事情から、同規則は陸軍省の手で印刷、配布されている。また、翌1895年2月15日付送乙第522号により郵便物発送回数制限についての改正が加えられた。JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C06021844500。参謀本部より軍事郵便規則規定の件（防衛省防衛研究所）。Ref. C06060169600、軍事郵便規則並改正追加（防衛省防衛研究所）。
- ⁶⁷ 「野戦郵便為替規則」1894年12月8日付送乙第3676号。翌年2月26日付送乙第677号により、野戦金櫃部所在地以外の野戦郵便局での郵便為替取扱を軍郵便部長と軍監督部長の協議で可能にするための但書が追加されている。JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C06060169100、野戦郵便為替規則（防衛省防衛研究所）。「公文類聚・第18編・明治27年・第31巻・軍事門3・陸軍3」類00702100、国立公文書館。これらは「全く一時臨機の特例に属するものにして布哇国本邦出稼人為替送金の例に依り取扱ふことと為した」もので、1888年12月24日公達第261号などが援用されていた。ちなみに、ハワイや米国では、当初領事館が、後に横浜正金銀行や京浜銀行が為替業務を取り扱った。貯金局1929、37、43-45。「振替送金取扱手続」1894年12月8日付送乙第3677号。翌1895年2月26日付送乙第678号

により、「野戦郵便為替規則」の修正に応じた形での改正追加がなされ、更に、3月22日付送乙第1050号で第3項に但書が追加されている。また、4月15日付送乙第1505号により、一部修正が加えられた。JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C06060169200、振替送金取扱手続改正追加（防衛省防衛研究所）。

「野戦郵便貯金規則」1895年4月15日付送乙第1504号。JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C06060170200、野戦郵便貯金規則（防衛省防衛研究所）。なお、湯川自身が当時を振り返り、時間的な余裕がないため野戦郵便制度について十分な研究を実施できず、ドイツの野戦郵便勤務なるものを一読しただけで制度設計を行ったと回想している。また、野戦郵便事務に従事した職員は皆通信省より採択して之に当てたと述べ、脚夫には特に寒冷地の経験者を採用し派遣したが、必要な人員を確保できなかったため、軍所属の軍役夫を以て補助させ、都合700名余りを利用したと述懐している。『国会学会雑誌』126号、705-722。法治協会編1903、208-221。

⁶⁸ 「野戦郵便脚夫規則」（1895年2月23日陸達第9号）に依れば、一義的に野戦郵便脚夫は軍郵便部長の管轄下に置かれるが（第8条）、同規則第3章服務に関する規程について「本則第三章ハ郵便通送集配ノ為メ兵站部ヨリ供給スル輸卒軍夫ニモ亦之ヲ適用ス」（第17条）とあるように、通信省で任命した郵便脚夫と同じ職務に服する軍夫が存在していた。また、「本則発布ノ当時常職トシテ野戦郵便脚夫ノ職務ニ従事スル軍夫ハ野戦郵便脚夫ニ採用スルコトヲ得」（第18条）とあることから、百人長などによる「不正」に苛まれることの少なくなかった軍夫に対して、請負人などが介在しない直接雇用となる野戦郵便脚夫としての任用の道も開かれていた。「公文類聚・第19編・明治28年・第24巻・軍事2・陸軍2・海軍」類00737100、国立公文書館。JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.A15112995200、野戦郵便脚夫規則ヲ定ム（国立公文書館）。「165号」。JACAR Ref.C06022201900、明治28年2月「278年戦役日記乙」（防衛省防衛研究所）。

⁶⁹ 在米栗野公使発陸奥外務大臣宛公信機密77号「条約改正之件第18」1894年12月17日付。外務省記録「日米通商条約改正一件」第1巻2.5.1.32、外務省外交史料館。

⁷⁰ 第二軍司令官大山巖発1894年11月12日付、第二軍司令部発第48号。JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C06061288900、明治27年10月28日明治28年1月24日「臨着書類綴 庶」（防衛省防衛研究所）。

⁷¹ 第二軍の行動概略については、「第二軍 日清戦役陣中日誌」M27-20-165。JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C06062149100「自明治27年9月25日至明治28年6月 原稿の部「陣中日誌」第2軍参謀部第3課」（防衛省防衛研究所）。

⁷² 亀井1899、緒言。亀井1992。

⁷³ 中村1931、21-24。

⁷⁴ 『読売新聞』1894年11月10日、2。『朝日新聞』1894年11月1日、1頁には坎子底と貔子窩の間にある大高家屯に野戦郵便局との記事が見える。

⁷⁵ 天野皎（鉄腕居士）は才気溢れる人物で、逸話に事欠かないが、和歌山時代の下村房次郎と親交を結んでいた。後日帝大卒業後、通信省高等官となった下村房次郎の子息宏（海南）は、天野皎の早世により環境に恵まれなかった養子徳三の通信省入省を援助し、その後、宏が通信省を離れ大阪朝日新聞社に移った時も徳三を伴うなど、下村、天野家は親子二代にわたり極めて深いつながりを持った。田中貞吉と天野皎の親交は、おそらく下村房次郎の仲介によるものと想像される。天野1929、1-3、下村海南による序文「狹帯の御客」。天野皎については、橋爪1989、1995を参照。

⁷⁶ 『東京朝日新聞』1894年11月14日、2、5。なお、亀井茲明は10月31日に貔子窩において、

「出征以来経歴ノ概略ヲ書シテ、本日野戦郵便ニ托ス。蓋シ、此地始メテ野戦郵便ノ設置アルヲ以テナリ。嘗テ聞ク、西洋千八百七十年、仏独ノ戦役ニ於テ始メテ野戦郵便ヲ開ク。当時、以テ文明ノ進歩驚クヘキヲ賞セリト。我国ニ於テモ、平時既ニ其準備ナキニアラズト雖モ、未ダ之ヲ實際ニ施設スルノ好機ヲ得サリシニ、幸今回ノ挙ニ於テ始メテ之ヲ實際ニ試ムルコトヲ得。野戦郵便部長田中貞吉氏主トシテ力ヲ尽シ、既ニ花園河口ヨリ貔子窩迄ノ間ニ、花園口、坎子底下、王家店、貔子窩ノ四支局ヲ置キ、部長、脚夫、皆一所ニ事務ヲ執リ、黽勉勤務ス。其神速機敏、實ニ驚クニ堪ヘタリ。」と天野の記事とほとんど同じ文章を記録している。(亀井 1899, 109-110) おそらく亀井も天野も、従軍中日常的に接するだけではなく、その記録においても互いに記録そのものを「融通」しあっていた。また、天野の記事を野戦郵便局の一週で書いているのは、下村を介した田中と天野の親密な交流の反映であろうか。

⁷⁷ 『読売新聞』1894年12月1日、2。

⁷⁸ 『東京朝日新聞』1894年12月16日、2。

⁷⁹ 茲明 1899、577。『東京朝日新聞』1894年12月7日、2。

⁸⁰ 茲明 1899、575。

⁸¹ 亀井 1899、575。

⁸² 亀井 1899、578-579。

⁸³ 亀井 1992、127。

⁸⁴ 天野 1929、59。

⁸⁵ 『東京朝日新聞』1895年1月18日、2。

⁸⁶ 日清戦争期の旧陸軍史料にも、僅かではあるが郵便部長としての田中貞吉にかかわる記録が散見される。その多くは郵便吏、郵便脚夫などの任免・配属等にかかわるものである。一例をあげれば、「来2380号 通信長官より○占領地総督部付郵便為替貯金書記補山本軾太郎病氣に罹り本月六日後送せられ候に就ては、代員派遣相成度旨占領地総督部郵便部長事務取扱田中貞吉より電報を以て申出候二付、為替貯金事務に従事すへき郵便吏一名至急同総督部付に任命方通信大臣へ紹介相成度旨、陸軍大臣へ御照会相成候様御取斗相成度上申」(1895年9月13日条)。JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C06062206400、明治28年7月至29年3月「日誌3 兵站総監部」(防衛省防衛研究所)。

⁸⁷ 『東京朝日新聞』1895年4月13日、1。

⁸⁸ 『読売新聞』1895年5月30日、2。

⁸⁹ 通信省編 1940b、187。

⁹⁰ 移民の個々の生活戦略のため、収入額と故国送金額は必ずしも相関しているとは限らず、移民自身の置かれている立場や、種々の状況などにより、差異が大きいので一般化した議論は困難であるが、広島県安芸郡熊野町からのハワイ移民の例では、同時期の年間送金額が100円を越える例は少なかった。広島県安芸郡熊野町 1987、396-398。

⁹¹ 1850(嘉永3)年、高知県に生まれ、通信省官吏となり、日清戦争時には名古屋郵便電信局長、東京郵便電信局長を歴任。随鷗吟社を主宰、雑誌「随鷗集」を編集した。1921(大正10)年72歳で死去。通信省内では、草間時福、下村房次郎、田中貞吉らと親交を結ぶ。著作に『仙寿山房詩文鈔』などがある。『改正官員録』明治25年9月甲、176。明治28年8月、351。

⁹² 田中自筆履歴書(参考史料1)。

⁹³ 第二軍の凱旋にともない、5月16日に金州半島兵站監部が占領地総督部の指揮下に置かれ、8月末に廃止されるのに際して、占領地総督部下の郵便部長としての陸軍省文官任用が、第二軍郵便

部長から占領地総督部郵便部長心得となっていた田中貞吉を事実上の候補者として検討されていたことが記録されている。「占領地総督部郵便部長は、同部他の各部長と同しく任官可相成ものにして、之を撰択するには、通信省官吏中事務熟練之者より任用するの外其道無之候處、少数なる同省高等官より之を任用するは極めて困難なる義に付、同省学校教授等より採用の必要を生し候。然るに、文官採用規則には明治27年勅令第183号文官任用令規定も有之候間、該部長に限り、明治28年勅令第56号に拠り任用相成候様御詮議相成度意見上申」(8月27日、通信長官より)。その後、ここで言及されている1895年4月24日交付の勅令第56号(「日清両国交戦中に限り、占領地民生部高等文官及判任文官は、明治26年勅令第163号文官任用令の規定に依らず、高等文官に在りては文官高等試験委員、判任文官に在りては文官普通試験委員の銓衡を経て任用することを得」)の他に、「占領地郵便部長」の任用に限定した勅令を公布する案(8月31日、参謀総長より)などが検討されていた。JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C06062206300、明治28年7月至29年3月「日誌3兵站総監部」(防衛省防衛研究所)。しかし、それらは後に「取消」されており、田中貞吉が文官高等試験委員の銓衡を経て、正式に陸軍省奏任文官に任用されるのは、本文でも述べたように、10月29日のことであり、その間、9月4日に公布された勅令第122号により、「郵便部 占領地総督部郵便部長は通信省高等官たりしものに就て之を撰任せざるを得ず。然るに、現制に於ては高等文官七等以下と規定せらるゝも、通信省高等官は概ね六等以上なるか故に、七等以下にありては其適任者を得ること頗る難きに依る」という理由から「七等以下」の四文字が削除され、田中の通信省における職位に相当するものに引き上げられた後のことになる。「公文類聚・第19編・明治28年・第7巻・官職2・官制2・官制2(陸軍省2~北海道庁府県)」類00720100、国立公文書館。

⁹⁴ 田中自筆履歴書(参考史料1)。

⁹⁵ 『官報』3777号、65,69。但し、岩崎直英は勲六等、年金100円。

⁹⁶ 田中自筆履歴書(参考史料1)。

⁹⁷ 1896年6月29日公布勅令第261号、勅令第30号占領地総督部条例廃止。「公文類聚・第20編・明治29年・第7巻・官職3・官制3・(陸軍省・司法省・文部省)」類00750100、国立公文書館。『官報』3900号、345。

⁹⁸ 「占領地総督部条例廃止ニ付占領地総督部郵便部長爰ニ消滅」。参考史料1。

⁹⁹ 注207参照。

¹⁰⁰ 1894年12月20日付公達第473号により、ハワイの制度に倣い、1日30円という送金額制限を超過することを許可した。「郵便為替沿革資料3」昭47郵政00399100、国立公文書館。『交通』96号、41。

¹⁰¹ 日本郵船の佐倉丸は、1894年7月23日から8月30日まで海軍、1894年8月31日から1896年1月20日まで陸軍に、都合1年半ほど徴用されていた。JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C08040695200、明治27・8年戦時書類巻3軍艦水雷艇及船舶(2)、Ref.C06061774000、従明治27年至明治29年「海軍報告其の3」、Ref.C06082433700、明治29年坤「貳大日記5月」(防衛省防衛研究所)。

¹⁰² 柳田2002、41-85。

¹⁰³ 東京郵便電信学校1903、144。『交通』25号、308-309。33号、44。62号、40。

¹⁰⁴ 『通信省職員録』(1895年7月1日現在)271。

¹⁰⁵ 『職員録』明治28年甲。

¹⁰⁶ 「明治二十七八年戦役ニ征清第二軍ニ従ヒ、後チ占領地総督部付ニ転シ、勲八等恩賞金及従軍記章

拝受」(1903年4月20日付履歴書)。外務省記録「移民取扱人森岡真関係雑件」第3巻3.8.2.46、外務省外交史料館。

¹⁰⁷『官報』第2373号、358。『官報号外』明治24年5月29日。

¹⁰⁸角山1986、58-59。

¹⁰⁹『官報』第2403号、1。

¹¹⁰『官報』第2634号、1。

¹¹¹『官報』第2735号、1。

¹¹²角山1986、167-183。

¹¹³外務省調査部編1940、374～481。

¹¹⁴外務省編1950、389-402。五味2014、76-78。

¹¹⁵五味2014。

¹¹⁶「白露国ニ於ケル往住及来住」。『殖民協会報告』第5号、117-120。

¹¹⁷『殖民協会報告』第8号、17-38。第10号、1-20。

¹¹⁸外務省編1952、650-652。

¹¹⁹在英青木周蔵公使発陸奥外務大臣宛私信、1894年7月19日付。日本学術振興会編1950a、239-241。

¹²⁰『官報』第3325号、3。なお、26日付で併せてメキシコ駐劄公使兼務を命ぜられている。平塚1942、175-177。陸奥外務大臣発伊藤総理大臣宛親展送83号、1894年7月16日起草。全権委任状下付上奏案付属「御委任状案」欄外注記。外務省記録「日米通商条約改正一件」第1巻2.5.1.32、外務省外交史料館。以下、日米交渉については、日本学術振興会編1950a、447-553を併せて参照。

¹²¹在米栗野公使発陸奥外務大臣宛公信機密48号「条約改正ノ件 第四」1894年9月27日付。前掲外務省記録。

¹²²陸奥外務大臣発在米建野公使宛公信機密送27号、1894年7月16日発。前掲外務省記録。

¹²³陸奥外務大臣発在米栗野公使宛公信機密送42号「条約改正ニ関スル件(第二十)」1894年10月10日発より在広島陸奥外務大臣発在京林次官宛暗号至急電、1894年11月30日午前11時54分発、正午12時15分着<電受第713号>に至る交信。前掲外務省記録。なお、晩年の栗野は当時を振り返り「私とグレシャム國務長官との交渉は徹頭徹尾平和的な懇談裡に話を進めたので、途中何ら困難なる障害もなく誠に順調に進行した。唯この間に於て米国側が主張したのは、警察及び移民に関しては、凡て米国の国法に準拠するという云ふ一項目だけで、此の点は相互主義の立場から見ても尤もな事だと思つたので私も率直に同意した」と極めて簡単に、最終的に締結された新条約の文言に沿って、日本人労働者の入国制限にかかわる交渉について回想している(平塚1942、187)。しかし、現実の条約交渉においては、栗野からの交渉の進捗状況報告を受けた陸奥外相自身が「米国政府ノ最モ重キヲ措ク所ハ、労働者移住問題ニ有之候事ヲ(栗野から)開示セラレ、此点サハ彼ノ満足スル丈ニ協定セハ、他ノ点ニ付テハ格別ノ異議ナカルベキ」という認識に至り、新条約の早期締結のために一度は「外国人一般」云々の語句の削除を受け容れる旨の訓令を栗野に与えていた。

¹²⁴在米栗野公使発陸奥外務大臣宛公信機密66号「条約改正之件第十四」、1894年11月27日付より在米栗野公使発在下関陸奥外務大臣宛電信、1995年3月21日発に至る交信。前掲外務省記録。平塚1942、182-197。

¹²⁵陸奥外務大臣発伊藤総理大臣宛親展送27号「中央米州及南米州各共和国ト条約締結ノ件ニ付閣議

- 案」1894年3月19日付。伊藤総理大臣発内閣批4号、1894年3月23日付。前掲外務省記録。
- ¹²⁶ 陸奥外務大臣発在米栗野公使宛機密送30号「条約改正ニ関スル件（第十六）」1894年8月1日付。前掲外務省記録。
- ¹²⁷ 在米栗野公使発陸奥外務大臣宛公信機密38号「条約改正ニ関スル件第二」1894年9月8日付。前掲外務省記録。
- ¹²⁸ 陸奥外務大臣発在米栗野公使宛電送685号、1894年9月4日発。前掲外務省記録。
- ¹²⁹ 在米栗野公使発陸奥外務大臣宛公信機密38号「条約改正ニ関スル件第二」1894年9月8日付。前掲外務省記録。イリゴエンは、条約改正を急ぐ日本側の事情に理解を示し、提示された条約案・議定書を確認した上で、本国政府に向け申報することを栗野に伝えている。ちなみに、イリゴエン代理公使の父マヌエル・イリゴエンはアンドレス・カセレスの二度目のペルー大統領就任時、1894年8月11日に、彼自身4度目となる外務大臣に任じられていた。
- ¹³⁰ 陸奥外務大臣発在米栗野公使宛機密送38号、「条約改正ニ関スル件（第十九）」。前掲外務省記録。栗野は、10月10日に、米国とペルー双方との新条約締結にかかわる全権委任状を同時に受領している。在米栗野公使発陸奥外務大臣宛機密54号「条約改正之件第九」1894年10月18日付。外務省記録「日米通商航海条約改正一件」第1巻、2.5.1.32、外務省外交史料館。
- ¹³¹ 在米栗野公使発陸奥外務大臣宛公信機密56号「条約改正之件第十一」1894年10月30日付。外務省記録「日秘通商航海条約改正一件」2.5.1.40、外務省外交史料館。
- ¹³² 在米栗野公使発陸奥外務大臣宛公信機密65号、1894年11月17日付。前掲外務省記録。
- ¹³³ 在広島陸奥外務大臣発林次官宛至急暗号電、1894年12月9日発（電受774号）。陸奥外務大臣（林次官）発在米栗野公使宛電送1134号、1894年12月10日発。前掲外務省記録。
- ¹³⁴ 在米栗野公使発陸奥外務大臣宛電信、1894年12月11日（サンクトペテルブルグ発・電受1151号）。前掲外務省記録。
- ¹³⁵ 在米栗野公使発陸奥外務大臣宛公信機密76号「条約改正之件第十七」1894年12月17日付。在米栗野公使発陸奥外務大臣宛公信機密1号「条約改正之件第二十」1895年1月17日付。前掲外務省記録。
- ¹³⁶ 在米栗野公使発陸奥外務大臣宛電信、1895年1月22日発（サンクトペテルブルグ発・電受43号）。前掲外務省記録。
- ¹³⁷ 在米栗野公使発陸奥外務大臣宛公信機密11号「条約改正ニ関スル件（第二十七）秘魯国トノ新条約調印済ノ件」1895年3月26日付。前掲外務省記録。栗野はイリゴエンの積極的な姿勢に謝するため、4月27日付公信機密18号で彼に対する叙勳を上申しているが、後日、帰国後の彼の行動が同条約批准の遅延の一因となったことから叙勳の取消を求めている。在米栗野公使発陸奥外務大臣宛公信機密38号「条約改正ノ件」1895年10月26日付。前掲外務省記録。
- ¹³⁸ 在米栗野公使発在米栗野陸奥外務大臣宛電信、1895年3月22日発。前掲外務省記録。
- ¹³⁹ 在米栗野公使発陸奥外務大臣宛公信機密11号「条約改正ニ関スル件（第二十七）秘魯国トノ新条約調印済ノ件」1895年3月26日付。前掲外務省記録。
- ¹⁴⁰ 在米栗野公使発陸奥外務大臣宛公信機密15号「条約改正ノ件（第三十秘魯国条約改正ノ件）」1895年4月6日付。前掲外務省記録。
- ¹⁴¹ 西園寺外務大臣臨時代理発在米栗野公使宛電送255号。前掲外務省記録。
- ¹⁴² 在米栗野公使発西園寺外務大臣臨時代理宛電信、1895年7月8日発（サンクトペテルブルグ発）。前掲外務省記録。
- ¹⁴³ 在米栗野公使発西園寺外務大臣臨時代理宛公信機密23号「秘魯国仮政府ヨリ天皇陛下へ通牒ノ件

ニ付電問ニ対スル回申」1985年7月15日発。前掲外務省記録。

- ¹⁴⁴ 栗野は晩年、グレシャムとの條約改正交渉について、「特にグレシャム氏の希望で、私と二人切り、他人雑へず相対で一切の談判をした。この人は南北戦争に出征して負傷した程で、誠に気さくな立派な人で、私と話をして居る間でも、安楽椅子に深く身を埋めて、片脚を卓子の上に載せたりした、全く親友対座の形式で、何も打解けて話合つたので、従って話もトントン拍子に進んだ」と述懐している。平塚 1942、184。
- ¹⁴⁵ 在米栗野公使発西園寺外務大臣臨時代理宛機密 26 号「条約改正ニ関スル件」1895 年 8 月 6 日付。國務長官代理アデー発公信、1895 年 8 月 5 日付。國務長官代理アデー発在米栗野公使宛公信。前掲外務省記録。
- ¹⁴⁶ 在米栗野公使発西園寺外務大臣臨時代理宛機密 29 号「条約改正ニ関スル件」1895 年 8 月 17 日付。在米栗野公使発在ペルーイリゴエン代理公使宛公信、1895 年 8 月 17 日付。前掲外務省記録。
- ¹⁴⁷ 在米栗野公使発西園寺外務大臣臨時代理宛公信機密 35 号「条約改正ニ関スル件」1895 年 10 月 15 日付。同付属書甲乙丙丁戊号。前掲外務省記録。
- ¹⁴⁸ 在米栗野公使発西園寺外務大臣臨時代理宛公信機密 38 号「条約改正ノ件」1895 年 10 月 26 日付。同付属書甲乙丙丁号。前掲外務省記録。
- ¹⁴⁹ 在米栗野公使発ペルー外務大臣宛公信（前掲機密 38 号付属乙号）1895 年 10 月 27 日付。機密第 40 号、条約改正之件、及付属書甲乙。前掲外務省記録。
- ¹⁵⁰ 西園寺外務大臣臨時代理発在米栗野公使宛電送 521 号、1895 年 10 月 29 日発。前掲外務省記録。
- ¹⁵¹ 在米栗野公使発西園寺代務大臣臨時代理宛電信、1895 年 11 月 6 日発（在サンクトペテルブルグ西公使発）（受電 738 号）。前掲外務省記録。
- ¹⁵² 在米栗野公使発西園寺外務大臣臨時代理宛公信機密 40 号「条約改正ノ件」1895 年 11 月 5 日付。同付属書甲乙丙丁号。前掲外務省記録。
- ¹⁵³ 勅令第 64 号、『官報』2713 号号外。
- ¹⁵⁴ 「日葡条約一部條款廢棄一件」。日本學術振興會編 1945『條約改正關係大日本外交文書』第 3 卷、日本外政協會、908-989。本件は、榎本外相、栗野政務局長、野村靖在仏公使の間での電信のやり取りのもとに進められ、榎本と野村の間では当初より若干の齟齬を来していた。榎本の後を襲った陸奥宗光外相は、「日葡条約中領事裁判權廢止ニ関スル覚書」を作成し、ポルトガル領事による領事裁判權の破棄という日本側の決定を貫く意向を關係諸国へも巧みに周知させていった。1893 年初頭には、栗野自身がパリまで出張して野村公使とともに対応にあたることになったが、野村が日本政府と意見を異にするのみならず、旧知の他国外交官と内密に意見交換をするなどの行動に苦慮した栗野は、ポルトガルとの直接交渉を進めることを断念して野村公使とともに帰朝することを決断している（平塚 1942、142-148）。日本政府は、ポルトガル側の領事裁判權復活要求を一切受け付けないうまま同国との条約改正に臨み、領事裁判權の一時的回復や、改正条約を批准時即時実施し内地開放の利益を享受させるといった提案に対しても同意を与えず、1897 年 1 月 26 日、日葡改正通商航海条約の調印を実現している（日本學術振興會 1950、506-515）。
- ¹⁵⁵ 在米栗野公使発西園寺外務大臣臨時代理宛公信機密 44 号「条約改正ノ件」1895 年 11 月 14 日付。同付属書甲乙丙丁号。前掲外務省記録。
- ¹⁵⁶ 在米栗野公使発西園寺外務大臣臨時代理宛公信機密 47 号「条約改正ノ件」1895 年 12 月 3 日付。同付属書甲乙丙号。前掲外務省記録。
- ¹⁵⁷ セバーリョス外務大臣発在米栗田公使宛公信 554 号、1895 年 12 月 28 日付（在米栗田公使発西園寺外務大臣臨時代理宛公信機密 4 号附属書甲、乙号）。前掲外務省記録。

- 158 在米栗野公使發西園寺外務大臣臨時代理宛電信、1896年2月2日發（サンクトペテルブルグ2月3日發、電受50号）。前掲外務省記録。前年12月28日付のセバリヨスからの延期期日提案を栗野が受領した日付は不詳であるが、翌年1月12日付機密2号「条約改正ノ件」では全くセバリヨス提案について言及されていない。
- 159 西園寺外務大臣臨時代理發伊藤總理宛親展送26号、1896年2月6日發。同書付属上奏案。前掲外務省記録。
- 160 西園寺外務大臣臨時代理發在米栗野公使宛電送83号、1896年2月2日發。前掲外務省記録。
- 161 在米栗野公使發西園寺外務大臣臨時代理宛公信機密4号「条約改正ノ件」1896年2月18日付。前掲外務省記録。
- 162 陸奥の指令を拒否し、一時は辞職して帰国すら決意した栗野が、陸奥の説得を受け入れてゆく経緯については、陸奥と栗野の間の往復書簡を含め、平塚1942、207-213を参照のこと。栗野のイタリア赴任にかかわる正式の辞令は1896年4月27日付、伊国羅馬府駐劄被仰付。『官報』3846号、2。
- 163 栗野の伝記（平塚1942）には、米国との条約改正交渉と並行して進められたペルーとの交渉についての言及は全く見られない。
- 164 1896年12月31日付機密30号信。前掲外務省記録。
- 165 「移民課設置に関する外務大臣の意見」。『朝野新聞』明治24年8月5日、2。「近頃世間の論者が一たび殖民局新設の風評を聞き、之に反対の論鋒を向けんとする所以は、概ね皆な殖民の字義に拘泥して其意の有る所を解せざるに坐するが如し。蓋し世の所謂殖民なるものは、海外に属地を求むるの意なるを以て、同局新設の拳を評して或は漫に輕躁無謀とする者あり、又は外交上他国の感情を損害して大事を醸成すべしと杞憂する者あるに至れり。然るに元來殖民なる語は、必ずしも人民を他国に移遷し而して後ち其地を挙て之を其本国に隸属せしむるの謂のみには限らずして、海外未開の地方に於て永住の目的を以て開拓殖産に従事する為め移植する者、即ち英語にては Settled emigrant（定住移民）とも唱ふべきものに此語を適用する事其例少なからず。而して当局者の意も亦之に外ならざるなり。之を要するに殖民なる語は、彼の内国の貧民が外人の資本に依頼して労働の期限を定約し渡航移住する輩即ち Contract emigrant（定約移民）に対して區別したる名称と解釈すべきなり」。
- 166 注116参照。
- 167 青柳1894、73-74。
- 168 青柳1894、77。
- 169 『殖民協會報告』第22号、71。
- 170 『殖民協會報告』第19号、1-46。「1893年4月29日 正午カヤオに着す。船中病苦のため大に疲労したれば、上陸直に汽車に投しリマ府へ到りホテルマウリに投宿す。夕飯後、日本人の存否を知ん為支那町の一商店を訪ひ之を尋ぬ。日本人には未だかつて遇しことなしとて、日本語に通ずる支那人の店へ案内す。此人かつて横浜に在りしとて、一と通りの言語に通ず。彼は、リマ府に日本人在らすと言へり。是より三ヶ月間は秘魯の歴史及現状を調べ、或は欧州人種勢力を蓄積したる所以、支那人の移住繁殖したる所以を察し、兼て、商業上の取調に従事したり。滞留二ヶ月半を経て日本人判某に邂逅す。予西班牙語に不熟練なるより、此人の周旋は頗る便宜を与へたり」（9頁）。伴龍については、赤木2000、315-6, 327-8。五味2014、33, 76-78。
- 171 『殖民協會報告』第36号、94。芝区金房町に居住する殖民協會創立時からの会員で弁護士の曲木如長の紹介による。

¹⁷²『殖民協会報告』第 48 号、72。第 50 号、96。

¹⁷³『殖民協会報告』第 21 号、124 頁でタイトルを南米西部太平洋沿岸諸国社会の観察及希望と訂正する正誤表が見られる。

¹⁷⁴『殖民協会報告』第 20 号、57-62。

¹⁷⁵『殖民協会報告』第 20 号、89。

¹⁷⁶1894 年 9 月 20 日付『読売新聞』6 頁には、日清戦争初頭の連戦連勝の勢を受けて「東殖民軍を墨西哥に出せ」と題する以下のような社説が掲載されている。「『大なる日本』を建設するにハ又人種の克捷を要す、宜しく此の国民的気象の膨張せる時に乗じ、征師数百陸続海を渡るが如く、我が剛健なる国民を駆て、海を蔽はて外国に移住せしめ、以て新日本を作らしめざる可らず、思ふに世界の人種消長の大勢ハ、既に白哲人種跋扈の時代を経過して、今や正に黄色人種雄飛の時代に属す（中略）今後我國民の移住すべきハ第一墨国ならん、濠州ハ既に黄白人種の侵入を拒むの勢あり、南洋諸島ハ境域狭小にして移民の大潮流を容る々に足らず、バンクーバー桑港の辺亦既に綽々たる余地なからんとぞ。独り墨国ハ沃野千里、気候順適遺棄て人の取るに任す、況んや墨国ハ我と対等条約を締結したる最初の輿国にして、同国の政府ハ頻に其門戸を開て、我國民の移住を希ひ（中略）墨国の南部に一新日本を建て、布哇の同胞と相應じて、他日世界之通路に主人公たるの地を作るべきなり。豈に独り墨國のみならんや。苟しくも世界を横絶縦断して到る所の青山埋骨の地を選び、大小無数の新日本を作らば、余輩が予期する所の「大なる日本」は成れるなり。西既に征清の師を出す、何ぞ奮て東の方墨西哥に殖民軍を送らざる」と主張されている。この社説はそのまま『殖民協会報告』18 号 94-6 に転載されている。ここではこういった中南米への日本人移民送出による「大なる日本」建設の議論を、「東進論」と名付けておくことにしたい。

¹⁷⁷当時の議会での海外移住に対する議論については、1899 年 11 月 2 日に決議された「海外移民ニ対スル方針如何」（農商工高等会議 1899）以下の議論を参照のこと。「帝国の人口増加するに随ひ、海外に移住することは理勢の自然なりと雖も、殖民の事は唯人口の故のみならず。人口と共に資本之に伴はざるべからず。自国の資本によりて業を海外に立つるの力ありて初めて永住の殖民を為すを得べし。帝国今日の気運は未だ此域に達せず。従来、布哇、西北利亚、墨西哥等に向て為せる者は眞の移住者極めて少くして、契約の出稼人其多きに居り、欧西諸国の所謂移住殖民とは大に其趣を異にす。是れ資本に伴ふの移民と之に伴はざる者と其關係相異なるに由るなり。政府は国力自然の結果に非る移民を奨励す可からず。自由の移民に対して其権利を保護し其安全を保つは政府の当務たるべし。然れども、契約の労働は勿論、自由の移民と雖も、政府之に干渉し之を奨励する如き積極の方針を取らず。其成立する者に対して他の枉屈不利を蒙らざる丈けの保護を為すに止むべしと信ず」。

¹⁷⁸山縣内務大臣発伊藤総理大臣宛、1887 年 2 月 24 日付上奏書付属履歴書。「官吏進退・明治 20 年官吏進退 29・府県 1」任 A00155100、国立公文書館。

¹⁷⁹東京府平民、栃木県河内郡石村寄留。「公文録・明治 14 年・第 248 卷・明治 14 年・巡幸雜記第 10 目録」公 03160100、「公文録・明治 14 年・第 252 卷・明治 14 年・巡幸雜記第 14 目録」公 03164100、国立公文書館。

¹⁸⁰移民取扱營業願ノ件（東京府）、外務省記録「移民取扱人森岡真業務關係雜件」第 1 卷 3.8.2.46、外務省外交史料館。

¹⁸¹非職岩手県書記官辞表提出、同奏上、非職岩手県書記官依願免本官。「任免裁可書・明治 27 年・任免卷 6」任 B 00035100、国立公文書館。

- 182 陸叙従五位。「叙位裁可書・明治27年・叙位巻3」叙00016100、国立公文書館。
- 183 1894年9月8日、内務大臣井上馨宛て移民取扱営業許可願附属「移民取扱方法書」。同年10月15日、東京府知事三浦安宛答申書。前掲外務省記録。
- 184 1894年10月15日、内務省警保局長小野田元熙宛赤戊第465号。前掲外務省記録。
- 185 前掲外務省記録。
- 186 前掲外務省記録。
- 187 1894年9月19日、東京府知事監房主幹高橋昌長宛、東京市赤坂区長近藤政利乙第1371号。前掲外務省記録。
- 188 1894年10月15日、東京府知事三浦安宛、森岡真答申書。前掲外務省記録。
- 189 「移民保護規則」第6条、7条。「御署名原本・明治27年、勅令第42号」御01694100、国立公文書館。「移民保護規則施行細則」第4～6条。外務省通商局編『移民保護規則及施行細則：外務省通商局第二課、1894年、規則2頁、細則1頁。
- 190 森岡宛の許可通知書(控え)は外務省記録には綴じ込まれておらず、1894年11月2日、外務省通商局長原敬宛、内務省警保局長小野田元熙秘別第98号ノ内で、営業許可について外務省への通知がなされている。ちなみに外務省側の記録では接受日は11月5日となっている。前掲外務省記録。
- 191 1895年1月17日、外務省通商局長原敬宛、内務省警保局長小野田元熙東甲第4号。1895年1月9日、内務大臣野村靖宛、東京府知事三浦安。前掲外務省記録。
- 192 移民取扱人森岡真、移民取扱営業開始広告。『朝日新聞』1906年6月27日、6。
- 193 朝比奈1909、208-211。
- 194 森岡真は、移民の斡旋や移民送金にかかわる京浜銀行などの業務と並行して、海外の器械類の国内販売や、軍需品の払い下げを受け海外へ輸出するなど、専ら「人」と「物」の仲介業者として広範な営業活動を続けてゆくことになる。
- 195 「第353号」。JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C06022422300、経理局より台湾総督部職工代理人交代の件(防衛省防衛研究所)。
- 196 「第444号」。JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C06022345300、明治28年9月「278年戦役日記乙」(防衛省防衛研究所)。
- 197 「第112号ノ1」。JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C06060616200、29.3 経理局より職工受員人代理者交代の為め渡台の件(防衛省防衛研究所)。
- 198 「陸軍省受領壹第2025号」。JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C10061125100、御願 台湾蘇澳より基隆に引揚の際の糧食代御下付願(防衛省防衛研究所)。
- 199 1895年10月5日、6日の『東京朝日新聞』には、10月5日付の合名会社興友社による以下のような「広告」が掲載されている。「近来、本社の名義を偽り、處々に軍夫募集の張札を為すもの有之候處、本社に於てハ、委託したる儀ハ之れなきを以て、為念茲に広告す」。なお、1903年12月25日付で陸軍大臣寺内正毅に宛て、阿部合名会社興友社社長阿部準輔なる人物から、韓国政府向け7 珊米砲用榴弾等の払い下げ願が提出され、聞き届けられているが、ここでの興友社との関連については不明である。「阿部準輔 7 珊米砲用弾薬払下の件」。JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. C03022817700、陸軍省大日記・密大日記・明治37年(防衛省防衛研究所)。ちなみに、その後、上記軍需品は陸軍省から韓国政府への寄贈扱いとなり、阿部準輔に対する許可は取消となった。しかし、阿部準輔側の申出により最終的には当初の方針通り、阿部の取扱となった。「東京阿部準輔ヨリ韓廷へ野砲用弾薬売込一件」5.1.5、外務省外交史料館。この他、阿部は鴨緑江右岸の

森林伐採を営む「日清合同材木会社」の業務を担当していた。「鴨緑、豆満両江沿岸ノ森林伐採ニ関スル日清人ノ企業関係雑件」1.7.8.4、外務省外交史料館。

²⁰⁰「陸軍省受領満受第 170 号」。JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C06040094700、「明治 37 年戦役に関する満受書類 補遺 陸軍省 4 冊の内 2」(防衛省防衛研究所)。但し、アジア歴史資料センターのデジタル資料では、次の牧野逸馬による人夫供給願 (Ref. C06040094800) の冒頭に、本来ここにあるべき画像 3 枚 (1673 ~ 1675) が混入している。

²⁰¹青柳郁太郎の住所とされている移民取扱人小山正孝の住所京橋区明石町 31 番地は、かつてオスカル・ヘーレンが屋敷を構え、その後一時ペルー公使館が設置されていた場所でもあった。川崎晴朗「築地居留地に設けられた外国公館」(1) ~ (2)『職員文化』1985 年頒春号、早春号。

²⁰²『東京朝日新聞』1897 年 1 月 24 日、9。

²⁰³官制上は、郵便部の 3 人を除き、占領地総督部で郵便電信業務にあたった郵便電信書記 23 名は参謀部に配属されていた。『職員録』明治 28 年甲、108。

²⁰⁴「任免裁可書・明治 28 年・任免巻 21」任 B 00073100、「任免裁可書・明治 28 年・任免巻 36・附録各官庁高等官任用銓衡」任 B 00088100、国立公文書館。なお、岩崎は、栗野慎一郎が万国電信会議委員としてパリに派遣された際、私費による同行を願出、在官のまま許可され、栗野の事務補助の手当て金 1300 円 (後日 100 円増給) が支給されている。「通信属岩崎直英私費洋行ヲ許シ仏国巴里ニ於テ開会スル万国電信会議へ派遣ノ委員ニ同行シ其事務ヲ補助セシメ手当金ヲ支給ス」。「公文類聚・第 14 編・明治 23 年公文類聚・第 14 編・明治 23・第 50 卷・財政 14・官給旅費附・貨幣紙幣・禄制・国債」類 00496100、国立公文書館。

²⁰⁵『通信省職員録』明治 29 年、622。『職員録』明治 29 年甲、499。

²⁰⁶『通信省職員録』明治 29 年、60。『職員録』明治 29 年甲、489。なお、田鎖吉郎は翌明治 30 年の『職員録』では、本省郵務局属として掲載されている。

²⁰⁷この年に刊行された交詢社『紳士録』には、「翻訳著述者」として記載されているが、田中貞吉の名での翻訳・著作は見出されていない。

²⁰⁸「旅券下付記録」57 卷 1「旅券付与明細簿」リール旅 14, コマ 890。外務省外交史料館。

99681 田中貞吉 三九、十一

山口縣下玖珂郡錦見村四百七番地 士族

東京市芝区三田小山町五番地寄留

行先 伯刺西爾国

目的 移民地情況視察のため

下付 六月十六日

返納 12/2/31

²⁰⁹『読売新聞』1897 年 6 月 19 日、5。「米国漫遊上途の節御見送の諸君に鳴謝す

明治三十年六月十九日 田中貞吉」また、同じ紙面のすぐ横に、珍田公使一行による見送り感謝広告も掲載されている。

²¹⁰『東京朝日新聞』、1897 年 6 月 19 日、1。菊池 1938、48,55-56。

参考史料 1 <田中貞吉履歴書>

履歴書

原籍山口県周防国玖珂郡錦見村四百七番地土族

現住所東京府東京市芝区三田小山町五番地

正七位勲五等 田中貞吉

安政四年（1857）八月二十四日生

- 明治 8年 5月 25日 海軍省運用術及砲術修業トシテ米國留学申付候事 海軍省
- 明治 10年 1月 16日 当省御用掛申付候事 月俸金貳拾五円準判任 海軍省
- 明治 10年 1月 16日 海上法律取調掛申付候事 但前六等出仕田口太郎ノ指揮ヲ受ケ可相勤事 海軍省
- 明治^マ11年 2月 8日 海軍裁判所宣告 其方儀幼年ヨリ米國ニ留学シ本朝ノ諸規則等未タ熟知セサルノ内明治九年四月実父大病ノ報ヲ得一端帰省出願ノ末親子ノ恋情止ミ難キヨリ許可ヲ待タス帰朝スル科軍律内逃亡ノ條ヲ以テ論シ尚情況ヲ憫諒シ謹慎三十五日申付候事
- 明治 11年 7月 2日 事務課出勤申付候事 外事掛申付候事 海軍省
- 明治 11年 10月 1日 英国議員リート氏接待掛兼務申付候条諸事副官林海軍大佐ノ指揮ヲ受ケ可相勤事 海軍省
- 明治 12年 3月 29日 金剛艦乗組申付候事 海軍省
- 明治 12年 7月 25日 天城艦檢疫従事中同艦乗組申付候事 東海鎮守府
- 明治 13年 7月 3日 金剛艦乗組差免候事 海軍省
- 明治 13年 8月 5日 依願御用掛差免候事 海軍省
- 明治 13年 12月 17日 中学教員雇申付候事 但月給五拾円給与 愛知県
- 明治 14年 1月 12日 中学教教師兼監事申付候事 愛知県
- 明治 14年 2月 2日 兼務差免候事 愛知県
- 明治 14年 2月 2日 中学校教頭兼務申付候事 愛知県
- 明治 14年 4月 7日 為校務取調岐阜県へ出張申付候事 愛知県
- 明治 14年 8月 29日 任愛知県中学校一等教諭 兼務並俸給如故 愛知県
- 明治 14年 11月 24日 職務勉勵ニ付月給手当金拾五円給与候事 愛知県
- 明治 15年 2月 10日 舎長兼務依嘱候事 愛知県中学校
- 明治 15年 12月 26日 職務勉勵ニ付為手当金貳拾五円給与候事 愛知県
- 明治 16年 12月 26日 職務勉勵ニ付為手当金貳拾円給与候事 愛知県
- 明治 17年 9月 29日 御用有之候ニ付礼服用意富山県へ出向申付候事 愛知県
- 明治 17年 10月 2日 職務勉勵ニ付為慰勞絹一疋差遣候事 愛知県
- 明治 17年 10月 13日 任富山県師範学校長件一等教諭 月俸六拾円支給候事 富山県
- 明治 18年 1月 23日 兼任富山県中学校長 富山県
- 明治 18年 2月 5日 専任富山県中学校長一等教諭兼校長 富山県
- 明治 18年 12月 21日 職務勉勵ニ付為手当金八円給与候事 富山県
- 明治 18年 12月 25日 明治六年皇城炎上ノ際故田中皓堂献金ニ付木盃下賜 宮内省
- 明治 19年 3月 5日 富山市街火災ニ罹リタル者へ金員寄付ニ付賞詞 富山県
- 明治 19年 5月 6日 中学校新築費へ寄付金ニ付木盃下賜 富山県

明治19年10月27日 職務勲励ニ付為手当金拾円給与候事 富山県
 明治20年12月16日 依願免本職 富山県
 明治20年12月17日 職務勲励ニ付為手当金六拾円給与候事 富山県
 明治20年12月26日 秘書官付属傭ヲ命シ月給金七拾五円給与 通信省
 明治21年 2月24日 法令取調委員付属ヲ命ス 通信省
 明治21年11月 1日 横浜へ出張ヲ命ス 通信省
 明治21年12月27日 自今月給金百円給与 通信省
 明治22年 7月26日 大臣官房雇ヲ命ス月給百円給与 通信省
 明治22年 7月26日 官房図書房勤務ヲ命ス 通信省
 明治22年12月18日 金五拾円 事務勲励超衆ニ付為慰勞給与 通信省
 明治23年 3月 8日 任東京郵便電信学校教授 通信省
 明治23年 3月 8日 叙奏任官四等 通信省
 明治23年 3月 8日 上級俸下賜 通信省
 明治23年 3月25日 兼任東京郵便電信学校幹事 通信省
 明治23年 7月12日 学術研究ノ為メ生徒ヲ率キ岡山愛媛山口兵庫大坂京都奈良三重岐阜愛知
 静岡ノ二府九県下へ出張ヲ命ス 通信省
 明治23年12月19日 金七拾圓 職務勲励ニ付為慰勞頭書之通下賜 通信省
 明治24年 8月 1日 栃木福島宮城ノ三県下へ出張ヲ命ス 通信省
 明治24年 8月16日 幹事年俸百円下賜 通信省
 明治24年12月 8日 叙正七位 宮内省
 明治24年12月19日 金七拾五円 職務勲励超衆ニ付為慰勞下賜 通信省
 明治24年12月20日 陸羽及北海道へ巡廻ヲ命ス 通信省
 明治25年 7月12日 兼任通信事務官 兼東京郵便電信学校幹事如故 通信省
 明治25年 7月12日 大臣官房勤務ヲ命ス 通信省
 明治25年 8月 1日 山梨静岡両県下へ出張ヲ命ス 通信省
 明治25年12月24日 幹事年俸貳百円下賜 通信省
 明治26年 3月23日 東京郵便電信学校長心得ヲ命ス 通信省
 明治26年 4月 6日 京都大坂神戸へ出張ヲ命ス 通信省
 明治26年 4月28日 千葉県下へ出張ヲ命ス 通信省
 明治26年 9月18日 東京市麻布区飯倉南山麻布各小学校建築費トシテ金拾円寄付候段奇特ニ
 付為其賞木盃一個下賜候事 賞勲局総裁正三位勲二等侯爵西園寺公望賞
 勲局副総裁従三位勲一等子爵大給恒
 明治26年11月10日 勅令第百四十九号官制改正ニ依リ通信事務官被廢東京郵便電信学校長心
 得爰ニ消滅
 明治26年11月10日 一級俸下賜 通信省
 明治27年 4月 2日 本校第四期入学生英語科試験委員ヲ命ス 東京郵便電信学校
 明治27年 4月17日 栃木群馬両県下へ出張ヲ命ス 通信省
 明治27年 9月29日 免兼官 内閣
 明治27年10月 8日 第二軍郵便部長ヲ命ス 通信省
 明治28年 5月15日 第二軍郵便部長被免占領地総督部郵便部長事務取扱被仰付 征清大総
 督府

- 明治28年 7月 5日 事務打合ノ為大本營へ出張ヲ命ス 占領地総督部
 明治28年 10月 29日 任占領地総督部郵便部長 内閣
 明治28年 10月 29日 叙高等官六等 内閣
 明治28年 10月 29日 六級俸下賜 陸軍省
 明治28年 11月 18日 明治二十七八年従軍記章条例ニ依リ陸軍大臣ノ奏請ヲ允シ明治二十八年十月八日勅定ノ従軍記章ヲ授与ス 賞勲局総裁正三位勲一等子爵大給恒
 明治28年 12月 13日 郵便部引揚ノ途次郵便事務打合ノ為メ広島及神戸郵便電信局へ出張ヲ命ス 占領地総督部
 明治28年 12月 25日 明治二十七八年戦役之功ニ依リ勲五等雙光旭日章及年金百円ヲ授ケ賜フ 賞勲局総裁正三位勲一等子爵大給恒
 明治29年 1月 11日 武功調査委員被仰付 占領地総督部
 明治29年 1月 28日 武功調査委員被免 占領地総督部
 明治29年 6月 30日 勅令第二百六十一号ヲ以テ占領地総督部条例廃止ニ付占領地総督部郵便部長爰ニ消滅

右之通相違無之候也

明治三十年五月 右 田中貞吉 (印)

(明治31年2月24日付、田中貞吉より芝区長川崎実宛身分証明願添付履歴書(明治30年5月現在)：外務省外交史料館 3-8-2-46「移民取扱人森岡真業務関係雑件」第2冊)

参考史料 2 <軍郵便部長>

第二十五章 軍郵便部長

第一 軍郵便部長(高等官八等以下)ハ野戦高等郵便長ノ指揮ニ従ヒ軍ト国用トノ郵便線ヲ連絡シ且之ヲ維持スルヲ任トス又郵便ヲ各師団ノ野戦郵便局ニ逋送シ及此所ヨリ之ヲ後方ニ回送セシムルコトヲ掌ル 海軍ニ属スル郵便物ト雖トモ兵站管区内ノ逋送ヲ要スルモノハ野戦郵便ト同シク之カ逋送ヲ掌ルヘシ

第二 軍郵便部長ハ絶エス所属ノ軍司令部ト連絡ヲ保チ状況ニ従ヒ軍司令部或ハ兵站部ノ付近ニ其居所ヲ撰定スヘシ而シテ軍司令部ノ郵便送達ノ事務ヲ統理シ且軍ノ管区内ニアル野戦郵便局ノ業務ヲ監視ス 軍郵便部長ハ凡テ郵便業務ニ関シテハ勉メテ所属軍部ノ長官ニ対スル關係ヲ害スルコトナク通信省ノ指示ヲ遵守スルモノトス

第三 軍司令部ハ作戰ニ関シ軍隊ノ移動ヲ計画セシ時之ヲ穩秘スルニ妨ケナケレハ時機ニ応シ速ニ郵便線路ヲ整頓セシムル為メ必要ナル部分ニ限り予メ之ヲ軍郵便部長ニ通知スヘシ又軍ノ部下ニ於テ其団隊ノ戦闘序列ヲ変更シ或ハ分遣シタル時其変化郵便物ノ送達ニ影響スヘキトキハ軍郵便部長ハ其旨ヲ速ニ通信省及郵便路線中ニ在ル最近ノ国用郵便局ニ詳報スヘシ但此詳報ニ関シテハ其都度参謀長ニ稟議シ決シテ秘密ノ趣旨ニ触レサルコトヲ保証シタル後ニ非サレハ之ヲ行フ可ラス

第四 軍郵便部長ハ郵便ヲ鉄道ニテ送達スルコトニ関シテハ軍ノ兵站路ニ在ル線区司令部ト常ニ連絡ヲ保ツヘシ又兵站路上ニ在ル兵站地ニハ徴發或ハ雇役ノ人馬ヲ以テ郵便継立所ヲ設立シ時宜ニ依テハ又同所ニ野戦郵便局ヲ設置スルコトアリ但継立ニ要スル人馬ノ調達ハ其地ノ兵站司令部ニ於テ掌ルモノトス外征ニ在テハ若干ノ継立用ノ人馬ヲ本国ニ於テ準備シ之ヲ送致スルヲ要ス 軍郵便部長ハ兵站

部ノ管内ニ在ル兵站司令部及停車場司令部ノ所在地ニ野戦郵便局ヲ置カサル時ハ野戦郵便線一覽表ヲ各司令部ニ送付スヘシ

第五 軍郵便部長ニ属スヘキモノハ郵便監査（高等官九等以下）通信属若クハ書記（此両官ノ人員ハ軍ヲ編成シタル師団ノ数ニ準ス各師団ニ於テ動員スヘキモノハ監査一名属若クハ書記四名トス）トス

郵便監査ハ軍郵便部長ヲ輔佐シ野戦郵便局（野戦郵便局ハ通常軍司令部各師団司令部、兵站部主地ニ各一個其他要スル兵站地ニ之ヲ置ク）ノ事務ヲ整ヘ之ヲ監視スルヲ任トシ之カヲメ兵站路ヲ巡回スルモノトス軍郵便部長不在ナル時ハ軍司令部及兵站監本部ニ於テ最古參ノ軍郵便監査之カ代理ヲ為スモノトス 郵便吏員ハ専ラ各野戦郵便局ノ業務ヲ掌ルモノトス⁷⁷ 外征ニ在テハ通信省ヨリ更ニ郵便官吏ノ人員ヲ増加スルヲ要ス凡テ野戦郵便官吏ハ動員ノ時ヲ以テ軍属ニ列シ定制ノ臂章ヲ付着スルモノトス 軍郵便部長ハ若シ人員ノ増加ヲ要スルトキハ其需用ヲ証明シテ野戦高等郵便長ニ請求ス可シ

第六 軍郵便部長ハ任命アルト同時ニ必要ナル教令ヲ通信省及野戦高等郵便長ヨリ受ケ然ル後速ニ軍司令部ニ届告シ其指揮ニ従ヒ郵便監査以下ノ属員ヲ受領シ直ニ職務ヲ掌ルヘキ地ニ至ルモノトス 兵站部ノ管区外ニ於テハ国用郵便局ハ通信省ノ指示ニ従ヒ野戦郵便勤務ニ協力スヘキモノトス敵国ニ在テハ軍郵便部長ハ其部下ノ吏員ヲ以テ野戦郵便継立所ノ吏員ニ充ツヘシ此補助員ヲ守備兵ノ中ヨリ供給スルコトハ兵站司令官ノ義務トス

第七 軍郵便部長ハ野戦郵便局用ノ脚夫（為シ得レハ車馬ヲ用ユ）ヲ召集スヘキ方法ヲ兵站監及軍司令部ニ具申スヘシ此人員モ亦徵集ノ時ヲ以テ軍属ニ列シ臂章付着スヘシ

第八 野戦郵便局ニ充ツヘキ家屋及其人馬ノ糧秣ハ其地ノ兵站司令部（兵站司令部ナキトキハ其附近ノ陸軍官衙）ヨリ給与ス之ニ反シ凡テ局務用具ハ動員ノ際各師団司令部所在地ニアル郵便局ヨリ供辨スヘシ但其費用ハ軍費ヨリ償還スルモノトス

第九 若シ一師団独立シテ作戰スル時師団ノ郵便監査ハ師団ノ兵站管区ニ於テ軍郵便部長ノ義務ト職權トヲ有スルモノトス

〔「野戦郵便局関係諸文書綴 その2（1） 明治27年～明治40年」〕

郵政博物館：郵政史料センター、BA-A159）

参考史料3 <森岡真履歴書>

栃木県平民 元兵庫県

森岡真

弘化二年乙巳十二月

明治四年辛未十二月二日

一大蔵省十五等出仕申付候事

同五年壬申七月廿九日

一大蔵省十四等出仕申付候事

同年十一月十五日

一任宇都宮県少属

同六年癸酉六月十五日

一字都宮県被廢

同年七月四日

一任栃木県権少属
 同年十二月廿七日
 一任栃木県少属
 同七年甲戌三月七日
 一字都宮出張所在勤申付候事
 同年九月七日
 一免本官
 同年十月十五日
 一補栃木県十二等出仕
 同八年乙亥三月二日
 一任栃木県少属
 同年十二月廿七日
 一任栃木県権中属
 同十年丁丑一月十六日
 一府県参事以下被廢
 同年同月廿三日
 一任栃木県六等属
 同年二月十四日
 一栃木県大田原支庁長申付候事
 同年十二月廿四日
 一超衆勉勵候二付爲其賞金拾円下賜候事
 同十一年戊寅十一月十一日
 一任栃木県河内郡長
 月俸三拾五円支給候事 満年一時賜金拝受
 同年十二月廿五日
 一兼嘱任宇都宮病院長
 同十二年乙卯十月十四日
 一依願解兼任
 同年同月十五日
 一字都宮病院長兼任中格別勉勵候二付爲酬勞金拾五円下与候事
 同十三年庚辰十二月一日
 一月俸金四拾円支給候事
 同十四年辛巳三月十二日
 一栃木県衛生会委員申付候事
 同年十一月十五日
 一月俸金四拾五円支給候事
 同年十二月十三日
 一任内務二等属
 同日
 一内局事務取扱兼庶務局事務取扱申付候事
 同年同月十四日

一為事務引継栃木県下へ出張申付候事
同十五年壬午一月廿七日
一栃木県下河内郡長奉職中職務殊ニ勉励候ニ付為慰勞金四拾五円給与候事 栃木県
同年十二月廿一日
一事務勉励ニ付為慰勞月俸半額給与候事
同十六年癸未一月十八日
一寺島權少書記官左ノ府県出張ニ付随行申付候事
京都府 大阪府 和歌山県 兵庫縣 徳島縣 高知縣 愛媛縣
同年同月廿三日
一内局事務取扱差免庶務局専務申付候事
同十七年甲申七月九日
一任内務一等属
一下等月俸下賜候事
同年九月十八日
一芳川内務少輔御用有之栃木福島兩縣へ出張ニ随行申付候事
同年十月廿八日
一芳川内務少輔栃木福島兩縣へ出張被免候ニ付随行差免候事
同年十二月廿二日
一早出居残事務勉励ニ付為手当金六円給与候事
同十八年乙酉六月廿六日
一県治局勤務申付候事
同十九年三月廿三日
一任内務属
同日
一県治局勤務申付
同年五月十二日
一叙判任官一等給上級俸

(1887年2月24日付、内務大臣山縣有朋發伊藤博文總理大臣宛上奏書付属履歷書。「官吏進退・明治20年官吏進退29・府県1」任A00155100、国立公文書館)

引用文献リスト

出版物

青柳郁太郎 1894『秘魯事情』私家版

赤木妙子 2000『海外移民ネットワークの研究 ペルー移住者の意識と生活』芙蓉書房出版

朝比奈知泉編 1909『財界名士失敗談』上巻、毎夕新聞社出版部

天野皎・天野徳三 1929『入清日記その他』壺外書屋

石井滋 2014「雇員・傭人制度研究についての一考察」『社会学論集』23

大植四郎 1935『国民過去帳明治之巻』尚古堂

大蔵省 1899『工部省沿革報告』大蔵省

- 外務省編 1950『日本外交文書』第11巻、日本国際連合協会
 外務省編 1952『日本外交文書』第25巻、日本国際連合協会
 外務省調査部編 1940『大日本外交文書』第8巻、日本国際協会
 外務省通商局編 1894『移民保護規則及施行細則』外務省通商局第二課
 角山幸洋 1986『榎本武揚とメキシコ殖民移住』同文館出版
 亀井茲明 1899『従軍日乗』私家版
 亀井茲明 1992『日清戦争従軍写真帖－伯爵亀井茲明の日記一』柏書房
 菊池武徳編 1938『伯爵珍田捨己伝』共盟閣
 木戸照陽 1890『日本帝国国会議員正伝』田中宋栄堂
 小路行彦 2014『技手の時代』日本評論社
 五味篤 2014『銀嶺のアンデス 高橋是清のペルー 銀山投資の足跡』リマ：アンドレス・デル・カステージョ協会
 信太克規 1993『先見の人 志田林三郎の生涯』ニューメディア
 下村房次郎 1889『交通汎論』三省堂
 下村房次郎 1906『自知即是』第3巻、吉川弘文館
 衆議院・参議院編 1990『議会制度百年史 衆議院議員名鑑』（参議院）
 茶話主人 1900『維新後に於ける名士の逸談』文友館
 貯金局 1929『郵便為替制度沿革資料第二輯』貯金局
 角山幸洋 1986『榎本武揚とメキシコ殖民移住』同文館
 通信省編 1895『通信公報令達類編』第8巻、通信省
 通信省編 1940a『通信事業史』第1巻、通信協会
 通信省編 1940b『通信事業史』第5巻、通信省
 通信同窓会編 1984『通信教育史』通信同窓会
 土居通豫（香国）1916『仙寿山房詩文鈔』巻4、濱田活三
 東京郵便電信学校 1903『東京郵便電信学校一覽』東京郵便電信学校
 富山高等学校創校百周年記念事業後援会 1985『富中高百年史』富山高等学校創校百周年記念事業後援会
 中村稻造 1931『サラリーマン秘話』交通経済社出版部
 日本学術振興会編 1945『条約改正関係大日本外交文書』第3巻、日本外政協会
 日本学術振興会編 1950a『条約改正関係日本外交文書』第4巻、日本国際連合協会
 日本学術振興会編 1950b『条約改正関係日本外交文書別冊 条約改正経過概要』日本国際連合協会
 農商工高等会議 1899『第三回農商工高等会議議事速記録』農商工高等会議
 橋爪伸也 1989『倶楽部と日本人』学芸出版社
 橋爪伸也 1995『近代日本の空間プランナーたち』長谷総合研究所
 飯能人物誌編さん委員会 1970「原市場が生んだ偉人、山川兄弟一郷土館収蔵資料目録7『原市場地区諸家文書目録』の成果を中心に一』『飯能人物誌』飯能人物誌編さん委員会
 広島県安芸郡熊野町編 1987『安芸熊野町史』通史編、広島県安芸郡熊野町
 平塚篤 1942『子爵栗野慎一郎伝』興文社
 福井純子 1993「光妙寺三郎－その人と足跡』『立命館言語文化研究』立命館言語文化研究4（4）
 古山省吾編 1919『両羽之現代人』両羽研究会
 法治協会編 1903『行政法論叢』法治協会

穂波徳明 1901『征清戦史 武勇日本』大日本中學會戦史部
三上敦史 2007『通信講習所・通信官吏練習所に関する歴史的研究』『日本の教育私学：日本教育史学会紀要』50
明治大学史資料センター編 2011『明治大学小史一人物編』学文社
柳田利夫 2002「日本人移民の「ナショナリズム」形成 一 二等水平小島吉次郎墓碑の再建をめぐって」柳田利夫『ラテンアメリカの日系人：国家とエスニシティ』慶應義塾大学出版会
柳田利夫 2019「田中貞吉再考 日本人ペルー移住とラテンアメリカの富源『JICA 横浜海外移住資料館研究紀要』14
山口昌男 1998『知の自由人たち』日本放送出版協会
湯川寛吉 1897「明治二十七八年戦役ニ於ケル野戦郵便」『国会学会雑誌』126
横山源之助 1906『海外活動之日本人』松華堂

ウェブサイト

国立国会図書館：「ブラジル移民の百年」（「榎本武揚の殖民論」『朝野新聞』明治24年8月5日）
<https://www.ndl.go.jp/brasil/text/t008.html>
志田林三郎博士顕彰会 <http://www.ko-sinosato.com/shida/index.html>

定期刊行物

『官報』内閣官報局
『職員録』内閣官報局
『改正官員録』博文館
『通信省年報』通信大臣官房
『通信省職員録』通信省
『通信公報令達類編』通信省総務局
『日本紳士録』交詢社
『交通』交通学館
『通信協会雑誌』通信協会
『電気学会雑誌』電気学会
『殖民協会報告』殖民協会
『職員文化』東京都職員文化会
『読売新聞』
『東京朝日新聞』

原史料

国立公文書館
「御署名原本」
「公文録」
「公文類聚」
「任免裁可書」
「叙位裁可書」
「官吏進退」
「郵便為替沿革資料」

外務省外交史料館

- 1.7.8.4 「鴨緑、豆満両江沿岸ノ森林伐採ニ関スル日清人ノ企業関係雜件」
- 2.5.1.32 「日米通商条約改正一件」
- 2.5.1.40 「日秘通商航海条約改正一件」
- 3.8.2.46 「移民取扱人森岡真業務関係雜件」
- 5.1.5.28 「東京阿部準輔ヨリ韓廷へ野砲用彈藥売込一件」
- 「旅券下付記録」57 卷1 「旅券付与明細簿」

防衛省戦史資料室

- 「日清戦役 戦役日記」
- 「日清戦役 事務日誌」
- 「日清戦役・雑」
- 「日清事件綴込」
- 「第二軍日清戦役事務日誌」
- 「兵站総覧部 陣中日記」
- 「陸軍省大日記・密大日記」
- 「陸軍省大日記・陸軍省雜文書」
- 「陸軍省大日記・日清戦役」
- 「野戦監督長官部事務日誌」
- 「明治27・8年 戦時書類 卷3 軍艦水雷艇及船舶(2)」
- 「明治29年坤「貳大日記5月」」
- 「明治29年10月「壹大日記」」

Reconsidering Teikichi Tanaka

— Japanese Emigration to Peru and Latin America as Sources of Wealth —

Toshio Yanagida (Keio University)

This article is based on historical records of the life of Teikichi Tanaka who was born in Iwakuni, Yamaguchi Prefecture at the end of the Edo period and became deeply involved in the business of transporting Japanese emigrants to Peru starting in 1899. The main purpose of this article is to investigate the lives and thoughts of those who are without their own capital and are engaged in the emigration business.

In this research, I attempt to restructure the life of Teikichi Tanaka when he was a professor at the Tokyo Post and Telegraph School, and his service in the Sino-Japanese War as the Director of Field Post Office of the Second Expeditionary Force, and after he eventually left the Ministry of Communications and became a civil official of the Ministry of the Army. On the other hand, I also try to restructure the background of Tanaka's approach to the emigration business by drawing the figures of an adventurer and an emigrant handler who envisioned sending Japanese emigrants to Latin America.

Keywords: Military servant, Overseas remittances, Migrant handlers, Explorers, Eastwards movement

〈Research Notes〉

**Locating Shipwrecked Persons
in the Discussion to “Open” Japan**

Tomoko Ozawa (Professor, Musashino Art University)

1. Introduction
2. Bakufu’s Diplomatic Policies
3. Commodore James Biddle’s Expedition
4. Commander James Glynn’s Mission
5. Commodore Matthew Perry’s Expedition
6. Conclusion

Keywords: mobility of people, shipwreck, US-Japan relations, “kaikoku [opening of Japan],” bakumatsu, media

1. Introduction

“The whole moral and mental world of man is heaving and breaking loose from its former bonds and bounds,” the reverend at St. George’s Church in New York purportedly stated in 1851. After noting that until recently, the Pacific region was “an unknown land,” this reverend reportedly declared that in a few years Americans would reach “the mighty rivers and regions of China and Japan, from those very shores densely peopled as our own possession” and that the American flag would be welcomed by everyone who would “rejoice to gain information of the wonderful land it represents.” The reverend’s colonialist pronouncement was tainted with notions of manifest destiny from a religious and cultural perspective directed at East Asia.¹

About five years earlier, the United States (US) sent an official expeditionary fleet to Japan. In July 1846, Commodore James Biddle of the American East India Squadron appeared in Uruga Harbor, the mouth of Edo (Jeddo, Jedo, Yedo, or Tōkyō) Bay. Biddle and the representatives of the *bakufu*, the de facto military government under the shōgun, discussed the question of “opening” trade and a port, which the bakufu rejected.² And in April 1849, Commander James Glynn was officially sent to Nagasaki to repatriate over a dozen American seamen and seek a coaling depot in the Yedo area. Glynn accomplished the mission to bring home Americans and Hawaiians stranded in Japan. Then, in July 1853, Commodore Matthew Calbraith Perry’s squadron of four warships, including two steam frigates, arrived at Uruga with letters addressed to the Japanese emperor containing both demands for the protection of shipwrecked Americans and several requests concerning trade and access to a convenient port.

In March 1854, Perry returned to Japan as promised, and a series of talks between the two parties began in the village of Yokohama. Japanese representative Akira Hayashi (Hayashi Daigaku-nokami) replied that Japan could agree to amity between the two nations, protect stranded sailors, and provide supplies to American ships, but not trade. Perry withdrew the trade proposition. Following a

series of negotiations, including a discussion on the location and conditions of opening a port, Japan and the US agreed on the US-Japan Treaty of Peace and Amity (1854), also known as the Convention of Kanagawa or the Kanagawa Treaty.

The treaty mainly specified permanent peace and amity between Japan and the US; the opening of two ports, Shimoda and Hakodate, for American ships; a promise to sell wood, water, provisions, coal, and other necessary articles to Americans through authorized government representatives; the protection and return of shipwrecked Americans stranded in Japan; and the appointment of US consuls or agents in Shimoda.³

In the last few decades, there has been a steady stream of scholarly writings that critically re-historicize this “opening” of Japan. Rather than considering Japan to have been completely “closed” or cut off from the rest of the world in the first place, researchers have examined how Japan interacted with neighboring nations/empires with a fluid influx of people traveling internationally during the period usually called the “closed” period.⁴ During the “closed” period, exchanges with other nations/empires and their peoples were scrutinized and mainly conducted at four main ports in Japan, although informal exchanges took place all along the coastline.⁵ Analyzing the rhetorical use of the closed-nation policy emerging during the Meiji period in Japan’s ideological modernization process, historians point out that early modern Japan had diverse diplomatic relations with foreign nations/empires and a so-called “maritime ban.” The maritime ban was a series of orders managing coastal defense. It was instrumental in the bakufu’s controlling of the mobility of people, things, and information.⁶

Historians have explained the shared idea among bakufu officials that Japanese contact with foreign people would undesirably disrupt civil order. Hence, specific policies to isolate and restrict foreign influence were issued throughout the bakumatsu period into the late nineteenth century. Moreover, historian Minoru Kamishiraishi declares that the bakufu could accept the Treaty of Peace and Amity and the Treaty of Amity and Commerce, the so-called Harris Treaty, without undergoing drastic self-transformation, particularly because it had already engaged in complex diplomatic negotiations until then and could use the treaties to continuously retain isolationist restrictive measures toward foreigners.⁷

What is lacking in the discussion to “open” Japan is a more in-depth look at the meaning and influence of shipwrecked persons in the Pacific region.⁸ It is important to consider the influence of individuals’ mobility/immobility on national and diplomatic negotiations during a time when Japan did not permit foreign travel because it had real ramifications. For Japan, restricting its people from freely crossing borders was embedded in its long-standing maritime defense policy. Particularly in the US, the treatment of shipwrecked persons soared into a publicly debated practical and moral concern that motivated and justified the expedition.

This article attempts to locate historically the meaning and influence of shipwrecked persons in the Pacific region concerning early official US-Japan contacts. First, this article focuses on the Japanese bakufu’s policy and intentions regarding diplomacy to put the overall discourse in perspective. Next, by focusing on English-language newspaper articles, mainly in the years leading up to Biddle’s expedition in 1846, Glynn’s rescue mission in 1849, and Perry’s expeditions in the mid-1850s, this article examines the discussion on US-Japan relations, illuminating the meaning and influence of shipwrecked persons in the Pacific region.

What emerges is the negotiations on a national sovereign's expected role concerning the movement of people across national borders against the backdrop of sociopolitical changes from the 1840s to the 1850s. The US government used the public momentum that developed to equate civilization with commerce and Japan/Japanese as uncivilized and inhumane. Hence, initiating commerce with Japan ultimately meant civilizing and bringing humanity to Japan. This morally righteous action was more difficult to deny or oppose, presumably justifying the expedition to advance trade. This article emphasizes the continuum of Japan's intentions and policies on foreign travel and diplomacy interwoven throughout Japan's so-called "closed" and "open" periods.

2. Bakufu's Diplomatic Policies

Before the treaty in 1854, Japan had an adjustive policy toward foreign ships and people, but isolation was fundamental throughout. Moreover, Japan adhered to its control over foreign influence, contact, and mobility, which was reflected in the 1854 treaty and extended to 1899, when the confinement of foreigners to foreign settlements and related laws were abolished. Preventive measures to avoid foreign conflict were at the core of Japan's foreign policy during the Edo period.⁹

What is easily dismissed is Japan's adherence to its diplomatic codes and policies, which were negotiated and acknowledged in the dialogue between Japanese and American authorities at Uraga. For example, this may be perceived as a formality. In formalizing the Treaty of Peace and Amity (1854), Japanese authorities did not sign the English-language version of the treaty. Perry's letter to the Navy Secretary offered this explanation: "It will be observed that the practice usually pursued in affixing signatures to treaties was departed from on this occasion, and for reason assigned by the Japanese, that their laws forbade the subjects of the Empire from putting their names to any document written in a foreign language." The missing signature may be interpreted as Perry's determination to achieve mission objectives tempered by a willingness to compromise on customs-related issues.¹⁰

In terms of dealing with foreign shipwrecks off the coast of Japan before the Edo bakufu era, the understanding is that there was no national regulatory obligation. Hence, any Japanese person could possess objects found ashore and treat stranded foreigners in any way without facing legal consequences.

With the establishment of the Edo bakufu, foreign ships coming to Japanese shores became the target of protection and transfer to Nagasaki, the formal port for foreign relations. Throughout this process, foreigners and their cargo were isolated, and contact with the Japanese was restricted. If a distressed foreign ship was still afloat, it would be surrounded by Japanese authorities' boats to ensure isolation. Systematically, once stranded foreign ships and/or persons were escorted to Nagasaki, Chinese people were handed over to the Chinese settlement, Koreans were handed over to the Tsushima domain, Ryūkyū persons to the Satsuma domain, and Euro-Americans were assigned to the Dutch trading firm.

In particular, the bakufu's 1842 proclamations to supply fuel and water to foreign ships harboring in Japanese bays are considered in line with the bakufu's policy on promoting *jinsei*, or benevolent rule. Although the details of why this policy shift occurred are not clear, historians point out that the bakufu may have obtained information on the Opium War and thought that inciting repelling actions could possibly be misunderstood and lead to conflict with a foreign nation/empire, which the bakufu wished

to avoid.¹¹ In other words, the bakufu's decision to shift toward supplying fuel and water instead of simply warding off all foreign ships was arguably the epitome of humanitarianism in practice. Just as the Western "standard of civilization" may be criticized for its imperialist/colonialist elements, the bakufu's benevolent rule was intertwined with violence, often exposing a universal distrust in individuals, including its own people.¹²

Looking further back into Japanese history, in the 1630s, once the bakufu began to ban Christianity, which was considered the cause of civil upheaval and disorder, the bakufu restricted Japanese travel to and from foreign lands, simultaneously banning the landing of "Christian" foreign ships to avoid an in-stream of Christian influence. The bakufu added the isolation of these foreign ships and persons at bay to its policy, forming the "maritime ban." At the onset, according to the bakufu's instructions, when a distressed foreign ship entered a harbor, the crew members onboard were to be counted, without allowing them to land. Crews were sent to Nagasaki either by land or sea. Because the discovery of foreign ships approaching became integral to securing the coastline, guard stations were built throughout the nation. Additionally, in instances where foreign shipwrecked crews happened to land ashore, as a rule, they were placed in a fenced shed to prevent contact with the local Japanese. Isolation was considered crucial to restricting contact and exchange.¹³

In 1640, further tightening the ban on Christianity, the bakufu ordered the execution of a group of Portuguese missionaries who had returned to Japan and thereafter banned all Portuguese from entering Japan. Execution was the consequence of being captured in Japan. Eventually, the Dutch negotiated with the bakufu and obtained permission to land. When the Dutch landed outside Nagasaki, they were to be escorted to Nagasaki, while foreigners besides the Dutch continued to be restricted from landing and were escorted to Nagasaki by sea only if they appeared outside of Nagasaki.¹⁴

During the early Edo period, isolationist restrictions banned the travel of Japanese persons to and from foreign lands and tightened the restrictions of foreign persons entering Japan. In 1791, the bakufu proclaimed the treatment of foreign ships in the following manner: approaching foreign ships were to be captured in a moderate manner but destroyed if they resisted, and foreign shipwreck survivors were to be rescued and forwarded to Nagasaki. These new policies were a tightening of existing restrictions since previously nanbansen, or mostly Portuguese and Spanish "Christian" ships, were the main target of the ban. The treatment of other foreign ships revolved around providing fuel, water, and food and telling them to go away with no comprehensive policies.¹⁵ Structurally regulated foreign trade and exchange took place at four main ports in Japan. However, there are numerous records of foreign contact outside of these ports.¹⁶

As a rule, for foreign shipwrecks reaching Japanese harbors until the late eighteenth century, the bakufu's basic policy was protection and isolation.¹⁷ Eventually, the bakufu witnessed an increasing number of foreign ships in the waters off from the Japanese coastline, particularly Russian and English whalers not stranded or shipwrecked. Then, the bakufu adjusted its overall policy. Because these ships were not distressed, the bakufu strengthened its isolationist policy instead of prioritizing protection. With the order to repel foreign ships in 1825, the bakufu ordered artillery bombardments from the forts, not to damage or destroy but to ward off foreign ships. Hence, the protective and restrictive measures, including surrounding a ship while it was in the bay, eventually shifted to implementing isolation from afar. According to Japanese historians, there were some earlier orders and practices to repel foreign

ships, as seen in cases in northern Kyūshū in 1717 and 1718.

The *Morrison* incident in 1837 is a notable recorded case in which an American merchant ship, attempting to return several Japanese shipwrecked men, was driven away from the Japanese coast by cannon fire. Nonetheless, besides this incident, there are few recorded cases of the use of bombardment to repel foreign ships. Moreover, an examination of forts' positions indicates those constructed on coastal highlands were there basically for mere visual effect and could not have been practical in attacking ships off the coast. This also points to the fact that the bakufu's repel order aimed to drive foreign ships away and not physically harm them.¹⁸ Interestingly, accounts given by the *Morrison* side demonstrate that the cannon-bomb attacks by Japanese authorities did not prevent contact with the local Japanese. Apparently, many local Japanese fishermen, probably out of curiosity, boarded the *Morrison* and were given food and wine.¹⁹

While American demands relayed by Perry's expedition formed US-Japan diplomatic relations and Japan appropriated American terms, Japan continued to pursue its policy of isolating foreigners. For example, in negotiating with Perry, Hayashi rejected trade but agreed to accept US ships and their crew to come into the harbor and land to purchase supplies from Japanese authorities or their agents at Shimoda and Hakodate. After purchasing needed supplies, however, the crew had to return to their ships before sunset. This provision maintained the rejection of foreign residency on Japanese soil outside Nagasaki, except for stranded sailors and merchants temporarily staying as they awaited their return voyage. As Kamishiraishi clearly illustrates, beginning with the fourth negotiation between the two parties, the subject of restricted mobility on land was repeatedly discussed. According to Kamishiraishi, Japanese records indicate that Perry raised the issue of setting an unrestricted boundary where Americans could move around freely, possibly intending to eradicate the possibility of Americans being confined and fenced. Subsequently, both parties agreed that Americans "shall be free at Simoda [sic] to go where they please within the limits of seven Japanese miles (ri) from a small island in the harbor of Simoda" (Article V) and within five ri at Hakodate (Additional Regulation, Article XI).²⁰

In his published account, Perry stressed the difficulty of this "great discussion" in setting the boundaries of Hakodate. Probably aware of the criticism directed at him for not obtaining a trade agreement, he wrote that there was a succession of daily conferences. It was "only after a very hard struggle" that they reached an agreement on the boundaries because the Japanese "were exceedingly reluctant to allow Christian foreigners to come among them at all, even for temporary purposes."²¹

Notably, these discussions resulted in curtailing previous Japanese measures that were supposedly more advantageous to the Americans. As Kamishiraishi indicates, the 1854 treaty regulated that US ships could "resort to no other ports in Japan but Simoda and Hakodate, unless in distress or forced by stress of weather" (Article X). With the treaty, American ships now had to be in distress or forced by the stress of weather to harbor at ports previously unconditionally available to them. Additionally, whereas before the treaty, needed supplies were basically given to foreigners, now these could "only be procured through the agency of Japanese officers" for "payment made in gold and silver coin" (Article II). The 1854 treaty confirmed the protection of distressed ships, which was already the bakufu's rule and instruction to local officials.²²

3. Commodore James Biddle's Expedition

In July 1846, seven years before Perry, as the first official US expedition to Japan, Commodore James Biddle and his crew arrived in Japan with an explicit order to proceed with the utmost care to determine if ports were open. They were to attempt to gain access, but not to create a hostile feeling or a distrust toward the US government.²³ Biddle left Uraga without a deal to make Japan available for access. The bakufu rejected his terms, explaining that Japan forbade all commerce and communication with foreign nations, besides the Dutch and Chinese. He was also told that all foreign affairs were conducted through Nagasaki and that his ships should leave Uraga immediately.²⁴ The Secretary of Navy's annual report indicated that the American squadron was treated "with kindness and its wants supplied" but was not permitted to land.²⁵

The English-language media coverage of this incident captured the initial formal exchanges between the US and Japan. While Biddle's personal account appeared in several newspapers around the time of his journey, it seems that Biddle's expedition did not attract the same kind of public discussion in media outlets as Perry's expedition did. References to Biddle's attempt resurfaced later, along with reports on Perry's expedition. Moreover, the media coverage of Biddle's expedition was generally less vocal about the demands and requests, that is, the beneficial treatment of shipwrecked persons and the initiation of commerce. Figures 1, 2 and 3 depict Biddle's visit, showing both American and Japanese ships at Uraga.



Figure 1: *First U.S. Navy visit to Japan, July 1846*. According to the US Naval History and Heritage Command, this is a photograph by "Mr. Renjo Shimo Oka" of an original Japanese painting, depicting the USS *Columbus* and USS *Vincennes* among Japanese ships. US Naval History and Heritage Command

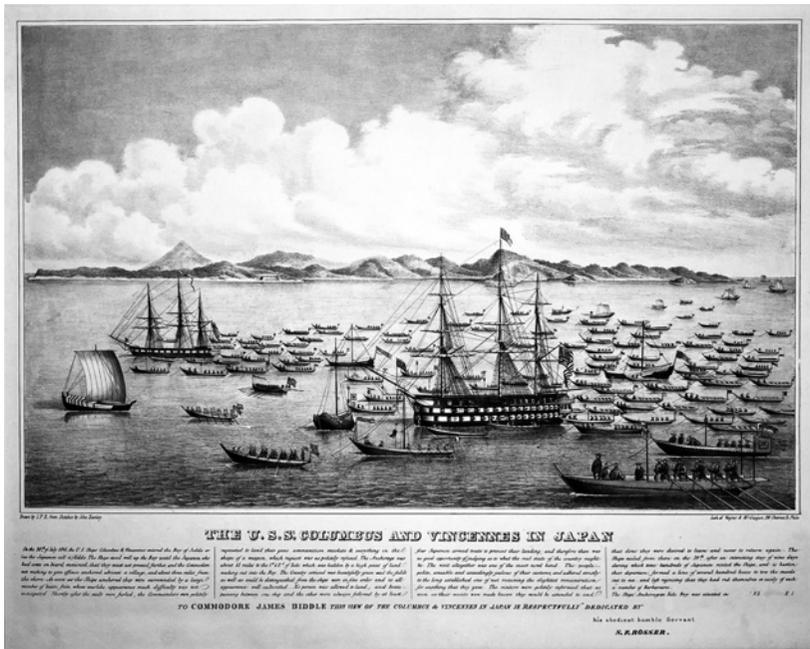


Figure 2: A lithograph in color, titled *The U.S.S. Columbus and Vincennes in Japan*, drawn by “S. F. R[osser] from Sketches by John Eastley,” date unknown. Historical Society of Pennsylvania

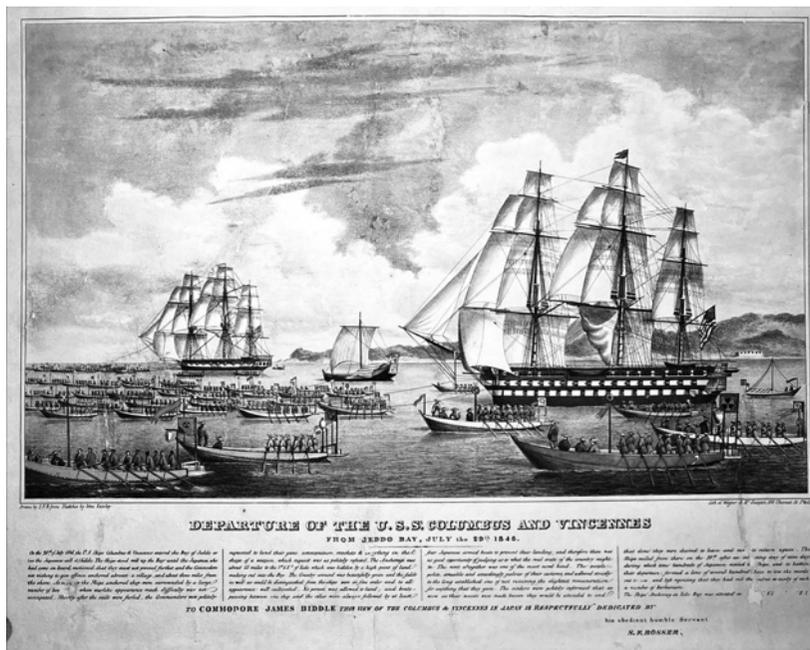


Figure 3: *Departure of the U.S.S Columbus and Vincennes from Jeddo Bay, July the 29th 1846*, drawn by “SFR from Sketches by John Eastley,” date unknown. This print is also in color. Historical Society of Pennsylvania

In December 1846, New York's *The Evening Post* and others published the navy's annual report, including a mention of Biddle's visit to Japan.²⁶ Earlier that year, an "official account" dated 31 July 1846, evidently written off the shore of Japan, appeared in newspapers. In this account, Biddle noted that the Japanese rigidly excluded foreigners, except the Dutch from Batavia. Trade was confined to a single port limited to one ship annually, and foreign ships were not permitted to anchor in any port of the "empire," except Nagasaki. He strategically approached Edo, knowing that local officials in other ports, including Nagasaki, lacked the authority to deal with foreigners.

According to Biddle's printed account, at Edo Bay, a Japanese officer with a Dutch interpreter came onboard and inquired about Biddle's objective. Biddle answered that he "came as a friend, to ascertain whether Japan had, like China, opened her ports to foreign trade, and if she had, to fix by treaty the conditions on which American vessels should trade with Japan." The Japanese officer requested this in writing, to which Biddle agreed. The Japanese officer informed Biddle that any required supplies would be furnished by the government. Biddle was not permitted to go ashore, and the US vessels were surrounded by "a vast number of boats belonging to the government." Biddle noted his understanding that this was to prevent foreigners from communicating with those onshore.

The following morning, a Japanese officer, apparently high-ranking, came on board and stated that all foreign ships entering a Japanese port had to turn in all their weaponry. Biddle rejected this demand, stating that only trading vessels could be expected to do so, and assured him that they were "peaceably disposed." The Japanese officer also stated that Biddle's written statement was sent to the emperor but would take five or six days to receive an answer since the emperor was "at some distance." Eventually, the "emperor" answered that Japan would not trade with Americans and a treaty would not be permitted. The Americans had to depart immediately and never return. Nonetheless, this incident depicts "amicable" interactions between the two parties.

Biddle's account also provides details of an "unpleasant" incident. In giving Biddle the emperor's reply, the Japanese official requested that Biddle board a Japanese ship, since the Japanese had received Biddle's written statement on an American ship. Seeing the Japanese withdraw the request as soon as Biddle objected to it, Biddle "concluded that it might be well for [him] to gratify" the Japanese. He agreed to go on board. An hour later, when Biddle was about to board the Japanese ship he was given a "blow or a push" by a Japanese and fell back.

The Japanese "all expressed the greatest concern at what had occurred" and purportedly stated that "the offender was a common soldier on board," assuring he would be punished severely. In his account, Biddle explained that he was asked how he wanted the offender to be punished. Biddle replied, "according to the laws of Japan." Biddle added that when he criticized the Japanese officials by saying they were "greatly to blame, as they ought to have been on deck to receive" Biddle, the Japanese responded that they had not expected Biddle to come on board. Apparently, "owing to bad interpretation," the Japanese believed Biddle's final decision was that the Japanese were to board the American ship.

In his account, Biddle stated that he was "careful to impress upon them all the enormity of the outrage." He observed that the Japanese "manifested great anxiety and apprehension, and endeavored in every way to appease [him]." Biddle concluded that he was convinced that the outrage was committed without the procurement or knowledge of the Japanese officers, "as every atonement that [he] could

expect or desire was promptly rendered.” He stated that he communicated this occurrence “to guard against any incorrect statement that may appear in public prints.”²⁷

According to an analysis based on Japanese records, when Biddle mistakenly tried to board one of the guard boats (Kawagoe domain), an American sailor arbitrarily removed straw matting covering the cannon on the Japanese boat and placed his hand on it. The Japanese guard boats had been instructed by Uraga authorities to cover the cannons inconspicuously. Witnessing the unexpected action by this American soldier, a Kawagoe retainer, dismayed and infuriated, drew his sword and tripped Biddle with his foot, causing Biddle to fall back. An American sailor also placed his hand on his sword, but both sides were quick to restrain the two men. These Japanese records convey the tension and possibility that this could have led to the opening of fire on both sides, as Uraga authorities hurriedly attempted to explain the misunderstanding that they were not expecting Biddle to board the Japanese boat. Simultaneously, local Japanese officials requested backup in anticipation of attacks that ultimately did not occur.

Afterward, bakufu officials overseeing naval defense made an issue of this instance, and Uraga authorities advocated punishment for the retainer who attacked Biddle. However, there was no punishment because the Kawagoe domain strongly resisted it, claiming that punishment would be detrimental to the morale of Japanese officers and soldiers. Historian Toshihiro Uematsu points out that Japan changed its policy not to bombard and destroy any foreign ship entering coastal waters after Biddle’s expedition. The bakufu’s consistent policy to avoid foreign conflict and war underscores this policy change, since Japanese authorities probably acknowledged that an attack on diplomatic or naval ships would easily lead to an open battle.²⁸

This incident demonstrates interpreted and, sometimes, misinterpreted discussions, with both sides making efforts to establish a dialogue. The interaction displays how Japanese officials attempted to coordinate equal exchanges with Biddle, aware of the sociopolitical implications of a certain locale, such as the dock of domestic/foreign ships. Meanwhile, the bakufu’s commitment to maintaining a “peaceful” state by avoiding and minimalizing interactions highlights the general response to the US. Interestingly, a few years later, Robert McCoy, one of the American shipwrecked persons confined in Nagasaki, apparently learned of this incident from a Japanese guard he befriended.²⁹ It seems this news traveled from Uraga, even reaching one of the local guards in Nagasaki.

English, Scottish, and Irish newspapers covered the news of the US and other nations’ trying to “open” Japan. Namely, newspapers in England repeatedly discussed the pursuit of their interests in Japan. In August 1819, London’s *Public Ledger and Daily Advertiser* printed a detailed article titled “Trade to China and Japan,” emphasizing the content and volume of trade between Batavia and Japan.³⁰ A few years before Biddle’s voyage to Japan, London’s *The Standard* reported, “[t]here can be no doubt that it would be of great importance if [England] had a direct intercourse with Japan.” This article stated that in the endeavor to “open” Asian regions, “[a] great responsibility now devolves on England, and if she rightly appreciates her destiny, which is to civilise and Christianise the earth, a vast and noble career is opening for her exertions.”³¹

London’s *The Morning Post*, among others, referred to an article published in a Dutch newspaper and noted the possibility of the US colonizing Japan, in comparison to the British’s “success” in placing the Chinese empire under British “domination.” The article pointed out Japan’s strict intolerance toward foreign influence and the “ill-advised, impolitic, and dangerous” aspect of using force

to initiate commerce and “civilize” Japan.³² In 1844, a Scottish newspaper reported that “the English are seriously occupied with a plan for opening the ports of Japan to their commerce” and touched on the British government’s “efforts to induce the Emperor of Japan to grant British merchants permission to carry on a direct trade.” This article mentioned the possibility of conflict between the British and the Japanese but assured that the British squadron would approach the East.³³

In October 1846, London’s *Morning Advertiser* printed an article titled “England and Japan,” in line with leading a global colonial race: “[t]he less Great Britain can conceal from herself that she has lost the western hemisphere, the more energetically does she strive to ensure to herself the eastern, in order that she may rule without a rival in the Indian seas.” In this context, the UK rhetorically showed intentions to “open” Japan. This article explained that in the last few years, “Englishmen, disguised as the subjects of the Celestial Empire, have, at the risk of their lives, entered Japan on board the Chinese junks training thither, and that the English Government has more than once attempted to obtain permission for a direct trade with the subjects of Japan.” It continued to state that while these efforts had failed, “with perseverance, patience, and in case of need, open force, England has ever succeeded in attaining its objective — the extension of its trade.”³⁴

In December 1846, British and Irish articles rhetorically asked, “what value would an unrestricted communication with Japan be to England?” and described Japan’s landscape, nature of its inhabitants, and exportable goods, declaring that a mercantile commission supported by the government should visit Japan “to arrange a treaty for commercial intercourse.”³⁵ In January 1847, the Scottish *Greenock Advertiser*, reprinting from the *Singapore Free Press*, reported that the recent French and American naval vessels’ visits to Japan “do not seem to have been attended with any practical result to either nation.”³⁶

In anticipation of Perry’s expedition, newspapers revisited Biddle’s experience years later. These articles explained that the US government had made repeated efforts to secure a “lodgment” on the Japanese islands but “with no better prosperity than its European competitors.” The articles concluded that Japan was a “semi-barbarous empire, exhibiting the curious spectacles to mankind of a nation which, in its whole history, has neither retrograded or advanced.” They went on to declare that the US was convinced that “manifest destiny bids [Americans] ‘conquer its prejudices,’ propose to knock open a passage way [sic] with ball, bullet, and bomb, to let in revelation, and a few annual cargoes of cotton cloth” because Japan’s “laws, manners, [and] social and domestic habits have proved unalterable since the earliest remembered periods.”³⁷

4. Commander James Glynn’s Mission

In April 1849, US Navy Commander James Glynn’s *Preble* anchored off the coast of Nagasaki on a mission to rescue sixteen “shipwrecked” Americans confined in Nagasaki by the bakufu. In his order to Glynn, Commodore David Geisinger explained that the protection of America’s “valuable whaling fleet and the encouragement of the whale fishery are objects of deep interest” to the US government, emphasizing that Glynn “afford to American commerce and interests the fullest protection.”³⁸

These stranded persons were mainly deserters of or abandoned by New Bedford’s whalers *Logada* and *Trident* and were not exactly the victims of a typical shipwreck, although they claimed

they were shipwrecked to the bakufu. Another person “rescued” on this mission was adventurer and sailor Ranald McDonald (MacDonald) who willingly left his whaler *Plymouth* to stay in Japan and taught English to some Japanese officials. All the men were detained in Matsumae and delivered to Nagasaki, where they were supposed to leave on the next Dutch ship.³⁹

In July 1849, the *London Evening Standard* reported the news of the successful rescue mission noting that the American mission received “no insult or discourtesy” in Japan.⁴⁰ And in August 1849, the *Weekly Alta California* reported that Captain Glynn successfully rescued thirteen seamen from *Lagoda* and one from *Plymouth*.⁴¹ In the rhetorical discourse on “opening” Japan, the successful result of Glynn’s mission consequently brought to the forefront the active role of the American government in protecting and rescuing its people in foreign lands.

In August 1850, *The Daily Union* in Washington, DC and others printed a lengthy report covering this incident. The newspaper reports gave the details of how the US gained information from the Dutch about the shipwrecked persons in Japan, including the identities of the surviving seamen, the procedure of the rescue mission, and the dialogue exchanged between the US and bakufu officials in Nagasaki.⁴² Americans and other English-language readers learned of the details regarding the rescue mission that brought back over a dozen men. Compared to earlier reports on shipwrecks occurring near Japan, what is strikingly different about newspaper reports on this incident is the volume of publicized information by the US government. The letters exchanged between American and Dutch officials in Canton, the Navy’s internal orders, and the depositions given by the rescued appeared in the media. The newspaper coverage reflects the total involvement of the US government in rescuing shipwrecked persons.

According to the printed dialogue exchanged between US and bakufu officials in Nagasaki, the bakufu official purportedly explained to Glynn that the Japanese law requires shipwrecked seamen who have “no means to reach their homes to remain in Japan and be treated well, and sent in the first opportunity in the Dutch ship to Batavia, or the Chinese ship to China.” The bakufu official requested that this as well as the bakufu’s desire that American ships not cruise so near the coast of Japan be conveyed to the American government.

Accordingly, McDonald was handed over to the Dutch in Nagasaki, and Nagasaki officials were waiting for the order to send the other seamen to the Dutch as well. It seems Glynn repeatedly pressed for the speedy release of the seamen, while local Japanese official hesitated to give the men up without specific authorization from the bakufu. The instruction from the bakufu was to deliver the seamen to the next outgoing Dutch merchant, and the local official had no authorization to deliver the seamen to any but the Dutch. Eventually, however, local officials decided to act on their responsibility and release the seamen. In this decision, they received the support of the Dutch, who had from the beginning urged compliance with Glynn’s request.⁴³

A deposition was given by some of the rescued, including McDonald’s following comment on Japanese people, which appeared in newspapers: “The common people [in Japan] appeared to be amiable and friendly, but the government agents were the reverse.” Evidently, McDonald experienced various exchanges with bakufu officials. He taught English to some of the officials, including his translator Morreama Einaska [Einosuke Moriyama], who later became involved as a translator in negotiations dealing with the whaler *Manhattan* and Perry. During his stay in Japan, although not at

liberty to leave his living quarters, McDonald recalled that he was kindly treated and given everything he needed, as the “Governor had promised.” On the other hand, Robert McCoy, another rescued person originally from *Logoda*, depicted a harsher experience, especially after he and a few others tried to escape.

As for meals, later in his memoir McDonald acknowledged that the Japanese had gone out of their way to provide pork every seventh day, at McDonald’s request. In the deposition given on the *Preble* McCoy recalled: “[o]ur food generally was sweet potatoes and rice for breakfast; rice, and occasionally a little fish, never to exceed two to four ounces each, for dinner; and for supper we sometimes were furnished with a kind of boiled sea-weed with our rice, and weak tea, without sugar, three times a day.”⁴⁴

Historian Shunzo Sakamaki sheds light on contemporary bakufu records that contrasted McDonald’s conduct with that of the *Logoda* seamen confined in Nagasaki at the same time. According to Sakamaki, McDonald was described as being “exceedingly well-mannered and polite to all the officials,” whereas the other seamen were “truly vulgar and rude, giving the officials no end of trouble.”⁴⁵

While the bakufu’s basic law regarding the treatment of foreign shipwrecked persons and the experience of the rescued were evidently explained to the US government and reported to the public, bakufu’s maltreatment of shipwrecked persons continued to be problematized, if not exaggerated. For example, in January 1851 many American newspapers reported on the “evasive diplomacy” conducted by Glynn for the release of Americans “treated with inhuman barbarity.”⁴⁶ *The Daily Republic* and *The Charleston Daily Courier* declared that the US government “always know how to recover and protect its citizens, when improperly detained or abused by any nation.” In official documents released to the media, US officials emphasized thanking the “humanity and generosity” of the Dutch superintendent of trade in Nagasaki for communicating the existence of stranded American seamen.⁴⁷ In the media, the US government securing the safety of its own citizens in international affairs became interlinked with the discourse of humanity.

As historian William L. Neumann states the treatment given to stranded seamen in Japan was presented in the press with considerable exaggeration of the occasions of cruelty. Importantly, Neumann indicates that in later years, Millard Fillmore recalled placing the plight of the stranded before his cabinet to win its approval for the expedition during his presidency. The fact that Glynn later officially advised Fillmore not to complain about the treatment of the stranded in an attempt to open commercial relations, as pointed out by Neumann, conveys a political intention to justify the next expedition. In a report addressed to the president, Glynn stated his observation that it was a favorable time for entering into negotiation with Japan for free trade and its necessary accommodations. He continued, “[i]t would be an error to treat with the Japanese as being less civilized than ourselves” and clarified that no complaints should be made at that present regarding to the treatment of shipwrecks.⁴⁸ Despite what the US government was aware of through its intelligence and experience, the US government’s role in protecting the lives and possessions of its citizens in dealing with “uncivilized” Japanese crystalizes in the discussion leading up to Perry’s expedition.

5. Commodore Matthew Perry's Expedition

In July 1853, Perry brought President Millard Fillmore's letter to the emperor demanding that Japan treat shipwrecked persons with "kindness" and protect their property until the US could send a vessel for their return. The requests were for trade and a port at which US ships could stop and purchase supplies of coal, provisions, and water. Perry's letter to the emperor stated that he was "surprised and grieved" to see Japan treat American ships *Morrison*, *Lagoda*, and *Lawrence* "as if they were your worst enemy."⁴⁹

In general, the public discussion on the meaning of Perry's expedition revolves around the initiation of commercial relations, along with other motives, such as scientific and logistic purposes. Simultaneously, these discussions emphasize religious, cultural, and humanitarian reasons.⁵⁰ Historian Andrew Gordon suggests that Western ideologies of free trade, buoyed by moral certitude and obtrusive expansionism, played a key role in the effort to "open" Japan.⁵¹ A close look at public discussions and the US government's decisions reveals how the treatment of shipwrecked persons played a significant role in carrying out Perry's expedition to Japan.

To provide a present-day overview, according to the State Department, Perry's expedition was conducted for several reasons. As mentioned earlier, the American belief in manifest destiny, which ideologically drove US expansionism, encouraged and justified American merchants and missionaries to journey west across the Pacific. The opening of Chinese ports and annexation of California contributed to the growing stream of maritime traffic between North America and Asia.

As steamships replaced sailing ships, Americans sought to secure coaling stations where they could take on provisions and fuel during a long trip from the US to China. In addition, the growth of the whaling industry increasingly called for safe harbors, assistance with shipwrecks, and reliable supply stations in the Pacific region. In the years leading up to Perry's expedition, stories of shipwrecked sailors and merchants being mistreated by the Japanese were widespread among the American public. Besides economic, logistic, and security reasons, claims that the US had a moral responsibility to modernize and civilize the Chinese and Japanese promoted measures to open these nations, something thought to ultimately benefit all nations.⁵²

On the Japanese side, a Foreign Ministry official's account posits Perry's arrival in 1853 and the signing of the Treaty of Peace and Amity in the following year as the beginning of contemporary official diplomatic relations between Japan and the US. An exhibition catalog compiled by the Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan in 2016 explains that Perry visited Japan when the US was placing increasing importance on securing logistic ports within the reach of China for trade. According to this catalog, the reason for the decision to send an expedition to Japan was to establish a secure Pacific route to China.⁵³ There is hardly any mention of the cultural and moral rhetorical discussion that is historically eminent in the English media.

As for media coverage at the time, in February 1852, Pennsylvania's *The Mountain Sentinel* reported that the objective of Perry's expedition was "to bring the Japanese into the common brotherhood of mankind" and to "break up the monopoly of the trade [that] the Dutch have so long enjoyed."⁵⁴ A detailed explanation of the purpose of "opening" Japan appeared in *The New York Herald* in March 1852, purportedly when Perry was "receiving his orders" regarding the expedition.

Based on telegraphed information from Washington, DC, this article stated, “[t]he object of the proposed Japanese expedition, under the command of Commodore Perry, is principally with a view of making [a] hydrographical survey of the coast of Japan, and the East India Archipelago generally — an object never before attempted by this government.” It explained that “effort will be made amicably to induce the government of Japan to open at least one of its ports for the purpose of friendly commercial relations.” The article pointed out that the “outrageous conduct of the Japanese toward our seamen who happen to be cast on their shores, will, of course, be strongly remonstrated against, and a sufficient force will be placed at the command of the commodore to compel them to regard the remonstrance with respect.” It stated that the US government had no intention of “making war upon its ports” and added that if “the outrages toward our seamen continue, and the necessities of the case demand such a course, Commodore Perry’s squadron will not be as strong as Commodore Biddle’s fleet in the same seas in 1846 by forty-four guns—thus at once showing that it is not fitted out for the purpose which letter from this city have magnified it into.”⁵⁵

Especially in connection to the “acquisition” of California, numerous newspapers reported on Japan’s “closed” state and reasons to “open” Japan in the mid-1850s. For instance, *The Buffalo Commercial* reported, “[t]he empire of Japan, which has been zealously sealed against foreign intrusion ever since the expulsion of the Jesuits in 1622, has become an object of considerable interest in this country since the acquisition of California.”⁵⁶ In Honolulu, a local paper discussed coverage by the *Alta California*, stating that “from the sudden occupation of California by the Americans will be the rapid development of communication between other parts of the world and the Japan Islands.” The article stated that they were not of those who “loudly proclaim a ‘Manifest Destiny’ for our great Republic” but expected “great results” in the “new race, now planting their standard on the golden shores of the Pacific.”⁵⁷

The Sacramento Daily Union observed, “[i]n looking over our European and Atlantic exchanges,” Commodore Perry’s expedition to Japan was attracting “a great deal of interest,” emphasizing that “California, more than any other part of the world, is interested in this important subject.” It explained that if “the ports of Japan are ever opened to commercial intercourse with other nations, the United States will of necessity be the first to profit from the change in Japanese policy, and California will, from her position, be especially benefited by the new commerce.” This article also quoted “suggestive remarks” from the *London Times* and concluded that “enough has been said to show that public opinion in England will run in favor of the expedition which is about to sail from New York.”⁵⁸

In terms of the Japanese’s conduct toward shipwrecked foreigners, the public media repeatedly criticized the Japanese for its treatment of shipwrecked foreigners and the need to confront the Japanese government on this problem. While some articles reported on the benevolent treatment of foreigners on Japanese shores, most reports emphasized the problematic maltreatment and violence of the Japanese. Contemporary reports generally lacked specificity and did not provide first-hand accounts.

As an example of an article conveying beneficial treatment, in January 1852, an account of Captain Anderson’s distressed ship securing relief in Japan appeared in *The Sydney Morning Herald*. Quoting the *Alta California* (25 October), the news of Captain Anderson’s ship reached Australia. Apparently, Anderson and his crew met a severe typhoon and repaired their ship at the nearest port, which “happened to be one of the Islands of Japan.” In the article, Anderson stated that the name of the

village was “Nipaking.” The article noted that “this visit of a foreign vessel is believed to be the first ever made to that place.” Reportedly, as soon as Anderson’s ship anchored, they were surrounded by “three hundred Japanese boats” that kept watch. He alone was allowed to go on to shore, where he was “treated with great respect and kindness” and “furnished with sixty men to prosecute repairs on his vessel.” He conveyed that the Japanese accepted “a trifling amount of goods, in payment for labour,” and without pushing investigations further, he left the place. Anderson concluded that “Nipaking” seemed to be a safe and convenient harbor, and the city presented “a bustling and animated appearance.”⁵⁹

In January 1851, Honolulu’s *The Polynesian* described Japan’s historical treatment of shipwrecked foreigners beginning in 1452, when “three Portuguese ships were by stress of weather, driven to the then unknown shores” of Japan. Subsequently, this newspaper reported that these foreigners were “received hospitably, and carried home favorable accounts of the intelligence and disposition of the natives.”⁶⁰

In 1849, the Scottish newspaper *Perthshire Advertiser* reported a public discussion developing in the US regarding the maltreatment of shipwrecked persons. It stated, “American papers contain a narrative of the imprisonment and ill-treatment of the crew of a United States’ whale-ship who had been wrecked on one of the Japanese islands.” Moreover, this article stated that because the Japanese seas are frequented every year by hundreds of whaling vessels, the mercantile interests in the US argue that “the time is come when a demonstration against Japan is absolutely essential” and the objective of this would be “not to enforce any regular trading communication, but simply to procure a convention for the opening of the principal Japanese ports to all American ships driven to them by stress of weather or needing refreshments.”⁶¹ Generally, British, Irish, and Scottish newspapers reiterated American journalists’ interpretations of Britain, reprinting that the American actions taken toward Japan enacted “the same gunpowder drama England played in ’42 with China,” though “with less moderation.”⁶² While acknowledging the necessity to “civilize” Japan because of its “[v]iolation of the law of nature and nations,” shown in the maltreatment of shipwrecks and ships in distress, some newspapers outside the US showed a lack of confidence in the US’s attempt.⁶³

In November 1851, Honolulu’s *The Polynesian* pointed out that the expedition planned to comprise six vessels carrying only 80 guns.⁶⁴ *The New York Herald* reported, “[t]he outrageous conduct of the Japanese authorities toward American seamen has awakened the attention of the government at last.”⁶⁵ In a similarly stern tone, quoting *The New York Herald*, England’s *The Newcastle Weekly Courant* stated, “Commodore Parry [sic] will probably be detached, with a strong fleet, including several steamers to Japan, to punish certain outrages, if necessary, and to teach the Japanese to respect the American flag.”⁶⁶ The use of force to “open” Japan, justified by its misconduct toward shipwrecked persons, appeared repeatedly.

The *Hartford Courant* stated, “[i]t is reported that the additional vessels fitting out in the navy yard at Norfolk for the East India station are designed to *force* the Japanese to open their ports to all foreign nations.” The article stated that the “Dutch have long enjoyed the monopoly of this trade, being allowed to enter one port only, that of Nagasaki.” Furthermore, it declared that the Dutch government was “perfectly willing that other nations should be admitted to the privileges of this trade,” erasing any potential conflict with the Dutch. Noting that there was hardly any belief that the American government would resort to force, this article reminded readers that there were “some special injuries to our

seamen from the Japanese government to be compensated, and some special insults to our flag, to be resented.”⁶⁷

From around February to March 1852, while Perry and his crew were on their way to Asia, numerous copies and summaries of an article possibly originating from *The New York Times* emphasized Japan’s uncivilized state resulting from its “entire isolation from humanity.” In these articles, Japan was described as being “deeply steeped in Paganism” and governed by “the despotic will of one man.” The articles speculated that due to these factors, “the devotees of Christianity and of Republicanism, throughout the civilized world” would feel “a deep interest in the success of the expedition.”⁶⁸ In March 1852, the *New-York Tribune* reported that as the US expedition went “into pagan realms, it behooves us not to lose the opportunity of laboring for the spiritual benefit of the benighted Japanese.” It further asked, “[w]hy should we not combine instruction with mercantile benefit, and while we get from the Japanese such articles as we wish, leave some of our morality in exchange?” The *New-York Tribune* suggested that “some of the many chaplain[s] of the United States now unemployed” be dispatched to instruct the Japanese.⁶⁹

Even after the Perry expedition returned to the US, public criticism of Japan’s maltreatment of shipwrecked foreigners appeared in the media. For instance, in June 1854, the *Hartford Courant* reported that Japan’s “inhuman laws at present not only prevent any assistance being rendered to shipwrecked mariners, but expose them to positive maltreatment, and even to violent death.” It explained that the primary objective of the expedition was to obtain a “redress” for Japanese misconduct.⁷⁰

The discussion on civilizing the “other” was a contested aspect in evaluating the encounters and exchanges between the US and Japan during the 1850s. What was usually emphasized was the idea that liberal Western national norms influenced the legal and political formation of some Asian nations, including Japan.⁷¹ Drawing on Western influences on the other during the nineteenth century, Gerrit Gong articulates that the legitimacy of foreign nations and their eligibility for membership in the essentially Eurocentric international society of nations were gauged by a nation’s “standard of civilization.” This meant that non-European nations, if they wished to join society, were expected to conform, particularly in aspects characterizing the “standard” of European civilization. This included, for instance, the state guarantee of basic rights (life, dignity, and property) and freedom of travel, commerce, and religion, especially for foreign nationals. Gong describes how Turkey, China, Japan, and Siam made necessary adjustments while retaining their cultural individuality and their own concepts of international relations.⁷²

This kind of colonialist notion repeatedly appeared in English, Scottish, and Irish newspapers, especially in reference to British conquests in Asia. In April 1852, England’s newspapers reported that Americans were about to follow the British example of China in Japan. The newspapers stated that “an interference with the Japanese Government” was inevitable and only a matter of which maritime nations were “brought into collision with this singular race, the US, Russia, or the UK, besides Holland.”⁷³ On how “Oriental nations” should come out of “barbarous seclusion, and wheel into the ranks of civilization,” the message addressed to white America was that since “England has been at work for a long time in India” and now China, the US should join England in making an “advance to Japan and meet in Shingahai [sic]” because “the Anglo-Saxons are the masters of the world; unless the Cossacks (the modern Huns)

make another irruption.”⁷⁴

6. Conclusion

Although generally lacking specific details of incidents in newspaper reports, shipwrecks in the Pacific region in the 1840s and early 1850s had sociopolitical implications for discussions to “open” Japan. As an exception, the thoroughly publicized report on Glynn’s mission to bring home “shipwrecked” persons was ironically about the return of people who were not exactly shipwrecked. Consequently, this incident defined the American government’s active role in securing the return of its people. In other words, this incident posited the mobility/immobility of people against national sovereignty, forming the role of the national government in regulating and rescuing mobility-related incidents. The mobility/immobility of people crossing national borders initiated and shaped diplomatic negotiations between the US and Japan to “open” commercial and diplomatic relations.

Biddle’s expedition in 1846 received less media attention compared to Perry’s expedition in 1853-54. The reason for this probably does not reflect the fact that Biddle returned empty-handed, while Perry managed to form an agreement with the bakufu. Much of the media coverage of Perry’s expedition appeared before Perry’s departure. The difference probably arose from a rapid shift in public interest that developed with Glynn’s mission to rescue Americans stranded in Nagasaki. Behind this was the surge of expansionist notions as the US obtained large territorial gains, the number of whalers in the Pacific region grew, and global economic and political relations in the Asian region shifted.

Particularly in the English-language media, the news of shipwrecked and distressed persons in foreign lands grew into a diplomatic and humanitarian problem that required addressing and intervention by the US government. It seems that the US government intentionally took advantage of the media reproducing the image of the Japanese being cruel and uncivilized, considering the information and experience the US government had gained from the Glynn mission. Apparently, humanitarian interests developed into an important rhetorical and practical element in the nation’s decisions and actions, especially in the US government’s imperialist/colonialist movements dealing with non-Western nations and their peoples. In the American historical context, provisions of national humanitarian aid for its own people motivated and justified advances made toward Japan to advance commerce. It is noteworthy that there were numerous attempts and successes of American civilians rescuing shipwrecked Japanese who otherwise had almost no chances of survival.⁷⁵

On the bakufu’s side, shipwrecked foreigners reaching Japanese shores supposedly posed a threat of disrupting civil order, as foreign contact with local Japanese could have led to the spread of Christianity or other unwelcomed foreign influence. The bakufu consistently intended to suppress foreign influence to maintain “peace,” even turning away Japanese shipwrecked persons saved by foreign nationals. In 1854, Japan promised the US to protect and return American crew members and their possessions, although at the time, the basic Japanese policy already was to protect and return foreign survivors of distressed ships.⁷⁶

It is evident that bakufu officials consistently adhered to avoiding foreign conflict and war, and that naval defense policy underwent changes in line with this basic principle of peacekeeping. Records show that the bakufu also placed a certain value on reflecting humanitarianism in its treatment of

Japanese shipwrecked crews trying to return home. They contemplated jinsei, or benevolent rule, as a political element in considering policy changes, using it rhetorically at times while adhering to a strong distrust of its people interacting with foreigners.

In agreement with the treaties, Japan did not have to completely alter its fundamental policy of limiting and controlling foreign influence in Japan. Even after the 1850s, Japan continued to isolate and restrict the mobility of foreigners to specified areas, and this continued until the abolishment of foreign settlements in 1899. The “opening” of Japan in 1854 did not result in a drastic structural change in accepting incoming foreigners, as it did not result in the unrestricted mobility of Japanese traveling abroad. The nation continued to control mobility to a great extent.

Notes

- ¹ The newspaper article noted that this was an excerpt from a “brilliant sermon delivered on Thanksgiving day by Rev. Dr. Tyng, of St. George’s church in New York.” “Our Country and Its Destinies,” *Buffalo Courier*, 1 January 1851, 2.
- ² *Naval History and Heritage Command*, <https://www.history.navy.mil/about-us/leadership/director/directors-corner/h-grams/h-gram-063/h-063-3.html>, accessed 3 January 2022.
- ³ Japan’s copy of the treaty, “Modern Japan in Archives,” National Diet Library, <https://www.ndl.go.jp/modern/e/cha1/description01.html>, accessed 4 September 2021. “Copy of the U.S.-Japan Treaty of Peace and Amity,” Library of Congress, <https://www.wdl.org/en/item/14449/>, accessed 4 September 2021. Paul H. Clark, *The Perry Expedition and the “Opening of Japan to the West” 1853-1873: A Short History with Documents* (Indianapolis: Hackett Publishing Company, Inc., 2020), 84.
- ⁴ For example, David L. Howell, “Encounters and Informal Diplomacy in Early Modern Japan,” *The Journal of Japanese Studies* 40, no. 2 (Summer 2014): 297 refers to the publications by Kazui Tashiro, Ronald Toby, and Yasunori Arano.
- ⁵ See Luke S. Roberts, “Shipwrecks and Flotsam: The Foreign World in Edo-Period Tosa,” *Monumenta Nipponica*, 70, no. 1 (2015): 83-122.
- ⁶ See Yasunori Arai, ed., *Kinseinihon no kokusaikankei to gensetsu* [modern Japan’s international relations and discourse] (Hiroshima: Keisuisha, 2017); Nihon rekishi gakkai [Japanese historical society], ed., *Peri raikō* [Perry’s arrival] (Tōkyō: Yoshikawakōbunkan, 2003; 2015); Yasunori Arano, et al., eds., *Kindaika suru nihon* [Japan modernizing] (Tōkyō: Yoshikawakōbunkan, 2012); Tetsunori Iwashita and Fusaaki Maehira, eds., *Kinseinihon no kaigai jōhō* [early modern Japan’s overseas information] (Tōkyō: Iwatashoin, 1997; 1998; 2001).
- ⁷ Minoru Kamishiraishi, “Sakoku to kaikoku [closed nation and open nation],” Yasunori Arano et al., eds., *Kindaika suru nihon* [Japan modernizing] (Tōkyō: Yoshikawakōbunkan, 2012), 218-219.
- ⁸ William L. Neumann, “Religion, Morality, and Freedom: The Ideological Background of the Perry Expedition,” *Pacific Historical Review* 23, no. 3 (August 1854): 247-257 provides an important analysis on this subject.
- ⁹ Minoru Kamishiraishi, *Bakumatsuki taigaikankei no kenkyū* [research on bakumatsu period foreign relations] (Tōkyō: Yoshikawakōbunkan, 2011), 260; Minoru Kamishiraishi, *Bakumatsu no kaibō senryaku: ikokusen wo kakuri seyo* [bakumatsu sea defense: isolate foreign ships] (Tōkyō:

- Yoshikawakōbunkan, 2011), 188-190.
- ¹⁰ This is pointed out in the online exhibition of the US National Archives. “The Treaty of Kanagawa,” National Archives, <https://www.archives.gov/exhibits/featured-documents/treaty-of-kanagawa>, accessed 12 September 2021.
- ¹¹ Kamishiraishi, *Bakumatsu no kaibō senryaku*, 117, 128-131, 188-190. An 1843 proclamation stated that the return of Japanese shipwrecked persons was not permitted, except from Chinese and Dutch ships. Also, by indicating that there would be no penalty in honestly reporting contact with foreign ships, the bakufu seems to have intended to readily collect information on foreign ship arrivals. Minoru Kamishiraishi, “Meiji shinseifu no gaikōtaiken to jōyakurikai [new meiji government’s diplomatic experience and understanding of the treaties],” Masahiro Tomoda, ed., *Bakumatsuishinki no nihon to sekai: gaikō keiken to sōgoninshiki* [Japan and the world during the bakumatsu restoration period: experiences of foreign diplomacy and mutual recognition] (Tōkyō: Yoshikawakōbunkan, 2019), 220-222. Tetsunori Iwashita, *Edo no kaigaijōhō nettowāku* [Edo’s foreign information network] (Tōkyō: Yoshikawakōbunkan, 2006), 106.
- ¹² Kamishiraishi emphasizes this point. Some of the bakufu’s officials had a strong sense of distrust in Japanese common people. Kamishiraishi, *Bakumatsu no kaibō senryaku*, 190-192.
- ¹³ Kamishiraishi, *Bakumatsu no kaibō senryaku*, 18-23.
- ¹⁴ Ibid.
- ¹⁵ Nihonrekishi gakkai, ed., *Peri raikō*, 3, 9-10.
- ¹⁶ For example, Kushimoto, Wakayama’s museum commemorating the historic arrival of two American merchant ships in 1791 makes the case that there was contact and dialogue between Japanese and Americans then. “Exchange with the United States for the First Time in Japan,” Kushimoto town, <https://www.town.kushimoto.wakayama.jp/kanko/kizuna/america.html>, accessed 11 September 2021.
- ¹⁷ Kamishiraishi, *Bakumatsu no kaibō senryaku*, 15-23.
- ¹⁸ Kamishiraishi, *Bakumatsuki taigaikankei no kenkyū*, 258-259.
- ¹⁹ Kamishiraishi, *Bakumatsu no kaibō senryaku*, 118-121.
- ²⁰ “The Treaty of Kanagawa, signed in 1854 between the Japanese and Americans,” Digital Public Library of America, <https://dp.la/primary-source-sets/commodore-perry-s-expedition-to-japan/sources/1797>, accessed 6 January 2021.
- ²¹ Kamishiraishi, *Bakumatsuki taigaikankei no kenkyū*, 264-266. Commodore M. C. Perry, *Narrative of the Expedition to the China Sea and Japan 1852-1854* (Mineola: Dover Publications, Inc., 2000), 478-481.
- ²² Kamishiraishi, *Bakumatsuki taigaikankei no kenkyū*, 23-24.
- ²³ See David F. Long, *Sailor-Diplomat: A Biography of Commodore James Biddle, 1783-1848* (Boston: Northeastern University Press, 1983), 209. Also, Historical Society of Pennsylvania’s Hidden Collections Initiative for Pennsylvania Small Archival Repositories, “Biddle Family Papers,” http://dla.library.upenn.edu/dla/pacscl/ead.pdf?id=PACSCL_SMREP_AF01, accessed 3 January 2022; Merrill L. Bartlett, “Commodore James Biddle and the First Naval Mission to Japan, 1845-1846,” *The American Neptune* 41, no. 1 (January 1981): 25-35; Nicholas B. Wainwright, *Commodore James Biddle and His Sketch Book* (Philadelphia: Historical Society of Pennsylvania, 1966).
- ²⁴ See Toshihiro Uematsu, “Bidoru raikō to kaibō mondai [Biddle’s arrival and the issue of naval

- defense]" *Shirin* 85, no. 1, (2002): 64-87. For Biddle's account in newspapers, see "United States Ship Columbus, Off the Coast of Japan, July 31, 1846," *The Washington Union* (Washington, DC), 8 March 1847, 2; "Commodore Biddle's Official Account of His Visit to Japan," *The Evening Post* (New York), 11 March 1847, 2; "Our Relations with the Japanese," *The New York Herald*, 11 March 1847, 1; "Commodore Biddle's Official Account of His Visit to Japan," *The Polynesian* (Honolulu), 30 October 1847, 1; "The American Visit to Japan," *The Sydney Morning Herald*, 23 May 1848, 3.
- ²⁵ "Report of the Secretary of Navy," *Richmond Enquirer* (Virginia), 31 December 1847, 1.
- ²⁶ "Report of the Secretary of the Navy," *The Washington Union*, 12 December 1846, 1; *The Evening Post*, 15 December 1846, 1. A similar report on Japan appears in the 1847 annual report. "Report of the Secretary of Navy," *The New York Daily Herald*, 10 December 1847, 6; *Alexandria Gazette* (Virginia), 13 December 1847, 2.
- ²⁷ "United States Ship Columbus, Off the Coast of Japan, July 31, 1846," *The Washington Union*, 8 March 1847, 2; "Commodore Biddle's Official Account of His Visit to Japan," *The Evening Post* (New York), 11 March 1847, 2; "Our Relations with the Japanese," *The New York Herald*, 11 March 1847, 1; "Commodore Biddle's Official Account of His Visit to Japan," *The Polynesian*, 30 October 1847, 1; "The American Visit to Japan," *The Sydney Morning Herald*, 23 May 1848, 3.
- ²⁸ For details see Uematsu, "Bidoru raikō to kaibō mondai," 64-87; Muneyuki Yamaguchi, "Bidoru raikō mondai saikō [reassessing Biddle's arrival matter]," in *Sakoku nihon to kokusaikōryū* [closed Japan and international exchange] part two, ed. Kenji Yanai (Tōkyō: Yoshikawakōbunkan, 1988), 541-557.
- ²⁹ Robert McCoy, deposition to James Glynn dated 30 April 1849, *The Daily Union* (Washington, DC), 30 August 1850, 1. He stated, "I never heard that an American commodore had been knocked down by a common soldier at Yedo, until I heard it from our guard at Nangasacki [sic]."
- ³⁰ "Trade to China and Japan," *The Public Ledger and Daily Advertiser* (London), 28 August 1819, 1.
- ³¹ "China and Japan—Population and Commerce—by R. Montgomery Martin," *The Standard* (London), 30 November 1842, 1; *Yorkshire Gazette*, 3 December 1842, 8. See also, "Expedition against Japan," *The Athlone Sentinel* (Westmeath, Republic of Ireland), 2 December 1842, 3 and "Expedition against Japan," *The Derry Journal* (London), 6 December 1842, 1, purportedly a reprint from the "Naval and Military Gazette."
- ³² "An Embassy to Japan," *The Morning Post*, 27 February 1844, 5.
- ³³ "English Designs upon Japan," *The Tipperary Free Press* (Tipperary, Republic of Ireland), 12 June 1844, 4.
- ³⁴ "England and Japan," *Morning Advertiser*, 8 October 1846, 2; *The Evening Chronicle*, 9 October 1846, 1. This article seems to be a reprint from the "Augsburg Gazette." It is also reported, "about three years ago Captain Belcher was charged by the Admiralty with making hydrographical survey of Japanese waters." Also see "The Empire of Japan," *The York Herald* (Yorkshire, England), 14 November 1846, 3; "Attempts to Open the Trade with Japan," *Bell's Weekly Messenger* (London), 12 December 1846, 1.
- ³⁵ "Proposed Commercial Mission to Japan," *The Inverness Courier*, 30 December 1846, 2. "British Intercourse with Japan, Cochin China, and Siam," *The Leeds Intelligencer* (Yorkshire, England), 7 April 1849, 7. "Extension of Commerce with Japan, &c.," *The Morning Post*, 5 April 1849, 2 and "Commercial Mission to Japan, &c.," *The Leeds Intelligencer*, 14 April 1849, 8 reported on reactions

- to “Mr. Montgomery Martin’s project of a tentative commercial mission to Japan, Corea, Cochin China, and Siam.”
- ³⁶ “Japan,” *Greenock Advertiser* (Renfrewshire, Scotland), 5 January 1847, 1. Also see “A Visit to Japan,” *The Dublin Evening Mail* (Dublin, Republic of Ireland), 6 January 1847, 2; “A Visit to Japan,” *The Pilot* (Dublin, Republic of Ireland), 8 January 1847, 1; “The Dutch in Japan,” *Kerry Examiner and Munster General Observer* (Kerry, Republic of Ireland), 11 January 1842, 2; “Japan,” *Durham Chronicle* (Durham, England), 15 January 1847, 3. As a reprint of “Ritchie’s ‘British World,’” “Society in Japan,” *The Belfast Protestant Journal* (Antrim, Northern Ireland), 29 May 1847, 4 described Japan in detail.
- ³⁷ “Discovery Notes about Japan,” *The New York Daily Times*, 7 February 1852, 2. “Japan, or Nippon,” *Semi-Weekly Standard* (Raleigh, North Carolina), 17 February 1852, 2. From *The New York Times*. “Japanese,” *Natchez Daily Courier* (Natchez, Mississippi), 2 March 1852, 1.
- ³⁸ D. Geisinger, “Sailing Instruction to Commodore Glynn,” dated 31 January 1849, *The Daily Union*, 30 August 1850, 1.
- ³⁹ Shunzo Sakamaki, “Japan and the United States, 1790-1853,” *The Transactions of the Asiatic Society of Japan*, Second Series, vol. XVIII (1939), chapters VIII and IX provide an analysis of this incident in reference to bakufu records. Also see Nihonrekishi gakkai, ed., *Peri raikō*, 86-87 and Michael P. Onorato, “The Opening of Japan, 1849-1854: America ‘Finds the Key,’” *Asian Studies* 68, no. 3 (1969): 286-296.
- ⁴⁰ “Rescue of American Seamen at Japan,” *London Evening Standard*, 27 July 1848, 2. A report from the “*China Mail*.” The news of the rescue plan reached the UK through English-language reports made in China. “From the Overland China Mail, Jan 29,” *The Newry Examiner and Louth Advertiser*, 28 March 1849, 4 and *The Edinburgh Evening Post & Scottish Standard*, 24 March 1849, 1.
- ⁴¹ “Japan,” *Weekly Alta California*, second edition extra, 2 August 1849, 1. Also, “Arrival of the Preble,” *The Evening Post*, 3 January 1851, 2; *The Buffalo Commercial*, 6 January 1851, 2. *New-York Tribune*, 3 January 1851, 4. “Cruise of the United States Ship Preble,” *Weekly National Intelligencer*, 11 January 1851, 1. It is reported that on its return to California from China, *Preble’s* crew suffered from “dysentery” and was forced to stay on Sandwich Islands where a hospital was erected. See *The Lancaster Examiner* (Lancaster, Pennsylvania), 15 January 1851, 3.
- ⁴² *The Daily Union*, 30 August 1850, 1-2 and 31 August 1850, 1. There is a deposition by a rescued individual on suspecting that a fellow seaman died of poisoning by the Japanese. Sakamaki’s “Japan and the United States, 1790-1853” describes the medical care provided by the bakufu doctors who tried to save him. Sakamaki (p. 55) points out that McDonald’s statement corroborates Japanese records. In Japan one Hawaiian, Maui, hanged himself in a fit of despondency, according to the survivors. On this point, Sakamaki introduces Japanese records that indicate he may have died of strangulation as the result of a quarrel with his fellows over the fact that the misbehavior of a few had led to the imprisonment of the whole group, with consequent loss of their former comforts and privileges. Maui died the night the group was taken from the temple to the common jail. *The Polynesian*, 29 September 1849, 1 and 27 October 1849, 1 also printed a lengthy report.
- ⁴³ See Sakamaki, “Japan and the United States, 1790-1853,” 57-58.

- ⁴⁴ William S. Lewis and Naojiro Murakami, ed., *Ranald MacDonald* (Spokane: The Eastern Washington State Historical Society, 1923), 233. Robert McCoy deposition dated 30 April 1849, *The Daily Union*, 30 August 1850, 1.
- ⁴⁵ Sakamaki, “Japan and the United States, 1790-1853,” 47-48.
- ⁴⁶ “Arrival of the Preble,” *The Evening Post*, 3 January 1851, 2; “Arrival of the Preble,” *The Buffalo Commercial*, 6 January 1851, 2; “Cruise of the United States Ship Preble,” *Weekly National Intelligencer* (Washington, DC), 11 January 1851, 1.
- ⁴⁷ “Detailed Account of the Voyage of the U.S. Ship Preble,” *The Daily Republic* (Washington, DC), 6 January 1851, 1, *The Charleston Daily Courier*, 8 January 1851, 2.
- ⁴⁸ Neumann, “Religion, Morality, and Freedom,” 248. Glynn suggested that the detention, imprisonment and maltreatment of American citizens could be used to more advantage on a future occasion. “James Glynn to the President, Washington, June 10, 1851,” *Executive Documents, The Senate of the United States, First Session of the Thirty-Second Congress, 1851-2*, vol. IX (Washington, DC: A. Boyd Hamilton, 1852), 74-75.
- ⁴⁹ The letters exchanged between the two nations were printed in newspapers. “The United States Expedition to Japan,” *Weekly National Intelligencer*, 6 May 1854, 6; “The Japan Documents,” *The Charleston Daily Courier*, 9 May 1854, 1. Also, *Senate Executive Document 33-34, 33rd Congress, 2nd session*, Committee on Foreign Relations, U.S. Congressional Serial Set No. 751, Senate Executive Documents, Vol. 6., https://www.govinfo.gov/content/pkg/SERIALSET-00751_00_00-032-0034-0000/pdf/SERIALSET-00751_00_00-032-0034-0000.pdf, accessed 8 January 2022.
- ⁵⁰ For instance, see Jeffrey A. Keith, “Civilization, Race, and the Japan Expedition’s Cultural Diplomacy, 1853-1854,” *Diplomatic History* 35, no. 2 (2011): 179-202, <http://www.jstor.org/stable/24916476>, accessed 26 December 2021.
- ⁵¹ Andrew Gordon, *A Modern History of Japan: From Tokugawa Times to the Present* (New York: Oxford University Press, 2021), 49.
- ⁵² “The United States and the Opening to Japan, 1853,” Office of the Historian, State Department, <https://history.state.gov/milestones/1830-1860/opening-to-japan>, accessed 19 August 2021 notes that in the case of Japan, missionaries felt that Protestant Christianity would be accepted where Catholicism had generally been rejected.
- ⁵³ Ministry of Foreign Affairs of Japan, “Gaimushō Q&A: Bakumatsuki,” https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/qa/bakumatsu_01.html, accessed 24 August 2021. Also see Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan ed., *Bakumatsu eno izanai* [an invitation to bakumatsu] (Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan: 2016), 2.
- ⁵⁴ *The Mountain Sentinel* (Ebensburg, Pennsylvania), 5 February 1852, 2.
- ⁵⁵ “News by Telegraph, Interesting from Washington, The Object of the Expedition to Japan,” *New York Daily Herald*, 21 March 1852, 1. “Washington, March 20 — 7 P. M.” “Japan,” *The New York Times*, 1 October 1852, 3 printed a similar comparison.
- ⁵⁶ “Japan,” *The Buffalo Commercial*, 2 April 1852, 2.
- ⁵⁷ “From the Alta California,” *The Polynesian*, 18 January 1851, 1.
- ⁵⁸ “Expedition to Japan — Its Probable Results,” *The Daily Union*, 14 May 1852, 2.
- ⁵⁹ “Late Visit to Japan,” *The Sydney Morning Herald*, 3 January 1852, 3.

- ⁶⁰ “From the Alta California,” *The Polynesian*, 18 January 1851, 1. Although eight of the fourteen rescued on the Glynn mission were Oahu natives, there is hardly any report on their experience. According to the report by Robert Browne, Consul for Canton, dated 25 January 1849, Canton, *The Daily Union*, 30 August 1850, 1, the men were “Henry Baker, native of Oahu, Sandwich Islands, aged 40 years, seaman; James Hall, native of Oahu, aged 25 years, seaman; Manna, native of Oahu, aged 25 years, seaman; Makea, native of Oahu, aged 28 years, seaman; Steam, native of Oahu, aged 26 years, seaman; Jack, native of Oahu, aged 22 years, seaman; Hiram, native of Oahu, aged 27 years, seaman; Marvy, native of Oahu, aged 25 years seaman.”
- ⁶¹ “America and Japan,” *Perthshire Advertiser*, 18 October 1849, 4.
- ⁶² “United States Expedition against Japan,” *Home News for India, China and the Colonies* (London), 24 April 1852, 16. This article stated that “[t]he correspondent of the *Times* at New York” made the remarks in the article. Also see, “Expedition to Japan (‘New York Correspondent of the *Times*’)” *The Galway Vindicator, and Connaught Advertiser* (Galway, Republic of Ireland), 14 April, 1852, 1; “Japan and the United States,” *Greenock Advertiser* (Renfrewshire, Scotland), 18 May 1852, 4; “Expedition to Japan,” *Edinburgh Evening Courant* (Midlothian, Scotland), 23 December 1852, 4. “The Expedition to Japan,” *The Bell’s New Weekly Messenger* (London), 26 December 1852, 2 stated that the intention of the US expedition was to be “friendly and peaceful.”
- ⁶³ “The American Expedition to Japan,” *Elgin Courant, and Morayshire Advertiser* (Elgin, Moray, Scotland), 23 April 1852, 4. This article quoted the “*Examiner*.”
- ⁶⁴ “The American Japan Expedition,” *The Polynesian*, 27 November 1851, 1.
- ⁶⁵ “Our Washington Correspondence,” *New York Daily Herald*, 31 January 1852, 8.
- ⁶⁶ *The Newcastle Weekly Courant* (England), 13 February 1852, 6. Quoting the *New York Herald*, dated 27 January.
- ⁶⁷ “Trade with Japan,” *Hartford Courant*, 2 February 1852, 2.
- ⁶⁸ “Discovery Notes about Japan,” *The New York Daily Times*, 7 February 1852, 2; “Japan, or Nippon,” *Semi-Weekly Standard* (Raleigh, North Carolina), 17 February 1852, 2; “Japanese,” *Natchez Daily Courier* (Natchez, Mississippi), 2 March 1852, 1.
- ⁶⁹ “The Japanese Expedition,” *New-York Tribune*, 17 March 1852, 4.
- ⁷⁰ “The Resources of Japan,” *Hartford Courant*, 19 June 1854, 2.
- ⁷¹ For instance, Hiroyuki Shiode, presentation “Higashi ajia kindaishi no nakano meiji ishin [the Meiji restoration in the context of East Asian history],” Meiji ishinshi gakkai kaisoku 40 shūnen kinen taikai [Meiji restoration history association 40th anniversary conference], 12 June 2021, online meeting.
- ⁷² Gerrit Gong, *The Standard of ‘Civilization’ in International Society* (Oxford: Clarendon Press, 1984); Lyndel V. Prott, “The Standard of ‘Civilization,’” *Sydney Law Review* 17 (1987): 419-422. A “civilized” state also practices political bureaucracy with capacity to organize self-defense, adheres to international law, maintains diplomatic interchange, and conforms to the accepted norms of a “civilized” international society (suttee, polygamy and slavery were considered “uncivilized,” and therefore unaccepted). Lydia H. Lu, *The Clash of Empires: The Invention of China in Modern World Making* (Cambridge: Harvard University Press, 2006) discusses the cultural legacy of sovereignty regarding the British empire and the Qing dynasty.
- ⁷³ “Japan,” *Royal Cornwall Gazette* (Cornwall, England), 9 April 1852, 6.

- ⁷⁴ “Expedition to Japan,” *Dundalk Democrat, and People’s Journal* (Louth, Republic of Ireland), 17 April 1852, 7. Printed as “From the New York Correspondent of the Times.” Also see “Expedition to Japan,” *Dublin Evening Packet and Correspondent* (Dublin, Republic of Ireland), 10 April 1852, 2; *Dublin Evening Mail*, 12 April 1852, 2; *The Waterford Mail*, 14 April 1852, 1; *Roscommon Journal, and Western Impartial Reporter*, 17 April 1852, 4; *The Downpatrick Recorder*, 17 April 1852, 1; “The American Expedition to Japan,” *Westmorland Gazette* (Westmorland, England), 6 November 1852, 2.
- ⁷⁵ For instance, Manjirō and his fellow seamen were saved by Captain William Whitfield of Fairhaven and Hikozō (Joseph Heco) by Captain William Jennings. See, Hsuan L. Hsu, “Personality, Race, and Geopolitics in Joseph Heco’s ‘Narrative of a Japanese,’” *Biography* 29, no. 2 (2006): 273-306, <http://www.jstor.org/stable/23540572>, accessed 8 January 2022.
- ⁷⁶ For an analysis on issues dealing with shipwrecks after the signing of the treaty, see Minoru Kamishiraishi, “Hyōryūsha kyūjo to sōkan no kindaika [the modernization in the rescue and repatriation of stranded people]” in *Kinseinihon no kokusaikankei to gensetsu* [modern Japan’s international relations and discourse], ed. Yasunori Arano (Hiroshima: Keisuisha, 2017), 369-387.

Selected Bibliography

- Arano, Yasunori. *Kinseinihon no kokusaikankei to gensetsu* [modern Japan’s international relations and discourse]. Hiroshima: Keisuisha, 2017.
- Arano, Yasunori, et al., eds. *Kindaika suru nihon* [Japan modernizing]. Tōkyō: Yoshikawakōbunkan, 2012.
- Feifer, George. *Breaking Open Japan: Commodore Perry, Lord Abe, and American Imperialism in 1853*. New York: Smithsonian Books, HarperCollins Publishers, 2006.
- Gordon, Andrew. *A Modern History of Japan: From Tokugawa Times to the Present*. 4th ed. New York: Oxford University Press, 2020.
- Howell, David L. “Foreign Encounters and Informal Diplomacy in Early Modern Japan.” *The Journal of Japanese Studies* 40, no. 2 (Summer 2014): 295-327.
- Ishii, Takashi. *Nihonkaikokushi* [a history of Japan’s opening]. Tōkyō: Yoshikawakōbunkan, 1972; 1990.
- Iwashita, Tetsunori. *Edo no kaigaijōhō nettowāku* [Edo’s foreign information network]. Tōkyō: Yoshikawakōbunkan, 2006.
- Iwata, Miyuki. *Kurofune ga yattekita: bakumatsu no jōhōnettowāku* [the black ship came: bakumatsu’s information network]. Tōkyō: Yoshikawakōbunkan, 2005.
- Kamishiraishi, Minoru. *Bakumatsu no kaibō senryaku: ikokusen wo kakuri seyo* [bakumatsu sea defense: isolate foreign ships]. Tōkyō: Yoshikawakōbunkan, 2011.
- Kamishiraishi, Minoru. *Bakumatsuki taigaikankei no kenkyū* [research on bakumatsu period foreign relations]. Tōkyō: Yoshikawakōbunkan, 2011.
- Masahiro, Tomoda, ed. *Bakumatsuishinki no nihon to sekaï: gaikō keiken to sōgoninshiki* [Japan and the world during the bakumatsu restoration period: experiences of foreign diplomacy and

- mutual recognition]. Tōkyō: Yoshikawakōbunkan, 2019.
- Meijiishinshi gakkai, ed. *Meijiishin to ajia* [the Meiji restoration and Asia]. Tōkyō: Yoshikawakōbunkan, 2001.
- Neumann, William L. “Religion, Morality, and Freedom: The Ideological Background of the Perry Expedition.” *Pacific Historical Review* 23, no. 3 (August 1954): 247-257.
- Perry, Commodore M. C. *Narrative of the Expedition to the China Seas and Japan 1852-1854*. Toronto: General Publishing Company, Ltd., 2000. Reprint.
- Tanaka, Takeo, ed. *Zenkindai no nihon to higashiajia* [premodern Japan and East Asia]. Tōkyō: Yoshikawakōbunkan, 1995.
- Yamatuchi, Keiji. *Sakoku to kaikoku* [closed nation and open nation]. Tōkyō: Iwanamishoten, 1993; 2001.
- Yokosukakaikokushi kenkyūkai, ed. *Peri nihon kikō: Perry to Uraga* [Perry’s Japan journey account: Perry and Uraga]. Yokosuka: Yokosuka City, 2001.

日本「開国」をめぐる議論にみる人の移動について

小澤 智子（武蔵野美術大学）

本稿は、日本の「開国」にかかわる日本とアメリカ合衆国の交渉に焦点をしぼり、英語圏の新聞にみる議論の展開と両政府の対応の争点を、「人の移動」という視座から見直す。具体的には、アメリカ政府から派遣された海軍人ジェームス・ビドル（1846年）、ジェームス・グリーン（1849年）、そしてマシュー・ペリー（1853年、1854年）らの来航にかかわる報道に注目し、「漂流」というかたちの人の移動が、初期の日米間の対面交渉に向けて、どのように受け止められていたのかを考察する。まず、アメリカから「開国」を求められながらも、社会秩序の乱れを避けたい幕府が、人びとの移動を管理・制限しつづける実情を強調する。そして、漂流したアメリカ人を救助することが、アメリカ政府の果たすべき役割であり、また日本「開国」を迫る正当な理由である、という論点が形成される様子を追う。つまり、19世紀半ばの国際的な人の移動が、アメリカ国家に求められる役割（国境管理、自国民の保護や外交など）に関する議論に大きくとりあげられることを浮き彫りにする。なお本稿では、人の移動に関する歴史的な語りとその影響について論じるが、同時代の漂流にかかわる具体的な記録の網羅的な調査については、今後の課題としたい。

キーワード：人の移動、漂流、日米関係、日本「開国」、幕末、メディア

〈資料紹介〉

戦後カナダ移住に関する基礎史料 — 外務省外交史料館所蔵史料 —

飯野 正子（津田塾大学・名誉教授／海外移住資料館学術委員会委員長）
 高村 宏子（東洋学園大学・元教授）
 原口 邦紘（外務省外交史料館・元副館長）
 木野 淳子（東京外国語大学・兼任講師）

〈目次〉

はじめに

I. 戦後カナダ移住（概観）

1. 戦後カナダ政府の対日移民政策
2. 日本側の対応とカナダ側の対日移民政策の緩和

II. 戦後カナダ移住基礎史料：外務省戦後外交記録

1. 基礎史料：戦後カナダ移住関係記録
2. 記録ファイル概要：編綴目次と所収文書の概要

III. カナダ移住記録ファイル所収文書の選別リストにみる戦後カナダ移住俯瞰

1. 事項別・時系列文書一覧
2. 個別文書

おわりに

キーワード：日系カナダ人、戦後カナダ移住、日加関係

はじめに

「第二次世界大戦直後に日本に『送還』された日系カナダ人のその後」の調査研究で、私たちは戦後、日本に「送還」された日系カナダ人（主に二世）への聞き取りを中心に戦後初期カナダ移民に関する調査結果を研究ノート2、論文1にまとめた¹。その過程で発掘収集した史資料は右研究ノート等で逐次紹介したが、それは主として、「送還」された在日二世のカナダ帰国問題や呼寄せ移民の経緯に関する史資料であった。

戦後のカナダ移住に関する一次史料の代表的所蔵機関としては外務省外交史料館およびカナダ図書・公文書館（Library and Archives Canada : LAC）がある。LACの移民関係史資料はインターネット上で史資料件名及び多くの史資料のデジタル画像が公開されている。一方、外交史料館所蔵史料でも、明治・大正・昭和戦前期の史料はアジア歴史資料センター²においてほとんどがインターネット上でデジタル公開されているものの、移民・移住関係史料だけは外交史料館のみでの公開となっている。また明治・大正・昭和戦前期の所蔵史料は、件名目録が出版されているので全体像が比較的把握しやすいが、戦後の移住関係史料についてはインターネット所蔵検索システムと外交史料館閲覧室備え付けの目録がアクセスへの唯一の手がかりであり、分類も複雑なものとなっている³。

本稿では、外交史料館で公開されている戦後カナダ移住史料を俯瞰的に紹介することにより、ほと

んど未開拓の戦後カナダ移住研究への手がかりとしたい。先ず、戦後カナダ移住の流れを概観し、次に、戦後カナダ移住関係記録ファイル件名、さらに、同ファイルの編集目次により、ファイル全体の所収文書の概要を見た後、カナダ移住関係ファイルに編綴されている文書群から選定した約300点の文書件名を事項別・時系列的に紹介し、戦後カナダ移住関係の基礎史料を俯瞰する。そして最後に、その中から、カナダの対日本人移民政策及び日本の対応振りを示す代表的な2史料を掲載して、戦後カナダ移住の実相の一端を提示することとする。

I. 戦後カナダ移住（概観）⁴

1. 戦後カナダ政府の対日移民政策

戦後の日本人移民のカナダ渡航は、1950年代から、カナダ在住日系人（1951年人口21,663人）による日本に住む父母妻子など家族・親族の呼び寄せ渡航で始まった。そして、この呼寄せ移民は、カナダが人種・国籍による差別条項を完全に撤廃し、ポイント制導入によって所謂技術移民など本格的移住が始まる1967年前後まで、日本人カナダ移住の主流を占めた。

戦後になっても、カナダの移民法は、日本人や中国人などアジア人移民に対しては、極めて限定した移民しか認めない厳しいものであった。1952年サンフランシスコ平和条約発効に伴う日加国交回復後、敵性外国人令が廃止される一方、日本人移民にも他のアジア移民と同様1930年9月のアジア移民制限閣令（PC2115）が適用されることとなった。そして、1953年6月に施行された新移民法及び施行細則（20条2.）、さらに1956年5月閣令によって、日本人はアジア移民として、限られた呼寄せ移民以外は入国禁止という厳しい規制下に置かれた。

日本人移民と同様、中国人移民もアジア移民制限閣令（PC2115）の適用対象であったのだが、中国人はカナダ当局の温情主義的取扱いにより、年々多数の呼寄せ移民が中国（香港）から入国したため、次第に中国人不法移民問題が顕在化し、カナダ当局を悩ませた⁵。また、英連邦のインド、パキスタン、セイロンからの移民には割当制⁶が適用され、その結果、日本人移民のみが入国禁止同然となる状況が続いた。

カナダ政府の対日移民政策は、W. L. マッケンジー・キング自由党内閣の二つの首相声明に代表される。戦時中、日系人は敵性外国人と規定され、太平洋沿岸からの排除、財産没収、強制収容、分散、日本追放と、次々と過酷な抑圧政策を実施されたが、戦後の日本人移民も、1944年8月4日に出された日本人移民禁止声明および1947年5月1日に出されたアジア人移民制限政策に関する声明により、大きな制約を受けることになった。移民の選択・受け入れはカナダの国内問題でカナダの絶対的権限であり、外国の干渉は許さないという方針は、戦後のカナダ政府の基本的方針として、1960年代までの対日移民政策に通底する政策となった。

このようなカナダの対日移民政策に対して、日本政府（外務省）は、移民問題は極めて機微なカナダの国内政治問題であることを強く認識し、終始一貫して努めて慎重な態度で対処した。

2. 日本側の対応とカナダ側の対日移民政策の緩和

戦後の対加移住のきっかけは、終戦直後日本に「送還」された日系人はじめ日本在住日系カナダ人のカナダへの帰国問題であり、カナダの日系人が日本の家族、近親者を呼寄せせる問題であった。その渡航促進のために日系カナダ人は全カナダ日系市民協会（National Japanese Canadian Citizens

Association) を組織して、カナダ政府に呼寄せ拡大を要求する運動を展開した。この運動に対して、日本政府（外務省）は、直接関与することは避け、オタワの大使館を通じ、呼寄せ運動に対する人道的立場からの善処を求め、あらゆる機会にカナダ政府当局に非公式に要望する方針で臨んだ。一方で、日本政府（外務省）の関心と努力は、戦後の急速な日加経済関係の進展にともなう日本人（駐在員、技術者）のカナダ入国を開拓することに注入され、1年毎の滞在ビザの延長や移民資格での入国要請などに取り組んだ。1960年代に入り、進歩保守党のジョン・ディーフェンベーカー内閣時代には、1961年6月と10月の池田総理、ディーフェンベーカー首相の日加相互訪問を転機として、対加移住促進のための施策が日加間で講じられた。1966年6月、東京カナダ大使館に査証部が開設されて、旅券発行、査証事務の効率化・迅速化が計られた。さらに同年9月にはマルシャン移民大臣の訪日招待、10月の日加閣僚会議の共同声明においてカナダ移住に関する日加両国の協力の確認などが行われる中で、1967年10月、ついに念願の新移民法施行規則が実施されるに至った。同規則は、人種や国籍条項を完全に撤廃し客観的かつ平等なポイント制を導入した画期的なものであり、日本の対加移住も新しい時代を迎えることになった。以上の戦後カナダ移住の経緯を示す基礎史料を次章で紹介する。

II. 戦後カナダ移住基礎史料：外務省戦後外交記録

1. 基礎史料：戦後カナダ移住関係記録

現在、外交史料館で公開されている戦後カナダ移住関係の記録ファイルとして確認できるのは、次の6件15冊である⁷。

- (1) 本邦移住者関係 カナダ移住 第1, 2, 3巻 (J'1.1.0.2-2) ※ () 内は分類番号⁸
- (2) 移住に関する統計及び調査関係 北米地域の部 (J'1.0.0.1-2)
- (3) 諸外国移民法規並びに政策関係雑件 カナダの部 第1, 2, 3巻 (J'1.2.0.1-4)
- (4) 本邦人カナダ移住 1, 2, 3, 4, 5, 6 (2013-2677, 2013-2678, 2013-2679, 2013-2680, 2013-2681, 2013-2682)⁹
- (5) 日系外人関係 (K'1.1.0.5)¹⁰
- (6) 本邦農業実習生の諸外国派遣関係 カナダの部 (J'1.1.14-2)

それぞれのファイルの分量は表1記載のとおり、計4,661コマ、頁数にして約7,000頁である¹¹。このうち、(4)本邦人カナダ移住6冊は、「要審査」記録¹²として未公開であったが、利用請求して公開（利用決定）された史資料である¹³。

2. 記録ファイル概要：編綴目次と所収文書の概要

記録ファイル6件15冊のうち、4件13冊には目次が付されており、目次別に文書が編綴されている。一覧表で示す（表1）。ファイル件名の冒頭の記号は原本の分類番号であり、便宜上それぞれにA, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K, L, M, N, Oを付した。表1右欄は各ファイルのコマ総数及びそれぞれの事項のコマ数を示した。（）内は所収文書の年月を示す。

表 1. 記録ファイル目次

[A] J1.1.0.2-2 本邦移住者関係 カナダ移住 第1巻	420	[H] 2013-2677 本邦人カナダ移住 1	122
表紙・目次	4	表紙・目次	2
1. 一般 (1960/1-1970/5)	—	1. カナダ移住一般 (1962/6-1973/5)	104
(1) 一般	91	2. カナダ移民法施行規則 (1967/9)	16
(2) 市民権の取得について	5	[I] 2013-2678 本邦人カナダ移住 2	185
2. 移住政策関係 (1955/12-1967/10)	—	表紙・目次	2
(1) 対加移住政策	185	1. カナダ移住 (1964/11-1968/3)	153
(2) 戦前のカナダ移民	22	2. カナダ移民法施行規則の再改正 (1967/10)	4
(3) 戦後の移民政策	11	3. 参考：欧州諸国の移住施策及移住者送出の現況 (1967/5)	26
(4) 対日カナダ移民政策	102	[J] 2013-2679 本邦人カナダ移住 3	499
[B] J1.1.0.2-2 本邦移住者関係 カナダ移住 第2巻	346	表紙・目次	2
表紙・目次	4	1. 在京カナダ大使館との連絡・協議 (1967/2-12)	41
3. 各種移住形態 (1955/12-1969/10)	—	2. 在カナダ各公館別管轄地域移住状況 (1966/10-1967/9)	2
(1) 一般	68	(1) カナダ大	142
(2) 雇用契約移住関係	27	(2) トロント	151
(3) 技術移住・企業移住	38	(3) ヴァンクーヴァー	37
(4) 漁業移住 ¹⁴	1	(4) モントリオール	8
(5) 農業移住 (短期移住も含む)	60	(5) ウイニペグ	65
(6) 炭鉱労働者関係	37	(6) 在エドモントン	22
(7) 医師関係	22	3. カナダ移住に関する YMCA 代表の最近カナダ事情視察報告 (1967/8)	9
4. 呼寄移住関係 (移住者の家族呼寄等) (1955/12-1961/3)	29	4. 自衛隊員のカナダ移住 (1967/8)	8
5. 移住者の入国帰国等手続関係 (1965/2-1967/12)	51	5. カナダ移住申込関係資料 (1967/12-1968/1)	12
・在日カナダ二世のカナダ帰国問題 (1955/5-6)	9	[K] 2013-2680 本邦人カナダ移住 4	79
[C] J1.1.0.2-2 本邦移住者関係 カナダ移住 第3巻	483	表紙・目次	2
表紙・目次	4	1. カナダ移住者実態調査 (1970/9)	13
6. 現況 (移住者、移住地等) (1960/7-1969/4)	253	2. 海外移住事業団トロント駐在員問題 (1967/2-1972/4)	64
7. 資料 (送付) 関係 (1961/7-1969/9)	91	[L] 2013-2681 本邦人カナダ移住 5	296
8. 統計関係 (1968/5-1969/5)	50	表紙・目次	2
9. 新聞報道等 (1957/3-1966/8)	85	1. 一般 (1967/2-1968/12)	—
[D] J1.0.0.1-2 移住に関する統計及び調査関係 北米地域の部	563	(1) カナダ大	67
表紙・目次	3	(2) トロント総	9
1. 一般 (1966/8)	7	(3) ウイニペグ総	8
2. 米国移住関係 (1957/11-1969/4)	149	(4) ヴァンクーヴァー総	6
3. カナダ移住関係 (1952/8-1971/8)	404	2. 統計 (1967/10-1968/4)	40

[E] J1.2.0.1-4 諸外国移住法規並政策 カナダの部 第1巻	316
表紙・目次	3
1. 一般 (1955/11-1971/8)	84
2. 移民法規関係 (1949/2-1971/3)	229
[F] J1.2.0.1-4 諸外国移住法規並政策 カナダの部 第2巻	249
表紙・目次	3
3. 移民問題関係 (1952/5-1971/3)	246
4. 移民統計関係 ¹⁵	—
[G] J1.2.0.1-4 諸外国移住法規並政策 カナダの部 第3巻	510
表紙	1
5. 移民政策関係 (1955/3-1967/11)	424
6. 移民制限関係 (1956/1-1960/2)	18
7. 新聞その他の情報 (1961/5-1968/2)	67

3. 在京加大との連絡・協議 (1967/12-1968/7)	39
4. 移住事業団関係 (1968/2-1970/9)	37
5. 日本カナダクラブ (1968/2-3)	21
6. 第5回日加閣僚委員会用資料 (1969/3-4)	67
[M] 2013-2682 本邦人カナダ移住 6	328
表紙・目次	2
1. 一般 (1968/12-1969/4)	—
(1) 出張報告 (カナダ及び米国)	168
2. 統計 (1968/4-1969/6)	55
3. 在京加大との連絡・協議 (1969/10-11)	12
4. 移住事業団関係 (1969/3-7)	68
5. カナダの炭鉱労務者請致 (1969/8-12)	23
[N] K1.1.0.5 日系外人関係(カナダ) (1951/7-1960/4)	76
[O] J1.1.0.14-2 本邦農業実習生の諸外国派遣関係 カナダの部 (1956/1-1971/8)	211

目次からどのような分野の文書が所収されているかを類推できる。具体的な所収文書は次章で見ることとし、ここでは、目次から所収文書の全体を概観する。

まず、移住政策 (カナダの対日移民政策と日本の対カナダ移住政策) に関しては、目次上では、A ファイル「2. 移住政策関係」、G ファイル「5. 移民政策関係」の2件が確認できるが、他にも、E ファイル「2. 移民法規関係」、F ファイル「3. 移民問題関係」、G ファイル「6. 移民制限関係」に、日本人移住者 (移民) 問題に関する広範囲に及ぶ文書が編綴されている。次章で見ると、時期的には、概ね、1955 年前後から 1967 年カナダ新移民法施行規則の実施前後の 1971 年までの移住に関する諸施策である。在京カナダ大使館査証部の開設、海外移住事業団トロント駐在員派遣問題等をめぐる史料は、H ファイル「1. カナダ移住一般」、I ファイル「1. カナダ移住」、J ファイル「1. 在京カナダ大使館との連絡・協議」、K ファイル「2. 海外移住事業団トロント駐在員問題」、L ファイル「3. 在京加大との連絡・協議」、「6. 第5回日加閣僚委員会用資料」に集中的に分類されている。また、海外移住事業団のカナダ移住への関与については、前記、トロント駐在員派遣問題の他、L ファイル「4. 移住事業団関係」、M ファイル「4. 移住事業団関係」に所収されている。

次に、戦後移住の形態については、技術移住が中心ではあったが、実際には、農業移住、炭鉱労働者、雇用契約移住などさまざまな移住形態があったことを、B ファイル「3. 各種移住形態」が示している。また、カナダの各在外公館からの報告類は、J ファイル「2. 在カナダ各公館別管轄地域移住状況」および L ファイル「1. 一般」に分類されている。統計関係は、D ファイル「3. カナダ移住関係」に集中しているが、C ファイル「8. 統計関係」、L ファイル「2. 統計」および M ファイル「2. 統計」にも所収されている。統計関係は日加双方の詳細な資料が編綴されている。N と O ファイルには目次は付されていない。次章の表 2 < 4 >、< 8 > のとおり、N ファイルの主な所収文書は、戦後直後の日系カナダ人の動向関係、O ファイルは、カナダへの農業実習生派遣制度 (1956 - 1970) の関係資料である。なお、各ファイル目次冒頭の「一般」には、概して、各ファイルの項目に分類されない文書が所収されている。次に、所収文書の全体を具体的にみることにする。

Ⅲ. カナダ移住記録ファイル所収文書の選別リストにみる戦後カナダ移住俯瞰

1. 事項別・時系列文書一覧

表2は前章でみたファイル15冊の所収文書群の中から選別した文書類約300を、事項別、時系列的に分類し列挙したものである。事項<1>～<20>は必ずしも厳密に分類したものではないが、このように整理することによって、複数の異なるファイルに分散編綴されている同一問題に関する文書グループをまとめて見ることができる。表を通覧すると明らかなように、戦後カナダ移住関係の事項は広汎多岐にわたる。ここでは、移住政策、移住問題、移住事業を中心に、主要な史料(群)を中心に紹介し、全体像理解への一助としたい。なお、灰色部分は事項を、左欄のアルファベットは、表1の記録ファイルを示す。主な文書には、内容目次を示した。

表2. 戦後カナダ移住基礎文書一覧

(凡例は表末に掲載)

ファイル	日付(西暦)	文書等件名、日付、作成者等
<1>【調書類：カナダの対日移民政策、日本の対加移民政策(1958-1967)】		
A,G	1958年7月	◎米北資料156号「戦後のカナダ移民政策」(昭33/7/1、アメリカ局北米課) 1.戦後のカナダ移民政策の目的、2.移民の選択、3.移民受け入れの態度、4.日系移民の現況、5.移民に対する与論、6.保守党政府の移民受け入れ制限措置、7.在加日系人の差別待遇撤廃運動、8.今後の問題。
A	1958年8月	◎カナダへの移民の問題点(昭33/8、アメリカ局北米課)
C	1960年7月	・カナダに於ける移住者の同化問題(昭35/7、在加大使館) I.日系カナダ人の概観、II.経済・社会面における同化状況、III.家族面における同化状況、IV.言語面における同化状況、V.気候、風土、衛生面より見た同化問題、VI.風俗、習慣面より見た同化問題、VII.宗教面より見た同化問題、VIII.カナダの移住者に対する同化政策、IX.当館の施策。
C,F	1961年8月	◎カナダにおける日本移民の問題(昭36/8、移住局企画課) 1.日本移民の変遷、2.戦後の日本移民、(1)在加日系人の戦前戦後の変化、(2)戦後の移民問題、①移民法に基づく制限、②問題点と我が方の態度、③戦後のカナダの移民政策。
A,G	1961年8月	◎最近のカナダの対日移民政策(昭36/8、移住局企画課) 1.共同コミュニケ(池田訪加)、2.移民大臣の意向、3.BC州鉱業大臣の意見、4.新聞記事。
F,H,O	1962年6月	◎カナダへの移民について(昭37/6、北米課) ※個別文書1.
A	1967年11月	◎対カナダ移住の現況と対策(昭42/11、移住課) 1.カナダの移住者受け入れ状況、2.わが国の対カナダ移住における問題点及び対策。 ※個別文書2.
<2>【公館長会議(1962-1973)】※在加公館長会議、在加領事会議、北米地域領事会議、海外移住審議会		
H	1962年6月	◎昭和37年度在加領事会議資料「日加間の主要案件(政務)」(昭37/6/11、アメリカ局北米課) 1.日加所得税条約締結、2.北太平洋漁業条約締結、3.トロント日系会館の建設奨励、4.移民問題、5.カナダ派遣農業実習生。
A,I	1964年11月	◎北米領事会議資料「対カナダ移住の取扱い」(昭39/11/10、移住局)
A	1965年11月	・公館長会議提出資料「カナダ移住について」(昭40/11、中南米・移住局)
A	1966年5月	・昭和41年度在加公館長会議資料「日加主要懸案(政務)」(昭41/5/20) 1.北太平洋漁業条約問題、2.対加移住、(1)従来の経緯・概要、(2)今後の見通し・問題点。付属1)カナダ移民官事務所開設、付属2)カナダ移住者の現地日本人に対する就職斡旋依頼。
J	1967年6月	・昭和42年6月在加公館長会議議題(4)資料「技術移住者の現況と問題点」(昭42/6、在トロント総領事) 1.移住者の概数、2.定着状況、3.問題点、4.結論。
J	1967年7月	・在加公館長会議における対加移民問題の討議について(昭42/7/12、局長決裁)
J	1967年8月	・カナダ移住問題について(昭42/8/31、外務大臣発在カナダ各公館長宛合信)※在加公館長会議の総括。
I	1967年11月	・対カナダ移住の現況と対策(昭42/11、移住局総務課) ※幹事会、審議会提出資料。
C,H	1968年4月	・海外移住審議会提出用資料「対カナダ移住の現況と対策」(昭43/4、移住課) 1.カナダの移住者受け入れ状況、2.わが国の対カナダ移住の概況、3.対カナダ移住の沿革、4.カナダの新移住政策、5.対カ移住の現況、6.わが国の対カナダ移住における問題点、カナダ移住の特色、7.当面の対加移住政策、(1)カナダ移住に関する調査、(2)啓発、(3)就業斡旋、(4)講習訓練、(5)渡航費、(6)渡航後の斡旋、相談、(7)渡航後の講習訓練、(8)カナダ当局との協力体制の整備、付)カナダ移住者実態調査(昭44/5)、カナダ移住者統計(昭43/5)。
H	1969年10月	・北米・カナダ領事移住会議資料「対カナダ移住政策について」(昭44/10/30、移住課) (1)啓発相談体制の強化、(2)移住事業団の現地組織の強化、(3)渡航前講習、(4)渡航費貸付問題、(5)農業移住訓練生※、(6)移住者の就職斡旋。 ※派米農業研修生制度を模したカナダ農業移住訓練生制度のテストケースとしてテスト訓練生29名を1969年4月アルバータ州南部レスブリッジ地区へ派遣の制度化計画。

H	1970年8月	・北米地域領事移住会議資料「戦後におけるカナダの移住者受入れ統計」(昭45/8、移住課)
H	1973年5月	・昭和48年度北米地域領事移住会議資料(1)「対カナダ移住政策について」(昭48/5、移住課)
H	1973年5月	◎昭和48年度北米地域領事移住会議資料(2)「最近の対米、カナダ移住者統計」(領事移住部移住課、昭48/5)
H	1973年5月	・昭和48年度北米地域領事移住会議参考資料「移住問題」(昭48/5、移住課)
<3>【総理・首相など日加相互訪問関係、日加閣僚会議(1960-1969)】		
A,F	1960年1月	・岸総理訪加資料「移民問題」(昭35/1、米北)
A	1966年8月	・日加閣僚会議資料「日本の対加移住及びカナダの移民制度」(昭41/8、移住局総務課)
A	1966年9月	・第4回日加閣僚委員会大臣発言要旨「移民問題」(昭41/9、移住局)
L	1969年3-4月	・第5回日加閣僚委員会資料：カナダ移住、対加移住の問題点、その他委員会準備資料(昭44/3-4)
<4>【日加国交再開前後までの初期文書(1951-1954)】		
N	1951年7月	・在カナダ日系市民事情調査報告「在留日系カナダ人事情」(昭26/7/31、在オタワ日本政府在外事務所長) 1.分布状態、2.国籍関係、3.生活状態、4.思想動向、5.カナダ日系市民協会(JCCA)懸案問題。 ※戦後最初の日系カナダ人状況に関する報告。
F	1952年5月	・カナダの移民問題(昭27/5/27、在加成田臨時代理大使) 第1章カナダの移入移民政策、第2章移入民事務機構、第3章移入に関する法令、第4章移民に関する日加取極。
E	1952年6月	・日系カナダ人の帰還に関する件(昭27/6/7、在加成田臨時代理大使)
N	1952年6月	・日本で兵役に服した二世の帰加関係(昭27/6/13、在加成田臨時代理大使)
E	1952年6月	・平和条約に伴うカナダ移民問題に関する件(昭27/6/19、在加井口大使)
N	1952年8月	◎『カナダに於ける日系人(太平洋戦争前と戦後の日系カナダ人社会の様相)』(昭27/8、ニュー・カナディアン梅月高市発行) ※同上の付属文書。
N	1952年9月	・カナダに於ける日系人調査(昭27/9/3、在加井口大使)
D	1954年7月	・半年報第5「移民に関する報告」(昭29/7、野村領事官補) ※平原州、西部カナダの移民情勢。
<5>【カナダの対日移民政策、日本の対加移民政策(1955-1956)】		
F	1955年1月	・加奈陀の日本移民問題に関する(ビッカースギル)移民大臣内話に関する件(極秘)(昭30/1/6、在加松平大使) ※カナダ政府の日本人移民政策。
F	1955年11月	・日本人のカナダ移民に関する件(極秘)(昭30/11/28、在加松平大使) ※クォータ制に言及。
B	1955年12月	・「カナダへの移民に関する件」(昭30/12/6、欧米一課)
A	1955年12月	・カナダへの移住者に関する件(昭30/12/15、外務大臣発在加松平大使宛)
F	1955年12月	・カナダ移民相ビッカースギルの講演に関する件(昭30/12/9、在トロント領事)
G,O	1956年1月	・日本移民制限緩和に関する件(極秘)(昭31/1/25、在加松平大使発電報19号) ※割当制論議(適用問題)。
G	1956年1月	・日本移民制限緩和に関する件(昭31/1/30、外務大臣発在加松平大使宛16号) ※内容：貴電措置適切、今後も従来方針通り推進せよ。
A	1956年2月	・日本人のカナダ移住問題報告(昭31/2/6、在ヴァンクーヴァー領事) ※日本人移民緩和とカナダ議会演説。
G	1956年3月	・カナダ移民政策に関するテレビ放送(昭31/3/9、在トロント総領事) ※ビッカースギル移民相の見解。
F	1956年2月	・移民問題に関するロベル議員演説の件(昭31/2/9、在加松平大使) ※日本人移民割当制度に言及。
G	1956年3月	・日本移民制限緩和に関する件(昭31/3/2、在加松平大使発極秘電) ※割当制の適用。
F	1956年3月	・移民問題に関する放送討論会の件(昭31/3/1、在加松平大使)
F	1956年3月	・移民問題に関するビッカースギル移民大臣の内話報告(極秘)(昭31/3/2、在加松平大使) ※割当制に言及。
F	1956年3月	・移民問題に関するピアソン外相との会談報告の件報告(極秘)(昭31/3/5、在加松平大使) ※日加友好関係の基礎としての経済関係の相互的拡大均衡の樹立。障害は移民問題。
F	1956年3月	・移民問題についての輿論の趨勢に関する件(昭31/3/8、在加松平大使) 1.年間移民受け入れ数、2.防衛の見地から見た移民、3.経済の見地から見た移民、4.道徳の見地から見た移民 5.文化的見地から見た移民、6.結論。 ※カナダ移民政策に関する政府とカナダ国民の立場。
F	1956年3月	・移民問題に関する件(昭31/3/27、在加松平大使) ※元下院議員ハレ中佐、日本人移民緩和に尽力。
F	1956年4月	・移民問題に関する件(極秘)(昭31/4/18、在加松平大使) ※ビッカースギル移民大臣往訪。
F	1956年8月	・インド人移民に関する議会討論に関する件(昭31/8/16、在加松平大使)
F	1956年12月	・カナダUnited Church日本人問題に対する態度(昭31/12/5、在加松平大使) ※割当制の復活。
<6>【日本人移民問題、カナダの対日移民政策の変化傾向、我が方対加移民政策(1957-1961)】		
G	1957年8月	・戦後のカナダ移民政策(昭32/8、在加)
A,G	1958年7月	◎米北資料156号「戦後のカナダ移民政策」(昭33/7/1、アメリカ局北米課) 1.戦後のカナダ移民政策の目的、2.移民の選択、3.移民受け入れの限度、4.日系移民の現況、5.移民に対する与論、6.保守党政府の移民受け入れ制限措置、7.在加日系人への差別待遇撤廃運動、8.今後の問題。
A,E	1958年7月	・フェアクロウ移民大臣との会談に関する件(極秘)(昭33/7/11、在加藤原大使)
A	1958年8月	◎カナダへの移民の問題点(昭33/8、アメリカ局北米課)

A	?	・カナダ日系人の要望（元加奈陀新聞発行者鈴木重三） ※日付ナシ。
A,F	1961年6月	・Fairclough移民大臣・萩原大使会談要旨報告（昭36/6/16、在加大使）
A,G	1961年8月	◎最近のカナダの対日移民政策（昭36/8、移住局企画課） ※池田訪加、日加共同コミュニケ。
G	1961年11月	・カナダの対日移民政策に関するディーフェンベーカー首相言明新聞論調（昭36/11/6、トロント総）
<7>【呼寄せ移住(1955-1965)】		
B	1955年5月	・在日カナダ二世のカナダ婦国問題懇談会（昭30/5/25）
B	1955年6月	・在日カナダ二世のカナダ婦国問題に関する件（昭30/6/1、重光外務大臣発在加松平大使宛）
B	1955年12月	・最近の呼寄せ移民の事例（昭30/12/2、在ヴァンクーヴァー領事） ※ゴードン門田の母親呼寄せ。
B	1955年12月	・最近のカナダ向け呼寄せ移住者に関する件（昭30/12/13、在ヴァンクーヴァー領事）
B	1955年12月	・カナダへの移住者に関する件（昭30/12/24、在加松平大使）
B	1957年3月	・ピッカースギル大臣・日系市民協会会談に関する件（昭32/3/28、在トロント領事）
B	1957年5月	・呼寄せに関するピッカースギル大臣返書（昭32/5/13、在トロント領事）
E	1958年6月	・全加日系カナダ市民協会の移民大臣に対する陳情書提出に関する件（昭33/6/25、在加萩原大使）
E	1958年6月	・全加日系カナダ市民協会（NJCCA）陳情書（1958/6） ※在トロント中国系カナダ人協会との合同陳情書。
E	1958年6月	・NJCCAのカナダ移民大臣に対する陳情の件（昭33/6/27、在トロント領事）
B	1960年4月	・当地日系人による要旨呼び寄せ移民許可に関する件（昭35/4/1、在ヴァンクーヴァー領事）
B	1960年7月	・全加日系カナダ市民協会の親族呼び寄せ陳情書提出の件（昭35/7/22、在加萩原大使）
B	1960年7月	・全加日系カナダ市民協会（NJCCA）陳情書（1960/7/19、フェアクロー移民大臣宛） ※英文。
B	1961年3月	・在加日系人の親族呼び寄せに関する件（昭36/3/13、在加萩原大使）
N	1965年4月	・トロントJCCAのオンタリオ州公民権調査委員会宛陳情書（1965/4） ※英文。
<8>【農業実習生(1956-1959)】		
O	1956年1月	・農事実習青年のカナダ派遣計画に関する件（昭31/1/30、外務事務次官発農林事務次官宛）
O	1956年1月	・農村青壮年等デンマーク、スイス、西独、カナダ派遣実施要領 ※同上の別紙。
O	1956年2月	・農村青壮年等カナダ派遣について（昭31/2/22、農林次官発外務次官宛）
O	1959年2月	・昭和33年度カナダ派遣農業実習生に関する件（昭34/2/26、在加萩原大使）
<9>【日本人移民問題、カナダの対日移民政策の変化、我が方対加移民政策（1958-1961）】		
E	1958年7月	・フェアクロー移民大臣との会談に関する件（昭33/7/11、在加萩原大使）
D	1958年8月	・カナダへの移民の問題点（昭33/8/6、アメリカ局北米課）
F	1959年3月	・カナダ議会における移民問題論議報告の件（昭34/3/12、在加萩原大使）
E	1959年4月	・カナダ移民法の改正に関する件（昭34/4/9、在加萩原大使）
E	1959年4月	・カナダ移民法改正の撤回に関する件（昭34/4/28、在加萩原大使）
E	1960年1月	・岸総理訪米加に関する新聞切り抜き送付（昭35/1/25、在トロント領事）
F	1960年2月	・下院における移民問題に関するBadmai議員発言（昭35/2/25、在加萩原大使） ※日本人移民導入奨励。
F	1960年2月	・下院における日本人の移民問題についてのディーフェンベーカー首相の声明に関する件（昭35/2/1、在加萩原大使） ※ルミュー協約の復活質疑。
F	1960年2月	・日本移民問題に関する新聞報道の件（昭35/2/24、在ウィニベグ領事） ※ルミュー協約の復活。
F	1960年2月	・The New Canadian紙掲載の移民問題に関する本使の見解送付の件（昭35/2/26、在加萩原大使） ※記事名：「移民問題も」（梅月高市）（1960/1/11, N. C.）、萩原大使「日本移民について」（1960/3/6, N.C.）。
F	1960年5月	・許婚者呼寄せ手続の変更に関する移民大臣の下院における声明の件（昭35/5/16、在加）
E	1960年7月	・現移民法の差別的取り扱い反対運動に関する件（昭35/7/12、在ウィニベグ領事）
F	1960年9月	・移民問題に関する新聞論調の件（昭35/9/6、在トロント領事）
F	1961年2月	・Fairclough移民相の演説に関する件（昭36/2/2、在トロント領事）
F	1961年2月	・Fairclough移民大臣の講演に関する件（昭36/2/3、在加萩原大使）
F	1961年2月	・Davidson移民次官との懇談に関する件（極秘）（昭36/2/3、在加萩原大使）
F	1961年2月	・日本人移民問題についての下院討議報告（昭36/2/14、在加萩原大使） ※日加通商と移民。
F	1961年5月	・カナダに於ける技術者不足と技術者移民の減少による新聞論調の件（昭36/5/23、在加）
C,F	1961年8月	◎「カナダにおける日本移民の問題」（昭36/8、移住局企画課）
<10>【日本人移民問題、カナダ移民法新施行規則、我が方対加移民政策（1949-1966）】		
E	1949年2月	・カナダ移殖民省1929年「カナダ移民法及び関係諸規則」（昭24/2、管理局在外邦人課） ※邦訳版。
E	1956年7月	・カナダ移民法施行規則の改正に関する件（昭31/7/6、在ヴァンクーヴァー領事）
E	1962年1月	・移民法施行規則の改正に対するカナダ国内の反響に関する件（昭37/1/23、牛場大使）

E	1962年1月	・移民法新施行規則第31条に関する件（昭37/1/23、牛場大使） ※カナダ政府の移民政策の基本方針に関する報告。
E	1962年1月	・移民法施行規則の改正に関する件（昭37/1/23、在加牛場大使） ※1962年1月19日改正、2月1日施行カナダ新移民法施行規則改正関係。
E	1962年1月	・移民法新施行規則に関する件（昭37/1/30、在加牛場大使）
E	1962年2月	・移民法新施行規則に関する新聞論調報告の件（昭37/2/8、在トロント領事）
F.H.O	1962年6月	◎「カナダへの移民について」（昭37/6、北米課） ※個別文書1.
H	1962年6月	◎昭和37年度在加領事会議資料「日加間の主要案件」（昭37/6、政務） ※3.トロント日系会館の建設奨励、4.移民問題、5.カナダ派遣農業実習生。
F	1963年2月	・カナダの移民問題に関する件（昭38/2/19、在加牛場大使） ※報道記事報告。
C	1963年6月	・カナダへの移民に関する件（昭38/6、北米課）
A	1964年1月	・我が国の対加移民政策に関する件（昭39/1/31、在加牛場大使）
A	1964年2月	・対加移民政策に関する件（昭39/2/25、在加牛場大使）
B	1964年2月	・カナダ移住に関する件（訓令）（昭39/2/28、大平外務大臣発牛場大使宛） ※対カナダ計画移住の方針。
A	1964年3月	・カナダ移民大臣トレンプリイ訪日関係（昭39/3/24、在加牛場大使）
B	1964年4月	・対加計画移住の開始に関する件（訓令）（昭39/4/9、大臣発牛場大使宛） ※大平・トレンプレー会談。
A	1964年7月	・カナダ移住に関する方針（昭39/7/8、移住局総務課） 1.カナダ移住に対する考え方、2.カナダ移住に関する暫定的取扱い方式、3.移住相談要領。 ※大平・トレンプリイ会談に基づく対加移住当面の方針。
C	1964年8月	・カナダ移住に関する第一次調査の実施（昭39/8/24、大臣発牛場大使宛）
C	1965年1月	・カナダ移住申請及び査証附与総数（昭40/1-9）
A	1965年3月	・カナダ移住国内進捗状況通報（昭40/3/1、椎名外務大臣発在加島津大使宛）
B	1965年4月	・トロント日系人の移民問題委員会結成について（昭40/4/27、トロント総領事）
A	1966年1月	・最近の政治経済事情（昭41/1、在カナダ大） ※4.日本人移民問題。
A	1966年3月	・福岡カナダ移住講習会（昭41/3、カナダ大使館メイラス移民官）
A	1966年6月	・カナダ移住取扱いに関する労働省との会議要旨（昭41/6/22、総務課）
A	1966年6月	・技術移民について（昭41/6/6、在ヴァンクーヴァー総）
C	1966年6月	・在加公館長会議資料「当地より観察した移住者の現況」（昭41/6、在トロント総）
C	1966年7月	・技術移民について（昭41/7/8、在ヴァンクーヴァー総） ※ゴードン・カクタJCCC会長談
C	1966年7月	・邦人の当館管内移住状況（昭41/7/12、在ウィニベグ領事）
D	1966年8月	・カナダおよび米国移住の現況について（昭41/8/24、大臣発在加公館宛）
<11>【在京カナダ大使館との連絡・協議、カナダ移民官事務所設置関係（1964-1969）】		
G	1964年2月	・本使イスピスタ移民省次官往訪の件（昭39/2/14、在加牛場大使） ※牛場・イスピスタ次官会談。
G	1964年4月	・カナダの移民省官吏の海外駐在に関する件（昭39/4/14、在加牛場大使）
G	1964年6月	・トレンプレイ移民相の談話（昭39/6/11、在加牛場大使）
G	1964年8月	・トレンプレイ移民大臣の新移民政策下院演説（昭39/8/14、在加） ※分析報告、訪日印象。
C	1964年8月	・東京に移民事務所設置し日本人移民の積極的招致促進のグローブ・アンド・メール紙社説送付（昭39/8/25、在加）
G	1965年1月	・ピアソン首相の移民行政についての新聞記者会見（昭40/1/12、在加島津大使）
G	1965年3月	・在京カナダ大使館の移民担当アタッシェ任命口上書（1965/3/15） ※Mr.Vitas Meilusを移民官に任命。
G	1965年4月	・日本外務省口上書（昭40/4/9） ※在京カナダ大使館への回答。
G	1965年7月	・メイラス移民官との会談（昭40/7/30、大口総務課長）
G	1965年7月	・カナダ移住問題に関するカナダ大使館との協議録（昭40/7/23、移住局）
I	1965年8月	・MELIUS及びSEXSMITHとの会談について（昭40/8/9、大口総務課長）
G	1965年8月	・カナダ移住問題に関するメイラス移民官の見解（昭40/8/19、移住局） ※海外移住事業団宛、メイラスの任務、対カナダ移住見通し等。
G	1965年8月	・Bower在京大使、Houston氏に対する反論（昭40/8/16、移住局総務課）
G	1965年12月	・メイラス移民官との会談について（昭40/12/1、大口総務課長）
G	1966年2月	・マルシャン移民相との会議要旨（昭41/2/4、在加島津大使）
G	1966年3月	・在京カナダ移民官事務所設置について（昭41/3/10、大口総務課長） ※メイラス来訪談話。
G	1966年3月	・カナダ移民事務所開設に関連して（昭41/3/28、在ウィニベグ領事） ※日加経済関係論評の報告。
G	1966年6月	・在京カナダ政府査証事務所の開設について（昭41/6/1、中南米移住局総務課） ※The Canadian Embassy Visa Office.
G	1966年6月	・日本外務省口上書（昭41/6/1） ※在京カナダ大使館への査証事務所開設受け入れ回答。
J	1967年8月	・カナダ移住問題に関するカナダ大使館査証部との協議について（昭42/8/18、移住課）

A	1967年9月	・メイラス移民官のウイニベグ来訪報告（昭42/9/27、在ウイニベグ総領事）
J	1967年9月	・対加技術移民に関するメイラス移民官発言（昭42/9/14、在加大使）
A	1967年10月	・カナダ移住の近況と問題点－カナダ大使館査証部との会談要旨（昭42/10/20、中南米移住局移住課）
J	1967年10月	・カナダ移民法施行規則の再改正について（昭42/10/1、移住課）
J	1967年10月	・カナダ移住の近況と問題点：カナダ大使館査証部との会談要旨（昭42/10/21、移住課）
J	1967年11月	・日本人カナダ移住者に対するカナダ側の渡航費貸付について（昭42/11、移住課）
L	1967年12月 -1968年7月	・在京カナダ大使館（査証部メイラス移民官他）との連絡協議関係（昭42/12-昭43/7）
M	1969年11月	・在日カナダ大使館査証部との懇談（昭44/11/18、愛知外務大臣発在外公館長宛）
<12>【日本人移民問題、カナダ移民法施行規則の再改正、戦後移住の本格的開始（1964-1972）】 ※海外移住事業団 トロント事務所開設、駐在員問題		
B	1964年5月	・カナダ移住に関する基本的調査事項（昭39/5、海外移住事業団）
A,I	1964年11月	◎北米領事会議資料「対カナダ移住の取扱い」（昭39/11/10、移住局）
I	1964年11月	・移住関係資料「カナダ移民大臣の移住政策に関する下院演説及び日本人のカナダ移住に関する新聞論調」（昭39/11/27、移住局）
I	1964年12月	・カナダ移住相談の具体例（昭39/12/25、移住局総務課）
A	1965年1月	・カナダ移住のお知らせ（昭40/1、海外移住事業団啓発課） ※啓発資料。
I	1965年2月	・カナダ移住について（昭40/2、移住局総務課） ※新移住についての説明。
I	1965年3月	・カナダ移住申請統計（昭40/3/10、移住局総務課）
A	1965年7月	・メイラス移民官・海外移住事業団幹部との会談録（昭40/7/13）
A	1965年7月	・カナダ移住問題に関するカナダ大使館との協議録（昭40/7/5）
A,I	1965年8月	・カナダ移住についての関係団体との懇談会について（昭40/8/9、移住局総務課）
I	1965年9月	・カナダ移住（昭40/9、海外移住事業団） ※新移住についての説明。
A	1967年1月	・海外移住事業団在外支部の責任国法制上の地位（資料送付）（昭42/1/7、三木外務大臣発在加大使宛）
C	1967年1月	・海外移住事業団在外支部のカナダ法制上の地位（昭42/1/6、板垣大使） ※加側見解について報告。
K	1967年2月 -1972年4月	・海外移住事業団職員のトロント総領事館配属関係（昭42/2-昭47/4）
A	1967年5月	・マルシャン移民大臣親族呼び寄せ所信表明（昭42/5/12、在加板垣大使）
G	1967年6月	・「移住情報」（昭42/6/1、中南米移住局） ※カナダ移住者選考の新基準について。
I	1967年10月	・カナダ移民法施行規則の再改正について（昭42/10、移住課）
A	1967年10月	・対カナダ移住対策（昭42/10/23、移住課） ※対カナダ移住問題点及び対策。
A	1967年10月	・海外移住審議会に対する諮問案（昭42/10/27、移住課）
L	1967年10月	・カナダ移住業務の取扱いについて（42/10/9、都道府県移住事業団事務所長宛理事長指示） 1.啓発上の留意事項、2.カナダ移住申込書の取扱い、3.その他。
A,C	1967年11月	◎対カナダ移住の現況と対策（昭42/11、移住課） 1.カナダの移住者受入れ状況、2.わが国の対カナダ移住における問題点及び対策。
A	1967年11月	・カナダ移住について（昭42/11/16、移住課） 1.対カナダ移住沿革、2.カナダ概況、3.対カナダ移住心構え。
B	1967年12月	・カナダ移住者に対する渡航費援助について（昭42/12/11、移住課）
L	1968年2月 -1970年9月	・移住事業団関係（昭43/2-昭45/9）
K	1968年12月	・トロント駐在員事務所について（依頼）（昭43/12/25、海外移住事業団理事長発領事移住部長宛）
M	1969年4月	・事業団のステータス問題並に農業研修生派遣事業の受入れ事情の調査視察（復命）（昭44/4/22、移住課藤勝事務官）
M	1969年5月	・在トロント海外移住事業団駐在員事務所の移転問題について（昭44/5/14、領事移住部長発海外移住事業団理事長宛）
M	1969年5月	・カナダ移住者実態調査（昭44/5/6、移住課）
K	1972年1月	・海外移住事業団トロント駐在員問題（昭47/1/12、在加近藤大使） ※川路駐在員交替に伴う駐在員権限に関しカナダ当局クレーム問題。
<13>【農業短期移民、アルバータ州南部農業移住訓練生（1959-1975）】		
B	1959年2月	・農業短期移民のカナダ派遣の検討に関する件（昭34/2/23、萩原大使）
B	1959年3月	・短期農業労働者カナダ派遣に関する件（昭34/3/20、藤山外務大臣発在加萩原大使宛）
B	1959年4月	・農業短期移民のカナダ派遣の検討に関する件（昭34/4/23、在加萩原大使）
B	1959年4月	・農業短期移民のカナダ派遣に関するアルバータ甜菜栽培業者組合の反響に関する件（昭34/4/30、在加萩原大使）
B	1959年7月	・短農カナダ派遣問題の検討（昭34/7/16、藤山外務大臣発在加萩原大使宛）
B	1959年8月	・短農カナダ派遣問題に関する件（昭34/8/31、在加萩原大使）

B	1959年?月	・短農カナダ派遣問題に関する試案(昭34?、移住局企画課) ※月不記載。
B	1965年7月	・カナダ移住について(昭40/7/28、外務次官発山形県知事他45都道府県知事宛) ※カナダ移住一般の仕組み、カナダの農業と農業移住について紹介。
C,L,M	1968年12月	・アルバータ州南部農業移住訓練生について(昭43/12/14、愛知外務大臣発在外公館長宛)
M	1969年3月	・海外移住事業団幹旋によるカナダ移住者の旅券申請手続きについて(昭44/3/19、移住部長発都道府県旅券事務担当部長宛)
M	1969年3月	・カナダ農業移住訓練生派遣に関する事業団・現地組合との覚書交換について(昭44/3/29、移住課)
M	1969年4月	・アルバータ州南部農業移住訓練生派遣計画について(昭44/4/8、愛知外務大臣発在加各公館長宛)
C,O	1969年4月	・アルバータ州南部農業移住訓練生派遣計画について(昭44/4/4、愛知外務大臣発在加各公館長宛)
M	1969年5月	・カナダ移住訓練生(テスト生)の送迎・受入れ状況について(通知)(昭44/5/29、海外移住事業団)
O	1969年8月	・アルバータ州南部農業移住訓練生の実習情況視察(昭44/8/10、在エドモントン領事)
M	1969年(?)	・カナダ移住訓練生と引き受け農業主との間の雇用協定 ※ひな形。日付なし。
M	1969年(?)	・カナダ移住訓練生事業実施要領 ※様式、フォーム。日付なし。
M	1969年(?)	・海外移住事業団とアルバータ州ポテト・グロウワーズ・アソシエーションとの覚書 ※ひな形。日付なし。
B	1975年7月	・カナダ移住について(昭49/7/28、外務次官発山形県知事他45都道府県知事宛)
<14>【実態調査・定着状況調査(1967-1970)】		
A,G,I,C,L	1967年11月	・カナダ移住者実態調査(昭42/11、中南米移住局移住課) ※昭41年9月-42年6月。
A	1967年11月	・カナダ移住者の定着状況調査及び所見(報告)(昭42/11/30、在ウィニベック総領事)
C	1968年7月	・第2回カナダ移住者の定着状況調査(昭43/7/22、愛知外務大臣発在カナダ各公館長宛)
M	1969年5月	・カナダ移住者実態調査(昭44/5/6、移住課) ※昭43年7月-44年2月第2回調査結果。
D	1969年11月	・カナダ移住者の定着状況調査について(昭44/11/12、在エドモントン領事)
A	1970年5月	・「カナダ移住者の定着状況」(『移住情報』(昭45/5、移住局))
K	1970年9月	・カナダ及び米国における移住者の受入事情、海外移住事業団のステータス、及び移住者の実態調査について(報告)(昭45/9、移住課)
<15>【新聞論調・報道(1957-1967)】		
C	1957年3月	・「移民大臣が同情ある考慮：日系市協と中国系人が提示した陳情書と会見に」(1957/3/13、『ニュー・カナディアン』記事)
G	1963年10月	・中国人移民の緩和に関する新聞社説報告(昭38/10/8、在トロント領事)
C	1964年11月	・カナダにおける技能者の不足と移住問題に関する新聞記事報告(昭39/11/5、在トロント領事)
C	1964年12月	・わが国からの技能者移住に関する新聞記事報告(昭39/12/21、在トロント領事)
C	1965年3月	・移住関係資料「移住者のカナダ経済に対する貢献についての新聞報道」(昭40/3/23、移住局)
C	1965年3月	・移住関係資料「カナダ・ケベック州移住機関設置に関する新聞報道」(昭40/3/23、移住局)
C	1965年6月	・日本技術移民に関する報道(昭40/6/18、在ヴァンクーヴァー総領事)
C	1965年6月	・モントリオールの日本人と題する紹介記事(報告)(昭40/6/22、在モントリオール総領事)
C	1965年6月	・日本よりの技術者移住に関する当地新聞記事(報告)(昭40/6/29、在トロント総領事)
C	1966年1月	・マニトバ日系市民協会紙「展望」の送付(昭41/1/27、在ウィニベック領事)
G	1966年10月	・移住白書の発表(報告)(昭41/10/21、在加板垣大使)
G	1967年9月	・対加移民選考の新基準採用に関する移民相発表新聞記事(報告)(昭42/9/14、在加板垣大使)
<16>【統計(1952-1973)】		
D	1952-1971	・カナダ入国移民統計 <i>Immigration Statistics</i> (Department of Citizenship and Immigration) 1952 - 1971
D	1952-1971	・カナダ移民年報 <i>Quarterly Immigration Bulletin</i> (Department of Citizenship and Immigration) 1952 - 1971
D	1952年8月-1971年8月	・カナダ移住関係統計・調査1953-1971(昭27/8-昭46/8) ※移民世論調査、移民年報等。
D	1961年5月	・わが国よりの対加移民数に関する件(昭36/5/4、在加萩原大使)
D	1966年8月	・カナダおよび米国移住の現況について(昭41/8、椎名外相発在南米各公館宛公信)
I	1967年11月	・戦後におけるカナダの移住者受入れの統計(昭42/11、移住課)
L	1967年12月	・カナダ移住者諸統計(昭42/12、移住課)
C	1968年4月	・1970年代におけるカナダの人口・労働力見通しと移住者(在トロント総領事館作成資料)(昭43/4)
C	1968年5月	・1968年度第1四半期の対加移民統計送付(昭43/5、在加)
C	1968年10月	・移住者の差別待遇改善に関する新聞報道(報告)(昭43/10/29、在トロント総領事)
M	1969年6月	・カナダ移住者統計(昭44/6/23、移住課)
H	1973年5月	◎昭和48年度北米地域領事移住会議資料「最近の対米国、カナダ移住者統計」(領事移住部移住課、昭48/5)
<17>【調査・戦前の対カナダ移民(1960)】		
A	1960年1月	・戦前カナダ移民調査依頼(昭35/1/29、在加萩原大使)

A,G	1960年2月	・戦前におけるカナダ行移民制限措置（昭35/2、アメリカ局北米課） 1.ルミュー協商、2.ルミュー協商第1次改訂、3.ルミュー協商第2次改訂。
<18>【梅月高市(1952-1967)】		
N	1952年8月	◎『カナダに於ける日系人（太平洋戦争前と戦後の日系カナダ人社会の様相）』（昭27/8、ニュー・カナディアン梅月高市発行）
J	1966年12月	・梅月高市による技術移住者動向調査報告書（昭41/12/20、在トロント総領事）
J	1967年2月	・日系市民協会トロント支部移民問題委員会資料（梅月高市編）（昭42/2/6、在トロント総領事）
C	1967年6月	・梅月高市による技術移住者問題調査報告書（昭42/6/22、在トロント総領事） 「日本人のカナダ移住に関して」 1.日本人移住者の状態、2.移住者の就職上の問題点、3.移住者の心構え、4.日本人移民と日加両政府との関係。
A	1967年12月	・梅月高市書簡（1967/12/31、在トロント石川総領事宛）
<19>【各種移住形態(1961-1969)】 ※農業移住は<13>		
B	1961年7月 -1969年7月	・技術移住・企業移住（昭36/7-昭44/7）※技術移民、個人移住。
B	1965年5-7月	・ドミニカ日本人移民のカナダ移住関係（昭40/5-7）※陳情書、嘆願書、他。
B	1965年6月 -1966年9月	・雇用契約移住関係・家事労働女性（昭40/6-昭41/9）※家事手伝人。
B	1965年10月	・オンタリオ州在住外国人医師の開業試験受験資格について（昭40/10/13、在トロント総領事）
B	1966年1月	・カナダ各州における外国人医師の資格評価及び処遇に関する新聞記事（昭41/1/21、在加島津大使）
B	1969年8月 -1971年11月	・炭鉱労働者関係（昭44/8/昭46/11）
B	1969年8月	・日本より炭鉱労働者の誘致（昭44/8/8、在エドモントン領事）
M	1969年12月	・カナダ鉱山会社による日本人炭鉱労働者募集（昭44/12/4、海外移住事業団宛）

【凡例】 ① 日付（西暦）欄の19**年*月-19**年*月は、同期間の関係資料を示す。②◎は、他の分類項目に重複ありを示す。
③※は、内容などの注記。④在加大は、在カナダ日本国大使館。

それでは各事項の内容について、もう少し具体的に見ていきたい。

- ・ <1>【調書類：カナダの対日移民政策、日本の対加移民政策（1958-1967）】、<2>【公館長会議（1962-1973）】、<3>【総理・首相など日加相互訪問関係、日加閣僚会議（1960-1969）】は、日本人移住に関する調書類ははじめ公館長会議や領事会議および海外移住審議会資料、首脳・要人訪問時の資料である。ほとんどが外務省移住局ないしアメリカ局の対カナダ移住主管局による作成文書であり、これらの文書群を併せみることにより、戦後カナダ移住の経緯と問題点を網羅的に理解することが出来る。
- ・ <4>【日加国交再開前後までの初期文書(1951-1954)】は量的に少ないが、平和条約締結前の1956(昭和26)年7月31日付「在カナダ日系市民事情調査報告」は、戦後直後の日系人社会の状況を報告した公文書として確認できる最初のものである。
- ・ <5>【カナダの対日移民政策、日本の対加移民政策（1955-1956）】は、キング内閣を引き継いだ自由党ルイ・サンローラン内閣時代（1948/11-1957）の対日移民政策の実態を示す一連の文書である。在カナダ松平大使のピアソン外相やピッカースギル移民大臣との極秘の会談録など含む。キング声明を踏襲した厳しい対日移民政策については前述した通りである（Ⅰ．戦後カナダ移住（概観）1．戦後カナダ政府の対日移民政策）。日本人移民問題の打開策として戦前のルミュー協約の復活を想起する移民割当制が日加双方の水面下で話題になっている。
- ・ <6>【日本人移民問題、カナダの対日移民政策の変化傾向、我が方対加移民政策（1957-1961）】は、進歩保守党ディーフェンバカー内閣時代（1957/6-1963）に、対日移民政策の規制緩和に向けて徐々に動きはじめる時期における文書群。フェアクロー移民大臣と在カナダ萩原大使との極秘会談録などを含む。
- ・ <7>【呼寄せ移住（家族呼寄せ等）関係（1955-1965）】については、呼寄せ渡航が戦後のカナダ移住の主体であったことは前述（Ⅰ．戦後カナダ移住）したが、その関係文書が列挙されている。

日系コミュニティ（全カナダ日系市民協会）によるカナダ政府への呼寄せ制限緩和の陳情運動と在外公館（大使館）の対応を示す文書も含まれている。

- ・ < 8 > 【農業実習生（1956-1959）】は、カナダの先進農業を学び日本の農業発展に資する目的で1956年に始まった実習制度で、国際農友会により各年度数名が派遣された。< 13 >の移住を目的としたアルバータ南部への農業移住訓練生（1967年開始）とは異なる。
- ・ < 9 > 【日本人移民問題、カナダの対日移民政策の変化、我が方対加移民政策（1958-1961）】は、< 6 >と関連するカナダ政府や国内世論の日本人移民問題をめぐる諸論議を示す文書群である。
- ・ < 10 > 【日本人移民問題、カナダ移民法新施行規則、我が方対加移民政策（1949-1966）】には、主にディーフェンベーカー内閣によるカナダ移民法新施行規則の制定、実施（1962年2月）をめぐる動き、さらに、同内閣の移民制限緩和への流れを受けた自由党ピアソン内閣（1963/4-1968）時代に加速する移民制限撤廃へ向けての一連の過程を示す文書群である。
- ・ < 11 > 【在京カナダ大使館との連絡・協議、カナダ移民官事務所設置関係（1964-1969）】は、1966年6月に在東京カナダ大使館に査証部が設置される前後までの記録である。1964年頃から日本人カナダ移住促進のためにカナダ移民官事務所設置計画が具体化した、その詳細なプロセスを示す文書群である。
- ・ < 12 > 【日本人移民問題、カナダ移民法施行規則の再改正、戦後移住の本格的開始（1964-1972）】は、ピアソン内閣による1967年10月移民法改正による人種・国籍条項完全撤廃、ポイント制導入による技術者移住開始に向けての関係資料である。日本側も、海外移住事業団がカナダ移住促進に本格的に乗り出す。その代表的施策である海外移住事業団トロント駐在員事務所の設置（1967年7月）や在留邦人による移住協力員制度のスタート（1969年）に関する文書群である。
- ・ < 13 > 【農業短期移民、アルバータ州南部農業移住訓練生（1959-1975）】は、戦後におけるカナダへの組織的農業移住に関する文書群である。当初計画された農業短期移民は、南アルバータへの日系人大農園への農業実習生の派遣として実現した。海外移住事業団トロント駐在員の努力もあって1970年代に本格化し、その発展が期待された。
- ・ < 14 > 【実態調査・定着状況調査（1967-1970）】本格的カナダ移住の開始に伴って、1966年から2年ごとに実施された移住者の定着状況を把握するための実態調査に関する資料である。
- ・ < 15 > 【新聞論調・報道（1957-1967）】は、1957年3月から1966年10月までの移民関係新聞記事・論調を所収するファイルCの目次「9. 新聞報道等」（85コマ）及び1961年5月から1968年2月までを所収するファイルGの目次「7. 新聞その他の情報」（66コマ）から選択した一部である¹⁶。記事は在外公館から本省宛ての『グローブ・アンド・メール』、『フィナンシャル・ポスト』、『ニュー・カナディアン』各紙をはじめとするカナダ各地の報道記事や論調であり、例えば1960年代のカナダへの技能移民の減少傾向に伴う日本人移民招致の動向を示す記事など、日本人カナダ移住をめぐる広汎な問題に関する報道記事である。
- ・ < 16 > 【統計（1952-1973）】は、ファイル名が示すようにファイルDが多数の統計資料を所収する。とくに、カナダ移民省のカナダ移民統計（*Immigration Statistics*）および四半期ごとの移民報告（*Quarterly Immigration Bulletin*）は、1952年から1971年度までを網羅している。他に、在カナダ大使館および在トロント総領事館の移民情勢報告等も含む。他のファイルC、L、Mは、1967～1969年の主に日本人の対加移住諸統計、査証受給者リスト（在東京カナダ大使館査証部）や移民関係諸印刷物（*Ontario Manpower Review* 1969 1-2）などである。
- ・ < 17 > 【調査・戦前の対カナダ移民（1960）】は、1907年の日本・カナダ間の移民制限に関する紳士協約いわゆるルミュー協約に関する調書である。同協約は、カナダのアジア人移民制限法に

もかかわらず日本人移民のみが割当制によって一定程度の移民が許可されていた。この協約は開戦と同時に失効したが、戦後の移民再開に当たり、戦前の事例が改めて調査されたものである。

- ・ < 18 > 【梅月高市(1952-1967)】(1898年生れの帰化カナダ人、『ニュー・カナディアン』紙の編集主幹)はトロント総領事館から委託され、『カナダに於ける日系人：太平洋戦争前と戦後の日系人社会の様相』はじめ、詳細な技術移住者の実態調査や提言を提出している。
- ・ < 19 > 【各種移住形態 (1961-1969)】は、前章でも触れたが、技術移住だけではなく様々な移住形態があったことを示している。

2. 個別文書

以上、事項別・時系列別に戦後カナダ移住に関する文書群を通観してきた。これらの文書群の中から1962年および1967年カナダの移民法施行規則の改正当時に作成された外務省調書2点、「カナダへの移民について」および「対カナダ移住の現況と対策」を紹介したい。いずれも、戦後カナダの日本人移住の経緯および問題点が簡潔にまとめられている。さらに、本章で分類・解説した他の史料へのアクセスの一助となると思われる。掲載に際して、送り仮名等は原文のままであるが、句読点を適宜追加した。また、[]内は筆者注である。

文書1. カナダへの移民について (昭和37年6月6日 アメリカ局北米課)¹⁷

1. 従来(本年[1962]1月まで)アジア人種のカナダへの移民は、英連邦諸国のインド、パキスタン及びセイロンに若干の割当[100, 50, 50]が認められていた以外には原則的に禁じられていた。

従って、日本人のカナダへの移民も、移民法によって他の東洋諸国民と同様、カナダ市民(主として日系人)が、その配偶者、未成年者の未婚の子及び65才以上の父、60才以上の母を呼寄せる場合以外、許されていなかった。(注、最近5カ年の対加日本移民の実績は年190名以下である。)

2. 全加日系市民協会(National Japanese Canadian Citizens Association)は、アジア人に対する親属[親族カ]呼寄せの範囲についての差別待遇を解消するため、昭和33年6月家族の結合という観点から、中近東、中南米人等と同等の待遇付与方、移民大臣に陳情した。

(注、移民法上第1順位は英仏人等、第2順位はその他の欧州人、第3順位は中近東、中南米人、第4順位アジア人。)

しかし、これに対し、カナダ政府はなんらの反応を示さなかったため、同協会は35年7月、今度は、当時家族の結合を阻まれていた具体的ケースについて、移民規則の改正によらず、人道的見地から好意的措置方陳情したところ、カナダ政府は、法律の運用により許可しうるものについては、全部呼寄せの特別許可を与えるという好意的措置に出た。

(注、在加大使館は、移民問題は一応カナダの内政問題であるとの建前をとりつつも、機会ある毎に、移民問題に関するわが方の関心を表明し、前記の全加日系市民協会の陳情書に対しても好意的考慮を払うよう要望した。)

3. 昭和34年サスカチュワン州政府から、わが方に経済協力の申入れがあったのに端を発し、日加間に平原3州における経済協力の話し合いが行われていたので、これらの経済協力を備え、1昨年岸前首相訪加の際、同首相よりディーフェンベーカー首相及びフレミング蔵相に対し、カナダ移民法

はこれら経済協力に参加する日本側経営者、技術者、技能者のカナダ入国及び滞在について厳しすぎるから、これを緩和するよう申入れた。

(注)

- (1) 経済協力に参加するわが方関係者は、長期に安定した基礎の上にカナダに滞在できなければ、事業の運営上支障があるわけであるが、移民法によれば、日本人は非移民として入国し、その滞在許可は一年毎に更新されなければならない、しかもその滞在許可更新の可否は、地方移民官だけでは決められず、同申請書は地方移民局より移民本省に送られていた。他方英独などのこの種経済協力に参加する関係者は、技術的に移民の資格で容易に入国し、すきな期間滞在できた。
- (2) 平原3州における経済協力の話し合いは、関係各社の現地調査にも拘わらず、諸般の事情から結局結実しなかったが、BC州においては鉱業関係、水産業関係で2、3企業合併が成立した。

本件については、池田首相訪加〔1961年6月〕の際にも話合われたが、結局昨秋ディーフェンベーカー首相来日〔1961年10月〕の際結実し、次のとおりわが方希望が不満足ながら満された。

- (イ) 在カナダの特定の日系企業の経営、監督ないし技術要員に対しては、毎年滞在許可を更新することを条件として、3カ年の入国（非移民）が認められることになった。ただし、人数は1企業につき5～10人、総数は一時に、家族を除き150人を超えないものとする。
- (ロ) 在カナダの日本の製造業、鉱業等の企業の経営、監督ないし技術要員の若干については、その者が長期的基礎において企業に欠くべからざるものであり、かつ、その企業の要員の大部分がカナダ市民またはカナダの住民である場合には、移民の資格で入国が認められることになった。

4. カナダ政府は、1昨年第24議会第4会期開会劈頭の施政方針演説において、同会期中に改正移民法案を提出する予定である旨述べるところがあったが、結局移民法の改正は行われず、移民法施行規則が本年2月1日付をもって改正された。
5. 同新施行規則は、過去の各種規則を整理統合した全面的改正であるが、本改正により従来わが方が多年要望していた人種的差別待遇はほとんど廃止され、カナダが要求する教育、技能 (Education, Training & Skills) の条件を満し、かつ、入国後職をうるまでの間十分な生活手段を有するか、あるいはすでに雇用契約が成り立っているか、またはカナダで自活する計画をもった上でカナダに来る者は、通常健康、人物要件を満すならば、入国を許可されることになった。

文書2. 対カナダ移住の現況と対策 (昭和42年11月中南米・移住局移住課) ¹⁸

1. カナダの移住者受入概況

- イ. カナダは1867年に連邦政府を樹立して以来900万人の移住者を受け入れており、現在約2,000万人の人口を有している。第2次大戦後は、1946年から1966年までの21年間に合計約300万人の移住者を受け入れているが、将来のカナダ経済・社会の発展のためには今後当分の間年間20万人程度の移住者を受け入れる必要があるものとみられている。
- ロ. 最近数年間、各国からの対カナダ移住は増加の傾向にあるが、これを欧州の主要移住者送出国及び米国について最近3カ年の動きを示すと次のとおりとなる。

	1964	1965	1966
英 国	32,773	42,785	66,176
フランス	3,417	3,691	5,896
ドイツ	4,866	7,031	7,249
イタリア	20,720	28,397	33,977
オランダ	1,989	2,525	3,671
ポルトガル	5,721	6,583	8,900
スペイン	1,123	1,414	1,931
米 国	11,350	13,857	16,154
日 本	140	188	500
世界合計	112,606	146,758	194,743 (カナダ移民省統計による)

1966年の対カナダ移住者総数194,743人の50.9%は労働力人口であり、49.1%はその妻子又は引退した人々である。労働力移住者人口の34.3%は製造、建設、機械関係技術者であり、26.1%は高級技能者及び経営者であり、16.7%は商業、金融関係者及び事務員であり、8.8%はサービス業であり、3.2%は農業である。

従って、現在の対カナダ移住は技術移住を主体とするものであるといえる。

ハ. 上記欧州各国の海外移住は、最近是对中南米移住者数が減少しているのに対し、カナダ、米国及び豪州に向けての移住者数は概して増加傾向を示しており、現在の世界における主要な移住者送出国からの海外移住の流れは明らかに、北米及び豪州大陸に向かっているものといえよう。

ニ. わが国の対カナダ移住は、日清戦争後1896年頃から盛んになり、第2次大戦直前の1941年には23,149名の日本人移住者がカナダ国内に居住し、その96%がブリティッシュ・コロンビア州の太平洋沿岸地域に居住していた。第2次大戦により、ほとんどの日系人は同地域から強制的に立退きを命ぜられた結果、日系人はカナダ各地に分散することとなった。

戦後の邦人移住者は、他のアジア人と同じく1952年に制定された新移民法の適用をうけることとなった。この移民法は世界各国人に対し公平な扱いを規定しているが、実際には同法施行規則により、欧州人、米国人等の移住は認められても、日本人は他のアジア人及びアフリカ人とともに、極めて限定された家族呼び寄せ以外は原則として移住者としての入国は許されなかった。

しかしながら、1962年に至り、カナダ政府は、その移民法施行規則を改正し、アジア・アフリカ諸国からの移住者に対しても門戸を開いたが、同新施行規則によれば、カナダへの移住は出身国の如何を問わず、教育、技能等に基づいて認められる旨規定され、これに該当する移住者であれば、世界各国から平等に受け入れる政策を採用した。その後、1965年10月には現行移民法の改正規準となった内容を含む移住白書が議会に提出され、積極的な移住者受入政策の方向が更に明らかにされた。

2. わが国の対カナダ移住における問題点及び対策

カナダは、我が国に対しては、1966年6月、東京にカナダ大使館査証部を設置して、カナダ移住の啓発を行なうとともに、わが国からの移住希望者を同事務所において審査選考のうえ移住査証を付与することとしている。わが国としては、日カ両国の協力によって対カナダ移住を進める方針の下に、66年9月にマルシャン移民大臣を招待し、更に、同年10月オタワにおいて開かれた第4回日・カ閣僚会議における共同声明においては、カナダ移住に関する日・カ両国の協力が確認された。また、対

カナダ移住者の増加にかんがみ、これら移住者の現地における定着状況を把握する必要から、本年7月に海外移住事業団職員をトロントに駐在せしめた。

1966年に渡カした日本人移住者500名のうち労働力人口は294名であるが、これについて職業別内訳を示すと次のとおりとなる。

(1) 専門職部門（技術者、学者、医薬関係者等）	120名
(2) 技能工部門	52名
(3) 事務部門	45名
(4) サービス部門	59名
(5) 農水産部門	15名
(6) その他	3名

計 294名

カナダ移住は、従来わが国が海外移住の対象としてきた中南米移住とは多くの面で異なっているが、わが国の対カナダ移住の特徴としては、次の諸点が指摘される。

イ. 在住邦人層が極めて薄く、従って、新規移住者は、移住直後から直接カナダ社会での生活を強いられること。

ロ. カナダ移住は、カナダ側による open placement 方式 [オープン・プレースメント方式]（スポンサーなしで移住し、現地で就職する）に基づく移住であり、現在のところ中南米移住の場合のような現地におけるわが国政府の援護施策は施されていない上、近親又は縁故移住も中南米及び米国移住に比べて未だ少ないので、通常現地では他に頼るものはなく、職探し、住宅探しからその後の定着発展に当り、自己の能力が最大限に要求されることとなる。

ハ. 同様の理由により、移住当初からカナダ人の社会で直接カナダ人と接触し、個人の技能、知識を最大限に発揮して生活をたててゆく上に最も必要なことは自己と周囲との意思の疎通である。自己の表現や相手の理解が不正確であったり、社会及び日常生活における情報の収集が不十分にしか出来なければ、その社会で成功することは容易なことではない筈である。いままでのところわが国移住者が現地到着後逢着している最大の難関は、言葉の問題である。

ニ. 前記のごとく、カナダ移住の形態は技術移住が圧倒的に大きな割合を占める一方、農業部門の移住の可能性もかなりあるとみられるが、いずれの分野においても、一旦職につけば、その後は、単に生活の目途がつくというだけではなく、平均的カナダ人として現在のわが国の生活水準と比べてかなり高度の生活を享受することが可能であり、移住者の能力と努力如何によっては希望に満ちた将来が開かれることとなる。

前記1. に述べたとおり、カナダ政府は積極的な移住者受入政策を進めているが、カナダ経済の発展に伴う同国の生活環境の魅力と相まって、欧州を初め、世界各国からの対カ移住者は今後ますます増加するものと考えられる。わが国からの対カ移住も、今後カナダ側及びわが国による啓発がすすむにつれ、漸次希望者数が増加してゆくものと考えられるが、前記諸問題を考えた場合、わが国民が問題を起さずにカナダ社会に定着し、今後の日・カ両国の親善友好関係を維持、促進する役割を果たすためには、わが国の海外移住施策における対カナダ移住者のための施策を早急に強化充実することが必要と思われる¹⁹。

おわりに

以上、戦後カナダ移住に関する外務省史料（外交史料館所蔵）の概要をみてきた。表2. 基礎文書一覧で示した史資料は戦後カナダ移住研究にとって貴重な史料であると認められる。カナダ政府の史資料はLAC所蔵文書が代表的であるが、所蔵文書の一部については別稿で照会した²⁰。

戦後カナダ移住の歴史研究は未開拓の分野と言える。そこで、本稿で紹介した戦後カナダ移住基礎史料の複製物は全て、今後の研究発展に資するためにJICA横浜海外移住資料館に寄贈され、研究者および広く一般の利用に供する予定である。

なお、本稿脱稿後に新たに判明したカナダ移住関係の新分類記録として、2013-3823 本邦人カナダ移住、2014-1577 前掲同、2014-2619 前掲同、2020-1280 前掲同、2015-0783 本邦人米国・カナダ移住、2015-0784 前掲同、2017-0251 本邦移住統計 カナダ・中南米・韓国の7冊（全て「要審査」記録²¹）、及び、2013-2685 本邦移住者・移住地援護カナダがある。

註

- ¹ 飯野正子、高村宏子、原口邦紘 2017「第二次世界大戦直後に日本に『送還』された日系カナダ人のその後」JICA横浜海外移住資料館『研究紀要』11、39-59。原口 2019「第二次世界大戦直後に日本に『送還』された日系カナダ人のその後——カナダ帰国・日本定住をめぐる問題——」前掲『研究紀要』13、49-70。飯野、高村、原口 2020「第二次世界大戦直後に日本に『送還』された日系カナダ人のその後——日加文化交流・日加友好関係増進に向けての活動——」前掲『研究紀要』14、1-35。
- ² アジア歴史資料センターのHPは次のとおり。<https://www.jacar.go.jp>
- ³ 外務省外交史料館編 1992『外交史料館所蔵外務省記録総目録戦前期 第1巻 明治・大正篇』東京：原書房。前掲『同 第2巻 昭和戦前篇』。前掲『同 別巻索引・参考資料篇』。外交史料館所蔵史料検索システムのアドレスは、<https://www.da.mofa.go.jp/DAS/meta/default>。
- ⁴ 本章は、前掲原口 2019：51-57による。
- ⁵ 中国人移民にはPC2115にもかかわらず特例が適用され、1923年中国人排斥法以来25年間の絶対的禁止措置に配慮して寛大な取扱い（呼寄せ審査の緩和）が施された（*Documents on Canadian External Relations*, Volume 20 - 1952, 819 文書）。
- ⁶ 近親者の呼寄せ以外に、インド150人、パキスタン100人、セイロン50人の割当制が適用された。（外務省移住局企画課 1961『カナダにおける日本移民の問題』77-85）
- ⁷ 本稿で紹介する戦後カナダ移住関係ファイル（J'門）の他に、引揚関係記録（K'門）の中に、戦後カナダから「送還」された日系カナダ人の引揚者給付金獲得運動関係史資料が編綴されたK' 7.1.0.4-1「引揚者及び未帰還者の保護救済関係」（第2巻）がある。同史資料については、前掲原口 2019：57-62 参照。
- ⁸ 外務省の記録分類は現在の「新分類記録」以前は、「門. 類. 項. 目. 号」で分類されており、例えば、表1の、J'1.1.0.2-2「本邦移住者関係 カナダ移住」のJ'門は「移民、旅券」、1類は「移民」、1項は「移民法規及び政策」を表し、以下、目、号と細分化分類されている。
- ⁹ H～Mファイル「本邦人カナダ移住1～6」（分類番号2013-2677～2013-2682）は、2013年に外務本省から外交史料館に特定歴史公文書等として移管された「新分類記録」であり、それまでの分類

(注8)とは異なる。戦後外交記録の分類については、浜岡鷹行 2021『『新文書管理システム』導入以後の外務省公文書管理——戦後外交記録『新分類記録』の特徴把握のための一考察——』『外交史料館報』34、85-106)を参照。なお、(4)の記録H～Mには通し番号が付されていないので、便宜上1, 2, 3, 4, 5, 6を付した。

- ¹⁰ 本ファイル「日系外人関係」は、日系アメリカ人関係資料も編綴されているが日系カナダ人関係のみを選択紹介した。
- ¹¹ 複製した収集資料は全てマイクロフィルム(1コマ2頁)から資料を作成したため、1コマ1.5頁相当で計算した。
- ¹² 「要審査」記録は未公開の外務本省から移管された「特定歴史公文書等」であり、利用請求して、審査を経て利用決定されるまでは閲覧できない。(「外務省外交史料館利用等規則」第3章利用、第1節利用の請求)。外交史料館 2014「外交史料館所蔵史料の検索性向上を目指して」『外交史料館報』28、109-110)。
- ¹³ 平成30年4月20日利用決定第0184号「特定歴史公文書等利用決定通知書」。平成30年4月23日利用決定第0194号「特定歴史公文書等利用決定通知書」。
- ¹⁴ 仕切り紙のみ、文書ナシ。
- ¹⁵ 仕切紙に「J 1.0.0.1*に移す」と記載あり。*は【D】ファイル。
- ¹⁶ 新聞論調・報道記事は、他に、ほぼ全ファイルにわたって編綴されている。
- ¹⁷ Fファイル：J 1.2.0.1-4 諸外国移住法規並びに政策関係雑件カナダの部 第2巻、Hファイル：2013-2677 本邦人カナダ移住1所収。
- ¹⁸ Aファイル：J 1.1.0.2-2 本邦移住者関係カナダ移住 第1巻所収。
- ¹⁹ 本件文書2を参考にして、翌年、海外移住審議会提出用資料「対カナダ移住の現況と対策」(43年4月中南米・移住局移住課)が作成されている(Cファイル：J 1.1.0.2-2 本邦移住者関係カナダ移住第3巻)。この提出用資料には新たに「4. 当面の対加移住政策」の章が追加されている。戦後カナダ移住の本格的開始に際しての具体的措置として位置づけられるので、以下に追加分を紹介する。

4. 当面の対加移住政策

イ. 前記のようなカナダ移住の現状にかんがみ、当面、政府としては、移住が優秀なるわが国民の海外発展とこれを通じての国際的協調への貢献という見地から、国内では今日労働力需給が逼迫している際にはあるが、健全な方向へ対加移住を奨励すべきものと考えるところである。

ロ. 而して、その為には、差し当って次の諸点についての施策が検討の対象と考えられる。

(1) カナダ移住に関する調査

カナダへの移住者が出来るだけ早期に定着安定の途につきうよう広汎な現地事情の調査が必要であるが、現状ではこれは在外公館がこれに当たるほか既に海外移住事業団は1967年7月からトロントに駐在員1名を派遣し、カナダ政府関係当局とも連絡をとりつつ移住に関する状況を随時報告せしめているので、この種調査をさらに深くかつ広く行なう事が必要と考えられる。

(2) カナダ移住に関する啓発

カナダ政府側の意向も日本側の協力を要望しているため、既に各都道府県における海外移住事業団地方事務所を通じてカナダ移住について啓発を行ない、希望者の相談及び手続の指導にあたらしめているが、今後この種啓発を積極化すべきものとする。

(3) カナダ移住の就職斡旋

カナダ移住がオープン・プレースメントを特色とするので、日本国内における就職の斡旋は行なう余地は少ないが、将来の問題としては、既移住者が定着発展すれば、日系企業を中心として求人が増大し、実質的な斡旋の機会も増大することも考えられる。

(4) カナダ移住者に対する講習訓練

カナダはアングロサクソン民族の社会であり、日本人のカナダ社会との融合同化には事前の講習が効果ありと思われるので、渡航前に、語学を中心とし、生活及び職業に関する講習訓練を施す必要があるところ、現状では渡航が確定したもののうちの希望者に対し、横浜の移住センターにおいて短期講習を行っているに止まるが、将来は地域及び講習内容の点で拡充の要ありと考えられる。

(5) カナダ移住に当たっての渡航費

カナダ移住に対しては、国からは渡航費の貸付も支給も行なっていない。渡航者は、自費支弁である。(三和銀行がカナダ太平洋航空と提携して運用する民間の融資制度あり)

カナダ政府は、諸外国からの移住者に対する渡航費貸付制度を近く日本にも適用する方針に傾いている。かつ徒らに移住者の増化を急ぐべき際ではなくかつカナダ政府の思惑も顧慮の要があるので現在のところ、渡航費補助は行なっていない次第である。

(6) 渡航後の斡旋、相談

カナダへの渡航後は、移民省の地方部局が就職の斡旋を行なうが、移住者の決断に資するため現地事情を調査し、生活指導を含め各種の相談に応ずるための指導が必要である。現地公館が在留邦人と協力して行なう側面援助のほか、前述の海外移住事業団トロント駐在員を中心とし、明年度からは移住協力員の制度をはじめることとしている。

(7) カナダにおける渡航後の講習訓練

渡航後の講習等の施設をわが方政府が設けることについてのカナダ政府側の方針は必ずしも明かでなく、むしろ消極的ではないかと見られるので、カナダにわが方直営の職業訓練センターの如きを設置する如きことは避けるべきものと考えている。

(8) カナダ当局との協力体制の整備

わが方としては、緒について間もないカナダ移住の円滑なる進展を希望し、カナダ当局に対し協力する用意があるが、カナダ側は移住者受入れの関係国内行政につき特に協力を求むるとの態度はまだ示していないので、将来必要に応じ当面、カナダ政府関係当局と情報意見の交換を緊密に行なう事を考えている。

²⁰ 前掲飯野、高村、原口 2020 : 1-35。

²¹ 註 12 参照。

The Documents Relating to the Japanese Emigration to Canada after World War II, in the Collection of the Diplomatic Archives, MOFA

Masako Iino (Tsuda University / Chair, Academic Advisory Committee, JOMM)

Hiroko Takamura (Toyo Gakuen University)

Kunihiro Haraguchi (Diplomatic Archives, MOFA)

Junko Kino (Tokyo University of Foreign Studies)

This article is the fourth report of the JICA Project titled “The Japanese Canadians Who Were ‘Repatriated’ to Japan Immediately after WWII,” which started in 2015. The three reports the Project members have submitted to JICA so far show the important research result on the Japanese Canadians who were shipped to Japan immediately after WWII. These reports also introduced the documents and records which the Project members collected.

The major institutions which have the primary documents and records relating to the Japanese emigration to Canada are: the Diplomatic Archives, MOFA, and the Library and Archives Canada (LAC). While most of the documents and records relating to immigration and emigration in LAC are available online to the public, those at the Diplomatic Archives, MOFA, are not open to the public online, even though most of the documents and records owned by the Diplomatic Archives, MOFA, are open online at the Japan Center for Asian Historical Records, National Archives of Japan. Also, at the Diplomatic Archives, while the titles of the documents and records relating the Japanese emigration during the Meiji and Taisho periods, and the Showa period before WWII are relatively easily accessed, with the aid of the published catalogue, the only key to access the documents and records on the emigration after WWII is the finding aids which are available at the reading room.

Thus, this article is meant to introduce the documents and records relating to the Japanese emigration after WWII owned by the Diplomatic Archives, MOFA, as a whole, and present the researchers in the field the basic documents and records relating to the Japanese emigration to Canada after WWII, which are still almost unexplored. It is the sincere hope of the Project members that these documents and records will be of use for the researchers in the field in their future research.

Keywords: Japanese Canadians, Japanese emigration to Canada after WWII, Canada-Japan relations

JICA 第二回海外移住「論文」及び「エッセイ・評論」募集の 実施結果について

日本国内における外国人とのよりよい共生が課題となるなか、日本人の海外移住の150年以上の歴史に対する理解と関心を高めることを目的として、独立行政法人国際協力機構（JICA）は2019年に「JICA 海外移住懸賞論文」を創設しました。第二回からは、より関心の裾野を広げたいとの願いから新たに「エッセイ・評論部門」を加えることとしました。

第一回懸賞論文では、中南米地域で過去に発行された邦字新聞を活用した研究、または邦字新聞そのものを対象とした様々な研究成果を対象としましたが、第二回では、邦字新聞が関係するものに限定せず、テーマを広く「日本人の中南米への移住」として実施しました。

2021年10月、審査の結果、「論文部門」の受賞作として、最優秀賞にソアレス・モッタ・フェリッペ・アウグストさんの「異境での戦時体験を記録して—マリオ・ボテリョ・デ・ミランダと岸本昂一を事例に一」、優秀賞に柴田寛之さんの「ディアスポラ・ナショナリズムとしてのカチマケ抗争再考：バストスとレジストロの比較を通じて」を選考しました。本紀要にはこれら2編の論文を掲載します。

〈第二回 JICA 海外移住懸賞論文 最優秀賞〉

異境での戦時体験を記録して — マリオ・ボテリョ・デ・ミランダと岸本昂一を事例に —

ソアレス モッタ フェリッペ アウグスト
(大阪大学・特任助教)

〈目次〉

- (1) はじめに一問題設定
 - (2) 〈戦争〉と日系ブラジル社会
 - (3) 親日家から帝国の告発者へ—ミランダの『戦時の日本』
 - (4) 戦野としてのブラジル—岸本昂一による「受難の記念史」
 - (5) 結びに代えて—対抗するナショナリズムに結ばれた仲
- 謝辞
参考文献

キーワード：日系ブラジル社会, 戦時体験, 記録, ナショナリズム

(1) はじめに一問題設定

本稿では第二次世界大戦をブラジルで過ごした一人の日系ブラジル移民による記録、そしてアジア・太平洋戦争の一部を日本で過ごした一人のブラジル人による記録を取り上げる。彼らは〈戦争〉をめぐる異なる認識¹を持っていたが、自己の戦時体験を語り、記録を残したことが共通である。

岸本昂一は1898年に新潟県に生まれた。若い時分にキリスト教に帰依し、大志を抱き1922年にブラジル移民となった。1932年にサンパウロ市で暁星学園を創り、それ以降は農村出身の苦学生の教育に携わった²。暁星学園を拠点に、戦前・戦後にわたり岸本は活発な教育・執筆活動を展開し、本稿で取り上げる処女作を嚆矢に多くの著作を残した。岸本は1930年代以降のブラジル政府による同化政策と戦中の枢軸国の国民に対する弾圧をサンパウロ州で経験し、1947年にそれを糾弾する『南米の戦野に孤立して』という大著をブラジルで刊行した³。この著作はブラジルに反逆的な思想を含んでいるという疑惑を持たれ、岸本は1ヶ月間も拘留されることになった。最高裁判所での無罪の判決が下るまで敗訴と控訴を繰り返し、10年以上に及ぶ法廷での闘いが続いた。1977年ブラジルのサンパウロ市で病没した⁴。

ここで取り上げるもう一人の人物は若きブラジル人である。1940年はマリオ・ボテリョ・デ・ミランダ (Mário Botelho de Miranda) が名門サンパウロ法科大学 (Faculdade de Direito de São Paulo、1934年にサンパウロ大学 Universidade de São Paulo に編組) を卒業して僅か2年間が経っていた⁵。在学中に日本語・日本文化勉強会 (Grêmio Cultural Brasil-Japão) を立ち上げ、日本語の学習に勤しんだ。日系社会との関係も濃密であったと思われる。1940年、ブラジルを含め世界中の国々が日本の帝国主義およびアジア侵略に対して難色を示していた頃、彼は日伯両政府の斡旋で出来た「日本文化見学訪日団」(Caravana de Intercâmbio Cultural Brasil-Japão) の団長に抜擢され、日本を訪れることになった。2ヶ月間の見学の末、他の団員たちを先に帰国させたミランダは一人で日本に居残

ることを決意した。1942年6月まで日本で暮らした。自分に「真の日本」(o Japão real)を知るという課題を立てて、総力戦体制の日本での生活を体験した。真珠湾攻撃と共に在日外国人に対する弾圧が増し、ミランダはやがて交換船で帰国することになった。1944年、アジアでの戦争がまだ終わらないうちに、彼は戦時の日本での自己体験を顧みつつ、日本に対する考察をまとめた書籍をブラジルで刊行した。戦後は弁護士として活用しながら日系社会との関りを変貌させつつ維持した。1976年、サンパウロ市で没した⁶。

岸本とミランダは異境⁷において戦争を体験したこと、またブラジルにおいてそれについての記録を刊行したことが共通項だが、二人を繋げている点はもう一つある。『南米の戦野に孤立して』をめぐる訴訟により岸本が危うく帰化権を剥奪され、国外追放に遭う寸前まで状況が逼迫した。後述する通りに、岸本の著作が刊行された時期は日系ブラジル社会を揺さぶった「勝負抗争」の余燼^{かちまげ}がまだ燃っており、ブラジル社会で「日本的なファナティズム」(o fanatismo japonês)に対する警戒が募っていた。その中、岸本の訴訟のきっかけになった『南米の戦野に孤立して』の概要を注釈付きで初めてポルトガル語に訳したのはミランダである⁸。日本語に堪能で、日本文化のエキスパートとされていたミランダは、以前から通訳者／翻訳家としてブラジル警察により起用され、日系移民の取り締まりに関わっていた。このように、ミランダと岸本は〈戦争〉によって結ばれた奇妙な仲ともいえる⁹。

本稿では、ブラジルおよび日系ブラジル社会において第二次世界大戦がどのように認識されたかを模索した後、ミランダと岸本の戦争体験の記録を取り上げ、ナショナリズム・他者・弾圧を中心にその分析を試みる。戦後に叙述された日系ブラジル社会の「正史」(マスターナラティブ)から排除されたこの二人の記録に光を当てると共に、異境において第二次世界大戦が如何に体験されたかという議論に貢献できれば幸いである。

(2) 〈戦争〉と日系ブラジル社会

ブラジルにおいて第二次世界大戦がどのように認識され、どのように記録されて来たか。1942年、ドイツおよびイタリアの潜水艦によるブラジル船への攻撃が発し、多くの商船が撃沈された。この事態に直面させられたヴァルガス (Getúlio Dornelles Vargas) 大統領が1942年8月22日にブラジルとドイツおよびイタリアが「戦闘状態」(estado de beligerância)にあると表明し、ブラジルが連合国の陣営に参戦することになった。なお、ここでは二点が重要と思われる。一つ目は、政府による表明文は「戦闘状態」と記しているのみで、正式な「宣戦布告」の文言がない。二つ目は、この時点において大日本帝国に対する言及がなかったことである。独伊と異なり、日本はブラジルを直接に攻撃していなかったことが主要な理由だと思われる。米国による政治的・経済的な圧力がかかり(ルーズベルト大統領が1943年1月にブラジル北部でヴァルガスと会談している)、1944年にブラジルがイタリア戦線に2万5000人を派兵し、それ以前から既に連合国に大西洋での基地を提供していた。

一方で、日本とブラジルの国交断絶が1942年1月に既にあったものの、日本への正式な宣戦布告は1945年の6月まで行われず、アジア戦線への出兵もなかった。1945年5月のドイツ降伏と共に「戦争が終わった」という認識がブラジル社会全般に浸透し、アジア・太平洋戦争は大多数のブラジル人にとって二義的なものに過ぎなかったといっても過言ではない。以後、ブラジルにおける第二次世界大戦をめぐる記録では主にイタリア出兵を中心とした記述が占める。このように、昨今のブラジルにおいて「第二次世界大戦」(ポルトガル語では Segunda Guerra Mundial)を指す時の〈戦争〉という用語は主にヨーロッパ戦線と関連して使われてきたといえる¹⁰。

一方で、日系ブラジル移民にとって〈戦争〉とは常にアジア戦線を意味していた。『コロニア万葉集』

は、アジア戦線に心を寄せる移民の心情を詠む歌を多く収録している（「聖戦四年目に入る祖国のさまを具さにききて思うこと多し」、「一等車皆白人の中に独り聖戦祖国を思い涙ぬぐい居り」、「いささかなれど吾が身をこらして日本に献金せんと煙草絶ちし老父いとし」— いずれも 1940 年）。日本語新聞は連日にアジアでの戦況を報じ、祖国から物理的に離れていた移民は大日本帝国の活躍について読み、胸を躍らせていた¹¹。戦中はまた、祖国との関係を遮断され、ブラジルにおいて弾圧を受けた日系移民が、戦争が終わったら熱帯気候での農業の経験を持つ自分たちが重宝されるはず、海南島などアジアで新しく獲得された領土への再移住を唱える時期でもある。「日の丸の下で働きたい」とはこの時期に頻繁に抱かれた願望である。

なお、アジアでの戦争が闘われていたと同時期に、ブラジル在住の日系移民は政府による「同化政策」を強いられた。1930 年革命（Revolução de 1930）により政権を掌握したヴァルガスは、1934 年に間接投票をもって正式に大統領に就任し、1937 年はクーデターを起こし「新国家体制」（Estado Novo）を樹立させた。ヴァルガスの下で中央集権化が進められ、その当時まで比較的に自立していた自治体が連邦政府の管理下に置かれた。国家主義的なナショナリゼーション政策が強力に進められ、外国人移民の同化が重要な課題として俎上に載せられた。この同化政策が日系移民の〈戦争体験〉の一部として見られるべきである。

子ども移民としてブラジルに渡り、80 年間もブラジル日系社会で生きた移民知識人の半田知雄^{はんた ともお}は、戦後に『移民の生活の歴史』（1970 年）という大著においてこの時期を移民の戦争体験と同線上に論じている。〈移民の悩み〉という分析概念を援用し、半田はヴァルガス政権が実施した同化政策や、移民に対する弾圧を戦中の暗い時期の前夜として位置付けている¹²。新しい移民の入国を激減させた 1934 年の「二分制限法」（Lei de Cotas）、日本語教育がどんどん制約されてゆく過程、日本語の出版物に対する取り締まりが益々厳しくなり、1942 年に日本語新聞が余儀なく廃刊に追いやられる事態などを取り上げ、半田は日系移民の「長い戦争」は日伯の国交断絶と宣戦布告を待たずして始まっていたことを暗示している¹³。

同じように、日系ブラジル移民の戦争体験^{かちまけ}を考慮する際、勝負抗争も視野に入れられるべきである。日本敗戦の報がブラジルに届くや否や、日系社会がそれを信じる少数のグループ（「認識派」・「負組」など）、または圧倒的に人数が多かった日本戦勝を掲げていたグループ（「信念派」・「勝組」など）に分かれて激しくぶつかった。日本語新聞の廃刊で情報が断たれていた日系社会において日本の戦勝を信じる人が出てきたことはさほど驚きに値することではなからう。実に、アメリカやペルー、メキシコなどでも類似した事件が確認できる。また、今は日系アメリカ文学の古典になっているジョン・オカダの 1957 年の小説『ノー・ノー・ボイ』の主人公の母親も、戦勝国アメリカのシアトルに住み、周りにアメリカ軍に従軍したことのある人が居ても一向に日本の敗戦を信じようとしなないことも興味深い¹⁴。ブラジルの勝負抗争が特別なのは、終戦からおよそ 1 年間に亘りテロ事件や暗殺事件が多発し、100 人以上の死傷者が出たほどの大規模である¹⁵。ブラジルのメディアも、「日本移民の秘密結社」（sociedades secretas japonesas）や「日本人のテロ組織」（sociedades terroristas japonesas）をセンセーショナルに報道し、愛国団体の「臣道聯盟」の名前が連日にポルトガル語の新聞に載り、流行語となった。事態の収束を目指し、ブラジル警察による取り締まりが行われ、日系移民の大幅な検挙が続いた。ブラジル社会ではこの事件を「シンドウレンメイ事件」と記憶した。1947 年には暴動が表面的に鎮圧されていたが、勝負抗争の記憶は消え去ることなく、戦後の日系社会の在り方を決定付けたといえる。本稿で取り上げる岸本昂一の著作『南米の戦野に孤立して』が刊行されたのはその直後である。上記の過程を考慮すれば、日系ブラジル社会の戦争が 1945 年 8 月に終わったとはとてもいえない¹⁶。

このように、戦争に対する認識は、同じブラジル国内でも日系社会はとりわけアジア・太平洋の戦線を意識しており、一般的なブラジル人はどちらかというところヨーロッパ戦線を意識していたといえよう（図1を参照）。しかし、戦時の日本を実際に目撃し、それについて書いた人もいた。次節では一人のブラジル人のインテリであったマリオ・ボテリョ・デ・ミランダの記録に注目したい。

〈戦争〉の認識 ブラジル／日系ブラジル社会

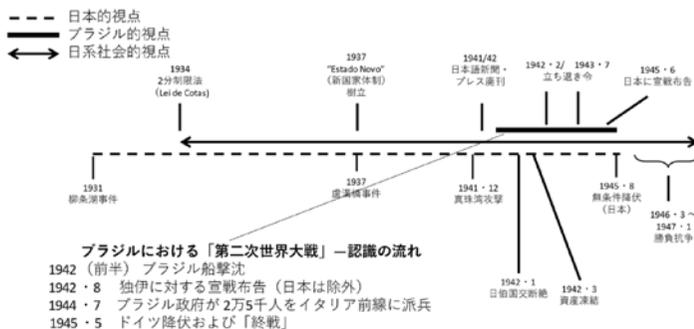


図1：ブラジル／日系ブラジル社会における第二次世界大戦の認識

(3) 親日家から帝国の告発者へ—ミランダの『戦時の日本』

マリオ・ボテリョ・デ・ミランダが1944年に刊行した著作『Um Brasileiro no Japão em Guerra』（本稿では表紙に漢字で表記されている『戦時の日本』を採用する。図2を参照）の前書きにおいて、「ブラジルの日系人でわたくしの名前を知らない人は少ないだろう」（17頁）と述べている¹⁷。当時の日系社会が30万人くらいだったと思えば、相当な豪語に聞こえる発言だが、ミランダがどれだけ日系社会と関わりが深かったかを示唆している。

ミランダはブラジルの支配者層を多く輩出した名門校サンパウロ法科大学を卒業し、エリートコースを歩んでいた人物であった。学生の時分、大学の内部に自主的な日本研究グループを作り、その代表者になり、日本語・日本文化を習得しようとした。なぜ日本文化に傾倒したかは明らかではないが、多分ブラジル日系社会がきっかけだっただろう。現地の日本人と接触し、初めて生の魚を食べ、彼らを理解しようとした記録を残している。本稿で見ると、日本での滞在はミランダと日本の関係を一変させたが、戦後でも彼が柔術教室を主催したり、日系ブラジル社会の日本文化関連の機関の要職に就いたりしていることを見れば生涯に亘って「日本嫌い」になったことはないようだ。

ミランダは日系社会の知識人層とも関わっており、前述の半田知雄を含む多くの日系知識人が携わっていた文学雑誌『文化』の責任者はミランダになっている。『文化』は戦前ブラジルには珍しく日本語とポルトガル語で内容を掲載しており¹⁸、アンドウ・ゼンパチ（移民知識人、安藤潔のペンネーム）が中心的な存在であった。日本語の内容にミランダはあまり関わっていないだろうと思われるが、ポルトガル語の記事を多く担当している。雑誌は短命に終わったが、この時点においてミランダの名前が半田やアンドウのと並んでいることに大きな意義があるといつてよい。



図2：『戦時の日本』の表紙

『戦時の日本』の前書きでは、ミランダは「ブラジルで一つの日本を知った」（傍点引用者）と述べているが、「一つの日本」をブラジルで知ったことが〈本家〉の日本を知りたい気持ちに繋がったに違いない。その機会は1940年に訪れた。その年、サンパウロ大学の法科・医科学学生ら20人からなる「日本文化見学訪日団」が形成され、ミランダがその団長になった¹⁹。訪日団の出発は日系社会の新聞に報じられ、ミランダがその中心的な人物として取り上げられた（図3を参照）。訪日団は1940年3月11日にぶらじる丸でサントスを出港し、1940年4月19日に横浜に入港した。それからおよそ2ヶ月間、訪日団は関東、関西、沖縄、朝鮮半島や満州を訪れた。旅程は、オフィシャルな歓迎会が多く、日本政府によるプロパガンダの目的が窺える。一読者として是非ともここでの詳しい記述が欲しいが、ミランダは多くを語らない。ミランダにとってのこの2ヶ月がどれほど無意味なのかは、『戦時の日本』のこの期間に割かれた頁数から推察できる一たったの3頁である。訪日の予定が終わると、ミランダは同伴者を先に帰し、一人で日本に居残ることを決意した²⁰。より長い滞在を決めた理由として、ミランダは次のように述べる。

先入観なく [sem preconceitos]、公平に [imparcialmente] 日の出づる国を吟味する [julgar] には、せせせと日本語の勉強に勤しんだ。以前は日本を遠くから勉強していた。今は近くから勉強し、日本を知るようになりたかった。(55頁)



図3 (左)： 聖州新報 1940年3月12日 (右)： 伯刺西爾時報 1940年3月6日

ミランダがこのように自分の日本に対する学習を、ブラジルにおいて、日系ブラジル社会を介在して遠くから行われた時期と、これから日本において行おうとした時期とに区分する。まるで準備調査とフィールドワークの役割を位置付けている人類学者のようである。だからこそ、彼にとって訪日団への参加が来日のきっかけになったものの、到着してからの〈観光客〉あるいは日本政府によるプロパガンダを見せられる〈賓客〉として過ごした2ヶ月間は「真の日本」を知るのに役立たない。彼の著作において訪日団の話に割かれた3頁は、船賃を出してもらった礼儀として理解されるべきである。

この立場はミランダが著作で貫徹させている。『戦時の日本』の随所においてミランダは繰り返して「外国人に見せるため」の日本の虚偽性を糾弾し、その虚偽性を突破する方法として日本語・日本文化を熟知するのは唯一の手段であると主張する。日本語が堪能になってからのみ「外国人に見せるための日本」を超越し、「真の日本」に到達することができる。日本での滞在によりミランダが成し遂げようとしたのはまさしく対象たる「日本」に対する完全なる理解である。

(外国人) 観光客にでもすぐ体験できる着物 (を着ること) や珍しい自然、簡単に味わえる冒険 [aventuras facilmente provadas] 以外のもの、その民族との長い共生、その習慣と言語の熟知がないとなかなかわからない、真の日本 [o Japão real] を知ることが出来た。(18 頁)

このように、日本での滞在や、その結果として生まれた著作は、19 世紀から人気を博したジャポニズム (日本趣味) に対抗する営みとして位置付けられている。ミランダは日本についての書籍の大半は、エキゾチックな場所としての日本の描写や、著者の主観に左右され日本の一面だけを取り上げ、結果は表面的な (superficial) 観察にとどまっていると嘆き、その原因は何よりも日本語という言語に対する無知さ、または日本での生活の経験の無さである²¹。ミランダが試みた完全なる観察は以前の表面的なものを超越する営みでなければならなかった。ミランダのその姿勢は、例えば「裏銀座」を訪れた時の報告の緻密さに見ることが出来る。

裏銀座に来ている。東京の代表的な歓楽街である。女給さんたちは英語が話せないので日本語でお話が出来て、観察できる。(中略) ここは一人の外国人でも、ブラジル人の自分でさえ、センチメンタルな旅人の感傷抜きに典型的な日本を体験できる。ここは日本人がよく来る場所だが、(外国人) 観光客がなかなか来ない。だからこそ何の偽りもない [original]、この国の大衆が集まる場所だ。(83 頁)

日本人なら行き慣れている場所でも外国人があまり訪れないというのはミランダにとってさぞ魅力的だっただろう。一読者として、ミランダが裏銀座のエピソードを自慢げに語っているように感じられる。〈外人〉(ミランダは『戦時の日本』の随所にこの用語を「gaijin」として使っている)であったミランダがある店に入ったらすぐ注目的になる。この状況を突破するのにミランダが使うのは日本語の知識だ。壁に掛けてある「カルピス」のポスターを指差して、女給にカルピスは本当に初恋の味かどうかと尋ねる。一斉にどっと笑った店員や客はそれで緊張が解れ、各々の会話に戻る。ミランダの発言は一石二鳥の効果を持ち、日本語が話せること、またカルピスのスローガンがわかるくらい日本社会に通じていることをその場に居合わせた人に分からせ、安心させる。その時、見る・見られるの立場が逆転し、注目の焦点になっていたミランダが今度は観察者に戻れる。外見の異質性が言語を介した共通性の顕示によって担保される。不法な闘鶏場を警察に暴かれ、バリの博打狂と一緒に逃げるギアツの有名なエピソードを連想させられる。

ミランダがこのエピソードを事細かに紹介することには意味がある。彼にとって「日本語」という道具が操れたからこそ裏銀座の店での観察が初めて可能になった。このように、ミランダにとっての日本は、日本語という言語を介して初めて接近できる「課題」であり、「対象」である。自己の立場は、ブラジルではマジョリティーから、在日外国人の時にはマイノリティーに変わったが、日本・日本文化は常に〈他者〉として据えられていることに変化はない。〈日本〉に対向する項目として〈西洋〉、〈ブラジル〉など、〈日本人〉に対向するものとして〈西洋人〉、〈ブラジル人〉、〈外人〉などが常に据えられている。

日本を知り尽くすことが可能であっても、〈日本〉と〈西洋〉を区切る線を乗り越えることはできないし、その超越は望ましくもない。ミランダの中で国民国家の枠組みは揺るがないものとして依然としている。本のタイトルはそのものを指している (Um brasileiro no Japão em Guerra の直訳は『戦時の日本に滞留する一人のブラジル人』)。ミランダの日本での体験は彼の国民性・ブラジル人性をも

って形容されており、それに濾過されてからのみ意味を帯びる。「他者＝日本人」を知り尽くすこと、他者に限りなく近づけることが可能であっても、他者になることは不可能だと言わんばかりだ。

『戦時の日本』の内容はこのように、日本・日本文化・日本人の観察をめぐって展開されてゆく。オフィシャルな伝手を意図的に避けたミランダが、それでも人脈を活かして(彼にとっての)「偉人」(帝国軍人、財政関係者、頭山満、田中耕太郎など)を繰り返し訪問する。また、ミランダの観察眼は日本における女性の立場、西洋人の論者にエキゾチックな場所として描かれがちな「吉原」などに届く。吉原に関して、ミランダは虚飾の無い、日本の売春業に対する冷徹な描写を試みる。

外国人に対する眼差しが陰悪になっていくにつれミランダは自分が「スパイ」と思われるようになったと記し、一般人を装う憲兵隊に繰り返して接近されることを嘆く。人生で初めてマイノリティーになったこと、戦時の日本において社会から排除されてゆく外国人になったことは、精神的に応えたようだ。前述のように、在日外国人コミュニティを取り上げる際、ミランダはいつも「西洋」対「日本」(時には「東洋」、または「大東亜共栄圏」)の構図を描き、〈我々〉対〈彼ら＝他者〉の描線が濃くなっていく一方である。かつての親日家が帝国に辟易してゆく過程が読み取れる。日本での滞在の最後の数週間はミランダが横浜のボートクラブの「収容所」(Campo de Concentração)で過ごすことになった。他の在日外国人と一緒に収容され、交換船での帰国を待つ。復航は1942年6月25日に横浜港からモザンビークまで日本船に乗り、それ以降リオデジャネイロまでスウェーデンの船だった。1942年8月10日にミランダがリオデジャネイロ港に着いて、それと共に『戦時の日本』のナラティブが終わる。本の付録としてミランダがさらに大日本帝国憲法(明治憲法)の抄訳(特に天皇制に関する条項)、そして日本で聴いたとする国粋主義と大和精神を基盤とする講演の記録を載せている。ブラジル人の読者に日本型の帝国主義・天皇を批判する素材を提供している。

ミランダの著作が多く新聞²²や雑誌に取り上げられて、好評されたにも拘わらず、その刊行は等しく歓迎されはしなかったようだ。ミランダはそれについて多くを語らないが、ブラジル人からも日系人からも『戦時の日本』の刊行を断念させようとする動きがあった。日系コミュニティ内部からの反発を押し切っても『戦時の日本』を著す理由として、ミランダは一抹の恨みをもって「わたくしがこれから反日[“han-nitchi”]と言われても仕様がなないことだし、自分はそれをちっとも構いやしない」(20頁)と述べている。

戦前まで「親日家」だったミランダは、「反日」になる覚悟をもって刊行に踏み切った。本の執筆はミランダが日本での長期滞在を決めてから計画していたようだが、執筆の意義はミランダの内心に起こった大きな変化と共に変貌した。刊行時において、ミランダは自分の日本に対する学習の意味を再解釈している。

ブラジルで日本人を何年も観察し、また帝国の臣民[súditos do império]とその故郷でも生活したので、可能な限り自分の目標を果たしたといえる。(その目標)というのは、我々文明化された西洋人から著しく異なっているあの民族と言語[um idioma e povo tão distintos dos nossos deste lado ocidental e civilizado]を知り尽くすことだった。少なくとも、自分が手に入れた基礎知識[bases]は、自分が志した学習を完了させるのに十分だろうし、またわたくしが手に入れた専門性[minha especialização]は我が国にきっと役立つだろう。(19頁)

このように、1944年という時点において日本・日本文化・日本人に対してミランダが培った知識は、国家＝ブラジルに有用な資材として再定義され、ミランダの行動が愛国者(patriota)の振る舞いと

して位置付けられている。まさしく国民国家の時代における「知」の動員である。

戦時中の日本での滞在を通して親日家から帝国の告発者となったミランダの体験は、戦後に彼がブラジル警察の通訳人・翻訳家として起用される際に彼の行動を影響したであろう。続いて、ブラジルにおいて戦争を体験し、その記録を刊行した一人の日本移民に焦点を当てたい。

(4) 戦野としてのブラジル—岸本昂一による「受難の記念史」

岸本昂一の『南米の戦野に孤立して』は1947年10月に自費出版され、1948年3月に再版が出るほど、日系ブラジル社会史上でも数少ないベストセラーになった²³ (図4を参照)。岸本は戦後には9冊の本を刊行することになるが、戦前は学校の機関誌の主筆を務めていたものの書籍は出版していないので、戦時体験が本の著者の岸本を創ったともいえるかもしれない。戦前からブラジルへの永住を唱えた人物であり、帰化してブラジル籍を持ち、6人の子ども全員がブラジル籍で、軍籍の息子もいた。半田知雄のような「負組」と評される人物でさえ気軽に踏み切らなかった帰化の手続きを「勝組」と一般的に評される岸本が早い段階から済ませている点が興味深い。岸本の思想における「民族」と「国籍」の問題が必ずしも合致しないことがここで垣間見える²⁴。



図4 『南米の戦野に孤立して』(再版)の表紙

戦中、日本移民が「枢軸国の臣民」(Súditos do Eixo)として敵性国民にされ、弾圧の対象になった時に岸本も日本語教育に携わっていたことが原因で警察に拘留され、牢獄で数ヶ月を過ごすことになった。獄に投ぜられたこと、戦中に目撃した「同胞」に対する弾圧が原動力になり、『南米の戦野に孤立して』が生まれたと著者が述べている。執筆の動機について、岸本は〈著者のことば〉において以下のように説明している。

世界史に二度と見ゆることの出来ないであろう第二次世界大戦勃発し、日伯の国交一度断絶するや、路傍で日本語を話ただけで獄に投ぜられ、日本語の書籍は没収され、手紙の一節に不用意な言葉を使って牢獄に打ち込まれ、門外一步を出れば我々の運命は非常な危険に曝されて居たのである。(中略) こうした刀槍と牢獄の危険の真っ只中に、民族の受難と、血の雄叫びを身をもって書き綴って来た²⁵。

「戦野」や「刀槍」、戦場を思わせるような軍事用語の使用は「受難」というキリスト教の概念と混在している。岸本が救世軍 (Salvation Army) に帰依し、プロテスタント系の団体「力行会」を頼ってブラジルに渡ったことはもちろんそれに貢献しているが、岸本の文章の陰にアジア戦線がいつも潜んでいることがより決定的だろう。受難のレトリックや聖書を連想させる寓話の使用を除けば『南米の戦野に孤立して』におけるキリスト教の話は比較的少なく、布教の話は皆無に等しい。岸本が「戦争」や「戦野」と言う場合、内面的な精神の葛藤や布教活動の話だけではなく、民族的な闘いが想定されている。民族的な闘いに身を投じているのは満洲で闘う「同胞」と共に、ブラジルで弾圧を受ける日系移民が同じである。アジア戦線に対する意識は、例えば以下のような箇所にも色濃く出ている。

頭の上を偵察機がストレスに掠めて飛んで行く爆音に耳を聳し同胞が数珠^{めす}繋ぎにされてゆく悲痛な後ろ姿を見送りながらペンを走らせ、又獄中に看守の目を窃^{ぬす}んで書いたものである。

岸本にとって、アジア戦線で闘う兵隊、祖国の銃後で総力戦体制を支えている同胞、そしてブラジルで弾圧されている日系人に本質的な違いはない。全員が同じ「民族」の「血」を引き継ぎ、闘っている場所はどこであろうと同じ「血」が「雄叫び」を放っている。だからこそ南米がアジアと同じく「戦野」になり得る。だからこそ日系移民の「受難」が記念されるべきである。

いうまでもなく、岸本にとって日系ブラジル人を「同胞」に繋げているのは「血統」であり、「血統」は岸本が理解する民族意識の礎を成している。故に、混血はあるまじきものとして間接的に取り上げられる。『南米の戦野に孤立して』の最後の節は、「国境の町に微笑む混血少女」と題して、混血児であるために自分の居場所を見つけないことが出来ない少女の話である。岸本は彼女の物語を温かい気持ちをもって紹介しているが、そこには怒りではなく憐れみの感情が漲っており、その子が最終的に幸せになれる兆しが読後感としては残らない。混血少女の話は岸本の世界観の一片を覗かせてくれるエピソードだといえよう。

『南米の戦野に孤立して』において岸本は祖国から離れてでも、尚且つその民族意識を保持していた例としてユダヤ人を取り上げ、日系ブラジル移民の苦労を『出エジプト記』で綴られたユダヤ民族のそれに譬える²⁶。南米で闘っている同胞は「祖国」から物理的に切り離され、孤立していること自体が「受難」の意味に繋がるが、岸本は海南島への再移住も、日本への引揚げにも反対である。南米に居続けること自体が日本民族としての運命であり、闘いの継続である。その「受難」の歴史こそが「記念史」たるものとして綴られ、後世に残されるべきものとして据えられる²⁷。

戦争は終わったが、我々民族の戦いはこれからである。惨憺たる過去四年の辛酸苦闘こそ、在伯三十万同胞が永久に忘れることの出来ない民族の不滅の記念史として、親から子へ、子から孫への厳かなる精神的な贈り物とすべきのであって、これを口碑、伝説の類として終わらしめてはならない。その時代の様相を広く、深く真実なるすがたで、幼き者の心に伝えることが我々父祖の任務である。

「戦争は終わった」という文言があるものの、この著作に「敗戦」という用語が出てこない²⁸。『南米の戦野に孤立して』は勝負抗争が表面的に鎮圧化されてから書かれたものだが、それについても触れていない。日本が勝ったか負けたかというのが大事ではなく、「戦争」を通して日本人という民族に与えられた「試練」が重要である。ここにおいて、またしても「民族」をめぐる岸本の意識が重要

であろう。岸本にとって民族＝国民＝エスニシティであるようで、前述の通り混血による多民族国家の理念は眼中にない。「血」のメタファーが繰り返して使われるのはその所以である。そのために、岸本が「親から子へ、子から孫へ」という場合、ブラジルに生きながら日本人のみの血統を継ぐ世代が想定されている。そう考えれば、移民一世がブラジル籍を取得する、または二世がブラジル籍を生涯から保持するというのはあくまでも法律上での立場を指し、「民族意識」をさほど影響しないようである。岸本の思想はどこか「和魂伯才」（和魂洋才のことだが、「伯」はブラジルを指す）に似通っている箇所がある²⁹。〈我らの戦跡を回顧して〉において、岸本は〈戦争〉と〈試練〉を繋げて次のように述べている。

今回の戦争は、日本の国家の転換期の大試練であったと共に、我々海外に在る一人一人に対しても徹底的の大試練であった。興隆する民族であるか、否かは、斯かる際に最もよく表現されるのである。

それでは、『南米の戦野に孤立して』の内容はどのものであったか。初版は実に550頁を越える大著である。〈著者のことば〉などの前書きのあと、第一篇では岸本は日伯国交断絶や資金凍結、日本語教育の規制、それから日系移民の立ち退き令について語り、戦中の弾圧を取り上げる。語りは主に受動態でされ、ブラジルに対する名指しでの批判はないが、日系移民が不平な扱いをされたことは事細かに述べられている。また、岸本がブラジルの新聞および雑誌に掲載された写真をコラージュにして、説明付きで自己の著作に再掲している点も重要であろう（図5を参照）。ただし、弾圧を受ける日本人が平然と抵抗する場面は挿話として加味されていることが注目になる。例えば、「日本人ここにあり」という節では旧帝国軍人の話や、警察の没収から日本語の本を救おうと思い夜中にそれを土中に埋め隠す母娘の話が紹介されており、無礼なブラジル人に毅然と立ち合うブラジル軍籍の二世



図5：『南米の戦野に孤立して』立退命令を糾弾する頁

の話などが載っている。これに続くのは「獄中記」であり、そして永住か再移住をめぐる座談会の記録である「思想篇」の部分である。『南米の戦野に孤立して』は「嵐の中に戦える民族」という部分で日系社会の鑑となる人物の紹介をもって終わる。著作の随所に教育者の岸本が出ており、各章の構成や口調そのものが教訓的、教育的な色合いが濃い。教訓を伝えるものとして、岸本の経験が美談としてかなり脚色されたはずだ³⁰。

ブラジルに居る同胞の受難を記録したのもとして『南米の戦野に孤立して』において日本民族の闘いが描かれている。今の日系人が住まう場所が「地球の果て」の南米であっても、「日本人として」の振る舞いが大前提である。

兎に角、我々同胞の行かんとする寸前には暗雲が低迷し、混乱が渦を巻いて居た。だが日本人として地球の果てに強く生きる為には崩折れては居られなかった。個々が血涙に染まりながら、惨憺たる異国の馳せ場に戦わなければならなかった。

戦争が終わっても、ブラジルへの永住が決定的なものになったとしても、日本民族に変わりはない。ブラジルに根を下ろすこと、子供たちが日常的にポルトガル語を使い生活できるようにしても、精神生活はいつまでも日本民族として、日本語で営まれるべきである。岸本は国境や国民性に反発するどころか、その必然性を訴える。

「人類は一つになれ！」とは幾千年の昔から叫ばれて来たところであるが、しかしながら国境と民族意識は絶対に撤廃できるものではない。英は飽くまでも英であり、独は独であって、米は米である。政治上の統治の形態は時代によって、いろいろ変遷しても、民族の中核は益々強化され、断乎不変である自己種族を中心にして膨張進化せんとするは生物本能の生命力であって、之を否定滅却することの出来ないは当然である。

1948年3月、『南米の戦野に孤立して』の再版が出て、売れ行きが芳しかった頃、岸本がブラジル警察に拘留されることになった。前に記した通りに、この大著の最初の抄訳を担当したのはミランダである。10年間に続く法廷での闘いは岸本の勝利に終わるが、長い道のりであった。裁判のことを岸本が1958年刊行の『蕃地の上に日輪がめぐる』という著作において書いている。その著作において、岸本は労を惜しまずに『南米の戦野に孤立して』は一字たりともブラジルに対する批判を含んでいないことを繰り返して主張する。岸本は、自分の本はあくまでも戦中の日系ブラジル移民の「記録」としての役割を果たしており、自分が帰化ブラジル人で子供もブラジル籍であり、ブラジルを愛している人だと言い張り、戦中に日系ブラジル移民がブラジルにおいて実に厚遇されたことまで述べる。『蕃地の上に日輪がめぐる』において岸本は実質的に戦中の弾圧に対するブラジル側の全責任を免除する³¹。代わりに、意図的で悪質な歪曲によって岸本を告発した張本人として「コロニアの黒い手」³²を糾弾している。

(5) 結びに代えて一対抗するナショナリズムに結ばれた仲

ミランダと岸本は多くの共通点を有している。両者ともマイノリティーとして〈異境〉で戦争を体験した。両者ともその体験を綴って公表した。程度の差があっても、両者とも政治的な弾圧を体験した。また、両者とも国家主義の強い魔力に抗えなかった。『戦時の日本』と『南米の戦野に孤立して』

を読み返せば、「国家」「愛国心」「民族」という用語の氾濫に圧倒されてしまう。ポルトガル語で書いたミランダはあくまでもブラジル人としての視点を、日本語で書いた岸本は日本民族に属する一人としての立場を貫こうとした。彼らにとって果たしてそれ以外の書き方が可能であったのだろうか。

岸本とミランダはもう一つの共通点をもっている。それは、戦後の日系ブラジル社会の日系知識人によって叙述された日本移民の歴史のマスターナラティブ＝正史からその名前がほぼ完全に消去されたことである。親日家であったミランダは勝負抗争の取り締まりに参加したことが多かれ少なかれ日系社会との関係を複雑化したのだろう。また、『南米の戦野に孤立して』を刊行した岸本は、特に硬派の「勝組」ではなかったにしてもブラジルを批判したことでブラジル社会にだけでなく、日系社会にも輦轡を買ったのだろう。なお、岸本が「勝組」であったかどうかというよりも、「勝組」と一般的に思われたことが重要である³³。日系社会の歴史の主な書き手であった「負組」が、ミランダと岸本の話の跳ね除けて、腫れ物扱いをしたことは、戦中の経験が如何に咀嚼されず放置されたかを物語っている。我々日本移民史の研究者は、正史から排除されて来たそれらの記録に焦点を当て、より多様化されたナラティブを試みるべきである。

ミランダの著作からは、〈日本〉に真摯に取り組む姿勢が認められる。「親日家」としての立場が擁護しにくかった時期にミランダの記録が刊行され、国内外の政治情勢がその論調をかなり影響したのであろう。また、岸本を除いて戦後に書かれた日系社会の歴史においてブラジル政府への批判はほとんど見られないが、興味深いことに、岸本の本が長い間忘れ去られたにも拘わらず、戦中の経験を「受難」として据えるその歴史観は他の論者により採用されて来た。これらの著作はもっと評価されるべきである。

ミランダが日本を敵視したことも、岸本がブラジルを敵視したこともないが、〈戦争〉という歴史的表象によって彼らの〈異境〉との関係が根本的に変えられてしまった。ミランダが己の日本との関係を国民国家に迎合する形で再定義し、岸本はかつてブラジルに対して行った批判を撤回してしまった。戦後に対抗する立場になったこの二人は、意外と近い世界観を共有し、似通った体験をしたのかもしれない。その意外性に20世紀のナショナリズムが齎した一つの悲劇が潜んではいないのだろうか。

謝辞

本研究は JSPS 科研費 20K13159 の助成を受けたものです。

註

¹ 本稿で言及される〈戦争〉は第二次世界大戦のことである。なお、当然のことだが〈戦争〉をめぐる認識は時代・場所・集団・政治的なスタンスなどにより変遷し、〈戦争〉が具体的に何を指しているかは論者により意味が変わってくる事態を考慮せねばならない。一般的に「第二次世界大戦」と総称される歴史的表象が様々な「国史」(national history)において複数の個別的呼称を有する多様性がその証左である。日本語なら大東亜戦争、太平洋戦争、アジア・太平洋戦争、十五年戦争などはそれぞれ異なった視座・歴史観を表しており、抗日戦争(中国的視点)や大祖国戦争(旧ソ連の視点)も多かれ少なかれ同じ事態を指しているといえよう。国境を越えて展開された大型の歴史的表象がどのように認識されて来たかという問いがこの問題性の中核である。本稿で取り上げる岸本昂一とマリオ・ボテーリョ・デ・ミランダも〈戦争〉(ポルトガル語: guerra)という用語を使う場合、必ずしも同じ対象を指していない点が重要である。本稿の(2)においてこの問題に戻る。

- ² 暁星学園をめぐる根川 2013 を参照されたい。
- ³ この著作は 2002 年に東風社によって復刻版が日本で刊行された。ブラジルより岸本が先に日本で再評価されたことは移民史の総合的なアプローチを阻害する「言葉の壁」の象徴的なケースである。なお、復刻版に収録されている細川周平による「解説」は重要な先行研究である。細川 2002 を参照されたい。
- ⁴ 岸本の生涯について松田 1998 が詳しい。なお、岸本から見た法廷での闘いの記録は岸本 1958 を参照されたい。
- ⁵ ミランダの生年は確認できなかったが、没年と享年から換算すると 1914 年か 1915 年であろう。いずれにせよ、岸本と世代が異なる。
- ⁶ ミランダに対する先行研究はほぼ皆無に等しい。LESSER1999a/ 1999b はブラジル人による日本の紀行文を分析しており、その中においてミランダを位置付けている。なお、ミランダは「臣道聯盟」事件との関わりにより 1948 年の著作が引用されることが多い。BOTELHO DE MIRANDA1948 を参照されたい。また、ソアレスモッタ 2018 も後述する『文化』グループとの関連についてミランダを取り上げている。
- ⁷ 岸本とミランダが戦争を体験したのはそれぞれブラジルと日本で、これらの国々は第二次世界大戦において敵対する関係になった。がしかし、岸本とミランダそれぞれが「敵国において戦争を過ごした」とはいえないだろう。「日本人」という確固たる自己意識を持っていたものの、岸本は戦前に既にブラジル人に帰化し、ブラジルでの永住を決意しており、彼がブラジルを「敵国」と思ったことはないだろう。また、ミランダはもともと日本／日本文化に惹かれており、日本滞在を通して日本に対する見方が変わったものの、日伯関係を敵／味方としてではなく、結局は相容れない文化圏として解釈していたようで、厳密にいう「敵国同士」という位置付けはしていない。彼らの著作に相手側の国を指して「敵」という用語が使われていないのはその証左である。岸本とミランダのその両価性（アンビバレンス）にこそ彼らの記録の重要性が潜んでいる。なお、その両価性を捨象するため、彼らの見方を出来るだけくみ取り、自己の民族意識を形成する広義的な意味での国家（領土・人種概念を含めた「国民」・主権・文化・歴史・宗教など）に「他者」として対向する本質的な異質性を有する環境という意味で「異境」を採用した。
- ⁸ せめて岸本がそのように認識していた。岸本 1958、496 頁を参照されたい。なお、深沢 2015/2017 はミランダではなくて日系二世の一人ではないかという仮説を立てている。2021 年 5 月現在、世界的なパンデミックによりブラジル DOPS の資料をアクセスすることが出来なかった。
- ⁹ 岸本 1958 の『南米の戦野に孤立して』をめぐる連載をブラジルの日本語新聞『ニッケイ新聞』で書きながら岸本とミランダとの関係について初めて注意を喚起したのはジャーナリストの深沢正雪氏である。深沢氏の連載「終戦 70 年記念＝『南米の戦野に孤立して』＝表現の自由と戦中のトラウマ」（全 32 回、2015 年 9 月 26 日～11 月 20 日）は <https://www.nikkeishimbun.jp/> において閲覧できる（2021 年 5 月 15 日最終閲覧）。また、修正加筆された一部は深沢 2017 に収録されている。ここで深沢氏の業績を認めると共に謝意を表したい。
- ¹⁰ この見解はある程度は筆者の主観に依拠するが、例えばブラジルで採用されている中高の歴史の教科書における「第二次世界大戦」をめぐる内容の分配に裏付けられる。アジア・太平洋戦争（要するにアジア戦線）に対する記述はナチズム・ファシズムの興亡を含めるヨーロッパ戦線に割かれるスペースに比べ少ない。一例を挙げると、無償でオンライン授業・教材を提供している大手ホームページ Brasil Escola (<https://brasilecola.uol.com.br/>) は、「第二次世界大戦」という項目でアジア戦線についての記述はヨーロッパ戦線の 3 分の 1 にとどまっている（Brasil Escola：2021、2021 年

6月10日最終閲覧)。アジア戦線に関する記述は、冷戦状態との連関を重要視し、終戦と広島と長崎の原爆投下が取り上げられることが多い。いうまでもなく、この仮定を検証すべく精査が必要だが、この論文の範囲から逸脱する。なお、誤解を招かないため付言しておくが、ブラジルにおいてアジア・太平洋戦争が全く取り上げられていないという意味ではない。

- 11 1942年の廃刊に追い込まれるまで日系ブラジル社会は活発なメディアを誇っていた。廃刊直前まで少なくとも大手新聞社3社（『伯刺西爾時報』、旧『日伯新聞』である『ブラジル朝日新聞』、『聖州新報』）が刊行されており、地方紙も存在した。日本語新聞の一般的な構成は一面目・二面目は「祖国」関連のニュース、三面目以降はブラジル・日系社会関連のニュース、それに文芸欄が続いた。ポルトガル語の部分があればそれは一番最後に載っていることが多かった。その順番を見るだけで移民が最も読みたかったのは何なのかが分かるといえよう。
- 12 半田における〈移民の悩み〉について拙論ソアレスモッタ2013を参照されたい。
- 13 この歴史観は戦後に叙述される日系社会に一般的に確認できる。例えば、ブラジル日系移民知識人であった安良田済が2011年に刊行した『戦時下の日本移民の受難』（サンパウロ人文科学研究所）を参照されたい。なお、一時期に告発され「忘却」された岸本の『南米の戦野に孤立して』がこの歴史観とどう連関しているかが興味深い問題である。
- 14 この小説には、主人公イチローの母親は、日本戦勝の「証拠」としてサンパウロで投函された手紙を息子に見せる件がある。
- 15 日本においても勝負抗争が注目され、特別視されている。例えば、高木俊朗の『狂信 ブラジル日本移民の騒乱』（1970）を参照されたい。
- 16 本稿では読者の理解を補助するため勝負抗争の図式化された概略を述べた。ただし、勝負抗争の複雑性は数行間に言い表せないと思っておきたい。この歴史的事象をめぐる先行研究が多様多彩で、それを批判的に見る必要もあるが、それは本稿の問題設定から逸脱するので別稿に譲りたい。なお、日系移民の〈戦争〉は1945年8月15日の後にも続いたという見解は、戦後日本の敗戦容認をめぐるジョン・ダワーの研究に強く影響された。ダワーは大日本帝国の崩壊や旧植民地からの引揚げ、広島・長崎などの被爆者の経験、敗戦に伴う「虚脱状態」などを〈戦争〉の継続として据えている。DOWER 1999、特に第一章を参照されたい。
- 17 ミランダの著作の日本語訳はすべて筆者による。必要に応じて重要と思われる用語を原文のまま〔 〕の中に記した。また、（ ）の中は訳者による補足である。頁番号は原作に準ずる。
- 18 同じ内容ではないので、それぞれ異なる読者層を想定していると思われる。なお、日本語の方は圧倒的に量が多い。
- 19 訪日団についてここで詳述できないが、日本・日本文化を外国に宣伝する日本国家の戦略の一環であったようだ。来日してからの一行は手厚く扱われたようで、帝国ホテルに宿泊する他に、皇室主催の歓迎会にももてなされたほどである。後述する通り、こういう「外国人に見せるため」の日本に対してミランダが強い嫌悪感および猜疑心を持っている。なお、日本に出発する前に一行はヴァルガス大統領にも謁見していることを付記しておく。
- 20 訪日団について、日系人としての唯一の参加者であった山城ジョゼ（José Yamashiro）が『ブラジル朝日』においてポルトガル語で60回に亘る長期連載を残している。YAMASHIRO 1940/9/1～1941/1/30を参照されたい。
- 21 ミランダのこの批判はその当時までブラジルにおいて刊行された日本をめぐる書籍のみならず、西洋から見た日本像全般に対する批判である。ミランダは日本語の他にポルトガル語、スペイン語、フランス語、英語などが堪能で、日本についての著作を蒐集していた。なお、ミランダはラフカデ

- イオ・ハーンの著作を高く評価していることを付記しておく。
- ²² 当然だが、ここで「新聞」というのはブラジルにおいて刊行されたポルトガル語新聞である。この時点は日系社会の新聞に対する廃刊令がまだ解除されていない。
- ²³ 『南米の戦野に孤立して』が刊行される時は日本語新聞の再発刊が既に始まっていた。「勝組寄り」の『伯刺西爾時報』はその刊行を報じているが、「負組寄り」の『パウリスタ新聞』は刊行に対して批判的な立場を取った。戦後の日系社会の日本語新聞社はこのように勝負抗争をめぐって対立が続いていた。深沢正雪がその時期を日本語新聞の「思想戦」と評している（深沢 2013）。なお、岸本は『南米の戦野に孤立して』の出版にたどり着くまでの苦労を 1958 年刊行の著作『蕃地の上に日輪めぐる』において回顧している。岸本 1958 を参照、特に 432—445 頁。
- ²⁴ むろん、それは岸本に限ったことではなく、「民族」という用語は場合により「国民」(people) を、場合により「エスニシティ」(または「人種」, ethnicity/ race) を、または両方とも指し得る両義性に起因する問題である。「日本人論」の批判をはじめ、日本におけるマイノリティー研究が必ず念頭に置かなければならない点である。
- ²⁵ 頁番号の記載なし。旧字体・旧仮名遣いを改めた。西暦の表記でも漢数字のままにした。以下同様。
- ²⁶ 岸本は『南米の戦野に孤立して』の随所に日本人とユダヤ人を譬えるが、その根拠には「迫害」を共通項としているようだ。
- ²⁷ 数年後に刊行した別の著作において岸本はその役目が自分に当たってしまったことを「貧乏くじを引いた」と表現した。「受難」の言説に同調する発言である。岸本 1958、434 頁を参照されたい。なお、これは『南米の戦野に孤立して』の刊行に伴った訴訟のことを示唆しているだろう。
- ²⁸ この点は細川周平が最初に指摘している。細川 2002 を参照されたい。
- ²⁹ 和魂伯才について、森 2008 を参照されたい。なお、岸本は便宜的・恣意的に「民族」と「国籍」の関係を扱っており、その使用にブレがある。岸本 1958 において岸本は自分が帰化権を持っていたこと、子どもがブラジル籍であったことを「証拠」に自分の著作がブラジルを批判したものではないと弁護している。
- ³⁰ この傾向は岸本の他の著作でも確認できることだが、各章は単純・簡略化され、教訓を秘めるよう考案されている。なお、これは必ずしも岸本の発言の信ぴょう性を侵害するものではない。
- ³¹ 同書の 490 頁から：「戦争中、伯国人 [ブラジル人] は我々の対し実に寛大であり、同情的でありまして、この点我々は日本にいる以上に「自由と寛大」の空気の中に生活して来ました。併し何と言っても戦争中であってみれば、我々は誤解、悪評、困難に直面したことも事実です」
- ³² 「コロナの黒い手」とは「負組」グループ、特に『パウリスタ新聞』を指している。岸本 1958、470 頁を参照されたい。
- ³³ 筆者は「負組」と「勝組」の厳しい区別は無意味だと思っている。この二つのグループは重複し多くの共通点を持っており、単純な図式化によって逆に見えなくなるところが大きい。「勝組」と「負組」という概念の歴史性を批判しつつ、それを相対化し、より複眼的な移民史の再考を目指したい。

参考文献

岸本昂一 1947 『南米の戦野に孤立して』曠野社

岸本昂一 1958 『蕃地の上に日輪めぐる』曠野社

コロナ万葉集刊行委員会 1981 『コロナ万葉集』

ソアレスモッタ 2013 「半田知雄における移民のなやみ：ブラジル日系社会史の語りと移民の戦争経験

- を中心に」『待兼山論叢 日本学篇』第47号 pp. 19 - 37
- ソアレスモッタ 2018 「日系社会からの思想史—半田知雄論」博士論文 大阪大学大学院文学研究科
- 高木俊朗 1978 『狂信—ブラジル日系移民の騒乱』角川書店
- 松田時次 1998 『岸本昂一の生涯』新潟県海外移住家族会
- 森幸一 2008 「「和魂伯才論」から「伯魂和才論」へ：ブラジル日系社会における子弟教育観の変遷」サンパウロ大学 2008年10月13—15日 155—175頁 (2009-11-30) ブラジル・シンポジウム 2008 International Symposium in Brazil 2008 日本・ブラジル文化交流 Cultural Exchange between Brazil and Japan
- 根川幸男 2013 「ある戦闘的キリスト者の「大陸雄飛」とブラジルでの教育活動：岸本昂一と暁星学園をめぐる」『キリスト教社会問題研究』第62巻 pp. 199—225 同志社大学
- 半田知雄 1970 『移民の生活の歴史—ブラジル日系人の歩んだ道』家の光協会
- 細川周平 2002 「解説」『南米の戦野に孤立して』（復刻版）東風社
- 深沢正雪 2015/ 9/26 ~ 11/29 「終戦70年記念 = 『南米の戦野に孤立して』 = 表現の自由と戦中のトラウマ」（全32回）「ニッケイ新聞」<https://www.nikkeishimbun.jp/>（最終閲覧2021年5月15日）
- 深沢正雪 2013 「雑誌・刊行物史」『ブラジル日本移民百年史 第四巻 生活と文化篇（2）』
- 深沢正雪 2017 『「勝ち組」異聞』無明舎出版
- BOTELHO DE MIRANDA, Mário 1944, “Um Brasileiro no Japão em Guerra”, Companhia Editora Nacional.
- BOTELHO DE MIRANDA, Mário 1948, “Shindo Remmei Terrorismo e Extorsão”, Edição Saraiva.
- DOWER, John 1999, “Embracing Defeat: Japan in the Wake of World War II”, W. W. Norton & Company.
- LESSER, Jeffrey 1999a, “Tornando-se japonês: literatura de viagem em busca de identidade nacional”, Estudos Ibero-Americanos, PUCRS, v.XXV, n.2, pp. 175-184.
- LESSER, Jeffrey 1999b, “Negotiating National Identity – Immigrants, Minorities, and the Struggle for Ethnicity in Brazil”, Duke University Press.
- OKADA, John 1957, “No-no Boy”, Charles E. Tuttle.
- YAMASHIRO, José 1940/ 9/1 ~ 1941/1/30, “88 Dias no Extremo Oriente”, BRASIL ASAHI.

Recording the War as Experienced in a Foreign Land: On Mário Botelho de Miranda and Kishimoto Kōichi.

Felipe Augusto Soares Motta (Osaka University)

Abstract

WWII was a pivotal moment for the Japanese community in Brazil. Pressure to assimilate during the Vargas years (1930 — 1945) was capped by increasing oppression after Pearl Harbor. Nevertheless, little has been written on the war experiences of Japanese immigrants. Similarly, few Brazilians experienced War time Japan and recorded their impressions. Further clarification is paramount for a better understanding of Japan-Brazil relations and the history of the Japanese community.

This paper connects the work of Kishimoto Kōichi, an immigrant to Brazil who in 1947 wrote an account of the war years, and the 1944 report by Mário Botelho de Miranda, a young Brazilian Japanophile who witnessed a militaristic Japan. These accounts were published in Brazil in a period when perceptions of the Japanese community were in shift. This paper discusses how WWII was experienced in a foreign land by focusing on questions as ethnicity, nationalism, and ‘otherness’.

keywords: Japanese Community in Brazil, War Experience, Records, Nationalism

〈第二回 JICA 海外移住懸賞論文 優秀賞〉

ディアスポラ・ナショナリズムとしてのカチマケ抗争再考：
バストスとレジストロの比較を通じて

柴田 寛之

〈目次〉

1. はじめに
2. 文化、組織、社会経済：カチマケ抗争に関する先行研究の批判的検討
3. 因果メカニズムの再定式化：在外同胞行政の撤退と集団地の組織的、経済的基盤
4. カチマケ抗争の発生をめぐるバストスとレジストロの比較
5. 結論

キーワード：カチマケ抗争、ディアスポラ・ナショナリズム、移民トランスナショナリズム、在外同胞行政、飛び地

1. はじめに

第二次世界大戦終結直後、ブラジル、サンパウロ州の日本移民たちの間で日本の敗戦の真偽をめぐって抗争が生じた。いわゆるカチマケ抗争である。日本の勝利を信じるものたち（いわゆるカチ組）は、臣道連盟を組織し彼らの信念を広めるパンフレットの配布を開始した。その第1号には次の巻頭言が掲げられている。「日本人は皇国に敗北なきを確しく信ずる。さりながら… 祖国の血みどろのたたかい、血の建設にわれらは唯泣きおろがむ。[…] 懺悔し贖罪し我々は敬虔に『臣道の道』を辿ろう」（「臣道」1945）。しかし事実は日本の敗戦であった。敗戦を受け入れた者たち（いわゆるマケ組）は日本移民集団地を巡り次のように敗戦を知らせた。「今回の戦争終結も一に御聖断に基くのであります。[…] 日本が国を挙げて焦土と化し、国民が全滅する一步手前に再興の余地を残して停戦となったのも、廣大無辺なる大御心に因るのであります」（宮腰千葉太 c.1945）。興味深いことに、両者は同一の象徴に訴えている。カチ組が天皇に対する臣民の恭順を暗示するのに対し、マケ組は天皇の名に明示的に言及し敗戦を知らせている。それにもかかわらず、あるいはまさにそれゆえに、両者の対立は激化し、1947年までに23件の殺害、86件の傷害を含む抗争に発展した（宮尾2003: 65-72）。

なぜ日本移民たちは日本勝利を信じたのか。なぜ彼らはカチ組とマケ組に分かれ抗争へと至ったのか。既存の研究は相互に関連する三つの説明を提示している。それぞれ強調点は異なるものの、それらは共通してカチ組の台頭を日本移民の根強いディアスポラ・ナショナリズムの表れとして理解する。しかし、先行研究は日本移民が共有する文化価値を過度に一般化している。このことに加えて、先行研究はカチマケ抗争の展開のローカルな差異を見逃している。カチ組とマケ組の双方が同一のナショナリスティックな象徴を共有していたのならば、なぜ抗争の発生を文化価値が説明できるのか。果たしてカチマケ抗争は日本移民の集団地すべてに広がった現象と言えるのか。

本論はバストスとレジストロという二つの日本移民集団地に着目する。両者は多くの特徴を共有するにもかかわらず、日本の敗戦に際して対照的な反応を示した。バストスではカチマケ抗争が激化したのに対して、レジストロでは潜在的にとどまった。本論の議論は以下のように要約される。戦前期、バストスとレジストロは領事館や植民会社に代表される在外同胞行政（diasporic bureaucracy）（Smith

2008)に媒介され、本国と密接に結びついた飛び地(exclave)(Heisler 1985)として組織化されていた。しかし、本国との経済的繋がりにはバストスとレジストロで異なっていた。1942年の日伯の国交断絶によりブラジルから日本の在外同胞行政が撤退すると、本国への経済的依存の度合いが高かったバストスの経済的基盤は急速に不安定になる。このことに伴い、バストスの移民組織は住民に対する統制力を低下させ臣道連盟の影響力を防ぐことができなくなっていった。対照的に、レジストロは本国への経済的依存度が低かった。それゆえ、在外同胞行政の撤退はレジストロの経済的基盤に大きなダメージを与えず、移民組織も住民に対する統制力を維持した。結果として臣道連盟はレジストロの住民に影響を与えることに失敗した。

ブラジルの日本移民集団地を日本の飛び地と捉える見方はことさら目新しくない。そのような捉え方は先行研究においてむしろ主流である。しかしそれら先行研究は、飛び地的社会編成と日本的な文化価値を共有する日本移民の社会心理的状态とを相互構成的な一体として理解するあまり、飛び地的社会編成が変容、解体していく過程を説得的に説明できていない。本論はカチマケ抗争を日本移民の飛び地的社会編成の解体過程を象徴する現象として捉え、その過程を日本移民集団地の組織的基盤と経済的基盤の乖離の観点から説明する。このような観点は、移民トランスナショナリズム(migrant transnationalism)と呼ばれる移民とその出身国の越境的なつながりの構造的、制度的次元に理論的な光を当てるものである。

以下では、第一に先行研究がどの程度カチマケ抗争を説明し得ているかを検討する。第二にカチマケ抗争発生の因果メカニズムを日本移民集団地の経済的、組織的基盤の観点から再構成する。第三にバストスとレジストロの事例を農業組合の役割の変化に注目して比較する。

2. 文化、組織、社会経済：カチマケ抗争に関する先行研究の批判的検討

カチマケ抗争に関する先行研究は、文化論、組織論、そして社会経済論の三つのアプローチに大別できる。しかしこれらは共通して日本移民が共有する文化的価値を過度に強調し、その結果組織論や社会経済論でさえ、それぞれ独自の説明因子と文化因子を未分化なまま把握している。三つの説明因子を分析的に切り分けることで、本節は臣道連盟の台頭とカチマケ抗争の説明に先行研究が如何に失敗しているかを示す。

2-1. 文化論

文化論はカチマケ抗争を戦前期に形成されたディアスポラ・ナショナリズムの延長として捉える。文化論が純粋な形で示されることは初期の研究やジャーナリスティックな記述を除いて稀ではあるが(Miranda 1948; Tigner 1954; 高木 1970; 藤崎 1974; Nakadade 1988)、その骨子は以下のように要約できる。ブラジルの日本移民は天皇崇拜を中心とした「日本精神」を内面化していた(輪湖 1939; Maeyama 1972: 169-170)。終戦を迎えた時、彼らは自らの信条と矛盾する日本敗戦を受け入れられなかった(三田 1978; 三田 2009: 4章; 前山 1982)。その結果、多くの日本移民は日本の敗戦を主張したマケ組を裏切り者として攻撃した。奇妙なことに文化論はどのような人がマケ組になったのかを明示していない。しかしその論理に従えば、日本精神を内面化していなかったものたちがマケ組になったということになろう。

共有された日本の文化価値はカチ組の社会心理的背景を説明するかもしれない。しかし、文化論は二つの困難に直面する。第一に、文化論は抗争が生じる以前に日本移民がどの程度文化価値を共有していたかを立証できない。先行研究がカチ組のパンフレットや日記の分析を通じて示しているよう

に、その主要メンバーがナショナリスティックな信条を抱いていたことには一定の説得力がある（前山 1982: 166-174; Lesser 1999: ch.5; Hatanaka 2002: ch.3; 宮尾 2002: 20-55）。しかしこのことをもって追従者たちも同様の信条を持っていたことの証左とはならない。もっとも、追従者たちの抱く文化価値の観察不可能性は直ちにその存在自体の否定にはならない。しかしより問題となるのは、本論冒頭でも示したように、マケ組も同様の「日本精神」に訴えていたことである。カチ組が「日本精神」を持つ者は勝利を信じるべきだとしていたのに対して、マケ組は「日本精神」を持つ者は深く敗戦を受け入れるべきだとしていた（前山 1996）。

この点を考える上で、文化イデオムとイデオロギーの分析的区別が有益である（Skocpol 1994）。前者がより一般的、匿名的、そして未分化な文化価値の表現であるのに対して、後者は特定可能なアクターによって採用されたより具体的で特定の内容を持つ表現である。イデオロギー提示者は同一の文化イデオムから対立させる異なるイデオロギー表現を形成しうる。カチ組とマケ組が「日本精神」という文化イデオムを巡って競合していたのであれば、なぜ日本移民はマケ組ではなくカチ組のイデオロギー表現にのみ惹きつけられたのか。文化論はこの問いに答えられない⁽¹⁾。すなわち、文化論は日本移民の一般的社会心理状態を記述するとしても、彼らの対立を説明できないのである。

2-2. 組織論

組織論は、日本移民のディアスポラ・ナショナリズムの制度的基盤として彼らのネットワークと移民組織とを重視する（Willems and Saito 1947; Tigner 1961; Maeyama 1979; 前山 1982; Hatanaka 2002: ch.4）。組織論は以下のように論じる。ブラジルの日本移民集団地は在外同胞行政によって本国と密接に結びついた飛び地として編成されていた。この飛び地的社会編成が日本の文化イデオムを制度化するインフラとして機能した。日伯の国交断絶以降、ブラジル政府は日本人会をはじめとする日本移民の諸組織を閉鎖したが、彼らの飛び地的社会編成は、諸組織の閉鎖後も非公式ネットワークとして持続した。臣道連盟を代表とする秘密結社はこうした非公式ネットワークに浸透し、日本移民たちを組織化した（Maeyama 1979: 598-599）。このことに加えて、ブラジル政府による日本移民に対する制約的な諸政策は、彼らの内的団結をむしろ強化した（Kumasaka and Saito 1970: 168-169; 半田 1970: 625-641; Reichl 1995; Dezem 2000; Takeuchi 2008; Shizuno 2010）。戦後、この非公式ネットワークを通じて日本勝利の噂が急速に広がり、多くの日本移民がそれを信じた。

組織論は臣道連盟の台頭を説明するかもしれないが、日本移民間の抗争を説明しない。抗争が発生するには少なくとも二つの党派が必要となるからである。もし臣道連盟に代表される秘密結社が非公式ネットワークに広く浸透し日本移民に影響を与えていたとすれば、そもそもなぜ日本移民はカチ組とマケ組に分かれたのだろうか。組織論は非公式ネットワークの外部にいたものたちがマケ組になったと論じるかもしれない。そうであったとしても、組織論は非公式ネットワークと日本の文化価値を未分化なまま一体的に捉えるがゆえに次の問題に答えられない。ではなぜ一部の日本移民は非公式ネットワークに包摂されなかったのか。

2-3. 社会経済論

社会経済論は日本移民間の社会経済的分化を強調し、上述の問題に一定の回答を与える。日本移民集団地の地主リーダー層は既に経済的安定を確立し、また集団地の代表としてブラジル社会との接触機会も多かった。さらに、登場しつつあった都市居住者もブラジル社会と頻繁に接触していた。これらの層は相対的にブラジル社会に同化していた（Willems and Saito 1947: 150; Maeyama 1979: 601）。これに対し、一般の農業移民層（借地農、分益小作農、そしてコロノ）は経済的に不安定で、生活の

士気を日本的文化価値によって維持していた。彼らは、日本が戦争に勝利し祖国に晴れて帰国する時にブラジルでの苦勞も報われると考えていた (Vieira 1973: ch.9; 三田 1978)。戦争が終結すると、彼らは自らの願望と附合する臣道連盟のプロパガンダに惹きつけられた。要するに社会経済論は、一方で地主リーダー層と都市居住者、他方での地方の一般農業移民層の社会経済分化によって日本移民間の党派的分裂を説明するのである。

表 1: 日本移民の社会経済分化と臣道連盟への推計参加率

地域*	地主層に対する一般農業移民層比率(1942年)	地域ごとの日本移民の分布(1945年)	臣道連盟への参加率(1945年)	
			名簿上の成員数 (%)	地域ごとの推計参加率**
アルタバウリスタ	0.9	22.30%	44,350 (39.4)	24.40%
ノロエステ	0.9	24.80%	39,500 (35.1)	19.60%
ソロカバナ	0.8	13.20%	21,500 (19.1)	20.00%
アララクアラとボルダドブラナルト	4.6	9.30%	5,900 (5.2)	7.80%
サンパウロ市とその周辺	1.7	20.00%	250 (0.2)	0.20%
バーリドパライバ	1.8	1.30%	1,100 (1.0)	10.10%
海岸地域	1	4.20%	0 (0.00)	0.00%
その他	1.9	5.10%	0 (0.00)	0.00%
合計	1.2	100.00%	112,600 (100.00)	17.00%

出典: “Relação de Representantes de Filiais da Sociedade ‘Shindo Renmei’” c.1945; ブラジル日系人実態調査委員会 1964, vol.2: 426-429, 716-719.

* 地域名称および区分は (ブラジル日系人実態調査委員会 1964) に従う。

** 推計方法については付録を参照。

この議論を検討するに当たっては、統計データを参照するのが有益である。第一に、社会経済論が妥当するならば、一般農業移民層の比率の高い地域は、臣道連盟への高い参加率を示すはずである。表 1 の最左列は 1942 年時点での各地域ごとの地主層に対する一般農業移民層の比率を示している。アララクアラとボルダドブラナルト (4.6)、サンパウロ市とその周辺 (1.7)、そしてバーリドパライバ (1.8) の 3 つの地域が高い値を示している。しかしこれら 3 地域は臣道連盟への高い参加率を示していない (表 1 最右列)。高い参加率を示しているのは、地主対一般移民比率が拮抗するアルタバウリスタ (24.4%)、ノロエステ (19.6%)、そしてソロカバナ (20.0%) である。しかし、これらの地域と同様に地主対一般移民比率が拮抗する海岸地域は臣道連盟への参加を記録していない。

第二に社会経済論は、地方居住者が臣道連盟のプロパガンダに影響されやすかったと指摘していた。確かにサンパウロ市とその周辺の臣道連盟への参加率は低い。また臣道連盟への参加率の高かった上記三地域はサンパウロ州北西部の奥地であった。ここでも海岸地域が不都合な事例として現れる。海岸地域も低開発の地方であったにもかかわらず、臣道連盟への参加を記録していない。つまり、利用可能な統計データは社会経済論を支持しないのだ。

更に重要なことは、社会経済論はその社会経済条件の強調とは裏腹に、一般農業移民層の地位と日本的文化価値を未分化なまま一体的に把握している。しかしすでに論じたように、文化イデオムは多様なイデオロギー解釈に開かれている。社会経済論はこの概念的一体化により、文化論が当初から抱えていた困難さへと引き戻されることになる。すなわち、なぜ一般農業移民層は文化イデオムのある特定のイデオロギー表現にのみ惹きつけられたのか。

2-4. 要因の未分化な一体化を超えて

先行研究はカチマケ抗争の展開を十分に説明し切れていない。文化論および組織論は臣道連盟の台頭の心理的および組織的背景を記述するが、日本移民間の分裂と抗争を説明できない。社会経済論は

彼らの社会経済的分化を指摘するが、実際の分布はその主張を支持しない。主たる問題は文化要因とその他の要因との未分化な一体化にある。三つの議論はカチマケ抗争の発生と展開における日本の文化価値の役割を過大に捉えている。

この文化的価値の過大評価の問題は、先行研究がカチマケ抗争後の展開を説明しようとする際に顕在化する。全体的に見て、カチマケ抗争の沈静化以降、日本移民たちはブラジル社会に編入されていく。先行研究はこの社会編入過程を日本移民たちのディアスポラの心理から同化的なそれへの集団的かつ主意主義的な転換の帰結として捉える（最も明確な定式化として、前山 1996）。ここで疑問が生じる。なぜ先行研究はカチマケ抗争の説明では日本の文化価値を根強く人々の行為を拘束するものとして捉えるのに、社会編入過程では主意主義的行為主体性が文化価値の拘束性を乗り越えると主張できるのか。先行研究は整合的な説明を提供していない。

本論は日本の文化価値の存在自体は否定しない。文化価値は人びとの行動を動機づけ得る。しかしそれは人びとの行為に影響を与える唯一の要因ではない。文化価値の強調は組織的要因、社会経済的要因の適切な把握を妨げる。とりわけ、その過度な一般化はカチマケ抗争の展開のローカルな差異を見逃させる。

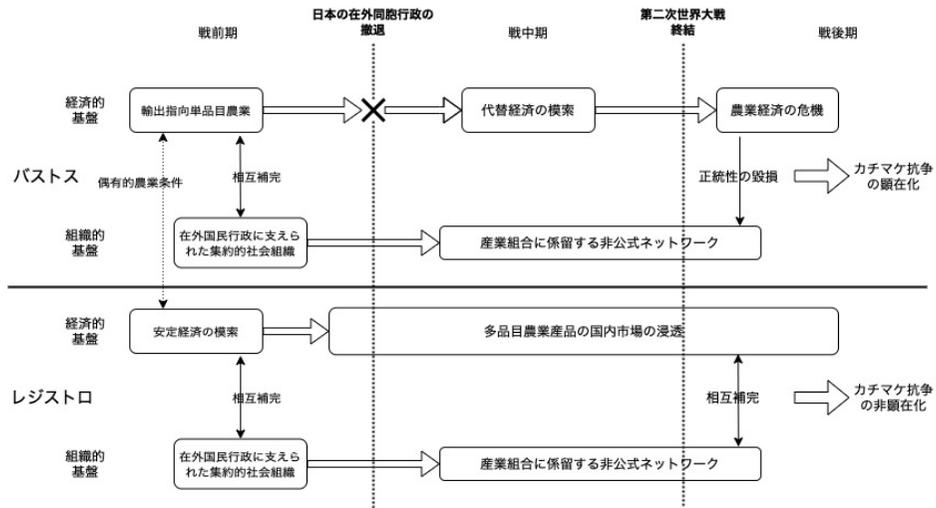
3. 因果メカニズムの再定式化：在外同胞行政の撤退と集団地の組織的、経済的基盤

本論は先行研究で指摘された三要素を否定するものではない。むしろ本論はカチマケ抗争の因果メカニズムにおける三要素の役割を再考し適切に位置づける。第一に、本論は日本移民がナショナリスティックな文化価値を抱いていた可能性を否定しない。しかし、文化価値が臣道連盟の台頭とカチマケ抗争の決定的条件とは考えない。本論は日本の文化価値と日本勝利の信条とのイデオロギー上の結合はむしろ抗争の効果であると示唆する。第二に、本論は日本移民集団地の飛び地的社会編成の重要性を否定しない。しかし、本論はそれを日本の文化価値の制度的表現とは捉えないし、飛び地的社会編成の持続を抗争の原因とは考えない。そうではなく、飛び地的社会編成の急速な解体こそが日本移民をカチ組とマケ組に分裂させた重要な要因であると本論は主張する。第三に、本論は日本移民間の社会経済分化を否定しない。だが性急にそれを彼らの社会心理状態と結びつけない。むしろ本論は日本移民たちを取り巻く社会経済条件自体の変化に注目する。

以上を踏まえ、本論は臣道連盟の台頭とカチマケ抗争は日本移民集団地の組織基盤と経済基盤の乖離によってより体系的に説明できると主張する。戦前期における集団地の経済基盤の違いは、戦後になってそれぞれの集団地の住民に対する移民組織の正統性に差を生み出した。重要なのは、農業組合が住民に農業施設、飼料、そしてとりわけ農産物の販売網といったクラブ財—非競争的かつ排他的な公共財（Buchanan 1965）—を供給する能力である。国交断絶により在外同胞行政が撤退すると、それまでの本国への経済的依存度にしたがって、集団地の間でクラブ財の供給能力に差が生じた。供給能力の低下した集団地は住民に対する移民組織の正統性を維持できなくなり、対照的に供給能力を維持できた集団地は正統性を維持した。

バストスとレジストロはこうした二つの集団地の類型を代表する。戦前期、バストスとレジストロは共に日本の在外同胞行政に支えられた飛び地的社会編成を有していた。両者の違いはその経済条件にある。この違いが飛び地的社会編成の異なる解体過程へと両者を導いていく。図1はバストスとレジストロで異なるカチマケ抗争の展開を生み出した飛び地解体のダイナミクスを図示したものである。

図 1：バストスとレジストロにおける飛び地的社会編成の解体過程



戦前期、バストスは主に日本への綿輸出を中心とする飛び地経済を謳歌していた。これに対し、レジストロは安定的な経済基盤の確立に苦心していた。この経済条件の違いは両者の偶有的な地理的立地に由来する。バストスの土壌が綿生産に適していたのに対しレジストロのそれは適していなかった。1942年の日本の在外同胞行政のブラジルからの撤退は、両者に異なる影響をもたらした。綿の輸出先の突然の喪失はバストスの経済的基盤を急速に不安定化したのに対し、在外同胞行政の撤退はレジストロ経済のブラジル国内市場への編入をむしろ促すこととなった。

バストスとレジストロの経済基盤の変化は、翻って双方の移民組織の正統性に影響を与えた。バストスでは、日本への綿の輸出販路に代表されるクラブ財を農業組合が住民に提供する能力が急速に低下した。その結果、住民を団結する移民組織の正統性は失われていった。レジストロでは、農業組合がブラジル国内市場への販路を拡大させていくのに伴ってクラブ財の提供能力も拡張し、移民組織の正統性は維持された⁽²⁾。戦後、臣道連盟が両地の住民に働きかけた時、バストスのリーダー層は臣道連盟の影響を防ぐことができなかったのに対し、レジストロはそれに成功した。二つの集団地の日本敗戦に対する反応の差は、以上の飛び地的社会編成の解体過程の違いによる。長期的に見れば、日本移民の集団地の飛び地的社会編成は戦後解体していく。バストスとレジストロは解体にいたる二つの経路を指し示している。飛び地の急速な解体を経験したバストスは暴力的な抗争を経験し、漸進的な解体過程を辿ったレジストロはその運命を免れたのである。

4. カチマケ抗争の発生をめぐるバストスとレジストロの比較

本節はバストスとレジストロの日本移民集団地の諸特徴を比較する。臣道連盟は日本移民の多く住むサンパウロ州北西部で主に動員に成功した。またカチマケ抗争が集中したのもこの地域である。しかし、抗争が顕在化した地域の諸特徴のみから抗争の原因を推論することには注意が必要である。たとえ例外的であっても、抗争が潜在的に留まった事例は因果メカニズムの新たな知見を導く(Rogowski 2010)。バストスとレジストロはそのような戦略的比較事例である。レジストロは日本移民の人口分布からすれば周辺的な海岸地域に位置し、この意味で例外事例である⁽³⁾。またバストス

は抗争が集中したサンパウロ北西部に位置するが、このことをもってバストスを抗争が顕在化した事例の代表とみなすことも早計である。しかし両地は、多くの特徴を共有するにもかかわらず、日本の敗戦に対して対照的な反応を示した。両地の比較は、カチマケ抗争の因果メカニズムのより妥当な推論を可能にする。

以下では第一にバストスとレジストロが多くの特徴を共有していたことを確認する。それにもかかわらずカチマケ抗争の展開は両者で異なった。これを踏まえて第二に、日本の在外同胞行政の撤退によって生じた両地の経済的基盤と組織的基盤の変化を農業組合の役割の変化に焦点を当てて検討し、二つの基盤の乖離が両者のカチマケ抗争に対する反応の違いを説明することを示す。

4-1. 戦前期におけるバストスとレジストロの諸特徴

4-1-1. 新旧集団地の人口構成

第一に、バストスとレジストロの人口構成はおおよそ似通ったものであったことを確認する。このことが重要なのはレジストロがバストスより13年早く創設されたためである。このことを捉えて、より早い時期に来伯したレジストロの住民はバストスの住民よりブラジル社会に同化しており、そのため前者ではカチマケ抗争が顕在化しなかったという推論も一見成り立つ。しかし実際には、サンパウロ州内での日本移民の地域間移住により、新旧移民の構成に関して両地に大きな違いはなかった。

1916年に創設されたレジストロであったが、人口の定着は不安定であった。1917年から31年の間でレジストロに入植していた日本移民家族の48%が他の地域に移住した（伯刺西爾時報社1933: 27; 半田1970: 354; Vazemi 2011: 30）。レジストロの人口が増加に転じるのは、1930年代後半からである。1931年には314家族だったレジストロの人口は1938年には467家族まで回復した（レジストロ聯合青年会1938b）。他方、1929年に開設されたバストスは当初日本から入植者を直接募集しようとした。しかし計画通りにはいかず、既にブラジルに渡ってきていた日本移民の中からも入植者を募った。1929年から38年の間で1,130家族がバストスに入植したが、その内の70%が既にブラジルに渡ってきていた旧移民によって構成されていた（水野1955: 31-32, 54, 81）。すなわち、レジストロとバストスは共に新旧移民の混成的な人口構成を有しており、両者の開設時期の違いはカチマケ抗争の展開の差を説明しない。

4-1-2. 移民の間で共有された文化的価値

文化論は日本移民に共有された文化的価値がカチマケ抗争の主要な要因としていた。しかし、バストスとレジストロの日本移民が内面化していたとされる日本の文化価値を経験的に観察するのは極度に困難である。確かに両地では天長節や運動会などナショナルスティックな行事が行われていた（『伯刺西爾時報』1931年5月14日；レジストロ聯合青年会1933）。さらに両地の住民たちは日本への報国献金にも参加していた（『伯刺西爾時報』1933年9月27日；1937年10月4日；レジストロ聯合青年会1938a）。先行研究はこれらの集合的行為を捉えて日本移民の文化価値の表出と解釈する（Maeyama 1972; Maeyama 1984; 根川 2013: 95-110）。しかし集合的行為自体は必ずしも参加者の主体的関与を意味しない。移民組織が住民へのクラブ財の供給を通じた統制力を発揮できる状況下では特にそうである。住民が自主的に参加していた可能性は否定されないとしても、彼らがクラブ財からの排除を恐れて、渋々参加していた可能性も否定できない。集団地における集合的行為を日本移民たちの文化価値の表出と捉えることには慎重であるべきであり、むしろ単に制度化された実践の証拠と捉える方が安全である。そのように捉えることで、我々はバストスとレジストロでの集合的行為の組織的、制度的基盤に目を向けることになる。

4-1-3. 集団地の飛び地的社会編成とブラジル政府による制約

組織論は組織的、制度的要因として二つの集団地の特徴に注目していた。一つは在外同胞行政に媒介された飛び地的社会編成であり、他はブラジル政府による日本移民に対する諸制約である。バストスとレジストロは共にこれらの特徴を備えていた。

バストスとレジストロは典型的な飛び地的集団地であった。両地は共に、領事館からの補助金を受けた半官営の植民会社が道路や学校、農業施設などの基礎的社会インフラを整備した（松村 1922; 水野 1955: 20-24）⁽⁴⁾。両地の日本移民たちは飛び地的社会編成に由来するクラブ財を享受した。例えば、バストスの植民会社および農業組合は様々な農業施設を建設し、また在外同胞行政を通じた日本への綿の販路を組合員に提供した（宮尾 1940; Rocha 1942; 水野 1955: 61-63）。農業組合が設立された1933年にはバストスの日本移民家族の約半数が組合に所属していたが、組合の提供するクラブ財を享受するため1939年にはほぼ全ての日本移民家族が組合に所属するようになった。移民組織は住民に対する統制も行使した。必要と判断された場合には、素行の悪い住民はバストスから追放された（水野 1955: 18, 47）。

同様に、レジストロの農業組合も成員たちにクラブ財を提供した。レジストロの農業組合は1928年に221の所属家族によって設立されたが、農業生産と組織体制の弱さにより活動は低調になり、1937年には85家族まで所属数が減少した。しかし在外同胞行政は、安定的な生産基盤の確立に向けた施設や指導を提供することで、レジストロの日本移民を支援し続けた（Crissiuma 1935: 113; Vazami 2011: 27-30）。1930年代後半、レジストロの日本移民たちが茶葉生産に有望な産業基盤を見出すと、のちに見るように、農業組合はブラジル国内市場へと販路を拡大させ、多くの日本移民家族が所属するようになった（レジストロ 60年史刊行委員会 1978: 85-91, 101-106）。

第二に、バストスとレジストロは共にブラジル政府からの制約を受けた。1942年に日伯の国交が断絶すると移民組織の禁止、外国語出版の禁止等、日本移民に対する規制が敷かれた。しかしこうした規制が日本移民たちの団体活動を根絶するには至らなかった。日本移民たちの活動は非公式ネットワークとして継続した。この点で農業組合がネットワークの鍵となった。ブラジル政府は、日本移民たちの農業生産を無視できず、認可された農業組合の活動は認めたのである（Taniguchi 2014）。

日本移民集団地は農業組合を団体活動の表組織として利用した。バストスでは日本人会と農業組合の指導層は重複していた（Mita 1999: 95）。1938年に日本人会が閉鎖されるとバストスの統制機能は農業組合に移行した（“Relatório sobre Atividade Nipônicas no Município de Guararapes” 1942; Mita 1999: 114-116）。日本語教育は公的には禁止されていたが、実際は秘密裏に継続されていた（水野 1955: 270）。レジストロにおいても状況はほぼ変わりなかった。日本人会の閉鎖後は、農業組合が集団地の中心として機能したし、また秘密裏の日本語教育も行われていた（深澤 2014: 155-156）。

つまり、バストスとレジストロは、先行研究が指摘する制度的、組織的要因を共に備えていたのである。両地とも在外同胞行政に媒介された飛び地的社会編成が制度化され、移民組織はクラブ財の供給を通じて住民に便益をもたらすと同時に統制力を発揮していた。ブラジル政府による規制は、バストスでもレジストロでもむしろ日本移民たちの内的団結を強めた。先に挙げた日本的行事の数々はこうした制度的配置の下で行われていた。

4-1-4. 日本移民の社会経済分化とブラジル社会との接触機会

社会経済論は社会階層分化とブラジル社会との接触機会の差が日本移民間の分裂を生んだとしていた。しかし、社会階層分化はバストスとレジストロの両地で観察されたし、ブラジル人住人も同程度両地に居住していた。

第一に、バストスとレジストロでは土地所有の点で階層分化が進んだ。両地は当初独立農向けに創設された。しかし、集団地が開発されていくにしたがって、住民間の社会階層分化が顕在化していった。バストス開設から四年後の1933年には早くも13.1%の住民が借地農と分益小作になっていた(水野 1955: 53)。1930年代に綿栽培がバストスで勃興するにつれて、単品目栽培で短期的利益を追求する借地農の割合は上昇していく(水野 1955: 63-64; 三田 1978: 43-44)。借地農の割合は1941年には約30%に上昇した(水野 1955: 114)。バストスと同様に、レジストロでも階層分化は進展した。管見では利用可能な統計データは存在しない。しかしいくつかの研究は、1930年代中盤までに一部の日本移民がレジストロを去った後、残ったものたちによる退耕地の集約が起こったと指摘する。茶葉栽培によって1930年代後半に経済状況が改善すると、彼らは新たにレジストロにやってきた日本移民たちに耕地を貸し出した(Müller 1980: 50-57; Hatanaka 2002: 84-85)。

第二にバストスとレジストロには一定規模のブラジル人住民が居住していた。1935年の時点でバストスの住民の30.4%がブラジル人であった(水野 1955: 54)。レジストロでは1938年の時点で、35.1%がブラジル人であった(海外興業株式会社 1939)。確かに、ブラジル人住民の存在が直ちに彼らと日本移民との接触を意味するわけではない。また接触があったとしても、全ての日本移民が同じ頻度で接触していたわけでもないだろう。肝心な点は、両集団地とも同程度のブラジル人住民がいたにもかかわらず、バストスだけがカチマケ抗争の顕在化を見たという点である。

以上見てきたように、バストスとレジストロは、先行研究がカチマケ紛争の原因として指摘する集団地のすべての特徴を共有していた。それにもかかわらず、バストスでのみ臣道連盟の影響力が浸透し暴力的抗争に発展した。臣道連盟がレジストロに無関心だったわけではない。彼らは連盟の支部を設立するためにレジストロに訪れている。またレジストロの住民にも日本の勝利を信じたものたちはいた。それにもかかわらず、臣道連盟はレジストロとの住民の動員に失敗したのだ。

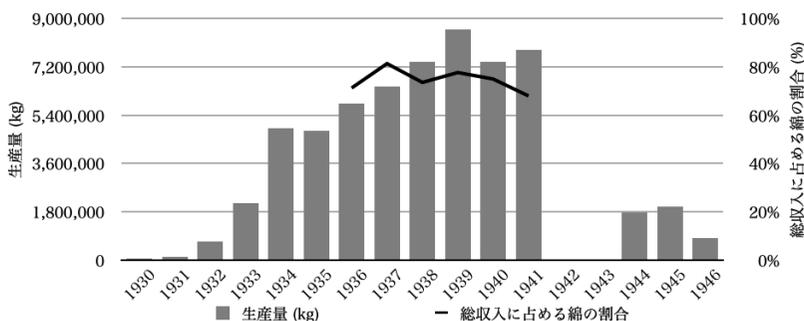
4-2. バストスとレジストロにおける経済基盤と組織基盤の関係の変化

4-2-1. バストス：飛び地経済の急速な崩壊

1930年代、バストスは綿花栽培で有名だったが、綿生産が下火になるとその経済基盤は不安定化した。輸出向け単作物栽培を基盤としたバストスの経済基盤は日本の在外同胞行政の撤退に大きな影響を受けた。

バストスの植民会社は当初、コーヒーをバストスの主要産品とする予定だった(海外移住連合会

図2：バストスにおける綿生産、1930-1946



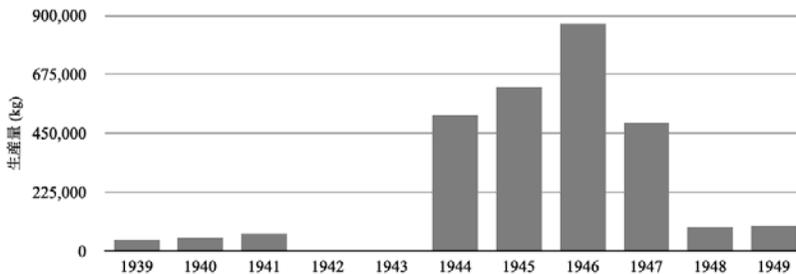
出典：ブラジル拓殖組合ガッド運動参謀部 1936: 5; 1937: 6-7; 1938: 8-9; 1941: 12-15; 水野 1955: 61-63, 132, 142.

* 1942、1943年はデータ欠損。

1930)。しかし1932年にサンパウロ政府が国際市場でのコーヒーの価格安定を狙い新規株の植え付けを禁止し、同時期に日本政府が綿の輸入元の模索を開始すると、バストスの植民会社は綿の栽培を住民たちに奨励した（水野 1955: 61-64）。図2はバストスにおける綿生産の推移を表す。1930年、バストスでは約66,000kgの綿が生産されていた。その後生産量は急速に増加し、1939年には1930年の130倍にまで成長する。最盛期には綿の売り上げが集団地の総収入に占める割合は80%近くと極めて高かった。

しかし1940年代に入ると、バストスの経済情勢は急速に悪化する。特に日本の在外同胞行政がブラジルから撤退すると、バストスは大口の綿の輸出先を突如として失うこととなった。これを受けて、バストスの日本移民は養蚕業に主要産業を切り替えていく。日本絹の国際市場への供給が止まり、ブラジルの絹価格が急上昇したことがこの転換に拍車をかけた。図3はバストスにおける絹生産を示す。1939年におよそ44,000kgの絹を生産していたバストスは、1946年には約870,000kgを生産するようになる。これは1941年の生産量のおよそ20倍の水準であった。（水野 1955: 110, 132）。とはいえ、養蚕業がバストスの経済をその後も持続的に支えたわけではない。大戦が終結すると、日本絹が国際市場に復帰するとの見測からブラジルの絹価格は急落した（水野 1955: 130-131）。バストスは絹の過剰生産を抱え、経済的苦境に立たされることとなった。

図3：バストスにおける絹生産、1939-1949



出典：水野 1955, 110, 132。
* 1942、1943年はデータ欠損。

綿から絹生産への転換、そして絹価格の急落という経済状況の変化は、バストスの農業組合の正統性を揺るがした。好景気時にはクラブ財の供給能力を背景に農業組合は住民に対する統制を維持していた。クラブ財からの排除は住民の生活を脅かしかねないからである。大戦中でさえ農業組合は秘密結社の影響をバストスから排除できていた。1942年頃、一部のバストス住民は大政翼賛同志会という極右的信条を掲げる結社を形成した。これに対し農業組合の指導者層は結社に参加していた11人の従業員を解雇し、また結社の首謀者をバストスから追放した（水野 1955: 118-120）。

しかし同時に、1930年代後半から、農業組合の統制力に支えられた住民間の一体性には陰りが差し始めていた。日本への綿の販路が絶たれると、農業組合は住民へのクラブ財の供給能力を低下させていったのである。第一に、綿生産の衰退により住民の1/4がバストスから去っていった（Mita 1999: 118）。第二に、農業組合は組合員の抜け売りの統制が困難になっていった。そして第三に、農業組合の銀行部門からの預金の引き出しが相次いだ（水野 1955: 123-124）。養蚕業の好況は一時的にこの傾向に歯止めをかけた。しかし、大戦直後の絹価格の暴落は農業組合の正統性を決定的に損ねることとなった。組合は財政的逼迫から組合員への支払いが困難になり、多くのものが組合から脱退し

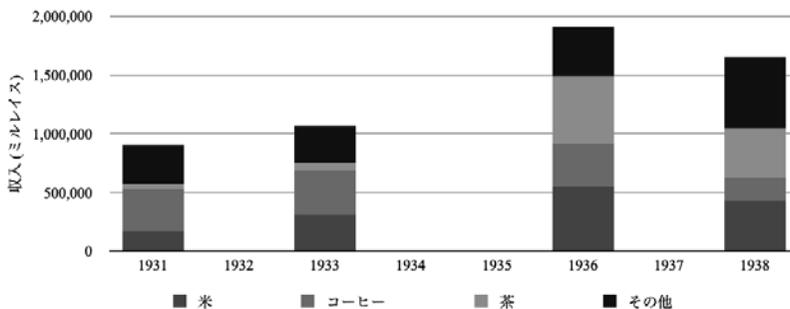
た⁽⁵⁾。同時に組合は従業員の大量解雇にも迫られた（水野 1955: 132-137）。バストスにおけるカチマケ抗争はこうした文脈の上で発生することになる。

4-2-2. レジストロ：飛び地の緩やかな解体

綿生産に経済的基盤を見出したバストスとは対照的に、1930年代後半に茶やその他ブラジル国内市場向けの多品目生産に活路を見出すまで、レジストロは経済基盤の安定化に苦しんだ。多品目生産の確立は農業組合の計画に基づくというより当地の農業、地理的条件の偶有性に依るところが大きい。しかしこの意図せざる農業発展の方向は、日本の在外同胞行政の撤退がレジストロ経済に及ぼす影響を和らげ、農業組合が撤退後も住民に対する正統性を維持することを可能にした。

1916年にレジストロが設立された時、植民会社は米を主要産品とする予定であった。しかし、レジストロの地理的、農業的条件はそれを妨げた。レジストロの日本移民たちは米作の代替産物の模索に迫られることになった（レジストロ60年史刊行委員会 1978: 56-59; Vazemi 2011: 34 - 35）。候補の一つとなったのはコーヒーであった。レジストロの地理的条件はコーヒー栽培に必ずしも適当とは言えなかったが、米作の限界が明らかになると、1922年には植民会社が日本から農業技師を呼び寄せコーヒー栽培を奨励した。1930年代初頭には多くの日本移民たちが主要作物をコーヒーに切り替えた（半田 1970: 354）。しかしレジストロのコーヒーの品質は他地域のそれと比べて劣り、コーヒー栽培は1930年代半ばまでに廃れていく。先に見たように、この時期レジストロから多くの日本移民が去っていった。

図4：レジストロにおける農業生産収入、1931-1938



出典：レジストロ聯合青年会 1933b: 27; 海外興業株式会社 c.1937; c.1939。
* 1932、1934、1935、1937年はデータ欠損。

1930年代後半になると、植民会社の支援も手伝い茶葉生産がレジストロの主要産業として次第に成長していく。茶葉生産の成長とともに、他の地域からレジストロへの日本移民の流入も増加していった。とはいえ、バストスにおける綿や絹のように、レジストロ経済が茶葉生産のみに頼ったわけではない。図4は1930年代のレジストロの農産物収入を示す。図では複数年のデータが欠損しているものの、農業生産の大まかな傾向は把握できる。1930年代後半に収入の80%近くを綿に頼っていたバストスとは対照的に、レジストロはそれに相当する支配的な生産物を持たなかった。確かに1930年代後半から茶葉産業は成長していた。しかし茶葉収入は、1936年の時点で全体の約30%、1938年で25%であった。レジストロの農業産物で注目されるもう一つの傾向は、ブラジル国内市場向けの諸産品からなる「その他」カテゴリーの収益割合である。1938年で「その他」は全体の収入の36%を占めていた。それまでの単品目生産の失敗もあり、レジストロは多品目生産体制を採ったのであった

(海外興業株式会社 1937; 1939)。

レジストロの組織基盤はこうした経済的背景の下で展開した。国交断絶と共にレジストロの農業組合は閉鎖されるが(レジストロ 60 年史刊行委員会 1978: 85-91)、それにとって替わるようにコチア農業組合がレジストロに進出した。戦前期、日本の在外同胞行政は日本移民の農業組合間の競合を防ぐために、各組合がそれぞれの集団地の範疇を超える活動を抑制していた。在外同胞行政が撤退したことによって、この規制は事実上なくなり、サンパウロ市郊外を基盤として近郊農業を展開していたコチア組合がレジストロにも進出することになったのである。

ブラジル国内市場への販路をもったコチア組合の進出は、レジストロの更なる国内市場への浸透を促進することになった。また、コチア組合は戦時配給品となっていたガソリンや肥料などをクラブ財として組合員に提供することにより、レジストロでも住民に対する正統性を獲得したのである。戦時中、レジストロの日本移民のうち約 300 家族がコチア組合に加入することとなった(安藤 1959: 145-146; レジストロ 60 年史刊行委員会 1978: 101-102, 106)。以上のような組織的基盤の上でレジストロは終戦を迎えることとなる。

4-3. バストスとレジストロにおけるカチマケ抗争の展開

1945 年 8 月に日本が降伏すると、バストスとレジストロの農業組合は共にそれぞれの住民に対して日本敗戦の報を伝えた。しかし、住民たちの反応は両集団地で異なっていた。

バストスでは農業組合の指導者層は住民の説得に失敗した。8 月 15 日、組合の溝部理事は彼の署名入りで日本の敗戦を伝えるパンフレットを配布し、住民に「思慮なき行動は慎むよう」(Neves 1960: 361) 求めた。しかし、同パンフレットは住民の沈静化に成功しなかった(Mita 1999: 163)。このことは戦時中バストスの農業組合が大政翼賛同志会と称する結社の影響を集団地から退けたのとは対照的であった。戦後直後の経済的危機により、クラブ財の供給によっても、もしくはそれからの排除の恐れによっても、バストスの農業組合はもはや住民を統制できなくなっていた。

1945 年 10 月、バストスの農業組合は、天皇の詔勅の写しと当時の外務大臣東郷茂徳の「天皇陛下ノ大御心ヲ奉戴シ帝国政府及臣民ハ日本国民タルノ誇ヲ堅持シ以テ難局ニ直面スルノ決心ヲ固メタリ、在外同胞諸君ニ於テモ同様ノ決心ヲ保持セラレムコトハ貴方ト常ニ思ヒヲ分ツ母国政府及国民ノ期待スルトコロナリ」(「終戦事情伝達趣意書」c.1945) とのメッセージが添えられたパンフレットを戦前の在外同胞行政下での指導者層の署名入りで、住民たちに配布した。しかし、このパンフレットが、臣道連盟に影響された住民たちの態度を変えることはなかった。臣道連盟の扇動者たちは、パンフレットは偽物であり非愛国的で不誠実なマケ組によって捏造されたものだと喧伝した。パンフレットはむしろ日本勝利を信じる住民から猜疑を呼び起こし、彼らの態度を硬化させた。(水野 1955: 155)。1946 年に入ると臣道連盟の活動は公然となり、同年 3 月最初のパンフレットを配布した溝部理事が殺害された。翌月にはカチ組の成員はバストスのマケ組数家族に爆弾を送りつけ怪我を負わせた(水野 1955: 156-157)。バストスの農業組合は紛争の沈静化に失敗したのである。

レジストロでのカチマケ抗争の展開に関する史料は多くない。しかし、ジャーナリスティックな記録はレジストロにも日本の勝利を信じた住民たちはいたし、また臣道連盟も動員に訪れたことを示している。レジストロのある移民はイタリア戦線から帰ってきた二世の青年と会った時のことを次のように回想している。「彼は軍服を着ていて、バスから降りてきた時、僕らを見つけて『イタリア戦線から今帰ってきました』と敬礼したんですね。『僕らはああ、生きて帰ってきた。良かったなって』って単純に思った。[...]でもあの頃、僕は心の中では『本当は日本が勝ったはず』とおもっていたけれども…」(深沢 2014: 156)。また別の日本移民は、「臣道聯盟の人が来てセッテ・バーラスとかキロン

ボでも会を作ろうとしたが、まとまらなかった」と証言する（深沢 2014: 157）。重要なのは日本勝利を信じた人の存在、また臣道連盟員の働きかけにもかかわらず、レジストロではカチマケ抗争が潜在的にとどまったということである。1945年の10月にバストスで配布された敗戦を告げるパンフレットは、レジストロでもコチア組合によって配布された。しかしながら、先のパンフレットが配布された後も、レジストロの住民から農業組合の指導者層たちに対する目立った反発は起きなかった（安藤 1959: 166-167; 宮尾 2003: 62）。クラブ財の供給能力が衰え農業組合の正統性が低下したバストスと違い、レジストロの農業組合は、戦中戦後期においてもクラブ財の供給能力を維持し、住民に対する統制力を発揮したのであった。

5. 結論

第二次世界大戦後にブラジルの日本移民間で生じたカチマケ抗争は、これまで文化論、組織論、そして社会経済論という相互に関連する三つの視点から理解されてきた。しかしこれらは文化要因と他の要因とを未分化なまま一体的に把握し、カチマケ抗争の発生に関して文化価値の役割を過大に評価してきた。その結果、これらの説明は、カチマケ抗争の展開のローカルな違いの説明に失敗していた。既存の説明の弱点はバストスとレジストロという二つの日本移民集団地を比較する際に明らかであった。両地は既存の説明がカチマケ抗争の要因とする全ての特徴を共有するにもかかわらず、抗争はバストスでしか顕在化しなかった。

バストスとレジストロの大きな違いは、戦前期における両者の経済的基盤にあった。日本の在外同胞行政が撤退した際、この違いは顕著となった。飛び地経済に依存していたバストスでは経済基盤が不安定になり、バストスの農業組合は住民に対する統制力を低下させた。対して、ブラジル国内市場への浸透が始まっていたレジストロは在外同胞行政の撤退の影響を正面から受けることなく、また住民に対する統制力も維持した。日本敗戦の報が両地に届いた時、バストスの農業組合は臣道連盟の影響を排除することに失敗し、レジストロのそれは成功した。

カチマケ抗争はブラジルにおける日本移民の飛び地的社会編成の解体を象徴している。1950年代中盤までに次第に抗争は沈静化していく。それ以降、ブラジルの日本移民たちは概ね二つの過程を辿った。第一には日本移民集団地の飛び地 (exclave) から定住地 (enclave) への移行であり、第二には個人の同化の進展である。既に見たように、日本移民集団地の飛び地から定住地の移行はレジストロの事例で進展していた。抗争の沈静化後、バストスにおいても定住地への移行は進展する。バストスの日本移民たちは養鶏業を中心として農業組合を再編し、ブラジル国内市場へ向けた販売路を拡大していく（水野 1955: 149-151）。バストスにおいてもレジストロにおいても、集約的エスニックネットワークの利点を生かし、日本移民たちは集約的に社会上昇移動を模索していく（Yasuda 1969; Makabe 1999; Taniguchi 2014）。

これと並行して、1950年代には地方部からサンパウロ市への日本移民の移動がはじまり、個々人のブラジル社会への同化も進展していく。戦前、サンパウロ市には日本移民全体の10%未満しか居住していなかったが、1958年には24%に上昇する（ブラジル日系人実態調査委員会 1964: 6, 426-427）。彼らは子弟をブラジルの高等教育機関に送り出し、ホスト社会の社会制度を通じた個人ベースの社会上昇を追求していく（Maeyama 1973; 1990）。これにともない移民組織の役割も次第に衰退していく。バストスとレジストロの事例でも見たように、戦前期日本移民のほぼ全員が農業組合をはじめとした移民組織に加盟していた。しかし移民組織に所属するものの割合は1950年代後半には農業従事者で41%、非農業従事者で31%まで低下していった（ブラジル日系人実態調査委員会編 1964,

vol.2: 314; Cardoso 1995: 126)。

長期的に見て、バストスにおいてもレジストロにおいても日本移民とその子孫たちはブラジル社会に編入されていった。しかし、バストスとレジストロはこの移民のホスト社会への社会編入にいたる二つの経路を示している。急速な飛び地の解体を経験した前者は暴力的な抗争に至り、飛び地から定住地へ漸進的に移行した後者はその運命を免れたのであった。

謝辞

本研究の一部は、サンパウロ人文科学研究所の助成を受けている。

註

- (1) 社会運動研究のフレーム分析は、「集合行為フレーム」と呼ばれる一連の信念や意味の集合によって社会運動は動員を図り、また運動を正統化すると論じる。しかしフレーム分析はどのフレームがなぜ動員に成功するのかを説明しない。フレーム分析は、広い支持を集めたフレームが影響力のあるフレームであるというトートロジーの隘路を抜け出せていない (Benford and Snow 2000)。ポスト構造主義的言説分析も同様の問題を抱える。それらは特定のイデオロギーがヘゲモニーを獲得する条件を事前に特定できない (Howarth 2000; Laclau 2005)。
- (2) このことは同時に、正統性を安定的に維持した移民組織は日本勝利の信念の下でも住民たちを団結させ得ることを含意する。史料は限定的だが、プレジデンテ・プルデンテの事例はこの可能性を示唆する。警察記録によれば、同地では戦前期に日本人会の会長として有力者だった指導者が、日本人会の組織を移植する形で秘密結社を組織し、戦後においても大半の日本人住民を動員することに成功したとされる (“Testemunha de Iwao Ban” : Abril 26, 1946; “Testemunha de Akira Takahashi” : Abril 29, 1946; “Testemunha de Kiyoshi Inoue” : Maio 2, 1946)。
- (3) 1942年の時点でレジストロを含む海岸地域は日本移民全体の4.2%の人口しか抱えていなかった(表1参照)。
- (4) バストスはブラジル拓殖組合、レジストロは海外興業株式会社によって開発された。
- (5) このことに加えて、農業組合の養蚕業に対する戦時中の投資は戦後直後の組合の財政危機を悪化させた。1944年、組合は組合員からの出資を募り新たな養蚕工場の建設にとりかかった。しかし、終戦直後の絹価格の暴落により組合は出資の返済が不可能となった(水野 1955: 124-125)。

参考文献

- 安藤ゼンパチ 1959『コチア産業組合三十年の歩み』サンパウロ：コチア産業組合。
- Benford, Robert, and David Snow. 2000 “Framing Process and Social Movements: An Overview and Assessment.” *Annual Review of Sociology* 26, 611-639.
- 『伯刺西爾時報』「バストス移住地の天長節奉祝運動会」1931年5月14日。
- 「報国献金」1933年9月27日。
- 「在外同胞銃後の支援」1937年10月4日。
- 伯刺西爾時報社編 1933『伯刺西爾年鑑』サンパウロ：伯刺西爾時報社。
- ブラジル日系人実態調査委員会編 1964『ブラジルの日本人』, 2 vols. 東京：東京大学出版会。
- Buchanan, James. 1965 “An Economic Theory of Clubs,” *Economica*, new series 32 (125) , 1-14.

- Cardoso, Ruth Corrêa Leite. 1995 *Estrutura Familiar e Mobilidade Social: Estudos dos Japoneses no Estado de São Paulo*, Masato Ninomiya (ed.) . São Paulo: Primus Comunicação.
- Crissiuma, Eddy de F. 1935 “Concentração Japonesa em São Paulo,” *Geografia* 1 (1) , 110-114.
- Dezem, Rogério. 2000 *Shindo-Renmei: Terrorismo e Repressão*. São Paulo: Arquivo do Estado/Imprensa Oficial.
- 藤崎康夫 1974『陛下は生きておられた—ブラジル勝ち組の記録—』東京：新人物往来社 .
- 深沢正雪 2014『一粒の米もし死なずば』秋田：無明舎 .
- 半田知雄 1970『移民の生活の歴史—ブラジル日系人の歩んだ道—』サンパウロ：サンパウロ人文科学研究所 .
- Hatanaka, Maria Lúcia Eiko. 2002 *O Processo Judicial da Sindo-Remmei: Um Fragmento da História dos Imigrantes Japoneses no Brasil*. São Paulo: Fundação Japão.
- Heisler, Barbara Schmitter. 1985 “Sending Countries and the Politics of Emigration and Destination.” *International Migration Review* 19 (3) , 469-484.
- Howarth, David. 2000 *Discourse*. Buckingham: Open University Press.
- Kumasaka, Y., and H. Saito. 1970 “Kachigumi: A Collective Delusion among the Japanese and Their Descendants in Brazil,” *The Canadian Journal of Psychology* 15, 167-175.
- Laclau, Ernesto. 2005 *On Populist Reason*. New York: Verso.
- Makabe, Tomoko. 1999 “Ethnic Hegemony: The Japanese Brazilians in Agriculture, 1908-1968,” *Ethnic and Racial Studies* 22 (4) , 702-723.
- 前山隆 (Maeyama, Takashi) . 1982『移民の日本回帰運動』NHK ブックス .
- 1996「適応の論理と心理—日本敗戦とブラジル日系人—」, 前山隆『エスニシティとブラジル日系人—文化人類学的研究—』東京：御茶の水書房, 249-282.
- 1990「日系人（ブラジル）—中間マイノリティの問題—」『文化人類学』7, 202-221.
- 1984「ブラジルの日系人におけるエスニシティとアイデンティティ—認識的、政治的現象として—」『民俗学研究』48 (4) , 444-458.
- . 1979 “Ethnicity, Secret Societies, and Associations: The Japanese in Brazil,” *Comparative Studies in Society and History* 21 (4) , 589-610.
- . 1973 “Religião, Parentesco e as Classes Médias dos Japoneses no Brasil Urbano,” in Hiroshi Saito and Takashi Maeyama (eds.) *Assimilação e Integração dos Japoneses no Brasil*. São Paulo: Editoria Vozes/Editoria da USP, 240-272.
- . 1972 “Ancestor, Emperor, and Immigrant: Religion and Group Identification of the Japanese in Rural Brazil (1908-1950) .” *Journal of Interamerican Studies and World Affairs* 14 (2) , 151-182.
- Lesser, Jeffrey. 1999 *Negotiating National Identity: Immigrants, Minorities, and the Struggle for Ethnicity in Brazil*. Durham: Duke University Press.
- Miranda, Mario Botelho de. 1948 *Shindo Renmei: Terrorismo e Extorsão*. São Paulo: Saraiva.
- Mita, Chiyoko (三田千代子). 1999 *Bastos: Uma Comunidade Étnica Japonesa no Brasil*. São Paulo: Humanitas/FFLCH.
- 2009『「出稼ぎ」から「デカセギへ」—ブラジル移民 100 年に見る人と文化のダイナミズム—』東京：不二出版 .
- 1978「ブラジルに於ける戦前日本人社会の社会制度と文化目標の矛盾—勝負抗争の社会的背景—」『ラテンアメリカ論集』11/12, 38-65.

- 宮尾進 . 2003『臣道聯盟—移民空白時代と同胞社会の混乱—』サンパウロ：サンパウロ人文科学研究所 .
- Nakadate, Jouji. 1988 “O Japão Venceu os Aliados na Segunda Guerra Mundial? O Movimento Social ‘Sindo-Renmei’ em São Paulo (1945-1949) .” Dissertação de Mestrado. São Paulo: Pontifícia Universidade Católica de São Paulo.
- 根川幸雄 2013「戦前・戦中期ブラジルにおける日系移民子弟教育の史的研究」博士論文，総合研究大学院大学 .
- Reichl, Christopher. 1995 “Stages in the Historical Process of Ethnicity: The Japanese in Brazil, 1908-1988,” *Ethnohistory* 42 (1) , 31-62.
- レジストロ 60 年史刊行委員会編 1978『レジストロ植民地の 60 年』レジストロ：レジストロ 60 年史刊行委員会 .
- Rogowski, Ronald. 2010 “How Inference in the Social (but Not the Physical) Sciences Neglects Theoretical Anomaly,” in Henry Brady and David Collier (eds.) *Rethinking Social Inquiry: Diverse Tools, Shared Standards*, 2nd edition. Lanham: Rowman & Littlefield Publishers, 89-98.
- Skocpol, Theda. 1994 “Cultural Idiom and Political Ideologies in the Revolutionary Reconstruction of State Power: A Rejoinder to Sewell,” in Theda Skocpol. *Social Revolutions in the Modern World*. New York: Cambridge University Press, 199-209.
- Shizuno, Elena Camargo. 2010 *Os Imigrantes Japoneses na Segunda Guerra Mundial: Bandeirantes do Oriente ou Perigo Amarelo no Brasil*. Londrina: Edeal.
- Smith, Robert C. 2008 “Contradictions of Diasporic Institutionalization in Mexican Politics: The 2006 Migrant Vote and Other Forms of Inclusion and Exclusion.” *Ethnic and Racial Studies* 31 (4) , 708-748.
- 高木敏朗 1970『狂信—ブラジル日本移民の騒乱—』東京：朝日新聞社 .
- Takeuchi, Marcia Yumi. 2008. *O Perigo Amarelo: Imagens do Mito, Realidade do Preconceito (1920-1945)* . São Paulo: Humanitas/FAPESP.
- Taniguchi, Gustavo Takeshi. 2014 “Imigrantes Japoneses e Mercado de Trabalho Agrícola em São Paulo (1908-1958) ,” in Maria Luíza Tucci Carneiro and Sedi Hirano (eds.) *Histórias Migrantes: Um Mosaico de Nacionalidades e Múltiplas Culturas*. São Paulo: Humanitas/FAPESP, 167-204.
- Tigner, James. 1954 *Okinawans in Latin America: Investigations of Okinawan Communities in Latin America, with Exploration of Settlement Possibilities*. Washington D.C.: Pacific Science Board, National Research Council.
- . 1961 “Sindo Renmei: Japanese Nationalism in Brazil,” *The Hispanic American Historical Review* 41 (4) , 515-532.
- Vazemi, Bruna Kobayashi. 2011 “O Braço da Imigração Japonesa: Iguape e Registro (Vale do Ribeira, SP) ,” *Jinmonken* 6, 9-46.
- Vieira, Francisca Isabel Schurig. 1973 *O Japonês na Frente de Expansão Paulista: O Processo de Absorção do Japonês em Marília*. São Paulo: Pioneira/EDUSP.
- Willems, Emilio, and Hiroshi Saito. 1947 “Shindo Renmei: Um Problema de Acluturação,” *Sociologia* 9 (2) , 132-152.

未刊行史料および希少刊行史料（希少刊行史料の閲覧元は括弧内に示す）

ブラジル拓殖組合ガット運動参謀部編 1936『第二次ガット経済調査講評』サンパウロ：ブラジル拓

- 殖組合（サンパウロ：ブラジル日本移民資料館）。
- 1937『第三次ガット経済調査講評』サンパウロ：ブラジル拓殖組合（サンパウロ：ブラジル日本移民資料館）。
- 1938『第四次ガット経済調査講評』サンパウロ：ブラジル拓殖組合（サンパウロ：ブラジル日本移民資料館）。
- 1939『第五次ガット経済調査講評』サンパウロ：ブラジル拓殖組合（サンパウロ：ブラジル日本移民資料館）。
- 1941『第六次ガット経済調査講評』サンパウロ：ブラジル拓殖組合（サンパウロ：ブラジル日本移民資料館）。
- 海外移住組合連合会編 1930『海外移住組合連合会誌』2号（1930年3月），大野緑一郎関係文書，リール R84，東京：国立国会図書館憲政資料室。
- 海外興業株式会社編。c.1937「昭和十一年末現在イグアペ植民地一般情勢一覧表」財 0015-03650，東京：国立公文書館。
- c.1939「昭和十三年末現在イグアペ植民地一般情勢一覧表」財 0015-03650，東京：国立公文書館。
- 松村英治 1922『レジストロ植民地誌』VE801-653，東京：国立国会図書館憲政資料室。
- 宮腰千葉太 c.1945「地方巡回実情報告草稿」サンパウロ：ブラジル日本移民資料館。
- 宮尾厚 1940「許可申請に関する件」（1940年10月14日），移（D3），リール 45，東京：国立国会図書館憲政資料室。
- 水野昌之。1955.『バストス二十五年史』サンパウロ：私家版（サンパウロ：サンパウロ人文科学研究所）
- レジストロ聯合青年会編 1933a「天長節奉祝と公立学校の Festa de Aves」『O Registro』4号（1933年5月），14-15. VE801-Z97，東京：国立国会図書館。
- 1933b「生産動態」『O Registro』4号（1933年5月），26-28. VE801-Z97，東京：国立国会図書館。
- 1938a「児童国防献金の件」『O Registro』29号（1938年1月），4-7. VE801-Z97，東京：国立国会図書館。
- 1938b「人口動態」『O Registro』34号（1938年7月），5-9. VE801-Z97，東京：国立国会図書館憲政資料室。
- “Relação de Representantes de Filiais da Sociedade ‘Shindo Renmei’” c.1945 DEOPS-SP コレクション，vol.10, fs.2316-2318, サンパウロ：サンパウロ人文科学研究所。
- “Relatório sobre Atividades Nipônicas no Município de Guararapes” 1942 (Março 17, 1942) Prontuário 8342 “Nipônismo,” vol.1, São Paulo: Arquivo Público do Estado de São Paulo.
- Rocha, Eduardo Lusada. 1942 “Relatório sobre Alta-Paulista e Noroeste ao Delegado de Ordem, Política e Social” (Abril 27, 1942) . Prontuário 8342 “Nipônismo,” vol.1, São Paulo: Arquivo Público do Estado de São Paulo.
- 「臣道」一号（1945年12月）移 1（D3），リール 36，東京：国立国会図書館憲政資料室。
- 「終戦事情伝達趣意書」c.1945 サンパウロ：ブラジル日本移民資料館。
- “Testemunha de Iwao Ban” Abril 26, 1946 DEOPS-SP コレクション，fils.1080-1081, vol.5, サンパウロ：サンパウロ人文科学研究所。
- “Testemunha de Akira Takahashi” Abril 29, 1946 DEOPS-SP コレクション，fils.1158-1159, vol.5, サンパウロ：サンパウロ人文科学研究所。
- “Testemunha de Kiyoshi Inoue” Maio 2, 1946 DEOPS-SP コレクション，fils.1238-1239, vol.5, サンパウロ：サンパウロ人文科学研究所。

輪湖俊午郎 1939「帰国か永住か」輪湖俊午郎編『バウル管内の邦人』チエテ植民地：私家版（サンパウロ：サンパウロ人文科学研究所）。

付録：地域別臣道連盟加入者割合の推計方法

表1に示されたサンパウロ州各地域ごとの臣道連盟加盟者割合は以下の手続きによって推計した。

第一に、1945年時点での各地域ごとの臣道連盟加盟者実数は次のように推計した。サンパウロ人文科学研究所（Centro de Estudos Nipo-Brasileiros）に収蔵されている DEOPS-SP コレクションは、サンパウロ州政治社会治安局（Departamento Estadual de Odrem Política e Social de São Paulo）によって収集、作成された臣道連盟事件に関する証拠、証言資料をサンパウロ人文科学研究所が整理した資料群である。そこには「臣道連盟の支部および代表者（Relação de Representantes de Filiais da Sociedade 'Shindo Renmei'）」と題されたレポートが含まれる。レポートは1945年時点での52の臣道連盟支部（その内三ヶ所はサンパウロ州外）とそれぞれの登録加盟数をリスト化している。筆者は登録加盟数を地域区分ごとに合算、整理した。臣道連盟は、加入者の家族もまた登録加盟者として算入していた（三田 1978: 41）。当時の日本移民の家族内権力構造を鑑み、家父長が家族全体に対する決定権を持っていたと仮定し、登録加盟者数を当時の平均家族構成員数 5.9（輪湖 1939: 14 参照）で割ったものを加盟者実数として推計した。地域ごとの加盟者実数の推計は以下の通りである。7,517（アルタパウリスタ）、6,695（ノロエステ）、3,644（ソロカバナ）、1,000（アララクアラとボルダドプラナルト）、42（サンパウロ市とその周辺）、186（バーリドパライバ）、0（海岸地域）。

第二に、1945年時点での地域ごとの日本移民居住者実数は次のように推計した。1958-59年にブラジル日系人実態調査委員会によって438,719人のブラジル日本移民を対象として行われたサーベエ調査は実質的に全ての日本移民を対象とした大規模調査であった（ブラジル日系人実態調査委員会 1964, vol.1: 3）。調査データには五年ごとの調査対象者の居住地域が含まれていた。調査対象者データはしかし、個人ではなく、家族を単位とするものであった。筆者は地域ごとの居住者数に当時の平均家族構成員数（5.9）を乗じ、それぞれの地域の居住者実数を推計した。また、1945年のデータは取られていなかったため、直近の1946年のデータを近似値として使用した。得られた地域ごとの日本移民居住者実数の推計は次の通りである。30,816（アルタパウリスタ）、34,226（ノロエステ）、18,219（ソロカバナ）、12,809（アララクアラとボルダドプラナルト）、27,347（サンパウロ市とその周辺）、1,847（バーリドパライバ）、5,814（海岸地域）、6,992（その他の地域）。

第三に、地域ごとの臣道連盟加盟者実数（A）と日本移民居住者実数（B）の推計に基づき、筆者は各地域ごとの臣道連盟加盟者割合を（A）を（B）で割り100で乗ずることで推計した。

もちろん以上の手続きで求められた地域ごとの臣道連盟加盟者割合の推計値は正確な値とは異なると予想される。なにより、DEOPS-SP コレクションに示されていた臣道連盟の登録加盟者数は臣道連盟自体によって報告された値であり、誇張されたかあるいは不正確な可能性が高い。それにもかかわらず、以上の推計値は、臣道連盟への加入割合が高かった三つの地域（アルタパウリスタ、ノロエステ、ソロカバナ）とそれ以外の地域との対照を推論するには十分な根拠を提供している。

Manifestation of Diaspora Nationalism Revisited:
Rethinking *Kachi-make* conflicts
through the comparison between Bastos and Registro

Hiroyuki Shibata

Abstract

In the immediate aftermath of WWII, many Japanese migrants in the state of São Paulo claimed Japan had won the war while others accepted it had lost. This eventually resulted in intra-group conflicts known as *Kachi-make* conflicts. Why and how did the conflicts occur? Earlier studies have provided cultural accounts to this question, arguing that those with a strong patriotic attachment to the homeland attacked those without. However, the cultural argument cannot explain the different levels of the conflicts between Japanese communities. By comparing two rural communities, Bastos and Registro, I argue that the disjuncture between local economic and organizational bases weakened the community's associational legitimacy, which led to the conflicts. In the long run, communal organizations of Japanese migrants gradually dissolved. However, Bastos and Registro demonstrated two different courses of the dissolution: Bastos saw violent conflicts among the residents because of the widening gap between the two bases whereas Registro did not see the violence because it sustained coherence between them.

keywords: *kachi-make* conflicts, migrant transnationalism, diaspora nationalism, diasporic bureaucracy, exclave

2021 年度 学術研究プロジェクト一覧

学術委員会において企画・検討された以下の3プロジェクトが、2021年度活動した。学術研究プロジェクトの研究概要は以下のとおり。

(1) 日系カナダ人の経験を通してみる戦後の日加関係

【概要】

2020年度まで継続して調査・研究してきたテーマ——第二次世界大戦後に日本に「送還」された日系カナダ人の日加文化交流・日加友好関係増進への貢献——を、さらに進め、文化面・学術面から戦後の日加関係を考察する。

【プロジェクトリーダー】

飯野正子（津田塾大学理事・名誉教授）2021年度

(2) 個人記録と移民史記述に関する多角的検討

【概要】

個々の移民にかかわる日記・記録・書簡・創作といった一次史料としての個人記録の収集・整理・分析作業を中心に据えつつ、個人記録を公文書等の他の一次史料群や二次的な刊行物と接合させることにより、移民史記述へと昇華させてゆく方法について、これまでの研究蓄積を総合的に確認し、多角的に分析する。この作業を通じて、一次史料としての個人記録収集・整理・利用の精緻化と、移民史記述に有機的に組み込んでゆく方法の構築とを試みる。

【プロジェクトリーダー】

柳田利夫（慶應義塾大学名誉教授）2021年度～2023年度

(3) 海外への移動・移送と「絆」の視点からみるグローバルヒストリー

【概要】

本プロジェクトの目的は、前プロジェクト「海外交流・渡航・移住の視点からみるグローバルヒストリー」の問題意識や視座を継承しつつ、日本から海外（北米、ハワイ、オーストラリア）への、あるいは海外から日本への移動・移送が生み出す「絆」、そしてその「絆」に影響を受けてさらなる移動・移送へと続く現象を、グローバルヒストリーに位置づけることである。とくに、近年の研究によって解明されつつある移動の重層性や連続性に焦点を当て、「絆」の多重的な部分を明らかにする計画である。また、移動に多大な影響を与える法的な制度についても積極的に議論に含めていくつもりである。本プロジェクトが完了する2024年は、アメリカの1924年移民法（いわゆる「排日移民法」）の成立から100年目の年であり、移民にかかわる法的措置とその影響にあらためて注目することは意義深いと考えている。

従来の研究では、日米和親条約（嘉永7年3月3日・1854年3月31日）以前の海外交流や渡航を偶発的・単発的なものとみなし、ハワイに「官約移民」が渡航した1885年を「日本人移民元年」と位置づけ、「移民」を狭義にとらえるナショナルヒストリーの枠内で移動・移送を考察する傾向があった。そこで、本プロジェクトでは、19世紀半ばから20世紀半ばまでの人、もの、情報やリソースの移動とその連鎖について、移民法などの制度面と、個人の言動（人々の主体性）の両者に光を当て、とくに移動する人を支える「絆」について、さらなる検証を進めたい。

【プロジェクトリーダー】

小澤智子（武蔵野美術大学教授）2021年度～2023年度

執筆者一覧 Authors

菅（七戸） 美弥（東京学芸大学・教授）
Miya Shichinohe-Suga (Tokyo Gakugei University)

北脇 実千代（日本大学・准教授）
Michiyo Kitawaki (Nihon University)

柳田 利夫（慶應義塾大学・名誉教授）
Toshio Yanagida (Keio University)

小澤 智子（武蔵野美術大学・教授）
Tomoko Ozawa (Musashino Art University)

飯野 正子（津田塾大学・名誉教授／海外移住資料館学術委員会委員長）
高村 宏子（東洋学園大学・元教授）
原口 邦紘（外務省外交史料館・元副館長）
木野 淳子（東京外国語大学・兼任講師）
Masako Iino (Tsuda University / Chair, Academic Advisory Committee, JOMM)
Hiroko Takamura (Toyo Gakuen University)
Kunihiro Haraguchi (Diplomatic Archives, MOFA)
Junko Kino (Tokyo University of Foreign Studies)

ソアレス モッタ フェリッペ アウグスト（大阪大学・特任助教）
Felipe Augusto Soares Motta (Osaka University)

柴田 寛之
Hiroyuki Shibata

JICA 横浜 海外移住資料館 研究紀要 16

2021 年度

発行：国際協力機構横浜センター
Japanese Overseas Migration Museum
海外移住資料館
発行年月：2022 年 3 月

問い合わせ先

JICA 横浜 海外移住資料館
〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港 2-3-1 JICA 横浜 2 階
Tel 045-663-3257 / Fax 045-222-7162
Web : <https://www.jica.go.jp/jomm>
E-mail : jicayic_jomm_info@jica.go.jp

本研究紀要は、海外移住資料館『研究紀要』執筆要領に則り編集を行っています。
ただし、原稿の特質、執筆者の意向等を尊重し、一部異なった体裁・表記の部分が
あります。

Journal of the Japanese Overseas Migration Museum

JICA Yokohama

Vol. 16

2021

Articles —————

The Impact of Migrations and the Definition of “Family”
on Collection of U.S. Census Data:
Insights from the 1860 Census and Other Primary Sources

Miya Shichinohe-Suga

Transnational Mobility and Network after the “Wakamatsu Colony”:
The Life of Yoneko Yanagisawa in the U.S. and Japan

Michiyo Kitawaki

Reconsidering Teikichi Tanaka
— Japanese Emigration to Peru and Latin America as Sources of Wealth —

Toshio Yanagida

Research Notes —————

Locating Shipwrecked Persons in the Discussion to “Open” Japan

Tomoko Ozawa

Review on Scholarly Materials —————

The Documents Relating to the Japanese Emigration to Canada
after World War II, in the Collection of the Diplomatic Archives, MOFA

Masako Iino
Hiroko Takamura
Kunihiro Haraguchi
Junko Kino

[Grand Prize (Scholarly Research), JICA Essay Competition (2021)]

Recording the War as Experienced in a Foreign Land: On Mário Botelho de
Miranda and Kishimoto Kōichi.

Felipe Augusto Soares Motta

[The Runner-up Award (Scholarly Research), JICA Essay Competition (2021)]

Manifestation of Diaspora Nationalism Revisited:
Rethinking *Kachi-make* conflicts
through the comparison between Bastos and Registro

Hiroyuki Shibata

